

# 水俣市議会会議録

平成29年3月第1回定例会（2月22日招集）

水俣市議会事務局

# 平成29年3月第1回定例会（2月22日招集）会期日程表

（会期 2月22日から3月16日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月22日	水	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成28年度各会計補正 予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	23日	木		休 会	議案調査（予算説明）
3	24日	金			議案調査（予算説明）
4	25日	土			市の休日（土曜日）
5	26日	日			市の休日（日曜日）
6	27日	月			議案調査
7	28日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
8	3月1日	水			議案調査（高校卒業式）
9	2日	木			議案調査
10	3日	金			議案調査
11	4日	土			市の休日（土曜日）
12	5日	日			市の休日（日曜日）
13	6日	月			議案調査
14	7日	火			午前9時30分
15	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、小路貴紀君、野中重男君）
16	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（桑原一知君、谷口明弘君、牧下恭之君） 議案質疑 委員会付託
17	10日	金	——	委員会	委員会
18	11日	土		休 会	市の休日（土曜日）
19	12日	日			市の休日（日曜日）（中学校卒業式）
20	13日	月	——	委員会	委員会
21	14日	火		休 会	議事整理日
22	15日	水			議事整理日
23	16日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

平成29年2月22日（水） —— 1日目 ——

出欠席議員	1-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	3
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の変更について	4
日程第2 会議録署名議員の指名について	4
日程第3 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第4 議第1号 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について	6
日程第5 議第2号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議第3号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第7 議第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	12
日程第8 議第5号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第9 議第6号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第10 議第7号 平成29年度水俣市一般会計予算	18
日程第11 議第8号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	22
日程第12 議第9号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	24
日程第13 議第10号 平成29年度水俣市介護保険特別会計予算	25
日程第14 議第11号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	26
日程第15 議第12号 平成29年度水俣市病院事業会計予算	28
日程第16 議第13号 平成29年度水俣市水道事業会計予算	30
日程第17 議第14号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	31
日程第18 議第15号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	35

日程第19	議第16号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	1-36
日程第20	議第17号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	37
日程第21	議第18号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	38
日程第22	議第19号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	40
日程第23	議第20号	第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について	40
日程第24	議第21号	工事請負契約の変更について	41
日程第25	議第22号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	41
日程第26	議第23号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	41
日程第27	議第24号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まっぼっくり）	42
日程第28	議第25号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）	42
		市長の所信表明並びに提案理由説明	43
		休憩・開議	53
		市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	53
		先議案件に対する質疑	59
		委員会付託	60
		休憩・開議	60
		○総務産業委員長の報告	60
		○厚生文教委員長の報告	62
		委員会審査報告書	64
		委員長報告に対する質疑	65
		討 論	65
		採 決	65
日程第29	議案の撤回について（議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について）		65
		市長の撤回理由説明	66
		採 決	66
日程第30	陳情の取り下げについて（陳第8号 原子力災害に関する専門部会の設置を求め る陳情について）		66
		採 決	67
		散 会	67

平成29年3月7日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○高岡利治君の質問	3
1 市政運営の基本方針について	3
2 市庁舎建替事業について	3
3 水俣病問題への取り組みについて	3
4 地域医療の充実について	4
5 学校教育について	4
市長の答弁	4
○高岡利治君の発言	5
総務部長の答弁	6
○高岡利治君の再質問	7
市長の答弁	7
総務部長の答弁	8
○高岡利治君の発言	8
福祉環境部長の答弁	8
○高岡利治君の再質問	10
市長の答弁	11
福祉環境部長の答弁	12
○高岡利治君の再々質問	12
福祉環境部長の答弁	13
病院事業管理者の答弁	13
○高岡利治君の再質問	14
病院事業管理者の答弁	15
教育長の答弁	16
○高岡利治君の再質問	17

教育長の答弁	2-18
○高岡利治君の再々質問	19
教育長の答弁	19
休憩・開議	20
○中村幸治君の質問	20
1 地域おこし協力隊員について	20
2 初恋のまちづくりについて	20
3 環境について	21
(1) 第2次水俣市環境基本計画について	
(2) 不法投棄について	
市長の答弁	21
総務部長の答弁	21
○中村幸治君の再質問	22
総務部長の答弁	23
○中村幸治君の再々質問	24
総務部長の答弁	25
市長の答弁	25
○中村幸治君の再質問	27
市長の答弁	28
○中村幸治君の再々質問	30
市長の答弁	30
福祉環境部長の答弁	31
○中村幸治君の再質問	33
福祉環境部長の答弁	34
○中村幸治君の再々質問	35
福祉環境部長の答弁	36
休憩・開議	37
○藤本壽子君の質問	37
1 水俣市の再生エネルギーの取り組み状況と諸問題について	38
2 川内原子力発電所事故時の市民への対策について	38
3 水俣市の女性の声を生かす「女性議会」の開催について	38
市長の答弁	39

○藤本壽子君の再質問	2-40
市長の答弁	42
総合政策部長の答弁	43
○藤本壽子君の再々質問	43
市長の答弁	44
総合政策部長の答弁	44
○藤本壽子君の再質問	45
総合政策部長の答弁	47
○藤本壽子君の再々質問	47
総合政策部長の答弁	48
市長の答弁	48
副市長の答弁	48
○藤本壽子君の再質問	50
副市長の答弁	51
○藤本壽子君の再々質問	52
副市長の答弁	52
散    会	53

平成29年3月8日（水）      — 3日目 —

出欠席議員	3-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開    議	2
日程第1 一般質問	2
○高岡朱美君の質問	2
1 就学援助金制度について	3
2 水俣環境アカデミア事業について	4
3 NHK大河ドラマ「西郷どん」の効果によるさらなる観光入込客獲得について	4
市長の答弁	4
教育長の答弁	4

○高岡朱美君の再質問	3-6
教育長の答弁	7
○高岡朱美君の再々質問	8
教育長の答弁	8
市長の答弁	8
○高岡朱美君の再質問	10
市長の答弁	13
○高岡朱美君の再々質問	13
市長の答弁	15
産業建設部長の答弁	15
○高岡朱美君の再質問	16
産業建設部長の答弁	19
○高岡朱美君の再々質問	19
産業建設部長の答弁	20
市長の答弁	20
休憩・開議	20
○小路貴紀君の質問	21
1 平成29年度施政方針及び予算について	21
(1) 観光振興について	
(2) 水俣病問題への取り組みについて	
(3) 水俣川河口臨海部振興構想事業について	
2 再生可能エネルギーを中心とした電力の供給について	21
3 小・中学校の現状と課題について	21
市長の答弁	22
○小路貴紀君の再質問	25
市長の答弁	28
福祉環境部長の答弁	30
市長の答弁	30
○小路貴紀君の発言	30
総合政策部長の答弁	32
○小路貴紀君の再質問	32
総合政策部長の答弁	34



○小路貴紀君の発言	3-34
教育長の答弁	34
○小路貴紀君の再質問	36
教育長の答弁	38
休憩・開議	38
○野中重男君の質問	38
1 水俣病について	39
2 市庁舎建設について	39
3 水俣歴史民俗資料館の設置について	39
市長の答弁	40
○野中重男君の再質問	41
市長の答弁	44
○野中重男君の再々質問	44
市長の答弁	45
総務部長の答弁	45
○野中重男君の再質問	47
総務部長の答弁	48
総合政策部長の答弁	49
○野中重男君の再々質問	49
市長の答弁	49
教育長の答弁	50
○野中重男君の再質問	50
教育長の答弁	52
○野中重男君の発言	52
散    会	53

平成29年3月9日（木）      —— 4日目 ——

出欠席議員	4-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2

陳情文書表（追加）	4-3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○桑原一知君の質問	3
1 平成29年度施政方針及び当初予算について	4
(1) 市政運営の基本方針について	
(2) 地方創生について	
(3) 水俣病問題への取り組みについて	
(4) スポーツ振興について	
2 農業政策について	4
市長の答弁	4
○桑原一知君の再質問	7
市長の答弁	10
福祉環境部長の答弁	11
産業建設部長の答弁	12
総合政策部長の答弁	12
市長の答弁	13
○桑原一知君の再々質問	13
福祉環境部長の答弁	14
教育長の答弁	15
産業建設部長の答弁	15
○桑原一知君の再質問	17
産業建設部長の答弁	19
○桑原一知君の再々質問	20
休憩・開議	20
○谷口明弘君の質問	21
1 企業版ふるさと納税活用事業について	21
2 キャリア教育の取り組みについて	22
3 市内一円市道維持補修費について	22
市長の答弁	22
○谷口明弘君の再質問	24

市長の答弁	4-25
総合政策部長の答弁	25
○谷口明弘君の発言	26
教育長の答弁	27
○谷口明弘君の再質問	28
教育長の答弁	30
○谷口明弘君の再々質問	31
教育長の答弁	32
産業建設部長の答弁	33
○谷口明弘君の再質問	34
産業建設部長の答弁	34
○谷口明弘君の再々質問	35
産業建設部長の答弁	35
休憩・開議	35
○牧下恭之君の質問	35
1 地方創生と空き家対策について	36
2 高校生までの医療費無料化について	37
市長の答弁	38
○牧下恭之君の再質問	40
総合政策部長の答弁	41
福祉環境部長の答弁	41
○牧下恭之君の再々質問	42
市長の答弁	43
福祉環境部長の答弁	43
○牧下恭之君の再質問	44
福祉環境部長の答弁	45
○牧下恭之君の再々質問	45
市長の答弁	45
休憩・開議	46
質    疑	46
日程第2 議第1号 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について	46
日程第3 議第2号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に	

	について	4-46
日程第4	議第3号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	46
日程第5	議第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	47
日程第6	議第5号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	47
日程第7	議第6号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	47
日程第8	議第7号 平成29年度水俣市一般会計予算	47
日程第9	議第8号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	49
日程第10	議第9号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	49
日程第11	議第10号 平成29年度水俣市介護保険特別会計予算	49
日程第12	議第11号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	50
日程第13	議第12号 平成29年度水俣市病院事業会計予算	50
日程第14	議第13号 平成29年度水俣市水道事業会計予算	50
日程第15	議第20号 第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について	50
日程第16	議第21号 工事請負契約の変更について	51
日程第17	議第22号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	51
日程第18	議第23号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	51
日程第19	議第24号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	51
日程第20	議第25号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）	51
議案上程		51
日程第21	議第26号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について	51
	市長の提案理由説明	52
休憩・開議		52
質 疑		52
委員会付託		53
散 会		53

平成29年3月16日（木） —— 5日目 ——

欠席議員	5-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1

議事日程第 5 号	5-2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第 1 議第 1 号 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてから 日程第 22 陳第 2 号 水俣市防災会議において、原子力災害対策に 係る議論の開始を求める陳情についてまで 22 件に関する委員会の審査 報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	9
委員会審査報告書	12
委員長報告に対する質疑	13
討 論	14
○藤本壽子君の反対討論 (陳第 1 号)	14
○小路貴紀君の賛成討論 (陳第 1 号)	15
○高岡利治君の反対討論 (陳第 2 号)	16
○藤本壽子君の賛成討論 (陳第 2 号)	17
採 決	18
日程第 23 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	18
採 決	19
閉会中継続審査・調査申出書	19
閉 会	20

平成29年2月22日

平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明並びに  
先議案件（平成28年度補正予算）の表決

# 平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成29年2月22日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成29年2月22日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成29年3月16日午前10時58分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成29年2月22日（水曜日）

午前10時0分 開会

午後6時9分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第1号

平成29年2月22日 午前10時開議

第1 議席の指定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 会期の決定について

(付託委員会)

第4 議第1号 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

第5 議第2号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第3号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

第8 議第5号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第6号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第7号 平成29年度水俣市一般会計予算

第11 議第8号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第12 議第9号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

第13 議第10号 平成29年度水俣市介護保険特別会計予算

第14 議第11号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

第15 議第12号 平成29年度水俣市病院事業会計予算

第16 議第13号 平成29年度水俣市水道事業会計予算

第17 議第14号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第10号) (各委)

第18 議第15号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)

第19 議第16号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第20 議第17号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)

第21 議第18号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) (総務産業)

第22 議第19号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号) (総務産業)

第23 議第20号 第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について

第24 議第21号 工事請負契約の変更について

第25 議第22号 指定管理者の指定について(みなまた環境テクノセンター)

第26 議第23号 指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)

第27 議第24号 指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まっぼっくり)

第28 議第25号 指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館等)

第29 議案の撤回について(議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について)



第30 陳情の取り下げについて（陳第8号 原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情について）

平成29年3月第1回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	「水俣川河口臨海部振興構想事業」の早期実現と水産業振興促進事業の支援の陳情について	水俣市丸島町 2丁目8-1 前田 和昭 外6人		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成29年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり総務産業委員会に付託します。

次に、平成28年12月5日付で受理し、現在、総務産業委員会で審査中であります陳第8号原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情については、陳情者から2月13日付で陳情の取り下げ願いが提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、去る12月定例会で可決された地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書については、関係大臣等へ提出しておきましたから、御了承願います。

次に、平成28年の定例会において採択し、市長に送付しておきました陳情1件の処理の経過及び結果についての報告がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成28年11月分、12月分の一般会計、特別会計等及び10月分、11月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、緒方総合政策部長、本田総務部長、川野福祉環境部長、関産業建設部長、久木田総合医療センター事務部長、

水田総合政策部次長、高沢福祉環境部次長、城山産業建設部次長、山田水道局長、梅下政策推進課長、緒方総務課長、設楽財政課長、吉本教育長、黒木教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

### 日程第1 議席の指定について

○議長（福田 斉君） 日程第1、議席の指定を行います。

昨年の平成28年熊本地震により議場を当もやいホールに移転したことに伴い、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定します。

私、福田斉の議席番号を1番に、小路貴紀議員の議席番号を2番に、桑原一知議員の議席番号を3番に、塩崎達朗議員の議席番号を4番に、田口憲雄議員の議席番号を5番に、藤本壽子議員の議席番号を6番に、高岡朱美議員の議席番号を7番に、田中睦議員の議席番号を8番に、谷口明弘議員の議席番号を9番に、高岡利治議員の議席番号を10番に、牧下恭之議員の議席番号を11番に、松本和幸議員の議席番号を12番に、中村幸治議員の議席番号を13番に、岩阪雅文議員の議席番号を14番に、谷口眞次議員の議席番号を15番に、野中重男議員の議席番号を16番に、以上のとおり指定します。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において塩崎達朗議員、谷口眞次議員を指名します。

---

### 日程第3 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

---

## 平成29年3月第1回定例会（2月22日招集）会期日程表

（会期 2月22日から3月16日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月22日	水	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成28年度各会計補正 予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決

2	23日	木			議案調査（予算説明）
3	24日	金			議案調査（予算説明）
4	25日	土			市の休日（土曜日）
5	26日	日			市の休日（日曜日）
6	27日	月			議案調査
7	28日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
8	3月1日	水		休 会	議案調査（高校卒業式）
9	2日	木			議案調査
10	3日	金			議案調査
11	4日	土			市の休日（土曜日）
12	5日	日			市の休日（日曜日）
13	6日	月			議案調査
14	7日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
15	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
16	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
17	10日	金	——	委員会	委員会
18	11日	土		休 会	市の休日（土曜日）
19	12日	日			市の休日（日曜日）（中学校卒業式）
20	13日	月	——	委員会	委員会
21	14日	火		休 会	議事整理日
22	15日	水			議事整理日
23	16日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、23日間と決定しました。

日程第4 議第1号 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第2号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第6 議第3号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第5号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第6号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第7号 平成29年度水俣市一般会計予算
- 日程第11 議第8号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議第9号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議第10号 平成29年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議第11号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議第12号 平成29年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第16 議第13号 平成29年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第17 議第14号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第18 議第15号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議第16号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議第17号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議第18号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議第19号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議第20号 第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について
- 日程第24 議第21号 工事請負契約の変更について
- 日程第25 議第22号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第26 議第23号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第27 議第24号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第28 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）

○議長（福田 齊君） 日程第4、議第1号水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第28、議第25号指定管理者の指定についてまで、25件を一括して議題とします。

---

## 議第1号

### 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

## 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(水俣市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 水俣市個人情報保護条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第4号及び第20条第1項第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

(水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号の次に3号を加える改正規定中、「第2項」の次に「(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第22条第5項において同じ。)」を加える。

第21条第3項の次に2項を加える改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

(水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「9号」を「第10号」に改める。

第5条第1項中「第9号」を「第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の規定が平成29年5月30日から施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第2号

### 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

### 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条、」の次に「第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに」を加える。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第14条を第23条とし、第13条を第22条とし、第12条を第21条とし、第11条第2項中「水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）に基づく規則で定める特別休暇で、職員が生後満1年に達しない子を育てる場合におけるものを承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該承認されている」を「労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条を第20条とし、第10条を第19条とし、同条の前に次の9条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 水俣市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

(1) 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第3

条第1項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること。

(2) 勤務時間条例第4条第2項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第17条 水俣市職員退職手当支給条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての水俣市職員退職手当支給条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の水俣市職員退職手当支給条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第18条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項中「任命権者は、」の次に「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、」を加え、同条第2項中「ただし、」の次に「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、」を加える。

第4条第2項中「8日の週休日（」の次に「育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、」を、「特殊の必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「8日（」を「8日（育児短時間勤務職員等、」に改め、「割合で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条中「20日（」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

（水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、職員の育児休業について必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

### 議第3号

#### 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例



水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第8条の2第1項中「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)&及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この条例による改正後の給与条例第8条第3項及び第8条の2の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については、10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは、

- 「
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
  - (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」

同条第3項中「においては、その」とあるのは、「又は扶養手当を受けている職員については第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成22年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（提案理由）

職員の扶養手当について、国家公務員の給与改定等に準じ、本案のように制定しようとするものである。

## 議第4号

### 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市税条例等の一部を改正する条例  
（水俣市税条例の一部改正）

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。  
附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。  
（水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（水俣市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、水俣市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「（）」、第53条の7、第67条の次に「、第81条の6第1項」を加え、」を削り、同条例第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条の改正規定、第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 水俣市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条例第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

（軽自動車税のみならず課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造によ

り取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中「

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

を

」

「

(7) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

(a) 営業用 年額 6,900円

(b) 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

(a) 営業用 年額 3,800円

(b) 自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

に

」

改め、同号イ中

「

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

を

」

「

(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

に

」

改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同

条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、熊本県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、熊本県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「熊本県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、熊本県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として熊本県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条」を「、第43条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中水俣市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の水俣市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第

34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中水俣市税条例第36条の2第1項ただし書の改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行する。

(提案理由)

消費税の税率引き上げ延期に伴う地方税法の改正等により、水俣市税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第5号

### 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

#### 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

消費税率の引上げが延期されたことに伴い、現行の第1段階の第1号保険料の軽減措置を継続する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第6号

### 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

#### 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

牧ノ内団地	昭和26年度～36年度 平成27年度～28年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋 低層耐火2階	61	を
-------	----------------------------	------------	--------------------------	----	---

」

牧ノ内団地	昭和30年度～36年度 平成27年度～28年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋 低層耐火2階	48	に
-------	----------------------------	------------	--------------------------	----	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地の一部住宅の廃止に伴う除却により、本案のように制定しようとするものである。

## 議第7号

### 平成29年度水俣市一般会計予算

平成29年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,605,216千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		2,824,580
	1 市民税	1,039,774
	2 固定資産税	1,521,645
	3 軽自動車税	81,012
	4 たばこ税	177,090



	5 入湯税	5,059
2 地方譲与税		109,000
	1 地方揮発油譲与税	33,000
	2 自動車重量譲与税	72,000
	3 特別とん譲与税	4,000
3 利子割交付金		2,000
	1 利子割交付金	2,000
4 配当割交付金		3,000
	1 配当割交付金	3,000
5 株式等譲渡所得割交付金		10,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000
6 地方消費税交付金		478,000
	1 地方消費税交付金	478,000
7 自動車取得税交付金		15,000
	1 自動車取得税交付金	15,000
8 地方特例交付金		7,000
	1 地方特例交付金	7,000
9 地方交付税		5,146,000
	1 地方交付税	5,146,000
10 交通安全対策特別交付金		3,588
	1 交通安全対策特別交付金	3,588
11 分担金及び負担金		127,832
	1 分担金	300
	2 負担金	127,532
12 使用料及び手数料		171,786
	1 使用料	156,532
	2 手数料	15,254
13 国庫支出金		2,035,020
	1 国庫負担金	1,560,057
	2 国庫補助金	469,069
	3 委託金	5,894
14 県支出金		1,077,544
	1 県負担金	677,605
	2 県補助金	342,088
	3 委託金	57,851
15 財産収入		29,331
	1 財産運用収入	12,617
	2 財産売払収入	16,714
16 寄附金		32,002
	1 寄附金	32,002
17 繰入金		538,449
	1 基金繰入金	538,449
18 繰越金		1
	1 繰越金	1
19 諸収入		467,883

	1 延滞金加算金及び過料	8,230
	2 市預金利息	2
	3 貸付金元利収入	91,550
	4 雑入	327,029
	5 受託事業収入	41,072
20 市債		1,527,200
	1 市債	1,527,200
歳 入	合 計	14,605,216

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		157,455
	1 議会費	157,455
2 総務費		1,864,809
	1 総務管理費	1,526,909
	2 徴税费	177,271
	3 戸籍住民基本台帳費	86,516
	4 選挙費	31,993
	5 統計調査費	8,174
	6 監査委員費	33,946
3 民生費		5,016,706
	1 社会福祉費	2,941,707
	2 児童福祉費	1,559,717
	3 生活保護費	515,282
4 衛生費		2,206,544
	1 保健衛生費	359,926
	2 清掃費	1,024,984
	3 簡易水道設置費	11,416
	4 環境対策費	195,218
	5 病院費	615,000
5 農林水産業費		387,302
	1 農業費	244,423
	2 林業費	100,370
	3 水産業費	42,509
6 商工費		413,779
	1 商工費	251,073
	2 総合経済対策費	162,706
7 土木費		1,672,352
	1 土木管理費	3,421
	2 道路橋りょう費	541,367
	3 河川費	77,549
	4 港湾費	88
	5 都市計画費	675,281
	6 住宅費	374,646
8 消防費		411,718

	1 消防費	411,718
9 教育費		954,966
	1 教育総務費	260,654
	2 小学校費	132,139
	3 中学校費	88,698
	4 社会教育費	234,438
	5 保健体育費	239,037
10 災害復旧費		42
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	41
11 公債費		1,504,543
	1 公債費	1,504,543
12 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳 出	合 計	14,605,216

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て世帯応援事業	千円 3,780

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
固定資産土地鑑定評価業務委託料 (税務課)	自 平成29年度 至 平成32年度	千円 13,893
固定資産現況調査事業業務委託料 (税務課)	自 平成29年度 至 平成32年度	26,281
特別小口資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 平成30年度 至 平成32年度	融資に対する利子 補給額に同じ
中小企業経営安定資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 平成30年度 至 平成32年度	融資に対する利子 補給額に同じ
牧ノ内団地5号棟建設事業 (都市計画課)	自 平成30年度 至 平成30年度	56,479
松本眞一同朋奨学金 (教育総務課)	自 平成29年度 至 平成35年度	5,760

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 156,300	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
緊急防災・減災事業	16,600			
自然災害防止事業	63,900			
地方道路等整備事業	90,300			
過疎対策事業	741,000			
災害復旧事業	56,100			
臨時財政対策債	403,000			

計	1,527,200		
---	-----------	--	--

## 議第8号

### 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,774,500千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		349,558
	1 国民健康保険税	349,558
2 使用料及び手数料		445
	1 手数料	445
3 国庫支出金		1,266,246
	1 国庫負担金	650,744
	2 国庫補助金	615,502
4 県支出金		306,545
	1 県負担金	23,804
	2 県補助金	282,741
5 療養給付費等交付金		135,064
	1 療養給付費等交付金	135,064
6 前期高齢者交付金		1,300,000
	1 前期高齢者交付金	1,300,000
7 共同事業交付金		1,116,454
	1 共同事業交付金	1,116,454
8 財産収入		318
	1 財産運用収入	318

9 繰入金		289,737
	1 他会計繰入金	263,499
	2 基金繰入金	76,238
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		10,132
	1 延滞金加算金及び過料	8,687
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1,444
歳 入 合 計		4,774,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		71,604
	1 総務管理費	38,190
	2 徴税费	27,408
	3 運営協議会費	174
	4 国民健康保険特別対策費	5,832
2 保険給付費		3,148,799
	1 療養諸費	2,799,300
	2 高額医療費	341,217
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	7,140
	5 葬祭諸費	1,140
3 後期高齢者支援金等		372,296
	1 後期高齢者支援金等	372,296
4 前期高齢者納付金等		264
	1 前期高齢者納付金等	264
5 老人保健拠出金		14
	1 老人保健拠出金	14
6 介護納付金		150,348
	1 介護納付金	150,348
7 共同事業拠出金		948,102
	1 共同事業拠出金	948,102
8 保健事業費		30,156
	1 保健事業費	6,503
	2 特定健康診査等事業費	23,653
9 基金積立金		319
	1 基金積立金	319
10 公債費		146
	1 公債費	146
11 諸支出金		12,452
	1 償還金及び還付加算金	3,074
	2 繰出金	9,378
12 予備費		40,000

	1 予備費	40,000
歳	出	合 計
		4,774,500

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務委託料	自 平成30年度 至 平成30年度	千円 1,132

## 議第9号

### 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ388,879千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		243,187
	1 後期高齢者医療保険料	243,187
2 使用料及び手数料		56
	1 手数料	56
3 繰入金		145,189
	1 一般会計繰入金	145,189
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		445
	1 延滞金加算金及び過料	73
	2 償還金及び還付加算金	371
	3 預金利子	1
歳	入	合 計
		388,879

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		388,508
	1 総務管理費	17,205
	2 徴収費	8,388

	3 後期高齢者医療広域連合納付金	362,915
2 諸支出金		371
	1 償還金及び還付加算金	371
歳 出	合 計	388,879

## 議第10号

### 平成29年度水俣市介護保険特別会計予算

平成29年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,252,369千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		558,653
	1 介護保険料	558,653
2 使用料及び手数料		84
	1 手数料	84
3 国庫支出金		863,595
	1 国庫負担金	533,660
	2 国庫補助金	329,935
4 支払基金交付金		868,800
	1 支払基金交付金	868,800
5 県支出金		464,767
	1 県負担金	439,674
	2 県補助金	25,093
6 繰入金		490,445
	1 一般会計繰入金	490,445
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		6,024

	1 延滞金、加算金及び過料	214
	2 預金利子	1
	3 雑入	5,809
歳入	合 計	3,252,369

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		81,555
	1 総務管理費	37,789
	2 徴収費	9,986
	3 介護認定審査会費	33,413
	4 趣旨普及費	25
	5 運営協議会費	342
2 保険給付費		2,994,871
	1 介護サービス等諸費	2,643,396
	2 介護予防サービス等諸費	123,197
	3 その他諸費	3,053
	4 高額介護サービス等費	68,741
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,284
	6 特定入所者介護サービス等費	152,200
4 地域支援事業		173,240
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	74,326
	2 一般介護予防事業費	33,210
	3 包括的支援事業・任意事業	65,256
	4 その他諸費	448
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		701
	1 償還金及び還付加算金	701
8 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合 計	3,252,369

議第11号

平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成29年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,209,505千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。



(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		347
	1 負担金	347
2 使用料及び手数料		284,753
	1 使用料	284,752
	2 手数料	1
3 国庫支出金		114,108
	1 国庫補助金	114,108
4 繰入金		557,756
	1 繰入金	557,756
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,940
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	1,938
7 市債		250,600
	1 市債	250,600
歳入	合計	1,209,505

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共下水道事業費		496,595
	1 公共下水道事業費	496,595
2 公債費		711,910
	1 公債費	711,910
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	1,209,505

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自平成29年度 至平成35年度	千円 未償還元金利子、延滞金利子 に対する損失補償額

水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 平成29年度 至 平成35年度	償還利子に対する利子補給額
公共下水道事業法適化支援業務委託料	自 平成30年度 至 平成30年度	13,420

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 203,600	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
過疎対策事業	47,000			
計	250,600			

## 議第12号

### 平成29年度水俣市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                      |          |                   |      |           |
|----------------------|----------|-------------------|------|-----------|
| (1) 病床数              | 総合医療センター | 401床（一般397床、感染4床） |      |           |
| (2) 年間患者数            |          |                   |      |           |
| ア 入院                 | 総合医療センター | 104,025人          |      |           |
| イ 外来                 | 総合医療センター | 196,176人          |      |           |
|                      | 久木野診療所   | 909人              | 外来合計 | 197,085人  |
| (3) 一日平均患者数          |          |                   |      |           |
| ア 入院                 | 総合医療センター | 285人              |      |           |
| イ 外来                 | 総合医療センター | 804人              |      |           |
|                      | 久木野診療所   | 9人                | 外来合計 | 813人      |
| (4) 主要な建設改良工事        |          |                   |      |           |
| 建設工事費                | 総合医療センター |                   |      | 12,395千円  |
| 固定資産購入費<br>（器械備品購入費） | 総合医療センター |                   |      | 296,308千円 |

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| 第1款 総合医療センター事業収益 | 7,185,859千円 |
| 第1項 医業収益         | 6,561,739千円 |
| 第2項 医業外収益        | 620,111千円   |
| 第3項 特別利益         | 4,009千円     |
| 第2款 久木野診療所事業収益   | 11,241千円    |
| 第1項 医業収益         | 7,469千円     |
| 第2項 医業外収益        | 3,541千円     |
| 第3項 訪問看護事業収益     | 229千円       |
| 第4項 特別利益         | 2千円         |

収益的収入合計		7,197,100千円
	支	出
第1款 総合医療センター事業費		7,148,412千円
第1項 医業費用		7,051,220千円
第2項 医業外費用		54,067千円
第3項 特別損失		41,125千円
第4項 予備費		2,000千円
第2款 久木野診療所事業費		20,053千円
第1項 医業費用		14,448千円
第2項 医業外費用		3千円
第3項 訪問看護事業費用		5,391千円
第4項 特別損失		11千円
第5項 予備費		200千円
収益的支出合計		7,168,465千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額513,166千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,274千円、過年度分損益勘定留保資金482,892千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入		308,604千円	
第1項 企業債		305,900千円	
第2項 固定資産売却代金		1千円	
第3項 補助金		2千円	
第4項 負担金		1千円	
第5項 繰入金		2,700千円	
資本的収入合計		308,604千円	
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出		821,770千円	
第1項 建設改良費		308,703千円	
第2項 企業債償還金		497,267千円	
第3項 長期貸付金		14,800千円	
第4項 予備費		1,000千円	
資本的支出合計		821,770千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 12,300	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具等整備事業	293,600			
計	305,900				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区 分		備 考
	科 目		
	(1) 職 員 給 与 費	(2) 交 際 費	
1 総合医療センター	4,043,862千円 (3,574,363)	500千円	
2 久木野診療所	12,336 (10,705)		
合 計	4,056,198 (3,585,068)	500	

※上記の（ ）書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,498,211千円
2 久木野診療所	5,493
合 計	1,503,704

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	
1 取得する資産	器械備品	超音波診断装置	2台
	器械備品	多項目自動血球分析装置	1式
	器械備品	手術用顕微鏡	1式

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

## 議第13号

### 平成29年度水俣市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,469戸
(2) 年間総給水量	2,814,700m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	7,711m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 施設整備事業	16,366千円
イ 管路整備事業	150,840千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	522,896千円
第1項 営業収益	474,637千円
第2項 営業外収益	48,257千円

第3項 特別利益 2千円

支 出

第1款 水道事業費	413,801千円
第1項 営業費用	379,808千円
第2項 営業外費用	32,991千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額215,523千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,339千円、過年度分損益勘定留保資金102,992千円及び当年度分損益勘定留保資金100,192千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,311千円
第1項 負担金	2,308千円
第2項 補助金	1千円
第3項 繰入金	1千円
第4項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	217,834千円
第1項 建設改良費	174,585千円
第2項 企業債償還金	42,249千円
第3項 予備費	1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用及び第2項 営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 117,897千円
- (2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、648千円と定める。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

## 議第14号

### 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209,381千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,905,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正(第10号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 市税		2,853,728	△86,204	2,767,524
	1 市民税	1,031,363	△30,245	1,001,118
	2 固定資産税	1,570,321	△55,959	1,514,362
2 地方交付税		5,000,000	70,144	5,070,144
	1 地方交付税	5,000,000	70,144	5,070,144
11 分担金及び負担金		157,284	92	157,376
	1 分担金	5,599	92	5,691
13 国庫支出金		2,319,781	△38,173	2,281,608
	1 国庫負担金	1,769,076	△80,153	1,688,923
	2 国庫補助金	505,611	43,887	549,498
	3 委託金	45,094	△1,907	43,187
14 県支出金		1,507,777	△34,754	1,473,023
	1 県負担金	711,293	△38,974	672,319
	2 県補助金	718,975	3,703	722,678
	3 委託金	77,509	517	78,026
15 財産収入		25,660	13,174	38,834
	1 財産運用収入	13,432	35	13,467
	2 財産売払収入	12,228	13,139	25,367
16 寄附金		37,501	△11,401	26,100
	1 寄附金	37,501	△11,401	26,100
17 繰入金		552,842	23,992	576,834
	1 基金繰入金	552,455	23,992	576,447
19 諸収入		499,240	△77,565	421,675
	4 雑入	223,239	36,870	260,109
	5 受託事業収入	172,467	△114,435	58,032
20 市債		2,190,300	△68,686	2,121,614
	1 市債	2,190,300	△68,686	2,121,614
補正されなかった款に係る額		970,280		970,280
歳入合計		16,114,393	△209,381	15,905,012

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,929,638	98,498	2,028,136
	1 総務管理費	1,567,330	114,487	1,681,817
	2 徴税费	189,307	△607	188,700

	3 戸籍住民基本台帳費	95,879	△13,914	81,965
	5 統計調査費	9,028	△787	8,241
	6 監査委員費	33,766	△681	33,085
3 民生費		5,727,646	128,858	5,856,504
	1 社会福祉費	3,430,332	33,709	3,464,041
	2 児童福祉費	1,640,686	1,817	1,642,503
	3 生活保護費	655,700	92,756	748,456
	4 災害救助費	928	576	1,504
4 衛生費		2,028,241	△17,890	2,010,351
	1 保健衛生費	358,093	2,754	360,847
	2 清掃費	815,995	△20,141	795,854
	4 環境対策費	229,481	△503	228,978
5 農林水産業費		446,437	△17,824	428,613
	1 農業費	346,876	△18,221	328,655
	2 林業費	49,029	397	49,426
7 土木費		1,590,233	△166,981	1,423,252
	2 道路橋りょう費	448,538	△104,808	343,730
	3 河川費	35,925	500	36,425
	5 都市計画費	735,656	△20,405	715,251
	6 住宅費	351,388	△42,268	309,120
8 消防費		1,030,015	△104,483	925,532
	1 消防費	1,030,015	△104,483	925,532
9 教育費		1,180,099	△125,620	1,054,479
	1 教育総務費	261,103	272	261,375
	4 社会教育費	446,697	△126,099	320,598
	5 保健体育費	231,720	207	231,927
10 災害復旧費		123,125	0	123,125
	1 農林水産施設災害復旧費	26,416	0	26,416
	2 公共土木施設災害復旧費	94,927	0	94,927
11 公債費		1,398,750	△3,939	1,394,811
	1 公債費	1,398,750	△3,939	1,394,811
補正されなかった款に係る額		660,209		660,209
歳 出 合 計		16,114,393	△209,381	15,905,012

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	一般事務経費（行政係）	千円 346
		臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）	116,985
	2 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務経費	2,023
3 民生費	1 社会福祉費	介護予防地域づくり事業	734
		子ども・子育て世帯応援事業	3,930
	2 児童福祉費	多世代交流拠点整備事業	50,500
		3 災害救助費	災害救助費（住宅応急修理）

4 衛生費	1 保健衛生費	海岸漂着物地域対策推進事業	4,301
	4 環境対策費	家庭部門低炭素総合事業	10,003
5 農林水産業費	3 水産業費	漁港設備等維持管理費	9,092
6 商工費	1 商工費	地域交流拠点整備事業	3,510
	2 総合経済対策費	水俣川河口臨海部振興構想事業	22,500
7 土木費	2 道路橋りょう費	長寿命化修繕事業	9,762
		市内一円道路改良事業	19,041
		牧ノ内・大迫線道路改良事業	21,097
		袋インター関連道路改良事業	5,802
	3 河川費	市内一円河川等維持補修費	19,615
	5 都市計画費	都市計画マスタープラン推進事業	5,865
		都市計画図作成経費	411
	6 住宅費	耐震改修促進事業	8,991
公営住宅整備事業		173,361	
8 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	203,082
9 教育費	1 教育総務費	学校林育林事業	17,108
	4 社会教育費	みなまた環境絵本大賞事業	2,964
	5 保健体育費	武道館管理運営費	2,808
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設）	4,000
		現年発生補助災害復旧事業（林業施設）	4,539
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	54,084
		現年発生単独災害復旧事業（公共土木施設）	16,407

## 2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	明水園施設整備事業	千円 285,320	明水園施設整備事業	千円 462,344

第3表 債務負担行為補正

### 1 追加

事項	期間	限度額
水俣市議会会議録印刷業務 (議会事務局)	自 平成28年度 至 平成29年度	千円 671
水俣市議会だより印刷業務 (議会事務局)	自 平成28年度 至 平成29年度	1,084
会議録検索システムリース料 (議会事務局)	自 平成28年度 至 平成31年度	1,167
自転車市民共同利用システム保守点検委託料 (総務課)	自 平成28年度 至 平成29年度	519
広報みなまた印刷業務 (総務課)	自 平成28年度 至 平成29年度	4,958
内部情報システム使用料(公会計分) (総務課)	自 平成28年度 至 平成31年度	1,755
水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証 (都市政策課)	自 平成28年度 至 平成29年度	60,151



2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
牧ノ内団地1号棟建設事業 (都市計画課)	自 平成29年度 至 平成29年度	千円 53,733	自 平成29年度 至 平成29年度	千円 76,537
松本眞一同朋奨学金 (教育総務課)	自 平成28年度 至 平成34年度	5,760	自 平成28年度 至 平成34年度	4,320
仮庁舎プレハブリース料 (財政課)	自 平成29年度 至 平成33年度	391,147	自 平成29年度 至 平成33年度	263,643
ネットワーク機器リース料 (総務課)	自 平成29年度 至 平成33年度	15,849	自 平成29年度 至 平成33年度	11,195

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般補助施設整備等事業	千円 24,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	24,700			

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 144,400				千円 121,300			
緊急防災・減災事業	580,100				486,300			
自然災害防止事業	32,400				34,900			
過疎対策事業	834,700				834,600			
災害復旧事業	27,900				121,600			
臨時財政対策債	450,000				377,414			
補正されなかった事業に係る額	120,800				120,800			
計	2,190,300				2,096,914			

議第15号

平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成28年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

4,946,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		1,289,711	△648	1,289,063
	2 国庫補助金	644,684	△648	644,036
9 繰入金		270,067	△6,819	263,248
	1 他会計繰入金	270,067	△6,819	263,248
10 繰越金		5,741	34,692	40,433
	1 繰越金	5,741	34,692	40,433
補正されなかった款に係る額		3,353,982	3,353,982	3,353,982
歳入合計		4,919,501	27,225	4,946,726

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		67,162	507	67,669
	1 総務管理費	37,151	0	37,151
	2 徴税费	24,024	507	24,531
2 保険給付費		3,346,460	0	3,346,460
	1 療養諸費	2,950,631	0	2,950,631
3 後期高齢者支援金等		362,485	0	362,485
	1 後期高齢者支援金等	362,485	0	362,485
6 介護納付金		150,348	0	150,348
	1 介護納付金	150,348	0	150,348
11 諸支出金		13,606	26,718	40,324
	1 償還金及び還付加算金	3,181	26,718	29,899
補正されなかった款に係る額		979,440	979,440	979,440
歳出合計		4,919,501	27,225	4,946,726

## 議第16号

### 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成28年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,538千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		144,571	△4,538	140,033
	1 一般会計繰入金	144,571	△4,538	140,033
補正されなかった款に係る額		238,206	238,206	238,206
歳入合計		382,777	△4,538	378,239

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		382,376	△4,538	377,838
	1 総務管理費	17,422	△576	16,846
	2 徴収費	8,303	78	8,381
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	356,651	△4,040	352,611
補正されなかった款に係る額		401	401	401
歳出合計		382,777	△4,538	378,239

## 議第17号

## 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成28年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84,862千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,321,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		581,743	△14,755	566,988
	1 介護保険料	581,743	△14,755	566,988
4 国庫支出金		892,746	△23,942	868,804
	1 国庫負担金	576,447	△16,397	560,050
	2 国庫補助金	316,299	△7,545	308,754
5 支払基金交付金		905,118	△23,126	881,992
	1 支払基金交付金	905,118	△23,126	881,992
6 県支出金		476,024	△10,447	465,577
	1 県負担金	463,461	△10,447	453,014
7 繰入金		500,091	△12,592	487,499
	1 一般会計繰入金	500,091	△12,592	487,499
補正されなかった款に係る額		50,814	50,814	50,814
歳入合計		3,406,536	△84,862	3,321,674

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		77,820	△2,267	75,553
	1 総務管理費	37,313	△1,864	35,449
	2 徴収費	9,714	50	9,764
	3 介護認定審査会費	30,434	△453	29,981
2 保険給付費		3,199,717	△82,595	3,117,122
	1 介護サービス等諸費	2,807,183	△100,606	2,706,577
	2 介護予防サービス等諸費	172,695	19,033	191,728
	4 高額介護サービス等費	62,183	2,372	64,555
	6 特定入所者介護サービス等費	149,995	△3,394	146,601
補正されなかった款に係る額		128,999	128,999	128,999
歳 出 合 計		3,406,536	△84,862	3,321,674

### 議第18号

#### 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,385千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,223,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		1,161	1,844	3,005
	1 負担金	1,161	1,844	3,005
2 使用料及び手数料		278,422	7,309	285,731
	1 使用料	278,421	7,309	285,730
3 国庫支出金		91,452	△8,676	82,776
	1 国庫補助金	91,452	△8,676	82,776
4 繰入金		616,275	△18,508	597,767
	1 繰入金	616,275	△18,508	597,767
6 諸収入		1,940	5,046	6,986
	3 雑入	1,938	5,046	6,984

7 市債		253,100	△5,400	247,700
	1 市債	253,100	△5,400	247,700
補正されなかった款に係る額		1	1	1
歳 入 合 計		1,242,351	△18,385	1,223,966

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		456,904	△16,503	440,401
	1 公共下水道事業費	456,904	△16,503	440,401
2 公債費		784,447	△1,882	782,565
	1 公債費	784,447	△1,882	782,565
補正されなかった款に係る額		1,000	1,000	1,000
歳 出 合 計		1,242,351	△18,385	1,223,966

第2表 繰越明許費補正

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	下水道建設事業	千円 19,188	下水道建設事業	千円 61,092

第3表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託	自 平成29年度 至 平成29年度	千円 237,000	自 平成29年度 至 平成29年度	千円 146,000

第4表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災害復旧事業	千円 9,900	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	9,900			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 204,900				千円 206,100			
過疎対策事業	48,200				31,700			

計	253,100				237,800			
---	---------	--	--	--	---------	--	--	--

## 議第19号

### 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成28年度水俣市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成28年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 水道事業費	360,829千円	7,600千円	368,429千円
第1項 営業費用	327,228千円	7,600千円	334,828千円
第2項 営業外費用	31,647千円	0千円	31,647千円
第3項 特別損失	954千円	0千円	954千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的収支の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額344,978千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額335,689千円」に、「当年度分損益勘定留保資金81,437千円」を「当年度分損益勘定留保資金72,148千円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的収入	74,521千円	△2,815千円	71,706千円
第1項 負担金	16,060千円	0千円	16,060千円
第2項 補助金	58,460千円	△2,815千円	55,645千円
第3項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円

  

（科 目）	支 出		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的支出	419,499千円	△12,104千円	407,395千円
第1項 建設改良費	377,031千円	△12,104千円	364,927千円
第2項 企業債償還金	41,468千円	0千円	41,468千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

## 議第20号

### 第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について

第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画を次のように変更することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

#### 1 変更内容

##### (1) 計画期間の変更

##### ア 基本構想

変更前 平成22年度から平成29年度まで（8年間）

変更後 平成22年度から平成30年度まで（9年間）

イ 基本計画

変更前 第2期 平成26年度から平成29年度まで（4年間）

変更後 第2期 平成26年度から平成30年度まで（5年間）

2 基本構想及び基本計画の変更 別紙のとおり（掲載略）

（提案理由）

第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更を行うため、水俣市議会基本条例（平成23年条例第10号）第7条の規定に基づき、本案のように提案するものである。

---

## 議第21号

### 工事請負契約の変更について

平成27年11月臨時市議会において議決された水俣市防災行政無線（同報系）整備工事の工事請負契約（平成28年12月定例市議会において変更）のうち、契約金額「1,099,337,128円」を「1,006,683,721円」に変更することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

（提案理由）

水俣市防災行政無線（同報系）整備工事請負契約について、防災行政無線設備の親局、中継局、再送信局、屋外拡声子局、戸別受信機の数量等に変更が生じたため、本案のように提案するものである。

---

## 議第22号

### 指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称  
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

（提案理由）

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第23号

### 指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市15区自治会 会長 柏木 精一
- 3 指定期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第24号

### 指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称  
株式会社みなまた
- 3 指定期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第25号

### 指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館(本館)、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者を次のように指定することとする。

平成29年2月22日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市立総合体育館(本館)、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室
- 2 指定管理候補者の名称  
公益財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間  
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで



(提案理由)

水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 平成29年第1回水俣市議会定例会の開会に当たり、当初予算案、その他の議案の提案理由の説明に先立ち、平成29年度の市政運営に関する基本方針等について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

市民の皆様への付託を受け、市政の舵取りという重責を担うこととなつて、早いもので3年が過ぎました。この間、市民の皆様、市議会議員各位、そして水俣市に思いを寄せてくださる多くの皆様の温かい御支援に支えられて、一所懸命に市政運営に取り組んでまいりました。

誇れる水俣、輝く水俣を次の世代へ。私が水俣市長を志した原点となったのは、私が生まれ育った大好きなこのまちを、次の世代の子どもたちにも、もっともっと好きになってもらいたいというこの思いからであります。

新年度に向け、改めてこれまでの取り組みの成果を振り返るとともに、未来に向けたさらなる取り組みの確かな足がかりを築くために、引き続き全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

水俣市には、かつて全国有数の新興工業都市として知られた歴史があります。

しかし一方では、地域の混乱と疲弊に翻弄された苦い過去もあり、その中から環境という新たな物差しで地域を見詰め直し、市民の力を結集して、環境首都水俣を築き上げてきた経験があります。

私は、市民の皆様と行政が、ともに知恵を出し合い築き上げてきた環境モデル都市づくりの取り組みの歴史と経験をしっかりと踏まえながら、改めて地域の活力と誇りを取り戻し、人が集い、豊かに暮らせる地域づくりに向けて、新しい水俣のイメージづくりに取り組み、これを発信していきたいと考えております。

人口減少や少子高齢化など、地方都市を取り巻く社会環境はますます厳しさを増し、日本全体の人口が減少に向かう中、国は、地方の活性化の取り組みを支援することによって、都市から地方への新しい人の流れをつくり出し、地方の人口減少と首都圏への一極集中を打破し、時代に即した活力ある地方社会をつくり出すことによって、将来にわたって、日本の活力を維持していく

ための取り組みとして、地方創生、まち・ひと・しごと創生を推進しています。

本市においても、平成27年度に策定した水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、観光・物産・農林水産業などを含めた産業振興、雇用創出、移住定住の促進、結婚・出産・子育て環境の整備、人口減少対策、地域活性化に向けた地域プロモーション事業などを掲げて、国の交付金などを活用した事業に取り組んでおります。

これらの取り組みから、水俣で学ぶ、水俣で楽しむ、水俣でふれあう、水俣で味わうといった、水俣の新しい価値をつくり出し、それを発信して、交流人口の拡大、地域経済の拡大へとつなげていくことを目指しています。

そのために、知恵を絞り、汗をかいて、ともに水俣を盛り上げようという機運を高めていきたいと思えます。

きのうよりきょう、きょうよりあすと、常に前を向いて物事にチャレンジすることから、夢のある水俣、希望ある水俣の実現を目指して努力してまいります。

それでは、以下、総合計画や私のマニフェストの項目等に沿って、平成29年度の取り組みや事業について、順次申し上げます。

初めに、喫緊の課題である市庁舎建替事業について申し上げます。

御承知のとおり、平成28年4月14日夜の前震、そして16日未明の本震の二度にわたって、県中央部を震源とする最大震度7の地震が県下を襲い、県内外の広い範囲で甚大な被害をもたらしました。

幸い、水俣市内では若干の建物被害のほか、人的被害等もなく、まずは胸をなでおろしたところでしたが、余震の続く中、職員は、避難所の開設等、災害対応に追われる一方、大きな被害を受けた他市町村への支援にも力を尽くしました。

このような中、市民の安心安全を守る拠点である市役所の庁舎が、柱や梁のひび割れなど、大きな被害を受けており、もし再び大きな地震が来れば崩壊の危険すらある状態であることが判明をいたしました。

来庁者や職員の安全を第一に考えると、継続使用は困難であり、やむなく、早急に庁舎機能の移転を図ることを決断し、9月には、文化会館駐車場において仮庁舎の建設に着手し、年末には市役所の各部署の引っ越しを終え、年明けから本格的に仮庁舎での業務を開始しております。

新庁舎の建設は、水俣市においても数十年に一度、総事業費は数十億円に上る一大事業であり、市民生活、行政運営、防災対策の拠点を定める重要な事業であります。

今後、新庁舎の建設に向けて検討を進めてまいります。各方面の御意見をお聞きしながら、速やかに検討作業を進め、5年以内の移転を目途として、まずは基本構想の策定に向けて準備を進めてまいります。

次に、活力あるまちづくりについて、いくつかの項目に分けて申し上げます。

御承知のとおり、いよいよ平成30年度には、南九州西回り自動車道・水俣インターチェンジが開通することとなります。

この好機を観光客の呼び込み、産業の立地、そして市民生活の質の向上に最大限に生かし、地域の活力を高めるよう、さまざまな施策に取り組んでまいります。

まず、地方創生の推進について申し上げます。

本市では、平成27年度に水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国の地方創生交付金などを活用しながら、初恋のまちづくり事業など、地域の活力づくりに向けたさまざまな事業を実施してまいりました。

平成28年度には、地方創生交付金を活用して、水俣高校の生徒や市内の各種事業者からなる実行委員会が中心となって、さまざまなまちづくりイベントやエコパーク水俣でのイルミネーション設置などを実施し、街のにぎわいづくりに向けた取り組みを進めました。

また、ポッドキャストを活用した、水俣を舞台とするラジオドラマの配信、みなまた和紅茶、恋路ガキを初めとしたブランド化事業、観光地としての水俣の新たなイメージづくりに向けたプロモーション活動、体験型の観光資源の開発、さらに産業振興、雇用創出に関連して、ソーシャルビジネスセミナー、ローカルビジネスサミットなどを開催し、地域での新規起業や新たなビジネスチャンス開拓の支援、地域人材の活用促進などを実施しております。

平成29年度においても、これらの事業に引き続き取り組み、地域の活力向上につなげてまいります。

次に、地方創生支援税制、いわゆるふるさと納税について申し上げます。

水俣市では、ふるさと納税の拡大に向けて、平成28年度からインターネット上のふるさと納税サイトと契約して、返礼品の充実を図り、寄附の増大、地元産品の販売拡大に向けた取り組みを行いました。

その結果、平成28年度の寄附金額は、これまでに約2,300万円と、昨年度の13倍の実績を上げており、デコポンやサラたま、地元産の豚肉など、水俣市の特産物の販売促進にもつながってきたものと考えております。

平成29年度も引き続き寄附の拡大に努めるとともに、魅力的な返礼品の開拓などを通じて、地元産品の販売拡大、情報発信に努めてまいります。

また、新たに企業版ふるさと納税の制度を活用して、水俣高校、水俣環境アカデミア、企業が連携して、地域人材育成事業を実施することとしております。

これは、スポンサーとなる企業と市が連携しながら、水俣高校の生徒を対象に、地域環境課題に関する研究指導、企業インターンシップ体験、海外からの留学生との交流体験などの機会を提

供することで、地域を支える人材の育成、そして、ほかではできない体験を通じて、地域唯一の高等学校である水俣高校の魅力アップを図るものであります。

この取り組みについては、すでに御寄附のお申し出もいただいております、今後、実施に向けて協議を重ねてまいります。

次に、環境首都みなまた創造事業の推進について申し上げます。

昨年4月、高等教育・研究活動及び産学官民連携の拠点として、旧水俣高校・商業科実習棟を改装して、水俣環境アカデミアを開設いたしました。

開設以来これまでに、国内外から86団体、2,000人余りの大学生や研究者等を受け入れ、教育、研究、交流活動の舞台として活用いただいているほか、地元の高校生と大学との交流事業などにも利用され、水俣をフィールドとした知の交流拠点として、交流人口の拡大や地域を支える人材育成にもつながっています。

平成29年度においては、市民公開講座や水俣高校支援事業などの人材育成事業のほか、環境首都みなまた創造事業補助金を活用して、研究者招聘による新事業創出事業、国際会議の誘致、科学技術交流事業などを実施し、地域内外をつなぐネットワークの拡大に取り組んでまいります。

このほか、環境首都みなまた創造事業補助金を活用して、水俣川河口臨海部から水俣産業団地、丸島漁港への道路アクセスを向上させることで、周辺の産業振興を図る水俣川河口臨海部振興構想事業、さらに、湯の鶴地区における地域交流拠点整備事業のほか、新しい水俣の地域イメージを発信していくための情報発信ムービーの制作などのプロモーション事業を実施することとしております。

次に、交流人口の拡大・U I J ターン・移住定住促進の取り組みについて申し上げます。

国のまち・ひと・しごと創生戦略の大きな柱の1つとして、都市から地方への新たな人の流れをつくるということがうたわれています。

人口減少が続く状況にあって、一足飛びに人口の増加を実現することは難しいと言わざるを得ませんが、さまざまな人と人との交流を通して地域の魅力を発信し、水俣を訪れる人、水俣を応援してくれる人、水俣を思ってくれる人をふやすことによって、交流人口の拡大を図ってまいります。

そして、交流人口の拡大が地域経済の活性化につながるよう、観光振興、産業振興、研究・教育・交流活動の拡大などとの政策連携を図ってまいります。

また、平成28年度には地域おこし協力隊員2名を採用して、すでに地域に入って生活しながら、地域での活動に取り組んでいただいております。

地域の外からの新たな視点で、さまざまな活動に新風を吹き込んでいただき、地域への定着を目指していくこととしております。

次に、地域経済の活性化について、いくつかの項目に分けて、順次申し上げます。

まず、産業振興の推進について申し上げます。

市長への手紙やランチミーティングなど、市民の皆様との対話においてよく話題となるのは、人口減少のこと、若者の働く場の確保、そして若者が定着するよう、街ににぎわいをということでもあります。

統計調査などで水俣市の就業者数を見ると、製造業、医療・福祉業の就業者数の比率が、ともに全国平均を大きく上回ることがわかり、JNC株式会社を核とする企業の集積、水俣市立総合医療センターを初めとする医療機関の充実が、水俣市の産業構造の大きな特徴となっています。

産業振興というと、企業誘致がまずは頭に浮かびますが、それとあわせて、地域の経済と雇用を支える地場企業の支援を進めることも重要であると考えます。

今後も引き続き、水俣市産業振興戦略に沿って、地方創生の交付金なども活用しながら、地場企業の企業力を高める支援、事業拡大や新事業展開をサポートする体制を整え、地域の特性を生かした産業と雇用の創出に取り組んでまいります。

なお、平成27年度に地方創生交付金を活用して実施した住宅リフォーム助成事業については、建設業等に係わる事業者の仕事の創出、雇用機会の拡大を目的として、平成28年度に引き続き、規模を拡大して実施することとしています。

次に、観光振興について申し上げます。

近年、湯の児温泉、湯の鶴温泉、エコパーク水俣バラ園などで基盤整備が進み、環境首都みなまた創造事業や地方創生交付金などを活用したプロモーション事業の充実により、観光入込客数も増加の傾向にあり、今後もこの勢いを持続していくために、関係機関とも連携して、継続的な情報発信に取り組んでまいります。

また、水俣インターチェンジが開通する平成31年春までに、エコパーク水俣の道の駅に、海の駅を加えた、新たな観光・物産販売施設を整備することとしており、その実施設計に係る経費を当初予算に計上しております。

さらに、環境首都みなまた創造事業を活用して、湯の鶴地区の空間整備のほか、観光アクティビティ・プロモーションのための映像配信によるPRを予定しております。このほか、八代港に寄港するクルーズ船の乗客の誘致など、近畿臨時遅滞との連携を図りながら、交流人口の増加へつなげてまいります。

次に、農林水産業の振興について申し上げます。

農林水産業は、本市の産業施策の大きな柱の1つです。

ふるさと納税の推進に当たっても、デコポンやサラたまなどの特産物の果たす役割は大きく、商品を通じて、水俣を発信する強力な武器でもあります。

農業につきましては、基幹作物のかんきつ類やサラダたまねぎ、お茶を初め、太秋柿、和紅茶などの産地確立を図るため、生産振興や品質向上等の取り組みを引き続き積極的に支援してまいります。

なお、ことしの秋には、水俣市で全国地紅茶サミットが開催される予定です。

この機会に、市内外の地元農林水産物の販売促進活動を支援することで、安心安全な水俣ブランドづくりと、農家の所得向上につなげてまいります。

水産業につきましては、安心安全な水産業ブランドの確立と、稼げる水産業づくりにつなげていくため、漁業者等が取り組む水俣漁師市やカキ小屋の取り組みを推進いくとともに、平成28年度に整備される直売加工所の有効利用を図り、新たな水産加工品の開発、市内外への販売促進活動など、水産業の第6次産業化に向けた取り組みを積極的に支援してまいります。

林業につきましては、水俣芦北森林組合等の間伐、除伐等の事業や森林施業促進のための活動を推進していくとともに、市内林業事業者の高性能林業機械の導入支援及び新たな林道開設に向けた測量設計業務にも着手しながら、林業・木材産業の活性化につなげてまいります。

次に、水俣病問題解決への取り組みについて申し上げます。

水俣病被害者の救済支援につきましては、これまでに行われたさまざまな取り組みによって、前進してきたものと認識しております。

一方で、公害健康被害の補償等に関する法律による認定申請や救済を求める訴訟も継続しており、地元自治体として幅広い対応が求められております。

市といたしましては、被害を受けられた方々はもちろん、多くの市民の皆様の声をしっかりと受け止め、国や県、さらに原因企業にもしっかりと伝えていくことが重要であると考えています。

なお、高齢化が進む被害者の方々や御家族の方々に対しましては、今後も安心、安全な生活が確保できるよう、きめ細やかな対応に努めてまいります。

また、水俣病に係る資料を大切に保存し、その歴史を正しく伝え、その教訓を未来の人々に継承していくことは、水俣市の大切な責務であると考えております。

水俣病資料館では、引き続き、資料の収集整理と適切な保存に努め、関係機関との連携を図りながら、未来に役立つ情報の発信を進めてまいります。

次に、環境モデル都市づくりの取り組みについて申し上げます。

環境モデル都市づくりの推進につきましては、これまで多くの市民の皆様との協働により、ゼロ・ウェイストのまちづくり、省エネ・省資源に係る普及啓発、再生可能エネルギーの導入促進、地域丸ごとISO活動の推進などに取り組んでいます。

今後も、取り組みの内容の見直しをしながら、より多くの市民、事業者にご参加いただける活動に発展するよう努めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、これまでも続けてまいりました施策をさらに強化し、家庭部門の低炭素化を推進するため、従来の太陽光発電システムと太陽熱利用システムの設置支援、地元産木材の利用促進に加え、平成28年度からは、導入支援の対象となる設備を大きく拡大しております。

今後は、家庭でのさらなる温室効果ガスの排出削減を進めるため、総合的な支援事業を展開し、対応してまいります。

地域丸ごと環境ISOの推進につきましては、学校版や保育園・幼稚園版、家庭版、エコショップなど、教育現場や家庭、事業所での取り組みを進めていただいております。環境に配慮したライフスタイルの実践につながっております。

今後も、地域全体で、簡単に、楽しくISOに取り組めるような手法を積極的に取り入れ、より多くの市民、事業者の皆様が環境活動に取り組んでいただければ幸いです。

次に、やさしいまちづくりについて、順次申し上げます。

まず、健康づくりの推進について申し上げます。

健康づくりの推進には、住民への健康意識の啓発、健診後の健康管理の強化などを通じて生活習慣病の予防に努めてまいります。

特に、本市では血圧の高い方が多いことから、食生活改善推進員などによる、塩分測定器を活用した減塩活動の推進を図ってまいりますとともに、今年度は、先進地を参考にして健康増進計画及び食育推進計画の策定を行うこととしており、これらの取り組みの充実を図ることにより、住民の健康寿命の延伸に努めてまいります。

次に、高齢者福祉、障がい者福祉について申し上げます。

今後、さらに急速に進行していくことが予想される超高齢社会に対応して、全ての高齢者が元気に老い、可能な限り、住み慣れた地域でいつまでも元気で安心して暮らしていける地域社会の構築に向けて、介護サービス事業者はもとより、元気高齢者を初めとする地域住民やNPO等の多様な担い手による、介護予防・日常生活支援総合事業などの新しい総合事業を平成29年度から実施します。

また、生活支援コーディネーターの配置等により、地域の資源開発、ネットワーク構築、ニーズとサービスとのマッチングなど、生活支援・介護予防のさらなる体制整備を図ります。

さらに、高齢者のいきがづくり・社会参加の促進、医療と介護の連携強化、多職種連携等による地域包括ケアシステムの機能強化及び認知症の早期発見、早期予防等に向けた、みなまたモデルの認知症対策の推進に向けて、実施体制の整備を引き続き行い、第6期・水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（ひまわりプラン）に基づく各種施策の着実な推進を図ります。

障がい者福祉の推進につきましては、水俣市障がい者計画等に基づき、障がいの有無によって

分け隔てなくされることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、もやいを実感できる共生社会の実現を目指して、各種の支援制度の適正な実施を図ってまいります。

次に、誰もが安心して子どもを生み育てられるまちづくりについて申し上げます。

少子化、核家族化の進行や共働き夫婦の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、子育ての環境は厳しさを増しているものと思われ、子育て環境支援の整備は重要な課題であると考えています。

本市では、水俣市子ども・子育て支援事業計画等に基づき、保育所・認定こども園、学童クラブ、ファミリーサポートセンターなどのサービスを実施してきました。さらに、平成28年度から、子ども・子育て支援金として、子どもの出生時に3万円の支援金を支給することとしたほか、10月から、これまで要望が多かった病児保育事業を開始いたしました。

また、平成28年度の国の地方創生拠点整備交付金を活用して、こどもセンターの改修を行うこととしており、子どもの遊び場、保護者同士の交流の場、育児等の相談及び情報提供の場に加え、青少年から高齢者の多世代が交流できる、地域の新たな拠点とすることとしています。

次に、市民が安心してくらししていける地域の基盤づくりについて、順次申し上げます。

昨年4月の熊本地震の発生に際しては、改めて、緊急時の情報伝達手段の重要性が認識されたほか、避難所の開設や運営体制、他自治体への支援など、さまざまな問題を浮き彫りにするものでした。

まず、防災行政無線のデジタル化整備工事につきましては、平成25年度に設計に着手し、順次事業を進めてまいりました。

現在、中尾山に設置した中継局や、屋外拡声子局の更新にあわせて、設置を希望される全ての世帯を対象に、順次、戸別受信機の設置を進めているところであり、これにより、暴風雨の際の放送の聴き取りにくさを解消することができます。

平成29年度のシステムの本格運用開始に向け、市民の生命を守る情報源として、全世帯への配置を目指して、今後もさらに周知啓発に努めてまいります。

また、災害発生時に人的被害を防止するためには、速やかに安全な場所へ避難することが重要となります。

過去の災害発生時にも、障がい者や高齢者など、自ら避難することが困難で、支援を必要とする方の避難をどうするかということが課題となっております。

そこで、このような方の存在、必要な支援の内容などについての情報を掲載した避難行動要支援者名簿を作成することとし、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難支援の体制整備を推進することとしております。

次に、地域医療の充実について申し上げます。



医療体制の確保は、住民生活を支える重要な社会基盤の1つです。

水俣市立総合医療センターは、水俣市だけでなく、芦北、天草地域などの県南医療圏、出水市や伊佐市などの北薩医療圏における二次救急医療病院、災害拠点病院として、重要な役割を担っています。

現在、熊本県が策定している地域医療構想（案）が、パブリックコメントにかけられているところでございますが、この地域医療構想が策定されれば、熊本県全体で、この構想に沿って、将来の目指すべき医療提供体制の実現に向けた取り組みを行っていくこととなります。

水俣市立総合医療センターにおいても、この構想を踏まえて、地域の中核病院としての役割を明確化し、地域を支える医療機関としての役割を果たせるよう、地域と連携をとりながら、病床機能の分化などを推進してまいります。

なお、医療機器に関しましては、的確な診断・医療が提供できるよう適宜新設、更新を図り整備してまいります。

今後も、医師、看護師などの医療スタッフの充実に努め、市民の皆様が安心して生活できるよう、経営効率化を進めながら、地域医療の充実に努めてまいります。

次に、道路などの社会基盤の整備について申し上げます。

南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジが、平成30年度に供用開始の予定となっておりますが、その次に開設される袋インターチェンジの整備に関し、そのアクセス道路となる市道袋インター線並びに野川・袋線の整備のため、平成29年度から用地の取得を進めることとしております。

また、市内の道路整備につきましては、主要路線である牧ノ内・大迫線の整備を初め、通学路でもある堤防2号線の歩道整備工事を進め、児童・生徒の安全な通行の確保に努めてまいります。

さらに、近年、道路や橋梁の老朽化による事故が多発する中、事故を未然に防止するために、橋梁や法面、構造物の現状調査を実施し、調査結果に基づいて策定した維持管理計画に基づいて計画的に改良を行っていくこととしております。

なお、平成29年度においては、道路の維持補修に係る工事費について、例年の2倍の予算を確保したところであり、安全で快適な道路環境の保全を図ってまいります。

公営住宅に関しては、誰もが安心して住める快適な住環境を提供するため、水俣市公営住宅等長寿命化計画に基づいて整備を進めております。

平成29年度は、老朽化した牧ノ内団地の建てかえを進めるとともに、初野団地では、建物の延命化を図るための外壁改修等を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、適切な汚水処理により、健全な水環境の保全を図るとともに、大雨などによる浸水を防ぐため、排水施設等の改築・更新を引き続き進めてまいります。

また、下水道施設の適切な維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図りつつ、維持補修費の平準化を図るため、国が推奨するストックマネジメント計画を策定し、必要な投資を行いながら健全な財務運営を確保できるよう努めてまいります。

次に、心豊かなまちづくりの推進について申し上げます。

地域の明日を担う人材を育むために、水俣市教育大綱の基本理念である、郷土の明日をつくる心豊かな人づくり、教育委員会の基本目標である、心豊かな人づくりを具現化していくため、教育施策の推進に取り組みます。

まず、学校教育について申し上げます。

学校教育では、学びの心をもつ子ども、育ての心をもつ教師、はずむ心のある学校の3つの努力目標を掲げ、ふるさと水俣を愛し、人や自然を大切にするとともに、社会の一員として主体的にかかわろうとする子どもたちの育成を目指します。

地域人材を活用して、ふるさと教育、水俣科の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、本市における小中一貫教育導入に向けて課題等を検討していきます。

また、児童会・生徒会を中心としたリーダー研修を行い、児童・生徒が自ら考え、楽しい学校づくりを目指します。

学力向上については、水俣市学力向上宣言に基づき、授業の工夫改善を行い、子どもたちの確かな学力の育成を目指します。

特別支援教育については、特別支援教育支援員の増員により、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

学校施設整備については、児童・生徒が安心、安全に過ごすことができることと、避難所としての安全性等も考慮し、校舎の外壁改修、老朽化したトイレの改修を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、子どもたちの生きる力、豊かな心を育むため、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる体制のさらなる充実を図ります。

また、まちづくり団体の育成・支援、家庭教育の推進、青少年の健全育成など、地域活動や社会教育活動の活性化を図るとともに、地域住民の人権問題に対する理解を深めるための事業を実施します。

文化会館では、老朽化した空調設備の改修に向けて、設計を行うこととしています。

自主文化事業につきましては、文化会館開館40周年記念事業として、NHKの民謡魂ふるさとの唄の公開番組を開催します。

次に、日本一の読書のまちづくりについて申し上げます。

市民の皆様が読書に親しめるよう、市立図書館を核として、乳幼児期に2回の絵本贈呈を行

う、ぐるりんぱブックスタートや動く絵本館みなよむ号の派遣、図書館まつり・古本市などの事業を実施してまいります。

また、今年度は5回目のみなまた環境絵本大賞募集の年となりますので、大賞作品等の選考・決定を行うとともに、創作童話・絵本ワークショップも継続して実施し、読書活動がさらに推進されるよう努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、本市のスポーツ振興の中心的役割を担う、各競技団体及びこれらを統括する市体育協会はもとより、自治組織内のスポーツ組織、学校の部活動、職場スポーツ、総合型スポーツクラブなど、住民等が自主的に組織した団体等の活動を積極的に支援します。

また、今後さらに進展することが予測される過疎化、少子高齢化に対応するため、市民協働によるスポーツ振興体制の充実を図り、市民のニーズに合ったスポーツイベントの開催や、ライブステージに応じたスポーツ活動の推進を図りながら、スポーツを通じた交流及び事前合宿等の誘致を積極的に推進し、流入人口の増加等による市の活性化を図ります。

なお、今年で42回目を迎え、水俣市の夏の風物詩となっている競り舟大会について、現在保有している12艇の木造船の老朽化により、競技の安全性の確保が困難となってきているため、今回、水俣芦北地域振興財団からの助成金を受けて、新たにFRP製の競り舟12艇を購入することとしております。

以上、平成29年度の取り組みについて述べてまいりました。

近年、地方都市を取り巻く環境は、一層厳しさを増しております。

地方創生の取り組みなどにおいて、地域の魅力づくり、元気づくりに自治体間の競争が始まっているこの時代において、公務員にも、そして市長の私にも、チャンスをつかむ肌感覚と、意思決定のスピード感が求められていると思います。

市民の皆様、市議会の皆様との対話を大切にしながら、わくわくするみなまた・輝くみなまたの実現、そして新しい水俣の創造に向けて、全力を尽くしてまいります。

今後とも皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） この際10分間休憩します。

休憩 午前10時51分

---

開議 午前10時59分

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説

明申し上げます。

まず、議第1号水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の規定が平成29年5月30日から施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第2号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、職員の育児休業について必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

職員の扶養手当について、国家公務員の給与改定等に準じ、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

消費税の税率引き上げ延期に伴う地方税法の改正等により、水俣市税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

消費税率の引き上げが延期されたことに伴い、現行の第1段階の第1号保険料の軽減措置を継続する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

牧ノ内団地の一部住宅の廃止に伴う除却により、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号平成29年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ146億521万6,000円で、平成28年度の当初予算額と比較いたしますと、8億1,883万9,000円、約5.3%の減少となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、地方バス路線維持対策事業、水俣環境アカデミア管理運営経費、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、初恋のまちづくり事業、企業版ふるさと納税活用事業、さくらサイエンスプラン研修事業、地域おこし協力隊支援事業、電算システム新規開発事業、市庁舎建替事業、第3款民生費に、自立支援給付費、子どものための教育・保育給付負担金、明水園施設整備事業、生活保護費、児童手当、子ども・子育て世帯応援事業、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等

に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、子ども医療費助成事業、合併処理浄化槽設置整備事業、家庭部門低炭素総合事業、第5款農林水産業費に、農業人材力強化総合支援事業、中山間地域等直接支払事業、中山間地域総合整備事業、農業競争力強化基盤整備事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、市町村営林道開設事業、恋路ブランド推進事業、第6款商工費に、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、水俣堂々推進事業、道の駅・海の駅整備事業、商工業資金貸付・出資事業、戸建住宅リフォーム事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地整備事業、牧ノ内・大迫線道路改良事業、市内一円市道改良及び維持補修費、道路ストック総点検事業、水俣花の名所再生事業、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団関係経費、消防防災施設整備事業、防災関係経費、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、集中学校施設耐震化推進事業、埋蔵文化財発掘調査事業、文化会館整備事業、みなまた環境絵本大賞事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、繰越明許費といたしまして、子ども・子育て世帯応援事業を計上いたしております。

債務負担行為といたしましては、牧ノ内団地5号棟建設事業外5件を計上いたしております。

また、地方債といたしまして、過疎対策事業債外6件を計上いたしております。

次に、議第8号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億7,450万円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為といたしまして、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第9号平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億8,887万9,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第10号平成29年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億5,236万9,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金、第6款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第11号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ12億950万5,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上いたしております。

第1款公共下水道事業費の主な事業といたしまして、浄化センター運転管理業務委託料、白浜雨水ポンプ場改築更新工事委託料等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款分担金及び負担金から第7款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、債務負担行為といたしまして、公共下水道事業法適化支援業務委託料外2件を計上いたしております。

また、地方債といたしまして、公共下水道事業及び過疎対策事業を計上いたしております。

次に、議第12号平成29年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に71億9,710万円、収益的支出に71億6,846万5,000円、資本的収入に3億860万4,000円、資本的支出に8億2,177万円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上いたしております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上いたしております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、西館前駐車場ゲート式駐車場機器の更新等の建設工事費や超音波診断装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上いたしております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第13号平成29年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に5億2,289万6,000円、収益的支出に4億1,380万1,000円、資本的収入に231万1,000円、資本的支出に2億1,783万4,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第14号平成28年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億938万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ159億501万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、臨時福祉給付金給付事業、第3款民生費に、自立支援給付費、多世代交流拠点整備事業、第4款衛生費に、海岸漂着物地域対策推進事業、第9款教育費に、学校林基金積立金などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税、第9款地方交付税、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正といたしまして、防災行政無線整備事業外28件の追加、明水園施設整備事業の変更を計上いたしております。

債務負担行為の補正といたしまして、水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証外6件の追加、仮庁舎プレハブリース料外3件の変更を計上いたしております。

地方債の補正といたしまして、一般補助施設整備等事業の追加、過疎対策事業外5件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第15号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,722万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ49億4,672万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に人事異動等による人件費の増額、第11款諸支出金に国県支出金等返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第16号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ453万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億7,823万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の調整及び保険基盤安定分担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第17号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,486万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ33億2,167万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費、第2款保険給付費の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第18号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,838万5,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億2,396万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、職員の異動等に伴う人件費の増額のほか、委託料及び工事請負費等を減額いたしております。また、第2款公債費において、長期債利子を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入、第7款市債をもって調整いたしております。

また、繰越明許費の補正といたしまして、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託等に係る下水道建設事業の金額を変更いたしております。

このほか、債務負担行為の補正といたしまして、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託の変更を計上いたしており、地方債の補正といたしまして、公共下水道事業、過疎対策事業及び災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第19号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、平成28年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を760万円増額して、補正後の収益的支出の額を3億6,842万9,000円に、第4条に定める資本的収入の額を281万5,000円減額して、補正後の資本的収入の額を7,170万6,000円に、資本的支出の額を1,210万4,000円減額して、補正後の資本的支出の額を4億739万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的支出には減価償却費等の増減を、資本的収入には国庫補助金の増減を、資本的支出には工事請負費の減額を計上いたしております。

次に、議第20号第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について申し上げ



ます。

第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更を行うため、水俣市議会基本条例第7条の規定に基づき、本案のように提案するものであります。

次に、議第21号工事請負契約の変更について申し上げます。

水俣市防災行政無線整備工事請負契約について、防災行政無線設備の親局、中継局、再送信局、屋外拡声子局、戸別受信機の数量等に変更が生じたため、本案のように提案するものであります。

次に、議第22号から議第25号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第25号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第14号から議第19号までの平成28年度各会計補正予算は、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第14号平成28年度水俣市一般会計補正予算第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（福田 斉君） 議第15号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（福田 斉君） 議第16号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（福田 斉君） 議第17号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（福田 斉君） 議第18号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（福田 斉君） 議第19号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第14号から議第19号まで議案6件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時28分 休憩

---

午後5時48分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案6件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文君登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） 総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第14号平成28年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、臨時福祉給付金給付事業を増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを

計上している。

これらの財源としては、第1款市税、第9款地方交付税、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、防災行政無線整備事業外18件の追加を計上している。

また、債務負担行為の補正として、水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証外6件の追加、仮庁舎プレハブリース料外2件の変更を計上している。

また、地方債の補正として、一般補助施設整備等事業の追加、過疎対策事業外5件の限度額の変更を計上しているとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、熊本地震により市外から本市へ避難して来られた方の人数と現状、災害見舞金の支給実績についてただしたのに対し、避難して来られた方の総数は把握できていないが、16名の児童が市内の学校に転校して来られ、現在は、もともとお住まいの市町村に戻られている。災害見舞金は、生活支援金と小・中学校の就学支援金があり、5世帯9人に対し、61万2,740円を支給したとの答弁がありました。

また、ふるさと納税制度について、ふるさと納税サイトふるさとチョイスを利用した寄附、直接の寄附の内訳をただしたのに対し、12月末までにふるさとチョイスが765件1,332万5,550円、直接寄附が42件895万5,000円であるとの答弁がありました。

また、5款農林水産業費について、中山間地域等直接支払交付金、青年就農給付金、機構集積協力金の減額の内容についてただしたのに対し、中山間地域等直接支払交付金については、昨年度から追加して見込んでいた集落が事業に取り組むことができなかったことや農地を維持することが難しくなった集落も出てきたことによる減額である。青年就農給付金については、1名の方が就職により離農され、2名の新規就農を見込んでいたが就農されなかったことにより、合わせた3名の減額である。機構集積協力金は、農地中間管理機構を通じて貸し借りが行われた場合に交付されるものであるが、平成28年度中に国の交付要件の改正が行われ、認定農業者や農業生産法人に限定されたことが1つの大きな要因であり、もう一つは南袋と中小場工区の圃場整備による貸し借りを予定していたが、圃場整備の進捗が遅れたことも要因であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,838万5,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億2,396万6,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、職員の異動等に伴う人件費の増

額のほか、委託料及び工事請負費等を減額している。また、第2款公債費において、長期債利子を減額している。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入、第7款市債をもって調整している。

また、繰越明許費の補正として、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託等に係る下水道建設事業の金額を変更している。

このほか、債務負担行為の補正としては、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託の変更を計上しており、地方債の補正として、公共下水道事業、過疎対策事業及び災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第19号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、平成28年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を760万円増額して、補正後の収益的支出の額を3億6,842万9,000円に、第4条に定める資本的収入の額を281万5,000円減額して、補正後の資本的収入の額を7,170万6,000円に、資本的支出の額を1,210万4,000円減額して、補正後の資本的支出の額を4億739万5,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的支出には減価償却費等の増減を、資本的収入には国庫補助金の増減を、資本的支出には工事請負費の減額を計上しているとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、資本的収入の二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金による事業は、どのような事業かとただしたのに対し、電力量削減による二酸化炭素排出量を減少させる目的でポンプ交換を実施した事業であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第14号平成28年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に、自立支援給付費、多世代交流拠点整備事業、第4款衛生費に、海岸漂着物地域対策推進事業、第9款教育費に、学校林基金積立金などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附

金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、住民基本台帳事務経費外9件の追加、明水園施設整備事業の変更を計上している。

債務負担行為の補正として、松本眞一同朋奨学金の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、南九州西回り自動車道の発掘調査測量等業務委託料が減額されている理由についてただしたのに対し、当該調査を進めている遺跡は、ほかに事例のない遺跡だったため、当初は調査範囲を広く設定していたが、平成27年度の調査の進行に伴い、この遺跡が広がりのない狭い範囲でしか存在しない遺跡であることが判明したため、調査範囲を狭めたものである。具体的には、当初5,850平方メートルの調査を予定していたが、実際は2,910平方メートルに縮小したものであるとの答弁がありました。

また、水俣市子どもセンター改修工事の具体的内容についてただしたのに対し、現在、子どもセンターは地域の子育て拠点施設として、育児相談の場、情報交換の拠点の場となっているが、今後、子どもセンターを改修して、世代間を超えた子育て世代から高齢者まで、さまざまな方が集う多世代交流の場とする。具体的には、地元の食材、農産品を使った調理場を整備して料理ができるコーナーをつくり、母親同士の交流や子どもの食育の検討を行う場として、仮称地のもんカフェの農産物の販売、地元の木で加工した木のプールのコーナーを設けるなど、小さい子どもから高齢者までが集う場所づくりとしたいとの答弁がありました。

また、子どもセンター改修工事の面積はどのくらいなのかとただしたのに対し、子どもセンターの施設の半分の約160平方メートルとあわせ、ベランダ部分を含めた改修工事の予定である。そのほか、附帯工事として駐車場の整備を行い、6台分の追加分の工事と既設駐車場舗装の路面の工事を行う予定であるとの答弁がありました。

そのほか、委員から、改修費として4,500万円という多額の予算が計上されているので、改修ありきではなく、今後の子どもセンターの事業運営のあり方や内容については、今後十分重視されたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,722万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ49億4,672万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動等による人件費の増額、第11款諸支出金に、国県支出金等返還金を計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ453万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億7,823万9,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定等に伴う人件費の調整及び保険基盤安定分担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額等を計上している。

これらの財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第17号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,486万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ33億2,167万4,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費、第2款保険給付費の減額を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年2月22日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第14号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	原案可決	全員賛成
議第18号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第19号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報

告します。

平成29年2月22日

厚生文教常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第14号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	原案可決	全員賛成
議第15号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第16号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第17号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第14号平成28年度水俣市一般会計補正予算第10号から議第19号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第4号まで、以上6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第29 議案の撤回について（議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について）

○議長（福田 斉君） 日程第29、議案の撤回についてを議題とします。

水総第1445号  
平成29年2月22日

水俣市議会議長 福田 斉 様

水俣市長 西田 弘志

## 議案の撤回について

平成28年11月25日に提出した議案で継続審査とされている「議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について」を次の理由により撤回したいので、水俣市議会会議規則第19条第1項の規定により提出します。

(提案理由)

条例案中の文言を再検討する必要があるため。

---

○議長(福田 斉君) 市長から、平成28年第4回定例会で提出され、現在、総務産業委員会で審査中であり、議第83号水俣市人権擁護に関する条例の制定について撤回請求がありますので、撤回理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 平成28年11月25日に提出させていただいた議案で、現在、継続審査とされております議第83号水俣市人権擁護に関する条例の制定についてを、条例案中の文言を再検討する必要があるため、議案の撤回をさせていただきたく、議会の承認をお願いしようとするものでございます。

議案の撤回により、議会運営に御迷惑をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(福田 斉君) お諮りします。

ただいま議題となっております議第83号の撤回については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって議第83号の撤回については、これを承認することに決定しました。

---

## 日程第30 陳情の取り下げについて(陳第8号 原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情について)

○議長(福田 斉君) 日程第30、陳情の取り下げについてを議題とします。

---

### 陳情の取り下げについて

平成28年12月5日提出しました陳第8号原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情についてを取り下げます。

陳情者 住所 水俣市月浦247番地96  
氏名 原発避難計画を考える水俣の会  
代表者 永野 隆文



○議長（福田 斉君） お諮りします。

ただいま議題となっております陳第8号原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって陳第8号の取り下げについては、これを承認することに決定しました。

---

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明23日から3月6日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月7日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は2月28日正午まで、議案質疑の通告は3月7日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後6時9分 散会

平成29年3月7日

平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

# 平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成29年3月7日（火曜日）

午前9時29分 開議

午後2時31分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 17人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）
総合政策部次長（水 田 利 博 君）	福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）
産業建設部次長（城 山 浩 和 君）	水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）	総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）
総務部財政課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第2号

平成29年3月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| 1 高岡利治君 | 1 市政運営の基本方針について              |
|         | 2 市庁舎建替事業について                |
|         | 3 水俣病問題への取り組みについて            |
|         | 4 地域医療の充実について                |
|         | 5 学校教育について                   |
| 2 中村幸治君 | 1 地域おこし協力隊員について              |
|         | 2 初恋のまちづくりについて               |
|         | 3 環境について                     |
|         | (1) 第2次水俣市環境基本計画について         |
|         | (2) 不法投棄について                 |
| 3 藤本壽子君 | 1 水俣市の再生エネルギーの取り組み状況と諸問題について |
|         | 2 川内原子力発電所事故時の市民への対策について     |
|         | 3 水俣市の女性の声を生かす「女性議会」の開催について  |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成28年12月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備え付けてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡利治議員に許します。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 おはようございます。

真志会の高岡利治です。

昨年の熊本地震の影響により、旧庁舎が使えなくなり、ことしからすぐ隣の仮庁舎での業務がスタートいたしました。

議会も今議会から、ここ、もやい館3階のもやいホールをお借りしての議会開催となります。

全てが初めての経験であり、この会場を使うと決まってから今日まで、全ての準備から片づけ、そして音響を初めとするリハーサルと大変な苦勞をかけました議会事務局の職員の方々には心から感謝を申し上げます。

また、会期中は日ごろからもやい館を利用されている市民の皆様にも、何かと御不自由をおかけいたしますが、御理解をいただきお許しいただきたいと思えます。

新しい庁舎の建設に向けての検討委員会等も設置され、いろいろな議論がなされています。市民の皆様にも御意見を伺う機会もあるかと思えますが、一日も早く市民の皆さんや職員の皆さんの使いやすい庁舎が建設されることを願います。

そういった中で、今回の質問は市長の平成29年度施政方針の中から、5つの項目を選び、通告に従い、以下質問いたします。

1、市政運営の基本方針について。

①、新しい水俣のイメージづくりに取り組み、これを発信したいとあるが、具体的にどのようなイメージをどのような方法で発信していくのか。

2、市庁舎建てかえ事業について。

①、新庁舎は市民生活、行政運営、防災対策の拠点を定める重要な事業とあるが、市長は何を最優先にすべきと考えるか。

②、新庁舎建設に当たり、市長の諮問機関である水俣市本庁舎建替検討委員会がつくられたが、この委員会に求めるものは何か。

3、水俣病問題への取り組みについて。

①、市として市民の声をしっかり受けとめ、国、県、原因企業にもしっかりと伝えていくことが大切との発言があるが、市長は何を伝えていくつもりか。

②、水俣病に係る資料の収集、保管、整理に平成28年度と29年度にそれぞれ幾らの予算がつけ

られたか、また委託事業としてどこに委託したのか。

4、地域医療の充実について。

①、熊本県が策定している地域医療構想（案）とはどのようなものか。

②、この案が策定されれば、水俣の医療体制にどのような影響があると考えるか。

5、学校教育について。

①、水俣市における小中一貫教育導入に向けて、課題を検討していくとあるが、現状と課題は何か。

②、熊本県では小学校の部活動が平成31年4月から社会体育に移行する方向で動いており、水俣においてもこの件で、昨年アンケートを実施したと聞かすが、実施内容、対象、結果はどうだったのか。

以上で、本壇からの1回目の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、市政運営の基本方針については私から、市庁舎建てかえ事業については総務部長から、水俣病問題への取り組みについては福祉環境部長から、地域医療の充実については病院事業管理者から、学校教育については教育長からそれぞれお答えいたします。

初めに、市政運営の基本方針について、お答えいたします。

「新しい水俣」のイメージづくりに取り組み、これを発信したいとあるが、具体的にどのようなイメージをどのような方法で発信していくのか、との御質問にお答えをいたします。

新しい水俣、今議会の冒頭、私の平成29年度所信表明の中で申し上げた言葉でございます。

水俣という地名、言葉に、それぞれいろんなイメージを重ねられることと思います。

明治時代までの製塩業や農業、林業、漁業を主な産業とし、肥薩国境にひっそりとたたずむ小村だった水俣、近代的な工場の進出によって、にわかには人と物が集まり、熊本県南の新興工業都市として発展の途についた水俣、戦後いち早く復興を遂げ、国を支える工業製品を生み出し、繁栄を極めた水俣、公害の惨禍により多くの人々が苦しみ、地域経済、地域社会の疲弊により、未来への希望を失いかけた水俣、そして、もやい直しのかけ声のもと、人々が手を取り合い、環境モデル都市を目指してまちづくりに取り組んだ水俣、近年では、環境首都みなまたの力強いイメージによって、環境を大切にするまち、環境に取り組むまちとして広く認知され、多くの人々が訪れ、学び、交流しています。

私は、この環境首都みなまたのイメージをさらに一歩進め、環境と経済が両立し、市民が幸せ

を感じられる輝く水俣を目指して、新たなまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。その思いを込めて、新しい水俣という言い方をさせていただいております。

まずは地域のさまざまな資源、独自性、強みを生かして、地域プロモーション、情報発信に力を入れてまいりたいと考えており、初恋のまちづくりとして実施している事業は、まさにその取り組みの一環であり、村下孝蔵さんの代表曲「初恋」や、水俣湾に浮かぶ恋路島、エコパーク親水護岸の恋人の聖地など、恋でつながるコンテンツの活用を図りながら、地域の魅力をアピールしてまいります。

また、平成27年度から実施しているポッドキャストの初恋ラジオドラマ配信、住民が出演したテレビCM、水俣高校の生徒さんの若い力を集めたイベント「恋フェス」など、市民の皆様にも参加していただいて、各種イベントや情報発信を進めてまいります。

さらに、南九州西回り自動車道・水俣インターの開通に向けて、新たな物産館の整備にも取り組んでまいります。

このほか、昨年開設しました水俣環境アカデミアでは、研究・教育関係者、大学生、高校生などが集い、交流し、学び、そして世界への発信ができるものと思います。

これらの取り組みから、水俣で学ぶ、水俣で楽しむ、水俣で触れ合う、水俣で味わうといった水俣の新しい価値を生み出し、交流人口の拡大、地域経済の拡大へとつなげていくことを目指していきます。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 今回の市長の施政方針を聞いて、目を引くような事業であるとか、夢を描けるような施策が余らないように私は感じました。

初恋のまちづくりに関連する事業で、ポッドキャストによるラジオドラマ配信事業がありますが、これまでにどのような反応と効果があったのか、その検証はなされているのか。また、環境首都水俣のイメージを一步進めて、環境と経済が両立するまちづくりとありますが、経済の面で言うなら、地場企業の育成や連携、強化をもっと図るような施策が必要と感じます。

新規事業でもインパクトのある事業がないように思いますが、いずれにしても平成29年度の事業がどのように実行されていくのか、推移を見守りたいと思います。

2回目の質問を考えたのですが、施政方針に関しては平成28年度と比較しても大きな変化も見られないようですし、私が期待するような答弁はいただけないように思いますので、中身に関しては次の質問項目から掘り下げてみたいと思います。

市長にはまだこの後の項目で、答弁をいただくことがあるかと思っておりますので、気を抜かずにご待っていてください。よろしく願いいたします。

この件に関しては、以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、市庁舎建てかえ事業について答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 次に、市庁舎建てかえ事業について順次お答えします。

まず、新庁舎建設は市民生活、行政運営、防災対策の拠点を定める重要な事業とあるが、市長は何を最優先にすべきと考えるか、との御質問についてお答えします。

議会初日に、市長が施政方針の中で、新庁舎建設は数十年に1度の大事業であり、市民生活・行政運営・防災対策の拠点を定める重要な事業であると述べたところではありますが、新庁舎建設を進めていくに当たりまして、優先すべき事項は、財源確保とスピードであると考えております。

熊本地震の被災に伴い、急遽、建てかえを余儀なくされた本市にとって、財源確保は、喫緊の課題でありましたので、震災直後から議会、県と一体となって、国に対する財政支援の要望を行ってまいりました。

その結果、総務省から一般単独災害復旧事業債における熊本地震による特例が示されましたので、現在、この地方債の適用が確実なものとなるよう関係機関と協議を重ねているところであります。

この地方債の活用に当たりましては、さまざまな条件がありますが、85.5%の財源措置が見込まれますので、本市としては、ぜひ活用をしたいと考えております。

スピードにつきましては、建築基準法の規定に基づき、本市の仮庁舎の建築許可期間が5年間となっていることから、今後5年以内に新庁舎を建設し、移転を完了する必要がある、また、一般単独災害復旧事業債を用いる場合も、早急な建てかえが求められることとなります。

以上のことから、財源やスピードなどに関する極めて厳しい条件の中、新庁舎の建設を進めていく必要がありますので、限られた時間の中で、最善の方法を選択、決定していくことといたします。

次に、新庁舎建設に当たり、市長の諮問機関である水俣市本庁舎建替検討委員会がつくられたが、この委員会に求めるものは何か、との御質問についてお答えします。

本庁舎建替検討委員会につきましては、その設置要綱において、①、庁舎建てかえの基本構想に関する事、②、本庁舎を建てかえる場合の規模、建てかえ時期、位置等に関する事、③、その他、本庁舎の建てかえに関して、市長が特に必要と認める事項について検討し、意見を述べていただくことになっております。

現在、2回の会議を実施しておりますが、今後は、建設場所の絞り込み、新庁舎に求められる機能、規模などについて検討いただき、本年夏ごろをめどに、答申をしていただく予定としております。



○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問の①の何を最優先にすべきと考えるか、という質問ですが、当然、財源確保の問題と5年以内に新庁舎建設という時間的制約があるので財源確保とスピードが大事なのは理解をいたします。

しかし、ここで私が聞きたいのは、庁舎自体が果たす役割や機能のことであって、例えば防災の面なのか、利便性の面なのか、まちづくりの面なのか等々、ほかにももろもろあると思います。その中でも市長は何が一番優先されるべきとお考えなのか、お尋ねしたいのです。これが1番目の質問です。

次に、市長の諮問機関である本庁舎建替検討委員会も外部有識者や各種団体からメンバーとして入っておられます。議会でも昨年6月に庁舎建替等対策特別委員会を設置して、今まで7回にわたって議論をしてきました。今後、新庁舎建設の場所、建物の規模、庁舎の機能のほか、今後決めていかなければならない課題が数多くあると思います。そこには当然市民の意見を聞く場も必要でしょうし、検討委員会の答申を受けての考え方等、総合的に判断して、最終的には市長が決定されることですが、市民の意見や検討委員会の意見もちろん大事ではありますが、そこにもう一つ、毎日業務を行う職員の意見を吸い上げる機関はないのか。というのも新庁舎になれば、今後40年、50年と使用するわけで、その間市民の窓口となり、防災の拠点となる庁舎で毎日業務に携わる職員の方々の使い勝手のよさが重要であり、それがイコール市民が利用しやすい庁舎になると思いますが、いかがですか。

そこで2つ目の質問ですが、職員で組織した新庁舎に関する検討委員会のようなものはないのか。なければ、つくる考えはあるのか。できれば20代から40代ぐらいの職員のメンバー構成で若手の柔軟な意見も必要かと思しますので、そこはどう考えておられるのか、これを2つ目の質問といたします。

以上、2点お願いいたします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ①の部分では、私のほうから答弁させていただきます、2つ目の若手の職員等につきましては、部長のほうから答弁させていただきます。

最初、庁舎の問題、こういうふうに質問をいただきまして、今、やはり市民の方々から非常に関心があるのが、この庁舎の問題だというふうに思っています。この議会でこういった議論ができることは非常に有意義だというふうに考えているところでございます。

先ほど、総務部長が答弁いたしました財源の確保、そしてスピード、これは当然だというふうに思っております。それにつけ加えまして、機能等で私が一番重要だと考えますことを述べます

と、やはり今回の熊本地震で各市町村におきまして、庁舎自体が被災をした状況の中で、市民の生命、財産を守る応急措置として、その後の復旧作業、加えまして通常の業務を被災した庁舎でやられている自治体を目の当たりにしまして、本当に庁舎は大事だなというふうに改めて思ったところでございます。

そのことを勘案いたしますと、新庁舎事業につきましては、やはり大規模災害に遭っても強固で堅固であるというものが非常に重要だというふうに考えております。水俣市民の皆様の安心安全を何としても守り抜き、行政機能を維持し続ける、そういった強固な庁舎が必要だというふうに思っています。

ほかの機能につきましては、やはり再生エネルギーを活用するとか、免震を入れるとか、先ほど最初にありました市民の行政サービスが非常に機能するような庁舎、そういったものは後からいろんな議論をいただきながら、反映させていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 市職員の声を、特に若手職員の声を拾う必要があるのではないかと、という御質問でございますけれども、庁舎建設には、職員の声も反映する必要があるというふうに考えてはおります。まずは、2月の庁議と課長会議において、各課の持っている計画や考慮すべきことなどを事務局のほうへ報告するよう依頼をしているところでございます。

なお、意見を集約する場といたしましては、新年度に入りましてから、庁内に検討組織を設置したいというふうに考えております。その際には、もちろん若手職員の声も反映できるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 今、お二方から答弁をいただきました。

この件に関しましては、それぞれの立場からいろいろな意見や議論を重ねながら、今後とも機能性のある庁舎を建設するために話をしていかなければと思いますので、引き続き注視していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣病問題への取り組みについて答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、水俣病問題への取り組みについての御質問に順次お答えします。

まず、市として市民の声をしっかり受けとめ、国・県、原因企業にもしっかりと伝えていくことが大切との発言があるが、市長は何を伝えていくつもりか、との御質問にお答えします。

私たち水俣市民は、水俣病という世界に類例のない厳しい公害病を経験し、それに伴う地域社会の混乱と地域経済の疲弊に翻弄されてきた歴史を持っています。水俣病の被害者という意味では、直接健康被害を受けた被害者はもちろんのこと、広義での被害者としては、水俣病の発生により地域社会の混乱と地域経済の疲弊という影響を受けた市民全体も被害者だと思っております。

そこで、水俣病の被害を受けた水俣市民が安心して暮らせるように、地域医療・福祉の充実を図っていただくよう国・県にお願いすることはもちろんのこと、人口減少や若者の働く場の確保、若者が定着するようまちににぎわいをといた市民の皆さんの声に耳を傾け、地域の再生・振興についても、国・県を初め、水俣病の原因企業であるチッソにも要望していきたいと考えております。

次に、水俣病に係る資料の収集、保存、整理に平成28年度と29年度にそれぞれ幾らの予算がつけられたか。また委託事業としてどこに委託したのか、との御質問にお答えします。

議員がお尋ねの事業のうち、資料の調査、収集に関しては、平成27年度から、また、資料の整理、保存に関しては、平成28年度からそれぞれ3カ年の期間の中で、国と県の支援を受け、実施しようとする事業です。

水俣病資料館の設立目的の1つである資料の調査、収集、整理、保存により、貴重な資料の滅失を防ぎ、歴史を正しく継承するための取り組みであります。

事業概要について、国と県から御理解をいただく中で、国8割、県1割、市1割の費用負担となっております。

具体的な内容としましては、平成28年度の場合、まず、水俣病関連資料の所在調査と保存状況の確認及び写真資料の購入と語り部映像の記録、編集等の業務について、株式会社ミナコレへ600万円で委託しております。

また、水俣病歴史考証館所蔵資料のデジタル化業務について、4,000点分400万円で引き続き一般財団法人水俣病センター相思社に委託しております。

よって、水俣病関係資料の調査収集業務に関する事業の費用については、消耗品等の費用を含め1,020万7,000円となっております。

このほか今年度から、資料整理等に関するコーディネート事業を実施し、水俣病資料館が所有する資料の整理と適切な保存方法の検討、資料公開のためのデータベース構築、関係団体との連携促進などの業務と、資料館運営への提言も含め、熊本大学に業務委託を行い、学芸員資格を持つコーディネーターを資料館へ配置いただいております。年間の委託料は898万円であり、関係する旅費等を含め、958万6,000円となっております。

平成29年度におきましても、関連資料の調査及び保存状況の確認、語り部映像の記録編集等の業務継続を予定しており、引き続き600万円の委託料を計上しております。

また、水俣病歴史考証館所蔵資料のデジタル化業務についても継続を予定し、4,000点分400万円の委託料を計上しております。

したがいまして、水俣病関係資料の調査収集業務に係る事業費につきましては、関連する旅費を加え、1,021万円を計上しております。

また、29年度の資料整理等の関するコーディネーター事業においても、コーディネーターの配置、資料整理と適切な保存方法の検討、公開のためのデータベース構築、関係団体との連携促進などの事業継続を予定しており、委託料933万8,000円と関係旅費を加え、954万8,000円の事業費を計上しております。

加えて、今年度の事業内で確認された一部資料の適切な保存手法の改善に向けた保存設備購入のための費用として、356万9,000円を計上しております。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず①の人口減少や若者の働く場の確保、若者が定着するまちのにぎわい等の市民の声に耳を傾けて、地域の再生・振興についても国・県や原因企業に要望していくというふうな答弁がありました。要望は要望で必要なことだというふうに思います。しかし、いつも市長の答弁の中身は、どこどこへ伝えますといった内容が多いように感じます。

そこで、質問ですけれども、市のトップとして水俣病問題を解決するには、どのような行動が必要と思われませんか。また、市長の耳には多くの市民のどのような声が届いていますか。

これがまず1つ目の質問です。これは市長にお答えいただきたいというふうに思います。

それから、②に関してですが、水俣病に関する資料の収集、保管、整理等に対する予算は平成27年度から29年度の3カ年の事業で、平成27年度は、株式会社ミナコレへ600万円で事業を委託、同じく相思社に400万円で事業を委託、その他旅費や消耗品費を合わせると、27年度は総額1,041万8,000円が委託費として使われています。平成28年度も資料の収集や保存等に関しては、株式会社ミナコレへ年間600万円で委託、水俣病歴史考証館の資料のデジタル化を相思社に年間400万円で委託、その他消耗品等の予算を含めると、年間総額1,020万7,000円になっております。

平成29年度に関しても、関連資料の調査及び保存現状等の予算に600万円の委託料を計上しており、水俣病歴史考証館所蔵資料のデジタル化に400万円の委託料を計上してあると、先ほどの答弁にもありました。それに、旅費等も含めて、29年度も予算総額が1,021万円計上がされています。

毎年、この事業だけで年間1,000万円以上の予算が3カ年にわたって使われているということです。また、平成28年度から平成30年度にかけての3カ年の事業で、先ほどの答弁にもありました水俣病資料館に学芸員の資格を持つコーディネーターを、熊本大学に委託して配置する事業を平成28年度は、年間958万6,000円で委託しており、平成29年度も同じくコーディネーターの配置事業として、954万8,000円が計上されています。恐らく平成30年度もこの事業の最終年度となるので、同等の金額を予定しているのではないかと思います。

この2つの事業を合わせますと、年間2,000万円近い予算が投入されていますが、資料の収集、保管、整理とデジタル化等、それにコーディネーターの配置にこれだけの予算が必要なのか。ちなみに、比較はできないかもしれませんが、水俣市は読書のまちづくりを施策として掲げていますけれども、平成29年度の学校図書購入予算は、小学校7校全体で180万円、中学校4校で110万円の予算しかついていません。これを多いと考えるか少ないと考えるかは、それぞれ意見が異なるところではあると思いますが、そこで質問をいたします。

この事業の平成29年度の委託先については条件等も含めて、どのように考えているのか。また、整理された資料等はどのような形で、資料館で活用されるのか。

それから、ここに出てきます委託先の株式会社ミナコレという会社は、どういう業務を行う会社で、所在地がどこで、どなたが代表者なのか、この3つですね、2番目の質問として。

1番目が市長にお答えいただいて、それから2番目の質問が今の3点、以上、合計4点質問いたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） まず、1点目、私のほうから答弁させていただきます。

伝えるだけでは進まないのではないかというふうな御意見だというふうに思っております。

基本的に私たちは市民の方々から上がってきた要望、または御意見等は国・県に伝えるべきものは伝えていくというふうなスタンスでございます。当然、きちっと伝えていくことが重要だというふうに考えております。

また、水俣病に関しては、やはりいろんな御意見がございますので、一つずつ丁寧に対応していくことが必要だというふうに思っております。

また、この伝えるだけではなく、やはり水俣市民のことを考えて主体的に動くことが必要だというふうに考えます。

私は、市長として市民の代表として、よく今、都議会では都民ファーストという言葉が使われますけど、どこの首長でも多分、そこの市民、町民、村民、そういったものを優先的に考えながら行政を進めていくのは当然だというふうに思っております。

この水俣病で疲弊しました地域の活力を取り戻し、現在ではまた新しい水俣のイメージづくり、そういったものを基本的にはきちっと発信をしていき、みずから先頭に立って、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 私のほうから2次質問の3つの点についてお答えをいたします。

まず、29年度委託先につきましてですけれども、委託先につきましては、水俣病に関連する資料の調査・収集業務委託に当たりましては、3年間の短期間という事業構成であることも含めまして、事業の特殊性から、水俣病問題に関する知識と経験を有するとともに、資料館における水俣病情報発信の理念と方向性を熟知し、かつ水俣病患者や研究者等、関係する方々との信頼関係が構築され、円滑な協議が期待される人材と委託先が求められていると思います。このような観点から、平成29年度におきましても、現状での委託先を想定しております。

2番目の今後、資料館にこれらの資料の整理とか収集とか、そういった委託している内容については、どのように生かされていくのか、ということについてでございますが、当然、資料の整理、保存、そして収集も含めまして、現在資料館が持っております資料について、より適正・適切に管理・保存ができてまいりますし、またそれを活用した企画展や展示の入れかえとか、そういうことにつきましても活用ができていくというふうに考えております。

いずれにしましても、資料をより有効に活用していくように今後とも十分検討してまいりたいというふうに考えております。

3番目の委託先の株式会社ミナコレについてでございます。

所在地は水俣市となっております。代表者は吉永利夫でございます。設立は平成25年の10月となっております。定款に定めてあります事業を見ますと、水俣病に関する人材の育成、研修、水俣病に関連する施設に対する調査・研究・企画・運営の受託、民間団体に対する事業企画案等の活動支援、地域情報の提供及びツアーの企画・運営、教育事業に関する企画・調査・講演、書籍及び学習用教材の企画・出版並びに販売などとなっております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、①の水俣病の解決という部分で、今市長のほうから答弁をいただいたんですが、私が質問をしておりますのは、解決をするためにはどのような行動が必要かということでお聞きをしておるんですけれども、いろいろ答弁の中で発言をされていらっしゃったんですけど、具体的なこういうことをやるんだというのがもう一つ見えてこないような気もいたします。ただ、もう時間の関係上、これはまた次回、質問の中でちょっと掘り下げていかせていただきたいというふうに

思っております。

ここでは、1点ちょっと質問いたします。

今、川野福祉環境部長のほうから答弁がありました、この3カ年という短期間の事業でということ、3カ年という時間ですけれども、その中でそれなりの予算を使っております。使うからには、やっぱりそれなりのよく言われる費用対効果という部分が大事かと思っておりますので、資料に関する適正な管理、こういったものは資料館が責任をもって管理していただきたいというふうに思っております。

それから、学芸員の資格を持つコーディネーターについてですけれども、これは28年度からスタートして、30年度までということであと2年間事業が継続されますけれども、外部からこの学芸員の資格を持つコーディネーターということで呼ばれて委託をされているんですが、できれば先々は、資料館の職員あたりが資格を取得して、自前で管理運営ができるようにするのも1つの方法ではないかというふうに思いますけれども、その辺はどうお考えなのか、この1点をお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 学芸員の資格を有する職員等についてでございます。

現在、熊本大学のほうから学芸員の資格を有する方に来ていただいてやっているということなんですけれども、将来的に資料館の資料の整理とか管理、保存、あるいはそれを活用した事業展開に学芸員という資格を持つ者については、非常に有効であるというふうに考えております。

ただ、人事配置の問題もございますし、どのような手法でそれが可能かどうか、専門職員の配置あるいは外部への業務委託など、さまざまな手法が考えられると思いますので、関係課と協議をして適切な資料館の施設運営につながりますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、地域医療の充実について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 地域医療の充実について、順次お答えいたします。

まず、熊本県が策定している地域医療構想案とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

この構想は、医療法に基づき策定されるものですが、国の社会保障費の増加、人口減少、そして2025年問題、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる高齢社会を迎え、急激な医療・介護ニーズの変化等、社会構造及び課題に対応する施策であります。

構想では、将来の目指すべき医療提供体制のあり方として、限られた医療資源の中で、地域関係機関との連携のもと、患者の状態に応じた適切で効率的な医療提供体制を構築することとされております。

構想の主な項目について御紹介いたします。

まず、構想区域ですが、私も地域急性期病院代表委員として参加しております熊本県地域医療構想検討専門委員会で協議を進めた結果、現在、県内に11ある医療圏のうち、熊本と上益城を統合することで合意し、今後10の構想区域で設置される地域医療構想調整会議において構想実現に向けた協議がスタートすることになります。

次に、将来の目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策であります。病床の機能分化及び連携の推進、在宅医療の充実、医療従事者・介護従事者の養成・確保等が提示されており、それを具体化するため、それぞれの構想区域において、将来の医療需要・病床の必要量について示された厚生労働省令及び県独自算定方法による推計値、構想区域ごとの状況を参考に検討することになります。今後は、芦北地域医療構想調整会議で地域の実情に合った構想を策定することが重要になってきます。

次に、この案が策定されれば、水俣の医療体制にどのような影響があるかと考えるかとの御質問にお答えします。

水俣、芦北、津奈木地域で構成される芦北構想区域は、対象人口約4万7,000人と、県下で最少の区域であり、今後も人口減少と高齢化率の上昇が推計されています。

このような中、急性期から回復期、慢性期、在宅医療、介護に至るまで、切れ目のないサービス体制を構築するには、限りある医療資源の中であって、いかに医療機関との連携、協力体制がとれるかにかかっていると思います。

このことは、関連する人員確保の問題もあり、厳しい状況にあると認識していますが、今後の構想結果検証、見直しにおいて、他区域と統合されるということになれば、医療センターの機能、特に24時間救急医療体制を含む2次救急医療の維持、存続は困難になってくると思われます。

医療センターとしましては、行動指針としてきました県境を越えた医療連携をさらに推進し、同じ生活圏の中の急性期機関病院として、関係機関と連携、協力のもと、医療機能の安定化に向け努力してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

この件に関しましては、私も熊本県のホームページ等を拝見させていただきました。非常にわかりづらいと言いますか、何を言っているのかわからないと正直、私の頭ではついていけない部分でありまして、要するに、私が思うに、今後水俣の将来、高齢化社会になったときに、十分な医療や介護や看護が受けられるのかどうかというのが一市民として一般的な考え方としてはあるのかなと。それが、この地域医療構想というものが策定されたときにどうなっていくのかなということがちょっと気になったもので、今回質問に取り上げさせていただきました。



それぞれの地域性の違い等もあり、水俣・芦北地域においてもこの地域特有の問題や課題があるように思います。

芦北地域医療構想専門部会の議事録も見させていただきましたけれども、坂本病院事業管理者が発言をされておられます、後期高齢者がピークを迎える2025年問題だけではなくて、若者が住み続ける未来につながる構想でなければならないといったことや、また、急性期をきちんとやって一定のレベルを維持存続すること。それにこの地域の特性として、鹿児島県と県境をまたぐ北薩地域とのかかわり方等、さまざまな課題があるというふうに発言をされておられました。これは前から、この医療に関しては県境を越えての連携が必要ということは事業管理者のほうがよく言ってこられたことだというふうに思っております。

こういう課題がある中で、1つだけ質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今後、医療センターを含む地域医療と地域住民が受ける医療体制の充実を図るためには、どのような取り組みが必要だと坂本病院事業管理者は思われるか、ここを1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（福田 齊君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） この構想は、先ほど答弁で申しましたとおり、県単位で行われているということに非常に私は疑問があると。かねてより訴えておりますのは、医療に県境はないということでございますけれども、粛々と県単位でやられていると。

これがこのままいきますと、県境から恐らく中心地帯の県のほうに引き離されるように医療機能というのは落ちていくのは間違いない。

現在、水俣市の病床数が、1,403床あるんです。それが厚労省令の中の試算では654になると。県の独自計算の中でも861床にしましょうと、それしかもう需要がないということなんですけど、一番問題なのは、急性期病床が181床しか示されていない。ということは、我々の病院機能の6割しかないんです。それで何が起こるかという、先ほど申しましたように24時間の救急医療体制が当然とれません。そういうことになると、若者世代が住まなくなるというのは、これはもう歴史が証明しているんですね。

そういう中で、集約化したのが効率化につながるかという、それは現実問題として消滅都市を加速させるだけだと、私は芦北地域でも県の対策会議でも申し上げておりますけれども、もう医療法で制定されましたので、我々としては急性期から在宅までつなぐ、そして横に地域包括ケア体制を構築する。

宇宙ゴマと言いますが、それもたとえで言ったんですけど、転ぼうとしても、落ちようとしても落ちない、それだけの柔軟性を持った医療体制を今から続けていきたいと思っております。

行政、議会の御協力もよろしくお願いいたします。

○議長（福田 齊君） 次に、学校教育について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、学校教育について、順次お答えします。

まず、本市における小中一貫教育導入に向けて、現状と課題は何か、との御質問についてお答えします。

本市の現状としましては、小中一貫教育は行ってきておりません。これまでは、小中連携教育として、小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すため、幼・保小中連絡協議会を組織し、情報の共有を図ったり、基本的生活習慣や学習規律の定着に向けた取り組みを行ったりしています。

このような取り組みをさらに発展させ、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育が小中一貫教育です。

小中一貫教育が求められる背景や理由としては、子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる中一ギャップの問題や家庭・地域の社会性育成機能の低下、学校に期待される役割の相対的増大等が挙げられています。

今後、取り組んでいく上での課題としまして、義務教育9年間を見通した学校教育目標の設定、学年段階の柔軟な区切りの設定、小中学校教員の兼務辞令発令、教育課程・指導計画の作成、小中教員の相互乗り入れ授業の実施等があり、先行事例を参考にしながら適切に整えていく必要があります。

そこで、本市としましては、平成29年度から小中一貫教育についての検討を始めるに当たり、その研究を推進する学校を募り、研究指定を行います。

研究指定校には、県内外の先行事例から取り組み等を整理するとともに、校内の実践を踏まえて検証し、その成果と課題を報告してもらいます。その報告を受けて、小中一貫教育の可能性について教育委員会で検討していく予定です。

次に、熊本県では小学校の部活動が平成31年4月から社会体育に移行する方向で動いており、水俣においてもこの件で昨年アンケート調査を実施したと聞くが、実施内容、対象、結果はどうだったのか、との御質問にお答えします。

水俣市では、昨年社会体育移行に関する検討委員会を立ち上げ、10月に市内全部の小学校において、学校長、各部活動、保護者及び既存の社会体育団体を対象に、4種類のアンケート調査を実施しました。

調査の内容につきましては、各学校長が自校の現状を踏まえた上で、社会体育移行についてどのような考え方を持っておられるのか。また、社会体育移行に際して期待すること、配慮すべき

ことなどをお尋ねし、部活動及び社会体育団体には、部員数、指導者、活動時間、会費等について調査を行いました。

また、保護者向けアンケート調査では、現在の運動部活動等への加入状況や、社会体育に移行した際、加入させたいか、どんな種目を希望するか、活動時間や送迎が可能かどうかなどについて調査を行っております。

まだ、集計や分析が完全に終わっておりませんので、全部は答えできませんが、各学校長に対する調査では、社会体育への移行については賛成であるが、移行に当たっては期限を示し、一斉に取り組んでほしいなどの意見が寄せられています。

また、指導者確保の問題や、社会体育への移行で指導が過熱し、子どもたちの体力面、活動時間や経費、学校行事への影響が出るのではなどの課題が挙げられています。

部活動に関する調査には、全小学校の19の部活動から回答をいただきました。

児童数の減少等から、山間部の2つの小学校では、特定の種目が成立せず、総合部活動としていろんな種目を実施しております。また、他の小学校と合同でチームを編成しているケースもあります。

既存の社会体育団体に対する調査につきましては、7種目、15団体から回答をいただきました。学校部活動同様に、少子化に伴い、人員確保に苦慮している団体もふえており、活動時間、会費等については、各団体で異なっている状況です。

保護者に対する調査には、全小学校982人の保護者から回答をいただきました。子どもたちが自分のやりたい種目ができることには賛成でも、活動場所への送迎や経済的な負担が発生することが課題となっています。

ただし、アンケートの集計結果では、現在も運動部活動等に参加させている、または今後参加させたいが全体の7割以上を占め、運動部活動等に対しては多くの方が肯定的な意見を持っておられる状況です。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、まず初めに①の小中一貫教育に関しての件ですけれども、答弁にもありましたように、これが求められる理由や背景について、小学校から中学校に進学する際に、不適應を起こす中一ギャップの問題であるとか、学校に期待される役割の増大などが挙げられるというような御答弁がありました。

現在、学校の先生が現場で抱える問題も大変大きく複雑化している中で、小中一貫教育について検討を始めるに当たり、指定校を募り検証をしていくというふうにありますけれども、ここで質問をいたしますが、可能性の検討から実施するか否かの答えを出すまでに、どのくらいの期間を想定しておられるのか、これが1つ目の質問です。

次に、社会体育への移行についてですけれども、アンケート調査を4種類に分けて行ったということでした。学校長、各部活動、保護者、社会体育団体という答弁がございましたが、それぞれに課題や不安もあるようですが、ここで重要なことは、社会体育に移行するに当たって当事者となる子どもたちの気持ちや、環境整備だというふうに私は考えます。指導する側と指導を受ける側の考え方や保護者の意見、指導方針や練習時間の問題などに温度差が出てくることも考えられます。体力増進や友達との交流を楽しむために部活動をする子どももいれば、トップアスリートを目指して競技力向上に取り組む子どももいると思います。現在もそのような子どもたちが部活動の枠の中で活動をしているというふうに思いますけれども、社会体育へ移行すれば、社会体育活動をしている団体、つまり、各種目スポーツ団体の集合体である水俣市体育協会との連携が重要となってくるというふうに思いますが、ここで2点質問をいたします。

社会体育への移行期間である平成31年4月までのスケジュールはどのようになっているのか。

2番目として、先ほども言いました今後受け皿の中心となるであろう水俣市体育協会との連携をどのように考えておられるのか。合計で3点質問いたします。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 小中一貫教育について、実際に実施するまで、どのくらいの期間を想定しているのか、という第一の質問でございましたけれども、平成29年度から研究指定校の研究及び検証を初め、その研究及び研修期間は1年間を予定をいたしております。

全国各地の先行事例を見ますと、研究年数に比例して、小中一貫教育の効果が増加をしている、そういった傾向がございます。

研究指定校に検証結果のさらなる深まりを期待する場合は、2年の研究指定継続ということも考えられます。

その後、教育委員会で検討して実際に実施に向けた体制整備を進めてまいりますが、次年度から少なくとも3年間は準備期間として必要であると、そのように考えています。

次に、社会体育移行についてですが、社会体育移行の今後のスケジュールと申しますか、予定についてですが、今年度中にはアンケート調査の集計と分析を終了したいと思っています。

新年度には、各小学校及びPTA、それからスポーツ関係団体におきましても、役員の改選等が行われるんじゃないかと思えます。

その後に、新たな検討委員でアンケート調査結果をもとに基本的な方針を検討していただきたいと考えております。

平成29年度中には、基本的な方針を決定し、30年度から指導者や会場問題などを踏まえ、社会体育移行のための具体的な環境整備を図ってまいりたいと、そのように考えております。

また、体制が整い次第、モデル事業を実施し、平成31年4月から社会体育への完全移行を目指

してまいりたいと思います。

2番目の関係団体とのかかわりについてですが、市といたしましても社会体育移行に当たっては、水俣市体育協会とその加盟種目団体の協力は不可欠と、そのように考えております。

そのため、社会体育移行検討委員会の委員も体育協会から推薦をいただいているというところ  
です。

体育協会に具体的にどのようにかかわっていただくかは、社会体育移行の基本的な方針が決まらないと、はっきりと申し上げられませんが、今後検討委員会でさまざまな検討をする中で、社会体育協会との連携を密にし、水俣市の子どもたちのよりよいスポーツ環境づくりのために、社会体育化に向けて、準備を進めてまいりたいと思います。

○議長（福田 齊君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、吉本教育長のほうから答弁がございました。

まず、小中一貫教育に関しては、指定校を募って、これの検証を大体1年ぐらいいは見ています。ただ、この検証期間が伸びる可能性もあると。要するに実績を見るに当たって、1年よりも2年、2年よりも3年と、長く見たほうがより効果を得られるというような今の答弁ではなかったのかなというふうに思っております。

この問題もそうですし、部活動が社会体育へ移行する問題もそうなんですけれども、今まで1つの組織で動いていたものが、次の組織に移行することは非常にいろんな障害もあるでしょうし、課題も出てくるというふうに思います。

そこで、この小中一貫教育に関して1つ質問いたしますが、今、順調にいった最低でも3年は移行するに当たってかかるということですのでけれども、それが例えば保護者の理解であるとか、その他の環境整備というものに万が一時間がかかったというようなことがあれば、これ以上の期間を当然要するというのも現実的に考えられることなのかどうか、そこを1つ質問いたします。

それから、社会体育に移行するこの件に関しましては、先ほど申し上げました、要は今、社会体育で活動しております体育協会、いろんな各種スポーツ種目団体があります。ここの体育協会との連携を密にさせていただいて、いろんな検討委員会等でもんでいかれるんでしょうけれども、やはりその辺の情報あたりも常に流していただいて、現状どういう形で進んでいるのか、現状がどういう状況なのかというところを体協との連携をしっかりとっていただくということが大事かと思しますので、これは体育協会との連携に関しましては、要望という形でここで申し上げますけれども、先ほどの小中一貫教育の件に関して、1点答弁をお願いいたします。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 第1回目の御答弁で申し上げましたけれども、小中一貫教育につきまし

ては、小学校、あるいは中学校、学校部内での条件整備に1年、2年、ないしは3年近くかかるのではないかなとということでございましたけれども、当然小中一貫校ということになりますと、地域の理解、そういったものも必要になってまいりますし、保護者や地域への周知、あるいは協力依頼等を含めて、場合によっては準備期間が4年ないし5年になる、そういった場合も考えられるのではないかなと思っております。

ただ、より慎重にその辺は踏まえてまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時40分 休憩

---

午前10時49分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

政進クラブの中村幸治です。

質問の機会をいただきましたので、執行部の前向きな答弁をよろしくお願いします。

今回の私の質問は、水俣のまちづくりについて、自分の考え方を交えながら質問をしたいと思います。

それでは質問に入ります。

まず、地域おこし協力隊員についての質問をします。

- ①、地域おこし協力隊員として、どのような業務を目的に採用しているのか。
- ②、平成28年度予算では、地域おこし協力隊員報酬として3名分を計上しているが、なぜ2名しか採用できなかったのか。

③、地域おこし協力隊員の活動地域が久木野に決まった理由は何か。

④、地域おこし協力隊員のサポート体制はどのようなになっているのか。

以上4点を質問します。

次に、市長が力を入れて取り組んでおられる初恋のまちづくりについて、質問をします。

- ①、初恋のまちづくりに取り組むきっかけは何か。
- ②、初恋のまちづくりの構想はどのようなものか。
- ③、初恋通りから始まった事業で、今までにどれくらいの事業費を執行されたのか。
- ④、今まで行われた事業に対しての交流人口はどれくらいか。

⑤、初恋のまちづくりについて、市民の認知度はどれくらいと思うか。

以上、5点を質問いたします。

次に、環境について質問します。

(1)第2次水俣市環境基本計画について質問します。

①、第2次水俣市環境基本計画は何に基づいて策定されているのか。

②、第2次水俣市環境基本計画には、どのような事業が挙げられているか。

③、事業実績の評価と市民への公表は、どのようにされているのか、質問いたします。

次に、(2)不法投棄について質問します。

①、水俣市の不法投棄の現状はどのようになっているのか。

②、ことし、不法投棄の処理が行われたと聞いたが、その内容はどのようなものか。

以上、本壇からの質問とします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 中村議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、地域おこし協力隊員については総務部長から、初恋のまちづくりについては私から、環境については福祉環境部長からそれぞれお答えいたします。

○議長（福田 斉君） 地域おこし協力隊員について答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 初めに、地域おこし協力隊員について、順次お答えします。

まず、地域おこし協力隊員として、どのような業務を目的に採用しているのか、との御質問にお答えします。

地域おこし協力隊員の業務としましては、3つの目的を挙げております。

1つ目は、地域資源を活用した観光振興、イベント企画・運営、情報発信に関すること、2つ目は、産業振興、商品開発、ブランド化、販路開拓などに関すること、3つ目が地域福祉、生活環境整備に関することです。

次に、平成28年度予算では、地域おこし協力隊員報酬として3名分を計上しているが、なぜ2名しか採用できなかったのか、との御質問にお答えします。

地域おこし協力隊員の採用につきましては、前年度の2月から募集を開始しましたが、なかなか応募がありませんでした。そこで、本年度に入り、同郷会などを通じて呼びかけを行ったことにより、4名の方から応募があり、選考の結果、8月に2名を採用することができました。本市

への移住に向けた手続を進め、11月と本年1月にそれぞれ着任していただいております。

今回は、応募者が少なかったことや、採用予定が遅くなったため、もう1名の採用を見送ったところ です。

次に、地域おこし協力隊員の活動地域が久木野に決まった理由は何か、との御質問にお答え します。

地域おこし協力隊員の活動地域を決定するに当たり、まず、前年度9月に市内全地区の自治会 長に対して募集を行いました。3地域から応募があり、選考の結果、市内の中でも高齢化や人口 減少が進んでいる久木野地域は、地域おこしに向けて早急に取り組まなければならない地域であ るという理由で決定いたしました。

次に、地域おこし協力隊員のサポート体制はどのようになっているのか、との御質問にお答え します。

まず、サポート体制を整えるため、地域おこし協力隊員が就任する前に地域の实情に詳しく協 力隊員と地域のコーディネーター役ができる集落支援員を配置いたしました。

集落支援員には、久木野地域で暮らすための住居となる空き家を自治会長と協力して探しても らうとともに、地域内の会合において、協力隊員への理解を深めてもらうため、活動内容等につ いての説明を行っていただいているところです。

また、集落支援員と自治会長には、市を交えた協力隊員との定期的なミーティングにも出席し てもらい、地域と行政の調整を図りながら、協力隊員の生活や活動面を支えていただいております。

なお、市におきましても県内の先進地を視察し、行政職員や既に活動している協力隊員から直 接話を聞き、国や県の指導を受けながら、サポート体制づくりに努めております。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁がありましたので、2回目の質問をしたいと思います。

まず、この地域おこし協力隊員については、総務産業委員会で私たちも相当な議論をしまし て、募集人数をふやしていただいたというようなことの経緯があるというふうに思っています。

今年は、2名の採用が決まり、現在、久木野で活動をされているということです。

水俣市では、協力隊員の取り組み、これは初めてですので、ここまで来るのにはやっぱり相当 苦労があったというふうに私も思っております。

水俣のまちづくりを進めていく上では、大切な事業だというふうに私を含め、ほかの議員の方 もそれぞれ期待をしているんじゃないかというふうに思っております。

実は、本音を申し上げますと、平成28年度予算計上の3名の募集ができていれば、まだよかったの かなというふうに思っております。



しかし、これは全国の自治体が取り組んでいますので、現実はなかなか厳しいものがあるというふうな理解は一応しています。

このような現状の中で、今回、当市を選んでくれた2人には、ぜひ水俣に来てよかったと、全国に発信できる3年間を過ごしていただきたいというふうに願っております。

そういうことで、水俣市の地域づくりにとって、地域おこし協力隊員は、大変重要な取り組みの1つですので、そこで質問をしたいと思っておりますけど、今後、地域おこし協力隊員の募集については、どのような考えを持っておられるのか、1点質問したいと思います。

それと、2つ目なんですけど、現在活動地域が久木野になっていますが、今後の活動地域の選定をどのようにしていかれるつもりなのか、質問をしたいと思っております。

それと、協力隊員のサポート体制についてなんですけど、先ほどちょっと説明あったんですけど、とにかく全国の自治体でこれは多くの地域おこし協力隊員というふうに活動されていますけど、結構失敗した事例というのもお聞きをしています。

その原因というのは、いろいろあると思うんですけど、やっぱり一番の失敗原因というのは、サポート体制がうまくいかなかったために協力隊員が相当苦労したと、そういうことも伺った経緯があります。

水俣の場合は、相談員として集落支援員が配置されています。それと、久木野地域の方々のサポートもあり、協力隊員の2人にとっては、心強いというふうに思っています。

しかし、先ほどの答弁の中で、市も協力するというような話もあったんですけど、募集したのは、水俣市ですので、最終責任は市役所にあるというふうに思います。

協力隊員の2人が活動するためには、市役所の庁内としての横の連携、これが必要になってくるといことも多々あるというふうに思いますので、3つ目の質問としましては、市役所として全庁挙げてのサポート体制、これができているのかどうか、これを質問にしたいと思います。

2回目の質問をまとめて見てみますと、まず1点目が、今後の地域おこし協力隊員の募集計画の考え方、それと2番目が、今後の活動地域の選定、それと3番目に全庁挙げてのサポート体制、これができているのかどうか、これを2回目の質問とします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 2回目の質問でございますけれども、今後の募集について、という御質問かと思っております。

現在、久木野地域で2名の方に活動していただいておりますけれども、着任してまだ数カ月でございますので、試行錯誤の状況もあることから、まずは久木野地域での活動状況等を十分に見て、今後の募集について判断していきたいというふうに考えております。

次に、今後の活動地域の選定は、ということでございますけれども、地域おこし協力隊員の今後の活動地域の選定につきましては、地域での受け入れ態勢や地域の現状、また地域おこし協力隊員と地域のコーディネート役であります、先ほど言いました集落支援員の配置などを勘案しながら、検討していきたいというふうに考えております。

3つ目が全庁的なサポート体制ということでございますが、サポート体制につきましては、地域おこし協力隊員が円滑に活動できるように現在、総務課において地域おこし協力隊員の窓口となり、さまざまな相談を受けており、そこで対応するとともに農林水産課とか、経済観光課など、各課との連絡調整を行いながら、全庁的なサポート体制ができるように努めております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問をいたしたいと思います。

まず、2回目の質問として、地域おこし協力隊員の今後の募集についてちょっとお聞きをしました。

水俣市の総合戦略の中に、地域おこし協力隊員数について、重要業績評価指数、これを決められています、その目標値、これを平成31年までに5名というような数値目標を掲げられているはずなんです。その施策として、定住化の促進、事業としては地域おこし協力隊員の活用とはっきり明記をしてあります。

そこで、ちょっと質問しますけど、協力隊員として3年間、水俣で活動した後、水俣市に定住していただく環境を整えるためにはどのような取り組みが必要というふうに思われるか、1点質問したいと思います。

あと1点の質問は、募集についてですけど、先ほども述べましたとおり、協力隊員の募集については、平成31年度までに5名と明記をされています。ということは、今後あと3名を採用しなければいけないということなんです。これは、総合戦略の中で決められたことなんです。先ほどもいろいろなことを言われましたけど、相当な努力が必要ではないかなというふうに私も思っております。

そこで、私から1つの提案なんですけど、水俣市の1つの課題としてまちづくりの原点である自治会のことなんですけど、各自治会はいろんな課題があるというふうに考えられます。それを解決するためには、区長制度から自治会制度に移行して、約10年近くになりますけど、検証が必要ではないかなというふうに私は思っています。これは、前から私はそのようなことを言っているんですけど、ぜひここを考えてみて、質問としては協力隊員募集の業務として、各自治会の実態調査や自治会の制度見直しなど、業務として募集するということはできないのかどうか、これを1つ質問したいと思います。

というのは、協力隊員の受け入れ、これは地域を選定する必要はないんじゃないかなというふうに思います。そこに住んでいただいて、水俣全体のことを業務としてやっていくということで、地域を選定するというものもないものですから、このようなことを考えてみてはどうかというところを質問をしたいと思います。

3回目の質問は2点だけです。よろしくをお願いします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） まず、地域おこし協力隊員が定住化するには、どのような取り組みが必要かということでございますが、地域おこし協力隊員の活動は最長3年間です。今回、選考するに当たりまして、活動後も本市に定住していただきたいという思いも含めまして、募集と選考を行ったところでございます。

定住していただくために、やはり生活を支える仕事が必要と思いますので、3年後の協力隊員の仕事につながるような地域での活動も市としましても、いろいろサポートをしていきたいというふうに考えております。

次に、自治会の実態調査とか課題調査を行う必要があるんじゃないかと。そのためには、自治会の活性化につながる業務もしてもらってはいかがか、という質問だったと思いますけれども、地域おこし協力隊員には地域の自治会活動などへ積極的にいかかわってもらいたいと思っておりますので、自治会の活性化につながる業務もこちらとしては期待しているところです。

そのためには、まず地域に親しんで、定住していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 次に、初恋のまちづくりについて答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、初恋のまちづくりについて、順次お答えをいたします。

まず、初恋のまちづくりに取り組むきっかけは何か、との御質問にお答えします。

水俣市は、恋の伝説が残る恋路島や、恋路島を望むエコパークが恋人の聖地として認定されたこと、約60年続く夏祭り「恋龍祭」があること、ヒット曲初恋で知られるシンガーソングライターの故・村下孝蔵氏が水俣市出身であることなど、恋にゆかりのある地域特性を生かし、恋に関連するキャンペーンやイベント等を実施してきました。

また、中心市街地に位置する旧ふれあい一番街商店会は、昭和の名シンガーソングライターゆかりの地であることをPRするため、平成26年にその名称を初恋通り商店街に改め、商店街の一角に、その功績を顕彰する歌碑を設置したり、故・村下孝蔵氏のレコードジャケットを手がけた

切り絵作家、村上保氏に御協力いただき、水俣第一中学校の制服を着た少女をイメージキャラクターとするポスターやのぼりを制作したりするなど、商店会一体となってPRを行っております。

このような取り組みや地域資源を生かし、初恋のまち・みなまたという新たなイメージを発信して、交流人口の増加や地域活性化につなげていこうと考えたのが、初恋のまちづくりのきっかけであります。

次に、初恋のまちづくりの構想はどのようなものかとの御質問にお答えします。

初恋のまちづくりのコンセプトは、水俣の新しい、明るいイメージを発信していくことであります。

特に、水俣市において人口流出の著しい若者世代をターゲットとし、メディアを活用した情報発信や、これからの水俣のまちづくりを担っていくための人材の確保・育成に向けた取り組みを中心としており、この取り組みを観光振興策や地域の農林水産物の販路拡大、新規商品開発による雇用の促進などと合わせて実施することにより、水俣に住み、住み続けたいと思えるようなまちをつくっていくことを目指しております。

次に、初恋通りから始まった事業で、今までにどのくらいの事業費を執行されたのかとの御質問にお答えします。

まず、平成26年度は、初恋通り商店街に対し、初恋のまちづくりのシンボルとなるブロンズ像の設置補助に、421万円、平成27年度は、有名声優らによる初恋ラジオドラマ三部作の制作公開とあわせ、初恋の相手を探すプロジェクトの実施に、525万円、その結果、今年度、出版社からの提案により、予算額ゼロ円で初恋エピソードを集めた書籍「あの日、初めて恋をした」を出版しております。

また、平成27年度から平成28年度にかけて、水俣高校生や市民、事業者等により構成する初恋のまちづくりに係る委員会を設立し、初恋をイメージしたCM三部作の制作や、事業計画の作成等に200万円、平成28年11月にエコパークで開催しました恋フェスや初恋ラップ選手権、各種物産販売、商品開発等に1,200万円、初恋イルミネーションの設置費用に820万円、平成27年度から28年度にかけて恋路島の利活用検討に係る提言書の作成に200万円、恋路島及びその周辺海域におけるルールづくり及び活用策等についてまとめた手引書の作成に300万円、以上、3,666万円となっております。

そのうち、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業や国の地方創生に係る補助金が3,629万円、水俣市の一般財源としては、37万円となっております。

次に、今まで行われた事業に対しての交流人口はどれくらいか、との御質問にお答えします。

平成26から27年度は、主に事業内容の検討やイメージの発信に取り組んでおり、直接的な効果まで把握できておりません。

平成28年度は、初恋イルミネーションやイベント等における直接の来場者数だけで、1万5,000人程度と見込んでおります。

ちなみに、初恋のまちづくりの取り組みを始める以前の平成25年度の観光入込客数は、全国豊かな海づくり大会や水俣に関する水俣条約外交会議の大きなイベントの効果もあり、前年度比15万人増の約58万7,000人となっておりますが、初恋のまちづくりの取り組みに着手した後の平成27年度の観光入込客数は、約54万3,000人と、50万人台を保っていることから、初恋のまちづくりの取り組みの効果があらわれているものと考えております。

次に、初恋のまちづくりについて、市民の認知度はどれくらいと思うか、との御質問にお答えします。

初恋のまちづくりに関する認知度の調査等は行っておりませんが、これまでに取り組んできました初恋のまちづくりの取り組みにつきましては、地元マスコミや全国放送の番組等で取り上げていただいております、また、CMやラジオドラマ等も活用しながらPRに取り組んでおりますので、市民の皆様にも浸透しつつあるものと考えております。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問をしたいと思います。

まず、初恋のまちづくりに取り組むきっかけについて、答弁がありました。

これは、ちょっと私の考え方なんですけど、市長が議員時代に、鳥取県境港市の水木しげるロードの視察に行かれました。多分、私も一緒に行ったんじゃないかというふうに思っています。この経験が初恋のまちづくりに取り組む1つのきっかけになったのではないかというふうに思っています。

その後、取り組みとして一部の商店街を水俣市出身の村下孝蔵氏の歌、初恋をイメージにして初恋通りと名づけられ、それでポストとか歌碑、あるいは銅像設置をされました。商店街を初恋通りにして取り組む、これは私はここまではオーケーなんです。当然、それは商店街として取り組むという事業でよろしいんですけど、その後、市長は一応、初恋のまちづくりというのを水俣市全体の取り組みという考え方に変えられたというふうに私は考えています。それは、総合戦略の中に水俣市の新たなイメージの創造、初恋のまちづくりというふうにはっきりうたわれております。そして、新たな視点で水俣を対外的にアピールすることで、新しい水俣のイメージづくりを行うというふうになっています。

初恋のまちづくりの構想について、先ほど答弁があったんですけど、観光振興策とか農林水産物の販路拡大、あるいは新商品開発による雇用の促進というような答弁がたしかあったというふうに思います。

構想というのは、世間一般では、物事について、その内容、規模、または実現方法などを骨組

みとしてまとめるというふうなことになっています。

答弁の中でも初恋のまちづくりの事業については、今まで約3,000万円以上の予算を使われているということです。

そこで、まず質問したいと思いますが、初恋のまちづくりの基本構想というのはできているのか。できているとしたら、その資料関係等はあるのかどうか。それについて1点質問します。

次に、市民の認知度についてなんですけど、答弁では調査をしてないが、市民には浸透しつつあるというふうな答弁を受けました。私は、市民の反応をあんまり感じてないんですね。特に、初恋通りについては、市民の声、これは余りいいことは私のほうには聞こえてきていません。今までポスト、あるいは歌碑、それから銅像等の設置、それから商店街としてイベントを行われていますが、これも1点質問なんですけど、初恋通りの市民の認知度、これはどれぐらいと思っておられるのか、質問したいと思います。

次、交流人口についてなんですけど、総合戦略の中に、初恋のまちづくりで新しい水俣のイメージづくりを行い、観光振興及び交流人口の拡大につなげることを目指すというふうにあります。初恋のまちづくりとして、交流人口をふやすために、イベントをしかけて呼ぶのか、それとも観光地として呼ぶのか、どのような計画を立てておられるのか、質問したいと思います。

最後の質問なんですけど、初恋のまちづくり事業で観光地とは、恋路島、恋人の聖地モニュメント、商店街だけを対象としているのかどうか、質問したいと思います。

質問をまとめます。1点目は、初恋のまちづくりの基本構想というのはできているのかどうか、資料があるのかどうか。それと、2つ目が、初恋通りについて、市民の認知度というのはどれぐらいと思われているのか。3つ目、交流人口をふやすために、イベントで呼ぶのか、それとも観光地として呼ぶのか、どのような計画を立てているのか。4点目が、初恋のまちづくり事業で観光地とは、恋路島、恋人の聖地モニュメント、商店街だけを対象としているのか、以上、4点を質問したいと思います。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 初恋のまちづくりにつきましては、今議論があったところでございます。

境港のお話をされましたが、実際に私、境港に行ったときに大変うらやましく思ったのは事実です。水木しげるさんの妖怪がずっと置いてあって、まず最初、幾つかから始まって、それがずっとつながって行って、日本を代表するような観光地につながったということは、非常にうらやましく思って、その手法というか、やっぱり地元にあるものに磨きをかけていくことで、成功するんだと改めてあのときに思ったところでございました。そんな中で、この初恋のまちづくりは進んだというふうにご考えております。

今、商店街でやってきたことから、私が市長になって、この全体的な市の取り組みとして考え

たときに基本構想、そういったものが必要でないかというふうな御質問だったというふうに思っております。

現在では、構想はできておりません。第5次水俣市総合計画第2期の基本計画や、水俣市まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけた上で、私の議員時代の経験や初恋に関する地域資源等を生かし、議員、職員の提案、そして意見交換会、ランチミーティング、地元高校生、市内業者等による委員会など、多くの方々からアイデア、意見をいただきながら、事業を進めておるところではございますが、やはりきちっとした基本構想というものがないとぶれてしまうことがあるのではないかというふうに今、御提言をいただいたところではございますので、今後、これまでの取り組みを整理した上で、認知度を一層高める、そういったものを考えながら、初恋のまちづくりの基本構想は策定をしていきたいというふうに考えております。

それと、初恋通りの認知度につきましては、私のほうで把握はしていないんですが、商店街、いろんなイベント等で頑張っていると思いますので、もっともっと頑張ってください、水俣市全体、またこれ村下孝蔵さんの絡みでいきますと、全国に発信できるものがございますので、各商店街、今、なくなってきているところがございます。その中で、初恋通り商店街としては頑張っている情報発信をやっていたらというふうに思っているところではございます。

それと、3番目、交流人口をふやすのにイベント等が必要かということではございますが、観光施策とするものにはイベントが必要かということではございますかね。

○議長（福田 斉君） 西田市長、ちょっと質問の整理をしたいと思います。

確認したいと思います。中村議員からの質問は、イベントと捉えるのか、観光地として捉えるのかということだったと思うんですけど。

○市長（西田弘志君） わかりました。

初恋のまちづくりがイベントの実施によるものか、観光施策とするものかということではよろしいですかね。

初恋のまちづくりに関するイベントやメディアを活用した周知、PR等を通じて、水俣の魅力を知っていただくこととあわせて、初恋に関する商品の開発や観光プラン、こういったものも開発が必要ではないかというふうに思っております。

年間を通じまして、水俣市に実際に足を運んでいただくための取り組みを今後も検証していきたいというふうに思っております。

それと4番は、恋路島、モニュメント等、初恋のまちづくりが限定されるものかということではございますかね。

これにつきましては、いろんなものを今探し出しているところで、恋路島、モニュメント、恋龍祭、第一中学校も当然そういったことに入るのかなというふうに思っていますし、いろんな初

恋の思い出、皆さんいろんな思い出があると思うんですけど、その中で水俣市で磨き上げるもの、また掘り起こせるものは、今後も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 私の質問に対しての答弁がどうであったのかは、ちょっと疑問は残りますが、3回目の質問に入りたいと思います。

まず、初恋のまちづくり事業については、今までいろんな事業を手がけられてこられました。

特に力を入れてこられたのが、水俣の新しいイメージをつくるために、全国に発信をされたというのが今までの事業の中身だったのかなというふうに思っています。

水俣の初恋のまちづくりという格好で全国に発信をされました。ところが全国の人が観光客として水俣を訪れたとき、今の現状でリピーターとして再び水俣市を訪れてくれるんでしょうかね。そのところは物すごく心配だということで、私としては、イメージがちょっと湧いてこないんですね。

市長は、新しいイメージづくりということで、水俣を変えていくということですので、これは1つの大事な水俣の事業だというふうに私は思っています。

それで、質問は、初恋をキーワードにして、現在ある水俣の観光地をどう結びつけていくのか、これを1つ質問したいと思います。

それと、総合戦略の中に事業内容を掲げてあります。初恋のまちづくり推進事業として、住民参加によるまちづくり戦略の検討というふうにありますけど、私が先ほどから市民の認知度はどうなんですかというような質問をしてきています。ところが、なかなかそこは検証されていないという格好ですので、わからないんですけど、ここに掲げられております住民参加によるまちづくり戦略の検討というふうにありますけど、住民を巻き込んだ戦略の検討というのは、どのような方法で行われるというような考えをお持ちか質問をしたいと思います。

それと、あと1点、イメージづくりを今までやってこられたということで、これを観光に結びつけていくというような戦略だというふうに思いますが、事業としては、先ほどの答弁でもありましたように、初恋ポッドキャスト、それからエピソードを集めた書籍とか、いろんな格好で水俣を戦略的にアピールをしていっているということなんですけど、今まで行われた事業、特にイメージづくりの成果、これをどのように評価されているのか、この3点について質問したいと思います。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。

また、ちょっとずれておったら御指摘いただければというふうに思っております。



初恋をキーワードとして、水俣市の観光にどうつなげるかということでございますけど、水俣には温泉もあれば、バラ園、そして中尾山のコスモス公園、桜もございます。そういったところで、湯の尻ではタツノオトシゴを見るようなスキューバとかアクティビティスポーツも今、少しずつ出てきております。そういったものと初恋というものが実際に何かつながるかというのはぱっと浮かびませんが、バラであったら初恋のバラをネーミングするのも可能かと思えますし、タツノオトシゴはすごく夫婦で仲がいいので、そういったものをつなげていくとか、いろんなことで今、若い人、また市民からいろんな提案がございますので、そういったものでつなげていければなというふうに思っております。

それと、2点目の住民を巻き込んだことが、初恋のまちづくりにということでございますが、今、高校生とやっております初恋のまちづくり実行委員会、これがまさにそれでございますけど、今後はいろんな形で高校生もいいですし、もっと若い方もいらっしゃるし、御年配の方でもいいんですけど、そういった方からいろいろな御意見をいただきながら、水俣にあるもので初恋に結びつけながら、そういったものを作っていきたい。高校生だけに限定せずにいろんな方からこの初恋のまちづくりに御提言をいただきたいというふうに思っております。

それと、水俣市の初恋のまちづくりのイメージの評価ということでございますけど、私、26才からずっと水俣におりまして、J Cや商工会、青年部、商店街、P T A、いろんなものをずっとやっております、今までたくさんまちづくりに関わってきました。

しかしながら、中村議員はどうかわかりませんが、私は水俣が今までイメージが変わったようなもの、大きく転換するようなものがあったというふうには、余り思っていないんですね。今回のこれは市民、そして行政も一緒になって、水俣の新しい取り組みとして、今、生まれたところでございますので、これを推し進めることで水俣市はきっと今までのイメージ、水俣はどういった色ですかと言われたときに、よくグレーとかいうよそからの声があったかと思えますけど、それを変えていくこと、これは1つですけど、こういったことを少しずつやりながら変えていくことが必要だというふうに思っております。

現時点での評価というものは、私のほうではやっていないということでございます。

○議長（福田 齊君） 次に、環境について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、環境についての御質問に、順次お答えいたします。

まず、第2次水俣市環境基本計画についてのうち、第2次水俣市環境基本計画は、何に基づいて策定されているのか、との御質問にお答えします。

第2次水俣市環境基本計画は、水俣市環境基本条例第13条の規定に基づき、第1次環境基本計

画の残された課題を整理し、見直すとともに、変動する社会情勢等を踏まえ、地域の実情に合った環境施策を市民の主体的な参画により構築し、それを実践していくために策定されたものです。

次に、第2次水俣市環境基本計画には、どのような事業が挙げられてるのか、との御質問についてお答えします。

第2次水俣市環境基本計画は、計画期間を平成19年度から平成31年度とし、平成25年度に中間見直しを行い、後期計画を策定しています。この後期計画は6つのテーマに分類され、51の事業で構成されております。

例えば、水俣病の教訓を胸に、をテーマとして実施する事業としましては、水俣病犠牲者慰霊式や火のまつりの実施などがあり、もったいないの心を持つまちづくり、のテーマで実施する事業としましては、マイマイ運動の促進や学校版ISOの推進などがあります。このほかに4つのテーマがあり、その中に環境マイスター制度や豊かな森づくりの推進、コミュニティーバスとおれんじ鉄道の利用促進などが挙げられています。

次に、事業実績の評価と市民への公表は、どのようにされているのか、との御質問にお答えします。

第2次環境基本計画後期実施計画では、84の指標が挙げられております。

その進捗管理は本市の環境マネジメントシステムである水俣市環境ISOを用いて行っています。各事業で年度ごとに目標値を定め、その値と実績値を比較し、達成の度合いにより評価を行っております。さらに、有資格者や公募の委員等で構成された水俣市環境ISO市民監査委員会により、評価をいただいております。

事業実績の市民への公表につきましては、ホームページでの公開や市報、環境白書への掲載により市民への周知を図っております。

次に、不法投棄についての御質問のうち、水俣市の不法投棄の現状はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

本市の不法投棄量は、平成26年度は年間2.3トン、平成27年度は年間5.8トン、平成28年度は今年1月までに約5トン発生しております。

不法投棄の地域的な傾向としましては、市内各地に散見されており、その規則性、習慣性、連続性についてはつかめていない状況であります。主に山中や道路沿いへの不法投棄が多いように思われます。特に道路沿いについては国道268号のパーキングエリアや新しい道路が整備され、ほとんど車の通行のなくなった旧道の奥まった場所等が不法投棄の常習場所となりやすい傾向にあります。

次に、ことし、不法投棄の処理が行われたと聞いたが、その内容はどのようなものか、との御質問にお答えします。

ことし1月に市内の山中において、2トントラック2台分程度の不法投棄が発生しました。

廃棄物の中身を調査したところ、個人を特定できる物が発見でき、投棄量、投棄場所とも悪質と判断されたため警察へ通報を行いました。

本件につきましては、不法投棄を行った個人が特定されましたが、その場所にはその個人が投棄したものとは関係のない廃棄物も存在し、既に別の廃棄物も投棄されていたという主張から、その場所が不法投棄の多発箇所と思われましたので、地権者に対し、見回りの強化や立入禁止などの防御対策を行うようお願いしたところです。

不法投棄は、法律に違反する上、景観や衛生上の問題、地下水への汚染の影響等も考えられますので、決して許されるものではありません。

今後も熊本県及び警察等関係機関との連携をより一層密にしていくとともに、不法投棄禁止看板の重点的な設置、不法投棄パトロールの強化等、機動的で効果的な対策を実施して、不法投棄の防止に努めてまいります。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、環境基本条例に基づいて、2007年に計画期間が13年の第2次環境基本計画を策定をされたということです。

途中、答弁にもあったんですけど、2013年度に中間見直しが行われて、2014年から2019年の6年間の後期実施計画を策定をされたということです。

それぞれの事業について、この中で数値目標を掲げてあります。

2007年に策定された基本計画の数値目標と、2014年度に策定された後期実施計画の数値目標が若干私が見たところ、変わっているというところがあります。全てをここで聞くのは時間がちょっとありませんので、次の3点について、お聞きをしたいと思います。

まず1点目が、ごみ排出量についてですけど、基本計画では2019年の排出量は、6,700トンを目標値としていますが、後期実施計画の目標値は、7,267トンというふうになっていますが、変更の理由は何か、1点お聞きをしたいと思います。

次は、可燃ごみの中に資源ごみ混入率は基本計画では2019年の目標数値、これを10%としていますが、それに対して後期実施計画では、45%以下となっているが、変更の理由は何か。

それから、3点目なんですけど、これは数値ではないんですけど、基本計画の中では、2019年までに剪定枝、草木類を新たな分別項目に掲げてありましたが、後期実施計画では削除されています。その理由は何か。この3点ですね。

それと、環境基本条例の第13条4項に基本計画を策定したとき、または変更したときは、遅滞なく公表しなければならないというふうになっていますけど、数値目標が変わったわけなんです。

で、当然市民に公表しなければいけないというふうになります。

そこで、質問なんですけど、この変更点について公表はされたのかどうか。また、その方法というのは、どのようにして公表されたのか質問します。

第2次水俣市の環境基本計画についての質問は、4点です。ごみの排出量の変更理由、可燃ごみへの資源ごみ混入の変更理由、剪定枝、草木類削除の理由、それと目標数値の変更点の公表とその方法、以上4点を質問します。

それから次に、不法投棄についてなんですけど、水俣市の不法投棄の現状は先ほどの答弁で平成26年度は年間2.3トン、平成27年度は年間5.8トン、平成28年度は1月までで約5トン発生しているという現状を伺いました。

水俣市は環境に取り組んでいるという市ですので、この現状がどうなのかというふうにちょっと不安を感じているところです。

やはりこの件については、市として力を入れて取り組む必要があるのではないかというふうに思います。

まず、質問なんですけど、シルバー人材センターで不法投棄収集パトロールが行われましたけど、その財源はどこから出ているのか、1点質問したいと思います。

それと、もう一点は、答弁の中で、不法投棄については、機動的、効果的な対策を実施すると言われましたけど、パトロールをすることによって、どのような対策がとれるのか、この2点について質問したいと思います。

○議長（福田 齊君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） それでは、2回目の質問にお答えいたします。

まず、1点目と2点目のごみの排出量と混入率の目標値の変更についてでございますけれども、第2次水俣市環境基本計画の計画期間につきましては、上位計画である第5次水俣市総合計画との整合性を考慮しまして、平成19年度から平成31年度までの13年間として、中間年度となる平成25年度において、第2次環境基本計画の前期6カ年の総括及び評価を実施いたしました。

この平成25年に実施をいたしました中間評価の結果及び近年の過疎化、少子高齢化の進行等による人口減少及び事業所数の減少等、社会経済情勢の変化等を考慮しまして、平成26年度から平成31年までの後期計画期間におけるごみの排出量、混入率等につきまして参考指標及び目標値等の見直しを行ったところでございます。

草木類につきましてですけれども、草木類につきましては、以前から議会等でも取り上げていただいております、平成25年6月議会の真野前議員からの一般質問に対しまして、平成25年度中に中山間地域等において、実証実験を予定している旨、お答えをいたしました。

その後、本モデル事業の分析及び可燃ごみのごみ質分析等を一定期間継続して行って、可燃ご

みに占める草木類の組成構成比がわずかであること、また収集運搬経費等の費用対効果の問題に加え、ステーション及びクリーンセンター内の保管場所の確保等、さまざまな課題があり、本市における草木類リサイクルにつきましては、現在のところ実施を見合わせているところであります。

4番目の公表につきましてです。

先ほど答弁を申し上げましたが、市ホームページや環境白書により公表をいたしておりますけれども、このたび環境基本計画のホームページにおきまして、前期、後期の実施計画を掲載し、合わせて評価実績を参照できるページへのリンクを張り、レイアウトをわかりやすく変更いたしております。

続きまして、不法投棄につきまして、2点答弁を申し上げます。

まず、シルバー人材センターに委託しているけれども、その財源はどこかということですが、このシルバー人材センターに委託している事業につきましては、財源は内閣府からの地域創生加速化交付金事業でございます。充当率は100%となっております。

そして、パトロールを行って、どのような効果があるのか、目的はどういうことかということにつきましては、不法投棄パトロールを行う目的は、まず第一に発生抑制です。パトロールを行っているということがある程度の不法投棄を防いでいるというふうに思われます。第二に、環境保全です。さきの答弁でも述べましたとおり、不法投棄は景観や地下水保全に悪影響を及ぼすため、速やかに除去し、処理する必要があります。そのためにパトロールを行って、適宜、除去処理を行っております。3番目に調査であります。不法投棄は市内全域に散発するため、その傾向をつかむのは非常に難しい状況ですが、不法投棄パトロールによりまして、発生箇所を記録し、蓄積することで、不法投棄の多発箇所を絞り込むことができますので、効率的な対策が可能となると思われます。以上の3点から、不法投棄パトロールは継続して行う必要があると思っております。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問に入ります。

ごみの総量の目標値と可燃ごみへの資源ごみの混入、これについて答弁をいただきましたけど、多分、ごみの総量の目標値の算定というのは、私が資料をいただいた中では、1人1日の排出量掛ける365日掛ける予測人口掛ける0.8、その出た数値に安全係数として1.1を掛ける、プラスチック系の1,600トン、これを足してごみの総量の目標値、これを定められているんじゃないかというふうに思っています。

今、これから考えてみますと、目標値が多くなったというのは、本当は予測人口は減っているわけですね。多分、最初に設定されたときも予測人口は減るというような格好で考えられている

というふうに思います。

ところが、ふえた理由というのは結果的には、一人一人の排出量、これが多くなっているんじゃないかというふうに私はちょっと心配をしているところです。だから、目標値が少し上がってきたというふうに思っています。それが1つの要因じゃないかというふうに考えています。

それと、可燃ごみへの資源ごみ混入、これも45%というような目標値になったということなんですけど、これは私も含めてなんですけど、可燃ごみに紙類とか廃プラ、これがまざっているというようなことが、まだ結構あるのじゃないかなというふうに考えられる、それが原因の1つというふうに思っています。

そういうことを考えますと、水俣市は2015年に環境首都の称号をいただいたわけですが。環境問題も現在も一応力を入れて取り組まれていますけど、しかしごみの総量とか燃えるごみの分別、あるいはゼロ・ウェイストの取り組みなど、今の現状というのは、どうなんだろうかというふうに私は思っています。やはり環境首都に恥じないような取り組み、これが必要じゃないかというふうに思っています。

質問は、環境首都として水俣市の取り組みは現状のままでいいのかどうか、これは環境部長としてどう思われているのか、これを1点お聞かせ願いたいと思います。

それと、水俣はリサイクル率というのを、考えていかなければいけないわけですが、草木の分別が項目から削除されたというふうになっていますけど、これはどうなんだろうかという危惧を少ししていますが、質問は分別項目について、分別項目は、現在21種類になっていますが、今後ふやす方向か減らす方向か、質問してみたいと思います。

この2点、よろしくをお願いします。

それと、不法投棄については、パトロールを継続することが一番だと思いますので、平成29年度は、たしか予算は全体的な予算だと思いますけど、約742万ほど計上されていると思いますけど、今後もこの事業というのは、継続してもらいたいというふうに思っています。これは要望です。

質問は、2点だけです。よろしくをお願いします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 3回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目は、市の環境政策は現状のままでいいのかという大変大きな御質問であります。

現状でいいというふうには正直なところ申し上げられないと思っております。当然、見直すべきところは見直さなければなりませんし、これまでやってきたこともかなり内容的に見直しが迫られているものがあるかと思っておりますので、これは適宜見直しを行って、そしてより先進的な環境への取り組みに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2番目の分別項目はふやすのか、減らすのか。これは単純に数の問題ではないと思います。適切な分別をやるべきでありますし、かつ市民の負担というのは極力減らしていくべきであると思っております。

ちなみに、平成29年度、来年度につきましては、現在の21から1つ減らして20項目にするというふうに考えております。

このようになるべく負担は少なく、しかし適切な分別を行うための数という方向で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時58分 休憩

---

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。

無限21の藤本壽子です。

菜の花が美しい季節がめぐってきました。やっとな寒さが緩む楽しい季節です。

さて、そんな季節とは裏腹に、日本の国民は働き続けています。工場で、病院で、介護の現場で、農業、漁業、さまざまところで働き続けます。今、命を削る、そんな現場で働く人たちもたくさんいます。福島原発を廃炉にするために6,000人もの人々が、遠いアフリカの南スーダンには、PKOの人々がふるさとに妻子を残し、任務についている。今、私はこの南スーダンのPKOの問題を大変心配をしています。

国会審議を通じ、明らかになったように、第10次隊が作成した日報には、大規模戦闘の状況が生々しく記録されています。しかし、1月もの間の日報を廃棄したと政府は報告しています。

PKOはもともと紛争当事者間の停戦合意など、PKO参加5原則が前提となって活動している。なぜ、国連事務総長までもが南スーダンでは、ジェノサイトが起こるかもしれない、そう懸念しているにもかかわらず、政府は自衛隊を送り続けるのか、全く納得がいかないと思っております。

政治の責任は重く、国民の多くを理不尽な中に置かれることになると思っております。何よりも父を失う子どもたちの悲しみを考えてほしい。国が情報を一方的に隠したり、情報を偏った形で

しか活用しないのは、南スーダンの問題ばかりではなく、例えば、水俣の子どもたちの現在行われているフッ化物洗口などもそうだと私は認識しています。

フッ化物について体に悪い影響があるという論文が、どれほど提出されても安全だという論拠において、全国への普及を推奨している。そのことによって地域がどのように混乱しても推奨できるというのは、権力の乱用としか言えないのではないかと私は思います。命を大切に政治に転換できるよう願って質問に入ります。

1、水俣市の再生エネルギーの取り組み状況と諸問題について。

水俣市でも、たくさん太陽光など再生可能エネルギーの取り組みがふえていますけれども、諸問題があるのではないかと考えています。

さらにエネルギーの地産地消を発展させるためには、さらなる取り組みが必要と思い、質問したいと思います。

①、湯出地区に予定のユニオンネット社とゴルフ場跡地の大型太陽光発電の進捗状況を把握しているか。

②、市内各地域での太陽光発電の状況は、どうなっているか。

③、菜の花事業の取り組みの状況は、どのようになっているか。

2、川内原子力発電所事故時の市民への対策について。

今年2月7日、無限21議員団は、兵庫県篠山市に視察に行きました。篠山市は、水俣と同じ、大飯、高浜原発から50キロ地点にあり、この距離で安定ヨウ素剤を事前配布しているのは、全国でも初めてです。昨年から視察を希望しておりましたが、今回は、議会議長初め、副市長にもお会いすることができ、大変歓迎していただきました。そこで、本日は、この篠山市を中心に質問をいたします。

①、大飯、高浜原子力発電所から50キロ圏内にある兵庫県篠山市の篠山原子力災害対策検討委員会ができた経緯はどのようなことか。

②、検討委員会の提言書はどのようなものであったか。

③、安定ヨウ素剤配布に当たっては、どのような準備をしたのか。

④、水俣市は今後、どのようなことを参考にしたいか。

3、水俣市の女性の声を生かす女性議会について。

世界の国々の国会の女性の割合のランキングの中で、2015年ですけれども、日本の国会は女性の割合が11.6%、世界ランキングで147位です。世界平均からしても20.5%ですので、約半分という状況です。長年何とかしようという動きはありましたが、今回、努力義務ではありますが、法案が成立する可能性が出てきました。そこで質問をします。

①、国会での選挙候補者数の男女均等法案の内容はどのようなことか。



- ②、地方議会での女性議員の割合は、どのような現状であるか。
- ③、水俣市では、女性議員をふやすためにはどのような取り組みが必要か。
- ④、女性議会を開催する意義をどのように考えるか。

以上、本壇からの質問終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣市の再生エネルギーの取り組み状況と諸問題については私から、川内原子力発電所事故時の市民への対策については総合政策部長から、水俣市の女性の声を生かす女性議会の開催については副市長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣市の再生エネルギーの取り組み状況と諸問題について、順次お答えいたします。

まず、湯出地区に予定のユニオンネット株式会社とゴルフ場跡地の大型太陽光発電の進捗状況を把握しているか、との御質問にお答えします。

一般的に発電事業については、許認可業務に関する案件について事業者から問い合わせがあった際に進捗状況を確認しております。

ユニオンネット株式会社が計画している太陽光発電計画については、同社が木臼野の産廃処分場計画跡地に公園の整備を計画されており、敷地の一部を太陽光発電の事業用地として第三者に貸与し、その収益を公園整備に活用する計画と伺っております。

また、ゴルフ場跡地の太陽光発電計画については、昨年10月に発電事業者、熊本県及び水俣市で環境保全や自然環境等と調和を図り、周辺住民や農林漁業者等との合意形成に努めるよう規定したメガソーラー発電所建設協定を締結しました。同計画は、約51メガワットであり、昨年11月から建設に着手されております。

周辺住民等からの相談事項は、随時事業者に報告し、関係事業者間において法令遵守等を徹底していただいております。

次に、市内各地域での太陽光発電の状況はどうなっているか、との御質問にお答えします。

現在、市内の中山間地を中心に、複数の事業計画が進められているようであります。民間事業者の事業計画であるため、許認可に関する事項以外は詳細を把握しておりませんが、各事業計画地の周辺住民等からいただいた相談内容については、事業者に伝え、改善していただくようにしています。

次に、菜の花事業の取り組み状況はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

菜の花事業は、寄る会みなまたが平成17年度から取り組んでいます。現在は、会員を中心とし

たボランティアが、ひばりヶ丘にある約3反の休耕地を活用し、ナナシキブという品種を栽培しております。

菜の花は、捨てるところがほとんどないことから、資源循環型の環境教育や食育の取り組みにもつながっており、水俣第一小学校や水東小学校の子どもたちも一緒に、苗植えから収穫、油絞り、試食会、廃食油を利用したろうそくづくりなども行っております。また、18区と20区の地区寄る会でも休耕地を活用した菜の花事業に取り組んでおり、作業を通して住民の活発な交流が行われていると伺っております。

今年度の菜種の収穫量は326キログラムで、そこから60リットルの菜種油を得ることができました。搾油は、熊本市内の製油所に依頼し、昔ながらの方法で搾っており、そのうちの一部が本年1月に学校給食センターに贈呈され、その油を使ったメニューが今月の学校給食で提供される予定であります。

このような地域や学校と連携した循環型の資源活用が評価され、昨年10月に寄る会みなまは、くまもと環境賞の奨励賞を受賞しました。市としましても、引き続き寄る会みなまの活動を支援してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

まず、太陽光発電のことでは、2つ質問をしたいと思っています。それから、菜の花事業でも2つします。前もって申し上げます。

湯出地区に予定されているユニオンネット社の太陽光発電の用地のことなんですけれども、私も一度質問をしているんですけれども、あそこに産業廃棄物処分場ができるということがありまして、大変市民が心配をした場所であったと思います。

それで、ユニオンネット社の方が2013年の暮れだったと思うんですけれども、湯の鶴のほうで説明会をされています。そのときに、市民のほうからさまざまな意見が出ていまして、もちろん水源のことだとか、除草剤の問題とかどうだということが出たんですけれども、昨今、関係者の方から、私のほうにもほかの方にも来ているようですけれども、いよいよ事業が実現できそうだというふうに個人、個人に連絡をいただいているということがあるんですけれども、ここで市に申し上げたいのは、1番目の質問ですけれども、水俣市としても湯の鶴の振興計画の関係性もあると思いますので、市が動向を注視し、責任を持って業者に説明会をしてもらうようお願いしていただきたいと思います。

個人、個人ではなくて、業者にきちんとした説明会をしてもらいたいというふうに思いますので、お答えください。

それから、太陽光発電なんですけれども、市民のほうから送電線のことや、突然電柱が立ち始

めて、もう寝耳に水だと、説明も聞いていないという苦情を聞きました。その地域では、太陽光発電の業者、それから九州電力の方にも来てもらって説明をしてもらったりされておられるんですけれども、この太陽光発電はもちろん御存じだと思いますけれども、環境影響評価がないという事業に今のところ水俣周辺ではなっているものですから、これから先もいろいろなトラブルが起こるんじゃないかと。私も見に行きましたけれども、電柱地中化とかいろんな災害のためには電柱が倒れてきて、例えば原発事故と複合災害とかいろんなことがあったときに、もう車が通れないというようなことなんかもありますし、やっぱり余り込み合っている状況というのは地域にとってはよくないと思います。そのことについて、地域の人たちはきちんと前もって知っておくということが必要だというふうに思います。

水俣市は、環境基本計画の中に、こういうふうに書いておられますけれども、循環する生態系に配慮しながら、経済の発展が自然環境と調和し、適正に維持され、持続することを目指すということで書いておられますので、やはりこのことについても何らかの対策をきちんとすることが必要だと思いますので、これを2番目の質問にさせてもらいたいと思います。

次に、菜の花事業なんですけれども、菜の花事業に文句があって質問をしたわけではないんですけれども、今回2月8日に無限21議員団で、4つのまちに行ったんですが、その最後に兵庫県の洲本市、淡路島にあるところなんですけれども、そこに行きました。私は、エネルギーパーク洲本というところに行くので、太陽光発電がざっと並んでいるようなところを見学するのかなというふうに思っていましたら、視察先の報告というのが菜の花・ひまわりエコプロジェクトから始まって、自然を利用してエネルギーを生み出す再生可能エネルギーを活用しようという、そういうお話から始まりまして、私も実はこのエコプロジェクトというのには、ずっとかかわっていたものですから、これはよかったというふうに思っていて、非常に興味深く聞きました。その中で、今、私も18区のほうで菜の花を植えているんですけれども、やはりどうしても参加する人たちが減少傾向にあって、それから休耕田も余り減っていないというのが現状だと思います。

今後、多分この事業のまま、子どもたちに教育するとかそういう感じで進んでいくのかなというふうに思っているんですけれども、ただちょっとこここの洲本市の事業を聞いて、目が覚めたといいますか、洲本は栽培面積が24.3ヘクタールしているんですね。収穫量が9.1トンです。これは、ちょっと算数が苦手なんですけど計算してみましたら、水俣市の今の収量の75倍ほどの数量になるわけです。その75倍ほどの休耕田に菜の花を植えているということだと思えるんですけれども、人口が合併して4万人ぐらいですので、水俣市と比べると大きなまちになると思うんですが、やはりちょっと規模が違うし、半端ではないきちんとした取り組みだなというふうに思ったんですね。

その原因が、この洲本市は、バイオマス産業都市構想ということで、国の認定を受けていまし

て、例えばひまわりとか菜の花の種を農家にじかに無償配布をされるんですね。

それから、収穫に当たっては、市有のコンバインも利用できますし、さらにすばらしいのは国からの交付金が多分農家にもおりにいるということだと思えるんですけども、とても本格的な取り組みということになっているんです。

ここで2つ目の質問なんですけれども、バイオマスの農産品だとか、エネルギーを生み出す仕組みということを視点を改めて、目標を置いてきちんと取り組む必要があるのではないかとということ。もっと視点を換えるということは、菜の花事業ということでの取り組みだけではなくて、やはり再生可能エネルギーという視点、バイオマスの視点というのをきちんと持つべきではないかというふうに思いますので、そのことについてどういうふうに思われるかということをお尋ねしたいと思います。

それと、もう一つ、市のほうで先日、再生エネ実証実験の構想ということで、この間、熊日に載っておりましたけれども、エネルギーの地産地消ということで、大変期待できることではないかなというふうに思っているんですが、そのこととの結びつきの可能性、それについてお答えいただければと思います。

菜の花事業は2つの質問をしています。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2問と2問ですね。ちょっと分けて答弁させていただきたいというふうに思っております。

まず、ユニオンネットの説明会の件でございますが、同社の事業計画敷地内には、国から払い下げを受けました市の土地が存在しておるということは議員も御存じだというふうに思っております。

同社が地元住民や関係者に対して、説明会を開き、同社の計画の実効性や地元住民の理解を得られたことが確認できた場合、当該市有地の賃貸借が可能かどうかを検討するということを伝えるわけでございますので、説明会は必須だというふうに考えております。

次に、太陽光発電、ソーラーをつくったときに、周辺環境が大きく変わっていくことに、市はどう対策をするかということだと思います。

太陽光発電の建設に伴い、周辺環境の変化が生じることに關する市の対策につきましては、発電事業の開発に必要な関連の法規のもと、関係課と連携し、許認可及び指導を行っているところでございます。

しかし、複数の事業者におきましては、森林法に基づく伐採届を市に提出しないまま違法に伐採を行っている案件がふえているというふうにも聞いております。このようなことから、事実が確認できた案件については、始末書や提出の法令遵守について行政指導を行っていきいたいという

ふうに思っております。

菜の花事業について、バイオマス等のきちんとした目標を掲げた施策にしたかどうかというふうな御質問かというふうに思っております。

洲本市等、私たちもまだちょっと勉強をしておりますので、そういったところをいろいろ勘案しながら、そういった実効性があるのかどうか、これは教育委員会とも一緒にやっている事業でございますので、市の施策とすり合わせながら、検討していきたいというふうに思っております。

最後は、総合政策部長から。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 菜の花によるバイオエタノールの電気について、再エネとの結びつきについて、先日JFEエンジニアリングと市のほうが会見しましたが、そこの結びつきの可能性があるかとの御質問だったと思います。

先日、新聞記者会見した点は、JFEエンジニアリングと市で記者会見したんですけれども、できるだけ市の庁舎を再生可能エネルギーで電気を賄うというような実証実験を始めて、その実証実験でうまくいくことが実証できれば、次に地域エネルギー会社を立ち上げることも視野に入れています。バイオエタノールの場合は、バイオエタノールからどうやって電気をつくり出すのか、あるいはその電気をつくり出したのが採算性に合うのか、このような問題が検討が必要なものですので、これらの問題がクリアできれば、連携できる可能性は見えてくると、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問に入ります。

太陽光発電について、いろいろ答弁をいただきましたけれども、私は大切なのは、設置の情報をできるだけ早くつかみ、業者に対して地域での説明をきちんとしていただくことがまずは大切かと思えます。

さらに、建物の上にてできている太陽光とは違いますので、メガソーラーなどは地域の自然環境とか景観への影響が懸念されますので、多分、国内でいっぱいそういう問題が起こってきていて、あと2,000ぐらいメガソーラーができる可能性があるという文書を読んだんですけれども、そこで、環境省のほうから、太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集というのを出しています。それは、水俣市の担当課の方も御存じでありましたけれども、保全上の問題をいろいろ検討するための資料みたいなことなんですけど、ぜひこれなどを参考にして、条例なり規制というのをきちっと水俣市もつくっていただけないかということを質問にしたいと思

ます。

脱原発、それから再生エネルギーへのシフトが、市長の公約でもありましたので、先ほど緒方部長も説明をしていただきましたけれども、ぜひ大胆に頑張ってくださいというふうに思って、あとは要望にしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 太陽光発電に対する規制の条例をつくったらどうかということの質問だったというふうに思います。

太陽光発電の開発につきまして、許認可や指導は法律に基づき行っているわけでございます。各法の規定する内容を超えた規制条例を制定することはできないわけでございますが、都道府県を中心に環境影響評価条例や景観条例を策定し、一定規模以上の開発行為に関して、適切な開発行為が行われるよう規制を行っているわけでございます。

また、都道府県が太陽光発電の適正導入ガイドラインや景観形成に係る太陽光発電設備の取り扱いを定めて、事業者や市町村に対して指針を示す例がございますが、条例等では事業者に対して、事前に住民に対する説明会を行うなど、環境配慮等について協力を要請するにとどまっております。

そのため、水俣市では、国や県と一体となって太陽光発電の開発行為が適正に行われるべきであると考えております。

最近では、多くの住民の皆様が工事によります災害の発生や地下水の影響、交通問題などについて不安に感じておられるというふうに聞いております。そのため、メガソーラー建設に当たっては、他市町村の適正導入ガイドライン等を参考にしつつ、建設協定の締結により、事業者に対しまして、自然環境保全や災害防止に関する努力規定を徹底させるなど、指導を今後行っていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、川内原子力発電所事故時の市民への対策について答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 次に、川内原子力発電所事故時の市民への対策について、順次お答えします。

まず、大飯、高浜原子力発電所から50キロ圏内にある兵庫県篠山市の篠山市原子力災害対策検討委員会ができた経緯はどのようなことか、との御質問にお答えします。

平成24年3月24日の神戸新聞の記事に、京都府は、関西電力の高浜原子力発電所で、福島第一原子力発電所災害と同様の事故が起こった場合の放射性物質拡散予測を初めて公表しました。

その中で50キロメートル圏内に一部が入る篠山市でも、翌日に50から500ミリシーベルトとの

訂正があったものの、当初は国際基準の50ミリシーベルトをはるかに超える500ミリシーベルトに達すると掲載されたのがきっかけと聞いております。

平成24年10月24日に、1回目の会議が開催され、委員としては自治会長会、消防団、医師会など13名が委嘱をされております。

次に、検討委員会の提言書は、どのようなものであったか、との御質問にお答えします。

提言書には、全部で5つの提言がなされております。

内容は、原子力発電所事故における対策、避難態勢の整備、原子力災害への各種シミュレーションの周知と施策、安定ヨウ素剤の事前配布の必要性、そして災害全般に対する備え等となっています。

次に、安定ヨウ素剤配布に当たっては、どのような準備をしたのか、との御質問にお答えします。

まず、住民に原子力防災を理解してもらうため、平成27年1月から3月にかけて広報紙への啓発記事を3回掲載されております。

市職員への研修としては、原子力災害対策に関する職員研修とあわせて、各自治会における学習会に向けた研修や、安定ヨウ素剤事前配布従事職員に対する研修を実施されています。

これらの研修の後、市職員約450人全員が分担し、206の自治会を対象にした学習会を開催し、約4,300人の住民が参加されております。このほか、全ての小中学校PTA会議で出前講座を23回開催し、約650人が聴講されております。

安定ヨウ素剤の事前配布の説明会開催に当たっては、広報紙への記事の掲載、リーフレットと問診票の配布、自治会長への周知依頼文書の発送、各小中学校、保育園及び幼稚園へのリーフレットの配布、3歳以上18歳以下の子どもがいる3,320世帯へダイレクトメールの発送が行われております。さらに、市医師会、兵庫医科大学ささやま医療センター、市薬剤師会の協力を得て説明会を開催されておりますが、事前に医師及び薬剤師を対象とした研修会を開催されております。

次に、水俣市は、今後どのようなことを参考にしたいと思ったか、との御質問にお答えします。

参考になる点として、安定ヨウ素剤の事前配布に向け、住民に理解してもらうため、広報紙や全職員が対応した自治会ごとの学習会開催等の実施に当たっては、丁寧な対応が必要であるという点、医師会の協力を得るため、約1年をかけて医師会と協議を行う等、医療機関との綿密な連携を行う必要がある点、その他、法的な手続も漏れなく行う必要がある点が挙げられます。

さらに、提言書に記載されておりますように原子力災害が発生した場合には、早期避難が重要である点も挙げられると思います。

以上であります。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

もう余りにも完璧で、篠山市の取り組みというのが視察に行かせていただきまして、素晴らしいと思って、帰ってきたんですけれども、これを水俣市でやるとなると、なかなか難しいのかなという印象も受けました。

しかしながら、この原子力検討委員会を設置した大きな理由が、京都府発表のスピーディの値の予測であったわけですが、川内の場合はそれが無いじゃないかという話を議論しながら帰ってきたんですけれども、先日、鹿児島県の危機管理防災課のほうに連絡をして、どうしてシミュレーションをつくらないんですかというふうに聞きました。そうしましたら、スピーディの値というのが福島の場合はあてにならなかったと。それで、シミュレーションをつくっても仕方がないんじゃないかというふうなお答えだったんですね。

私は、ちょっと呆れまして、やっぱりシミュレーションというのは一番懸念される事故が起こったとき、どういうふうになるのかということの値をいろんな形で出すべきなんじゃないんですかと。福島のほうでスピーディの値が余りあてにならなかったから作りませんというのじゃ、それはあんまりでしょうということを申し上げたんですね。

水俣の場合、そういう状況ではあるんですけれども、篠山市の市長が卓越していると思いましたが、子どもたちの命を守らなければいけないというその考え方で、そのシミュレーションをきちんと受けとめられたということにあったのではないかというふうに思うんです。

それとともに、1つは御存じのとおり福井地裁の判決がありますね。大飯原発運転差し止めを命じた判決というのがあるんですけれども、その中で関西電力は原発から半径250キロ以内に居住する原告166人との関係で動かしてはならない、再稼働してはならないということを判決にしているんですけれども、そういうことも自分の問題、篠山の方たちから言えば、自分たちのまちの問題だというふうに受けとめられた経緯もあったというふうに私は思っています。

安定ヨウ素剤の配布を事前にするという根拠になったのが、篠山市でちょっと難しいんですけれども、甲状腺投下線量というのがありまして、それが167シーベルトというのが予想されるので、つまりこの放射線量であれば、安定ヨウ素剤を服用しなければ、被爆を防げないということで、市が判断したということですね。本当に篠山の市役所の方たち、それから市民、専門家の方たち、熱心な方たちがみんな子どもたちを守るんだという強い思いで私は臨まれたんじゃないかというふうに思っています。

そこで、2つ質問をしたいと思います。

川内原発の事故時の対処について、前回私の質問の中で副市長がお答えいただいておりますけれども、防災会議の中に何らかの委員会を立ち上げたらという答弁もありましたけれども、とにかく何かの形でいいので、この問題について考える委員会・会議、そういうものを立ち上げていた



だけないかというふうに思います。それが1つです。

そして、もう一つは、原子力発電所が事故を起こした場合、何よりもどのような状態になるのかということで、篠山市の場合は、地域での説明会のときに、私はぜひそれをいただけないかということでDVDをもらってきたんですけども、兵庫医科大学の上紺屋憲彦先生の「原子力防災の備え」という講演を市がDVDにしているんですけども、それを市民にずっと聞いてもらったということでした。

副市長も言われていましたけれども、結論としては、情報を早く知り、とにかく自力で逃げられる人はとっとと逃げるといふ、そのことをどのようにちゃんとできるかということが、まず1つはありますと。その中に、ヨウ素剤があるんですよということを伝えるということが必要じゃないかということでしたので、今、第2の質問としては、このような有識者の話をきちんと聞いた上で、検討委員会をつくっていただきたいので、そういう学習をする場を持っていただけないかということをして2番目の質問にしたいと思います。

○議長（福田 齊君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 2点ございました。

まず、何らかの委員会、あるいは検討する会議、そういう場を設けてはどうかという御質問についてまずお答えします。

まず、委員会、あるいは検討の場を開催する場合でありましても、各地域でいろんな事情は異なります。篠山市だった場合は篠山市、水俣市だったら水俣市というふうに事情は異なりますので、一定の課題整理、例えば原子力災害が発生したときに、どのように情報を伝達するのか、避難方法はどのようにするのか、このような整理がまずあってからの設置となりますので、まずはその課題整理をしたいと考えております。

第2点目、何らかの有識者を交えた学習の場といいますか、講演といいますか、そういうものを開催してはどうかということですが、原子力災害も含めて、防災関係についてその災害の正しい知識、こういうものを住民の方々に理解していただくということは、とても重要だと思っております。ただ、全体としまして、先ほども申しましたように、一定の課題整理が必要ですので、その課題整理をさせていただければと考えております。

以上であります。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁いただきました。

2月の第1土曜日でしたけれども、出水の高尾野のほうで避難訓練がありまして、水俣市からは4名参加しました。高尾野から大口のふれあい館まで行って、そこには阿久根の人たちも避難してきているんですけども、熊大の先生からの講演がありまして、出水・阿久根・伊佐の市

民、それから市長、県会議員の方、関係者が全部集まっておられました。

疑問が幾つか残る訓練だったんですけれども、疑問はありつつも水俣のほうに、この避難訓練の連絡が来ていないのかなというふうに思っていて、それをちょっと1つ質問したいと思います。

それで、最後に、答弁の中で検討委員会をもし置くとしたら、もう少し整理させてほしいというふうに緒方部長のほうでおっしゃられてまして、そのことについて理解ができないわけではないんですけれども、なぜ私どもが篠山市まで行ってきたかということなんです。篠山でたまたま私が挨拶をさせてもらいました。「私たちは、ただ単純に視察に来たのではありません。川内原子力発電所には、1、免震重要棟がありません。2、メルトダウンして圧力が高まったときのフィルターベントというものがありません。3、耐震限度が650ガロです。福島原発は2,000ガロでした。その他の心配がたくさんあります。なので、私たちはここまでやってきました。」というふうに申しあげました。地震が必ず来ると私は思っています。二、三日前も夜中に揺れましたけれども、早急にさまざまなことをきちんと整理をして、検討委員会なり準備のための委員会を立ち上げていただきたいというふうに思います。これは市長のほうからできましたら答弁をいただいてもよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（福田 齊君） 2点ですね、答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） まずは、私のほうから訓練の事前連絡が来ていたか、についてお答えします。

訓練の連絡については、直前にこちらのほうに連絡が入ってるということを知っております。

以上であります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 原子力災害対策に対するそういった検討委員会でございますけれども、先ほどの答弁と重複になりますけど、開催するに当たりましては、いろいろ課題の整理等がまだ必要だというふうに思っておりますので、今後、その整理を先に進めたいというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣市の女性の声を生かす女性議会の開催について、答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、水俣市の女性の声を生かす女性議会の開催について、順次お答えします。

まず、国会での選挙候補者数の男女均等法案の内容はどのようなことか、との御質問について、お答えします。

現在、国会で審議されております政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案は、昨年5月に民進党など4党が提出した法案と、昨年12月に自民党など3党が提出した法案があります。民進党などが提出した法案は、国や地方議会の選挙で、男女の候補者ができる限り同数となることを目指すのに対し、自民党などが提出した法案は男女の候補者ができる限り均等となることを目指すとなっております。法案は、どちらも、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としております。

男女の候補者数ができる限り同数となることを目指すか均等となることを目指すかの違いはありますが、政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならないこと、公選による公職としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならないことを基本原則として、国及び地方公共団体の責務や、政党その他の政治団体の努力などを定めるものとなっております。

次に、地方議会での女性議員の割合は、どのような現状であるか、との御質問にお答えいたします。

総務省が毎年実施している地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ等によりますと、平成27年12月末で、都道府県議会で9.8%、市区町村議会で12.7%が、女性議員となっております。

次に、水俣市で女性議員をふやすためには、どのような取り組みが必要であると思うか、との御質問について、お答えします。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案において、地方公共団体は、政治・分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、啓発活動、環境整備、人材の育成などを行うよう努めるものとしてとされております。

本市においては、第3時水俣市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画講演会などを通じた広報啓発活動、男女共同参画社会づくり地域リーダー研修などへの派遣、各種審議会、委員会等への女性の登用の促進などを行っているところであり、今後も継続した取り組みが必要であると考えております。

次に、女性議会を開催する意義をどのように考えるか、との御質問についてお答えいたします。

本市においても、平成19年度に女性模擬議会を開催したことがあります。一般質問の際に、女性の視点で、市政に対しての意見が出されております。また、女性議会は、市政に対する女性の関心を高め、市の政策や方針決定において、女性の声が生かされることにつながるものと考えられます。

以上です。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

平成27年12月末までで、都道府県議会で先ほども数字が出ていたかもしれませんが、9.8%、市区町村議会で12.8%しか女性議員はいません。熊本などの市町村の中では、全く女性がいないというところもかなりあって、この議会を見渡していただきたいと思うんですけども、女性の数はどれぐらいありますでしょうか。事務局の方も含めて2割か1割ぐらいでしょうか。大体こんな感じがどこの市区町村も女性が政治の場に参加しているということだというふうに認識していただきたいと思うんですが、私ごとになりますけれども、私が初めて10年ほど前に市会議員に当選しましたときには、日吉フミ子議員という方がおられまして、その方から25年ぶりだったんですね。やっぱり市民の方々もいいかげんにもう女性の議員が出てもいいんじゃないかという感じがあられたようなことをちょっと背中を感じたんですけども、しかし、ほかのまちを見ますと、全国で女性の議員が一番多いところは、神奈川県の大磯町議会というところと、葉山町、たまたま30キロぐらい離れているところらしいんですけども、そこは半分ぐらい女性議員がいるんですね。たまには6割ぐらいになるということもあるらしくて、視察もたくさん行かれているようなんですけども、女性議員がなぜそんなにしやすいんですかと言うと、答えがおもしろくて、温暖で緑豊かであって、歴史も刻まれ、それから風土や景観を守ろうというおおらかな感じで住民運動が盛んであるということ、それから、子育てとか暮らしの実感、それをもうそのまま議会に上げていくというふうな感じで、そのような風土があるということをおっしゃっておられるんですね。それで、私は思うんですけども、それだけではなくて、私の経験からしても、女性だけの頑張りではないというふうに思っているんです。市会議員の女性を支える男性の方たち、ともに歩もうとする男性の応援というのがあるということ、それは本当に貴重なことで、男女の真の意味でのパートナーシップというのが葉山とか大磯などでは、きちんと醸成されているのではないかとこのように思うんですね。そのことはすごく大事なことです。

それで、常々そういう風土をつくっていくということが大事ですので、一番目の質問として、やはり常にこの地域から女性の立候補者を出すのもおもしろいねというふうになるような感じで、できるだけそういう啓蒙を市のほうからもしていただけないかというふうに思います。それを1つの質問にしたいと思います。

それから、先ほどもおっしゃられました19年度に行われた女性模擬議会なんですけれども、19人の方が参加されています。この中に、今回当選されました高岡市議もおられまして、3人の代表の方が一般質問をされているんですけれども、その19人が3つのグループに分かれて、商店街の振興グループ、それから地域づくりグループ、それから環境グループというものに分かれて、ずっと6カ月間ぐらい市内の勉強をして、その上で質問をされたということだったらしいですね。

すごく興味がわきましたので、何人かの人に電話をしてみようと思って電話をしてみました。1人目の人はどうでしたかと言いましたら、実は一生の友人ができたんですよという方が1人おられて、ちょっと何か質問と外れているなど思ったんですけれども、よかったということで、それと2人目の方は6カ月間、ずっと市内をめぐって、一つの目標に女性みんなに向かっていくというのがとてもよかったという方、それから3人目の方は、議会に行くという機会がほとんどなかったのが議会に来てみて、身近になりましたという方がおられました。それから、辛口批評としては、参加者の女性の19人の方たちが、本音のことを言っているのかなというので気になりました。もっと腹の底から話をしてみたかったという人も1人おられました。

そして、最後の方がこれが大事だと思うんですけれども、目的をはっきりしてやったほうがいいのではないかというふうに言われたんですね。ずっと参加してみて、はっきり目的を持った中でやったほうがいいのではないかということを言われました。

それで、私は模擬議会をここで提案したいというふうに第2質問で思うんですけれども、身近にやはり女性が政治のことを考える、議会に一般質問をするということは、水俣の市政やいろいろなことにかかわることですので、とてもいい機会だと思いますので、再度、模擬議会を考えていただけないかというふうに思います。この2つを質問したいと思います。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 藤本議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、女性議員がふえるというか、共同参画社会が推進しているということで、啓発活動をもっと強くやっていただきたいというような御質問じゃなかったかと思っております。

先ほどもお答えしておりますけれども、今回、国で審議されております法案では、国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるとあっております。

当然今までも行ってきているところがございますけれども、今後も第3次水俣市男女共同参画計画に基づいて、いろいろな講演会もやっておりますし、ホームページ等での情報発信も含めて啓発活動を注視していきたいと思っております。

次に、女性議会を再度開催できないだろうかというような御質問ですが、市政運営に多様な意見を反映するために女性議員の方がいるということは望ましいことではないかと思えます。ただ、今回法案がまだ審議中でございますけれども、成立した暁には、当然先ほど申し上げましたように、国・県・地方公共団体もそれだけ啓蒙に努める必要もございますので、多くの女性の方が市政や議会に関心をより持ってもらうよう啓発活動を行っていく中で検討させていただければと思っております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問に入ります。

やはり女性が市政に目を向けるということは、自分たちにとって身近な台所から市政を見回すということでもあります。食の問題だとか、子育ての問題、介護の問題というのは一番女性が携わっていますので、いつも女性は井戸端会議とかをしているんですけども、その柔軟さで自由な発想というのが水俣のエネルギーになるんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひ先ほど申し上げた模擬議会もまた考えていただけないかというふうに思います。

それと、これは余談なんですけれども、10年前に私がたまたま議会の方とお話をしているときに、ノルウェーなどでは、各党派でそれぞれ割合を決めて、クォーター制というんですけども、女性を立候補させているというのがあるんですね。なので、水俣の市議会も党派でそれぞれ1人でもいいので、女性候補を次には出そうというふうなことを考えられるのもいいんじゃないかという意見を言いました。

それで、最後の質問をします。

全国で一番女性議員の多いまち、神奈川県の大磯とか葉山とか、そういうところがあるんですけども、そこに直接行くというのはなかなか難しいところもありますので、ぜひ水俣の女性の方たちにどんな活動をされているのか、直接聞いてもらいたいと思うので、そのような先進地の講演会などを主催できないかということを市のほうにお願いして終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 先ほど御紹介いただきました先進地の方の講演ということだろうかと思っております。

市におきましては、平成17年に男女共同参画都市を宣言いたしました。そして、宣言を行った11月20日を記念としまして、水俣パートナーシップウィークとして毎年講演会を開催しており、昨年は12月4日にノンフィクション作家の吉永みち子さんに講演をいただいております。

来年度も開催を予定しておりますので、多くの市民の皆様に参加してもらえるよう企画・広報したいと思えますし、その講演先をどうするのか、今、議員から御紹介いただきましたことも参考に決定させていただきたいと思っております。

○議長（福田 齊君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明 8 日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前 9 時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後 2 時31分 散会

平成29年3月8日

平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問



# 平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月8日（水曜日）

午前9時29分 開議

午後2時29分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第3号

平成29年3月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 1 高岡朱美君 | 1 就学援助金制度について                         |
|         | 2 水俣環境アカデミア事業について                     |
|         | 3 NHK大河ドラマ「西郷どん」の効果によるさらなる観光入込客獲得について |
| 2 小路貴紀君 | 1 平成29年度施政方針及び予算について                  |
|         | (1) 観光振興について                          |
|         | (2) 水俣病問題への取り組みについて                   |
|         | (3) 水俣川河口臨海部振興構想事業について                |
|         | 2 再生可能エネルギーを中心とした電力の供給について            |
|         | 3 小・中学校の現状と課題について                     |
| 3 野中重男君 | 1 水俣病について                             |
|         | 2 市庁舎建設について                           |
|         | 3 水俣歴史民俗資料館の設置について                    |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（福田 斉君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。

日本共産党の高岡朱美です。

ことし1月、NHKのサキドリという番組に当市のお茶農家の方お二人をメインに商店街の若手経営者、そして市の職員も出演されました。水俣病被害者と交流する中で、周りも自分も幸せになるには何を大切にしたらよいか模索する中、今のお茶ができ上がったこと、そして安心安全なお茶をふんだんに使って商店街のケーキ屋さんが新しい商品を開発されるなど、思いを共有するネットワークが、海で仕事をする人にまで広がっているという内容でした。

このグループで開発した水俣の恋路ガキの缶詰を調理しながら、ケーキ屋さんが言われた一言に私はとても共感を覚えました。「みんながもうからないと自分のケーキも買ってもらえない。だから、周りの人がもうかるために協力できることはしたい。」今、深刻な格差社会が広がっています。その原因は、この考え方を忘れてしまっているからだとは私と考えています。

NHKスペシャルマネーワールドという番組が3回シリーズで放映されました。その中で、世界の上位62人の資産が下位36億人分の資産と同じで、アメリカではこれら億万長者が、巨額の献金で政治家を動かしていると解説されていました。また、タックスヘイブンを利用した課税逃れ対策は、先進国首脳会議が取り組みべき共通の課題となっています。このようにお金持ちが得をするような仕組みがある限り、格差は一向に縮まりません。

税金がふえなければ社会保障も教育も行き届かなくなり、すさんだ社会になります。賃金が上がらなければ、消費マインドは起きません。物はどんどん売れなくなり、いつかお金持ちにもしっぺ返しがかかるのではないのでしょうか。

格差社会のしわ寄せは弱いところほど早くあらわれます。地方の停滞はもう随分前からです。そのような中で、活路を見い出しつつあるのが、NHKが取材した水俣の若手グループの取り組みであり、番組名のとおり、まさに「サキドリ」ではないかと私は感じました。これに続く方々がどんどん育ってくれることを願うとともに、本来、富の偏りをコントロールするのは政治の役目であり、今こそ、その政治力を発揮させるべきときである。決意を込めまして、以下質問に入ります。

#### 1、就学援助金制度について。

①、就学援助金支給の目的と根拠法は何か。また、これに基づき就学にかかわるどのような項目が補助対象となっているか。

②、水俣市における準要保護世帯の認定基準はどのようになっているか。また、これにより世帯収入がどれくらいまでの人が対象になるのか。

③、現在、小中学校それぞれが入学準備品として案内をしているものには、どのようなものがあり、その金額は平均どれくらいか。

④、制度の利用については、申請主義がとられている。制度があることを知らせるために市と

してどのような方法をとっているか。また、申請後、最初に援助金が受け取れるのはいつか。

2、水俣環境アカデミア事業について。

①、水俣環境アカデミア設置の目的は何か。その目的を遂行するためにどのような組織づくりをしているか。

②、開設して1年になるが、これまでどのような取り組みが行われ、参加者の反応はどのようなものだったか。

③、開設記念シンポジウムでテーマとなった持続可能な開発目標（SDGs）とは何か。この取り組みに対する日本の姿勢はいかがか。

3、NHK大河ドラマ「西郷どん」の効果でさらなる入込客獲得について。

①、観光入込客獲得を目指した平成29年度の重点施策は何か。

②、水俣は西南戦争の戦場になったが、史跡として扱われていない。西郷どんの影響で西南戦争に関心を持つ人がふえると予想されるが、水俣のかかわりが見える化し、観光客の誘致に生かす考えはないか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡朱美議員の御質問に、順次お答えします。

まず、就学援助金制度については教育長から、水俣環境アカデミア事業については私から、NHK大河ドラマ「西郷どん」の効果によるさらなる観光入込客獲得については産業建設部長からそれぞれお答えします。

○議長（福田 斉君） 就学援助金制度について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 初めに、就学援助金制度について、順次お答えします。

まず、就学援助金支給の目的と根拠法は何か。また、これに基づき就学にかかわるどのような項目が補助対象となっているか、との御質問にお答えします。

就学援助制度は、経済的に困窮している保護者の負担を軽減し、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、学校生活に係る経費の一部について補助を行うものです。

根拠法としては、学校教育法第19条に、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないと規定されています。

本市が補助しております就学援助費の項目としましては、学校給食の給食費のほか、児童・生徒が学校で使用する文具やシューズなどを購入するための費用として学用品費、社会科見学旅行や集団宿泊教室に必要な費用としての校外活動費、定期健康診断で指摘された虫歯や結膜炎、中耳炎等を治療するための医療費等があります。そのほか、小学校6年生と中学校2年生には修学旅行費が、新入学児童生徒には、制服やかばん、靴などの費用の一部を補助するものとして新入学児童・生徒の学用品費を支給しております。

次に、水俣市における準要保護世帯の認定基準はどのようになっているのか。また、これにより、世帯収入がどれくらいまでの人が対象になるのか、との御質問にお答えします。

就学援助制度では、生活保護に認定されておられる世帯を要保護世帯、生活保護費を受給するまではないが、要保護に準ずる程度に困窮していると認められる世帯を準要保護世帯としております。

準要保護世帯の認定基準につきましては、本市では、ほかの多くの市町村と同様に、生活保護費の認定基準を準用し、生活保護認定基準額の1.3倍以下の世帯を準要保護世帯として認定しております。準要保護世帯と認定される世帯の収入額につきましては、認定基準額は、世帯を構成する人数や年齢、住居は持ち家か借家か等により異なります。例として、夫婦ともに30代、小学校5年生の子どもが1人、借家にお住まいの3人世帯を今年度の認定基準で計算しますと、世帯の総収入から社会保険料を差し引いた金額が、354万4,980円未満であれば、準要保護世帯として認定となります。

次に、現在、小中学校それぞれが入学準備品として案内しているものにはどのようなものがあり、その金額は平均どれくらいか、との御質問にお答えします。

新1年生となる小・中学生の保護者説明会で、入学時にそろえていただきたいものとして保護者に案内した内容を見ますと、小学校では、体育服、上履き、体育館シューズ、鉛筆やクレヨン・はさみなどの文房具、鍵盤ハーモニカ、算数セット、絵の具セットなどのほか、標準服を指定している学校では標準服がありました。中学校では、制服、通学かばん、上履き、通学靴、サブバック、夏用と冬用の体育服、体育館シューズなどがありました。平均金額につきましては、男女間で若干の差がありますが、標準服を指定している小学校の男子で平均4万円程度、女子で平均4万3,000円程度、標準服を指定していない小学校では男女ともに、平均2万円程度となっております。中学校では、男子で平均7万3,000円程度、女子では平均9万4,000円程度となっております。

次に、制度の利用については申請主義がとられている。制度があることを知らせるために市としてどのような方法をとっているか。また、申請後、最初に援助金が受け取れるのはいつか、との御質問にお答えします。

就学援助制度の周知の方法につきましては、新入学児童生徒の保護者に対しましては、各小中学校で開催しております新入学児童・生徒保護者説明会で案内しております。既に制度を御利用いただいている世帯につきましては、新年度分の申請書を、学校から2月にお渡ししております。そのほか、毎年2月の市広報誌でお知らせするとともに、民生委員児童委員研修会で就学援助制度についての説明をさせていただき、対象となる可能性があると思われる世帯への周知をお願いしているところです。

就学援助費の支給につきましては、新入学生は入学後に申請書を提出していただき、認定審査を行った後、学校を通じて、振込口座を確認するための振込依頼書等の必要書類を保護者に提出していただきますので、年度当初の支給は、5月末から6月初旬ごろとなっております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 制度のあらましについて、丁寧に説明をいただきました。

2回目の質問に入らせていただきます。

憲法第26条は、ひとしく教育を受ける権利と教育を受けさせる義務、義務教育の無償を規定しています。しかし、義務教育無償の範囲は現在授業料と教科書のみとなっており、それ以外のさまざまな必要経費については、保護者が負担を負わなければなりません。そのため、家庭の経済状況によってひとしく教育を受ける権利が損なわれないように就学援助制度がつけられました。

そして、御答弁ありましたように、これについては学校教育法で市町村が責任を負っています。どういった項目が対象になっているか御答弁いただきました。その中で、新入学児童生徒の学用品費という項目がありました。新1年生の入学説明会に行きますと、入学前にこういったものをそろえてくださいということでリストを渡されます。中学校の場合、男子制服3万8,000円、女子制服6万3,800円、通学靴3,500円、上履き1,100円、かばんとサブバッグ1万2,500円、体育用品が1万7,300円、通学用のシューズ以外は全て学校指定のものです。

これらを合計しますと、教育委員会のほうで先ほど調べていただいたとおり、小学校でその平均が4万から4万3,000円、標準服のないところでは2万円程度、中学校になりますと男子7万3,000円、女子9万4,000円ということです。

先ほど、どれくらいの所得水準の方が就学援助を支給されるのかという問いに、世帯の総収入が354万4,980円未満というお答えでした。これを月々の手取り額にするとおよそ23万円くらいになるかと思えます。子どもがいる御家庭でいろいろ出費がある中、急に9万4,000円もの出費はとても大きいです。それで、就学援助があるわけですけれども、では実際に入学準備のために支給される額が現在、幾らかといたしますと、小学校では2万470円、中学校は2万3,550円です。実際にかかる金額と支給額が余りに乖離しているのではないかということをおも日本共産党の国会議員が問題にいたしました。文科省もこれを認めて、来年度から金額がかなり改善をされたと

思います。

そこで水俣市の対応をお聞きします。要保護者については生活保護費の中から国の基準どおり支給されると思います。準要保護者については、一般財源化がされており、認定基準や単価については自治体の裁量に委ねられております。水俣市におきましては、準要保護の方についても見直しをされる予定があるのか。あるとしたら、いつから、また具体的な金額はどのようになるのでしょうか、これが1点目の質問です。

そして次に、この制度には実はまだ欠陥があります。制度が申請主義であることと、支給の時期についてです。

申請主義ということは、中にはこういう制度を知らない方もいて、必要なのに受けていないというケースもあるということです。しかし、この点については、私も3人子どもを学校卒業させておりますけれども、水俣市はとても丁寧に周知をされているというふうに思っています。

問題は支給の時期です。先ほど答弁いただきましたように就学援助金は、入学後に書類を出し、その後審査を経て、実際に振り込まれるのが早くも5月の末になります。しかし子どもたちは4月初めの入学式までに全ての物品をそろえて登校しなければなりません。このことについて何とかならないのかという声が上がリ、改善する自治体が出てきました。

西日本新聞によりますと、福岡市は、昨年度から3月中の支給を始めており、熊本市、長崎市も2017年度から実施する予定だということです。

そこで2つ目の質問です。水俣市もこうした動きに倣って入学準備金については前倒しで支給をするお気持ちはないでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 高岡議員の2回目の質問でございますが、就学援助金の支給額の見直しをする予定があるのかと、予定があるとすれば、それはいつからか。また、具体的な金額等についてのお尋ねが第1点。支給の時期について、前倒しでできないのかというのが第2点ございましたけれども、就学援助における新入学児童生徒の学用品費等の国の補助単価につきましては、文科省から平成29年1月30日付の事務連絡で増額へ改定した予算案が示されております。準要保護児童生徒につきましては、国の補助単価をもとにこれまで市が支給額を定めておりますので、今回の国の予算が確定し次第、その単価を参考として、平成29年4月から市の支給を見直したいと考えております。

具体的な額につきましては、国の予算額に準じますと、小学生で4万600円、中学生が4万7,400円となります。

それから、2点目の支給の前倒しにつきましては、新入学児童生徒の学用品費に限って、3月

に支給を行っている、そういった自治体が既にございます。県内でも14市のうち2市が取り組みを始めており、今後導入する自治体がふえるものと思われます。また、国の補助金も入学前の年度の支給を補助対象とするよう現在検討されており、本市におきましても実施に向けての検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 前向きな御答弁をいただきました。ぜひよろしく願いいたします。

2014年に千葉県の銚子市で県営住宅に住む母子家庭で、母親が心中目的で中学2年生の娘さんを殺害するという事件がありました。直接的な原因は家賃が払えなかったために強制立ち退きを求められたためで、これについては県や市の対応に批判が上がりました。しかし、実はこのお母さんは、娘さんの中学入学準備の時期にお金が足りず、闇金に手を出し、借金取りに追い詰められていたということが後でわかっています。義務教育を受けさせるために借金をするということが実際には起きています。今回、金額や支給時期など、改善されることになったのは非常によかったと思いますけれども、小中学校の生活に必要な経費について、日ごろからできるだけ親に負担がかからないような工夫をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に1点だけ確認いたしますけれども、前倒しの支給について検討を進めるというふうに今、御答弁いただきました。具体的にはいつからの実施を目指されるのか、最後1点お願いいたします。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 前倒し支給の実施の時期についてのお尋ねですけれども、具体的に今後検討を進めていきます。平成30年4月には新入学を迎える児童生徒から対応を目指したいと考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣環境アカデミア事業について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣環境アカデミア事業について、順次お答えします。

まず、水俣環境アカデミアの設置の目的は何か。その目的を遂行するためにどのような組織づくりをしているか、との御質問にお答えします。

水俣環境アカデミアは、高等教育・研究活動及び産学官民連携の拠点として、また、地域社会の将来を担い、持続可能な地域社会の形成に貢献する人材等の育成に資する学習機関として、平成28年4月に設立いたしました。水俣環境アカデミアの運営等について、専門的及び先駆的見地から助言・提言をいただくために、学識経験者、民間事業者等10名で構成する企画戦略会議及び事業内容に地域の意見を反映させるため、市民団体、学識経験者、市議会等多様な分野の地域住



民等16名で構成する地域ステークホルダーフォーラム、つまり地域住民等による会議を設けております。

次に、開設して1年になるが、これまでどのような取り組みが行われ、参加者の反応はどのようなものだったか、との御質問にお答えします。

今年度に行った主な事業といたしましては、教育・研究活動推進事業として、遠隔講義システムを利用し、慶應義塾大学や台湾南栄科技大学等との間で行った遠隔講義、人材育成事業として、小中学生を対象に行ったサイエンス講座であるミニみなまた環境塾、住民の暮らしに身近で役に立つテーマで行った市民公開講座、国連が定める持続可能な開発目標（SDGs）をテーマとした水俣環境アカデミア開設記念シンポジウムなどがあります。

また、視察研修等の受け入れに関しまして、約100名の留学生が2泊3日で研修を行った上智大学大学院地球環境学研究科水俣研修、東京大学大学院の留学生による水俣での研修、その他多数の大学や団体等の受け入れを行っております。

さらに、国立環境研究所主催で、水銀の大気連続観測技術に関する本格的な専門家会合である水銀の大気連続観測に関するアジア太平洋地域専門家ワークショップの開催、研究者招聘事業として、新たな知見や企業を市内の高校生や市内事業者と結びつけ、教育環境の充実や産業振興に資するための取り組みなども行っております。

このほか、文部科学省よりスーパーグローバルハイスクールとして認定された水俣高校と連携した事業として、水俣高校と慶應義塾大学とが、コンピューターによるデジタル形式で環境問題に関する作品をつくる環境デジタルアートをテーマとした高大連携未来塾、慶應義塾大学とASEAN 6カ国7大学の留学生が行ったEBAフィールドワークへの水俣高校生の参加などがあります。

水俣高校からも、留学生が水俣市で研修を行う際などは、ぜひ交流の機会を提供してほしいとの要望をいただいておりますので、次年度以降もこのような機会を定期的につくり出し、支援を行ってまいりたいと考えています。

政府機関の一部機能移転関係としては、環境調査研修所水俣研修事業事務局（環境調査研修所水俣サテライト）が水俣環境アカデミア内に開所されました。今年度は、環境問題史研修と題し、35名の環境省職員が2泊3日で元水俣市長の吉井正澄氏の講義や水俣病資料館での語り部講話の聴講などさまざまな研修を受講しました。

研修参加者の反応につきまして、環境調査研修所に問い合わせると、現在、参加者アンケートの取りまとめを行っているとのことでありました。研修の最終日には、水俣市の今年度及び前年度採用職員も参加し、水俣市の環境問題やまちづくりに関するワークショップを共同で行うなど非常に有意義な研修になったものと考えております。

なお、2月には、台湾南榮科技大学を訪問し、異文化交流学術研究会において、水俣市の環境モデル都市の取り組みと水俣環境アカデミアの事業概要を説明してまいりました。

次に、開設記念シンポジウムでテーマとなった持続可能な開発目標（SDGs）とは何か。また、この取り組みに対する日本の姿勢はいかがか、との御質問にお答えします。

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年9月、ニューヨーク国連本部で開催された持続可能な開発サミットにおいて、我々の世界を変革する持続可能な開発のため、2030アジェンダと題する成果文書で示された具体的行動指針であり、17の個別目標と169の達成基準が定められています。国連に加盟する全ての国は、2030年までに貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発を行うためのそれぞれの目標を達成するために全力を尽くすこととなっております。

これに対する日本国政府の対応としては、首相官邸内に全ての国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設けられ、行政、NGO、NPO、有識者、国際機関、各種団体等の関係者が集まり、取り組み推進に向けた意見交換を行うための持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議も開催されております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 市民、それから関係職員の方が随分長い準備期間を要してようやくスタートした環境アカデミアです。1年たちまして、ぜひこれまでの成果についてお尋ねをしたいと思って取り上げました。

水俣が経験したことを後世に教訓として伝えることは水俣にしかできないことであり、当市の使命であることは明確です。この作業は、これまでも水俣病被害者自身の努力や映像記録作家、あるいは医学、社会学、法律学などさまざまな専門家の立場から世界に発信されてきました。

このたび、水俣環境アカデミアができたことによって、水俣の教訓を未来に向けてさらに積極的、また発展的な形で発信ができるようになったこと、また発信できる人材を育成する機関ができたことを歓迎しております。

アカデミアでは、持続可能な社会の形成に貢献する人材育成を目指すという説明がありました。私は、この環境アカデミアのシンボルマークが端的に表現していると思っています。この緑と青の輪っかですけれども、緑と青は海と山、輪はつながりで、生態系全体の調和のとれたつながりを実現するという意味だそうです。アカデミアでは、このつながりを壊さずに経済活動ができる人、新たな価値をつくれる人を育てようとしているのだと理解をいたしました。

このような目的のもと、開講後どのような場を提供されてきたのかをお答えいただきました。まだ1年ですけれども、かなりいろいろなことに取り組んでおられます。ただ、タイトルだけ聞いても内容がイメージできないのは私だけではないと思いますので、水俣高校の先生に具体的な

内容をお聞きしてきました。

まず水俣高校は、スーパーグローバルハイスクールに認定されているわけですが、これを申請する段階で、アカデミアとの共同研究という企画を盛り込んで、それが認められる要素になったとおっしゃられていました。

そして、実際にアカデミアで行われた慶応大学との授業は、高校生にとって大変刺激的なものだったようです。

例えば、高校生は貧困、健康、水と衛生環境の3つのテーマで水俣の現状を調べます。大学生は日本レベルで現状を考察します。そして、水俣と日本の課題をそれぞれが出し、どう改善するかを討論したそうです。これら一連の作業は、実に多くの能力を必要とします。初めてなのでまだ先生がアドバイスした場面もありましたが、いずれ全て自分たちで進められるようにしていきたいとおっしゃっていました。

この授業に参加した高校生は1年生から3年生まで総勢55名でした。こんな感想を書いています。

目標2の飢餓について、ふだん身の回りで飢餓という言葉は聞かないので、日本には関係ないことだと思っていたが、現在、日本の子どもの6人に1人は貧困により栄養が足りていないことを知り、驚いた。世界には日本以上に飢餓に苦しんでいる人たちがたくさんいることを知り、日本のことだけを考えるのではなく、広い視野を持って世界の現状を知ることが大切だと再認識した。普通に生活していたら考えなかったかもしれない課題について、みんなで話し合い、意見交換をし、自分の考えを持つことができ、よい勉強になった。水俣市と全国を比べることで、水俣市の現状をより知ることができてよかった。福祉の問題が難しかったが、発表を通じて水俣の人の健康率が高いことや平均寿命が長いことなど、たくさんを知ることができた。同時に、調べていく中で水俣をどのように改善していけばよいかということも考えることができた。

また、夏休みには、慶應大学の学生9名とASEANからの留学生13名が2泊3日でアカデミアを訪れたのに対して、水俣高校生39名が水俣について学んだことを現地に案内し、英語で解説する取り組みをしています。これに参加した高校生はこんな感想を書いています。

久木野の里が高齢者のためにさまざまな取り組みがなされていることなどは、全国的にも珍しいものであることを知り、地域の意識の高さ、つながりの強さを感じた。ASEANの方々に水俣の自然や環境をほめていただき、一緒に水俣をめぐることで、私たちが当たり前と思っていたことがすばらしく見え、とてもよい機会になった。違う国々の方が集まって講義を受けることはめったになく、貴重な体験となった。自分の英語でも会話が続いたときはうれしかった。さらに続けられるように英語学習に取り組みたい。英語の内容を理解できずに内容が薄いものになってしまい、少し悔しい気持ちが残った。講義で扱われるような専門的な知識と同時に、英語力も高

めたい。

大学生や留学生と共通の課題について学び、討論することで、考察力を深め、視野を広げ、また語学力についてはもっと高める必要を感じていることが見てとれます。また、自分の地域のよいところを客観的に評価されることで、水俣への愛着も育んでいます。

担当されている高校の先生が、本当に今の生徒たちは恵まれているとおっしゃっていましたが、私もそう思いました。

また、市長を先頭に、厳しい競争を勝ち抜いて誘致に成功した環境調査研修所水俣サテライトがついに開設されまして、早速35名の環境省職員が2泊3日の研修に訪れています。

政策をつくる国のお役人には常々現場主義であってもらいたいと思っていましたけれども、こうして現地に研修所が置かれたことはその意味で画期的なことだと思います。今後よい作用があることを期待しております。

そこで、2回目の質問をいたします。

1つ目はこのようにさまざまな事業を通じて、合計何名の方が水俣を訪れたのでしょうか。

そして2つ目に、平成29年度の予算にはサクラサイエンス事業が上げられています。そのほかにも新たな大学へのアプローチや、また、今後さまざまな大学のカリキュラムの中で、水俣環境アカデミアでの受講が単位取得に結びつくような方向になるのでしょうか。

次に、SDGsの話です。私も10月1日の開設シンポジウムに参加したときに初めてこの言葉を聞きました。そのときは何のことやらよくわからなかったのですが、調べてみますと、先ほど御答弁あったように、国連に加盟している150カ国以上の国がこのSDGsに掲げられた17の目標を達成するために全力を尽くすことになっているんです。

具体的にどのような目標かといいますと、貧困をなくす、食糧安全保障と持続可能な農業、健康と福祉の促進、全ての人々が公正で質の高い教育を受けられること、ジェンダー平等、全ての人々が水と衛生を確保できること、持続可能なエネルギーの確保、持続可能な経済成長とディーセントワーク、全ての人々へのインフラ整備と持続可能な産業の推進、格差の是正、持続可能なまちづくり、持続可能な生産消費活動、気候変動への緊急対策、海洋資源の保全、陸上の生態系保全、平和と正義が保たれる制度の構築、以上の目的達成のための相互協力関係、これら17の目標の達成のために、それぞれの国が努力をする。そうすればどんなに世界はよくなるだろうと思う内容なんです。逆にこれをやらなければもう地球はもたないというところまで来ているんじゃないかというふうにも思います。

日本も当然その責任を負ってまして、平成28年5月にSDGs推進本部が内閣府に置かれまして、全国務大臣が構成員になっています。

水俣環境アカデミアの企画戦略会議のメンバーである学識経験者には、このテーマの研究に深

くかかわっておられる先生が多いようです。国として着手したのが昨年の5月で、水俣高校の生徒たちはその2カ月後の7月にSDGsを学んで、水俣の現状と課題について考察をしています。

高校生のレベルでこのような学習をするのは全国でもまれなのではないかと想像しております。

そして3つ目の質問ですけど、このSDGsに関してお尋ねします。

戦略会議の馬奈木俊介先生は、自治体としてもこの指標を大いに活用してほしいとおっしゃっていました。市としてはどういうふう to 受けとめられていらっしゃるのか。

質問は以上の3点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 御質問いただきました。

アカデミアにつきましては、4月の地震を受けて、開校が伸びてしまい、秋から本格稼働だったんですけど、所長に迎えました古賀所長等頑張ってくださいまして、成果が今、あらわれつつあるというふう to 感じているところでございます。

実際に何名の方がいらっしゃったかということでございますが、資料といたしましては、平成29年2月の末までで92団体、約3,000名の方が利用され、訪問をいただいたというふう to 報告を受けております。

それと、大学の単位でございますが、今、大学に関しましても非常にいろんなところにアプローチもしておりますし、先日は、台湾の国立台北科技大学と覚書を締結したところであります。そして、幾つかの案件として、大学と何かできないかというふう to 問い合わせもあっているところでございますが、将来的にはそういった大学と連携しながら、単位取得というものに結びつけていきたいというふう to 思っておりますが、各大学ごとの事情もあると思われまますので、現在では包括協定を締結している大学を中心としながら、将来的にそのようなことがぜひできるように、可能性を探ってまいりたいというふう to 思っております。

それと、3つ目のSDGsについてでございますが、これまで水俣病の教訓に基づき、本市で行ってまいりましたさまざまな取り組みは、持続可能な開発目標SDGsの掲げる目標につながるものと考えております。

そして、このことが知の共生拠点としてのアカデミアの存在価値を高めることに寄与するものと考えておりますので、今後とも九州大学の馬奈木先生の御協力を賜りながら、持続可能な開発目標でありますSDGsの考え方や指標を活用して、各事業を進めてまいりたいというふう to 考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 1年間で92団体、3,000人の方がアカデミアに訪れた。今後は、単位の取得も含めて、さらに拡大する計画があるということでした。

また、SDGsについては、その自治体単位でそういうのを目標にするというのはなかなかまだ全国ではないと思いますので、ぜひ今後取り組んでいただけたらというふうに思います。

昨年、アカデミアを使って経済観光課主催で行われたローカルビジネスサミットという勉強会をのぞかせていただいたんですけど、そのときに、テーマが生産者も消費者も環境も喜ぶビジネスのあり方について学ぶというものだったんです。アカデミアが目指すものと全く方向が同じでしたので、アカデミアの事業なのだというふうに私は勘違いしていたんですけども、実は経済観光課のほうが、それ以前から取り組んでいたということを後でお聞きしました。

この経済観光課が行ったサミットの発表者は、化学物質を全く含まない伝統の漆塗りで新しい商品を開発したり、健康寿命が長い人はその土地で昔から食べられている野菜を多く食べている人だということを突きとめて、福祉分野で生かす取り組みをされている人など、商売としては大もうけはできないんだけど、本当に消費者や社会の幸せをつくるためのビジネスをしている人で、そのことで自分も幸せを感じているという人たちでした。

こういうビジネスのあり方を水俣市の商工関係の方たちが一緒にアカデミアに来て学んでおられたんですね。前段でも少し触れましたけど、水俣がだんだん変わっていくんじゃないかという気がして非常にうれしく思っています。ぜひ、担当課には今後とも頑張っていただきたいと思いました。

そこで最後の質問になりますけれども、今のビジネスの話を例にとりますと、売る人の意識が変わって、品質の高いものを提供しようとしても、同時に消費者の意識が変わらないとバランスが保てませんし、発展もしません。安いものを大量に消費、大量に廃棄するという生活スタイルを見直し、賢い消費者を育てる必要があると思います。

環境アカデミアは、市民にも開かれた機関です。

昨日の熊日でしたが、初の市民公開講座が開かれたという記事が掲載されておりましたけれども、こういう市民向けの講座をどんどん企画をしていただいて、一部に意識の高い人をつくるんじゃなくて、それが常識になるようなまちづくりに力を入れていただきたいと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

それと、これは教育委員会に対しての要望になりますが、これからの水俣高校のSGH（スーパーグローバルハイスクール）の取り組みへの支援のことについてです。

昨年のアカデミア関係事業への生徒の参加数を見ますと延べ238人でした。全校生徒数から見ると、まだ一部です。担当の先生もこれは課題だと言っておられました。

生徒たちが大学生とともに取り組んだ内容はかなり高度で、内容を理解して、現状を分析して、理論的に説明して、そして新しいアイデアを出す。そしてさらに英語に直すというような能力を求められています。これについていくには、やはりしっかりした基礎学力が必要です。

昨年から水俣高校の生徒たちが第二小学校に行って宿題を教えるという試みをされているそうです。高校としても自分たちの姿を見てもらって、目標を持ってもらおうという意図があるとおっしゃられていました。

そこで、前回取り上げました放課後学習指導、ぜひ充実させていただいて、義務教育の段階で、学習意欲の高い子どもたちを育成していただいて、そして高校で発展的な授業に触れられるようにしむけていただきたいと思います。これは要望です。

1点だけ質問、最後お願いいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） アカデミアの市民講座等、ぜひ力を入れていただきたいというふうな内容だったかと思います。

アカデミアを開設するとき、一部の方が使うような施設ではいけないということは最初からのコンセプトでございます。市民の方々が、通常このアカデミアに会して、いろんな学習・勉強、そして環境の問題、また持続可能な社会づくりに、ここを使って、勉強できるようなそういったアカデミアにもなっていたいただきたいということはもともとありました。そんな中で、市民向けの講座、非常に重要だというふうに思っております。

これまで築き上げたこのネットワークを生かして、各大学との連携した市民の学習機会の提供として、市民公開講座、こういったことをアカデミアでは積極的に行っていきたいというふうにも思っております。

平成28年度におきましては、3月、包括協定を締結しております熊本県立大学の先生をお願いをいたしまして、先ほどのお話ですけど、環境に優しい暮らし方及び生活習慣病対策に関する講座を行っていただくわけでございます。平成29年度におきましても、住民の暮らしに身近で役に立つようなテーマでの講座を今後ぜひ企画をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、NHK大河ドラマ「西郷どん」の効果によるさらなる観光入込客獲得について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、NHK大河ドラマ「西郷どん」の効果によるさらなる観光入込客獲得について、順次お答えをいたします。

まず、観光入込客獲得を目指した平成29年度の重点施策は何か、との御質問にお答えします。

本市の平成29年度の観光重点施策としては、今年度から手がけている湯の児でのスキューバダイビング、アウトリガーカヌー、また、湯の鶴七滝トレッキングなどのアクティビティを前面に押し出し、若者をターゲットとした旅行商品と、そのPR動画を作成しており、平成29年度は、

これらのコンテンツをSNSを活用して映像配信するなどのPRを実施していく予定でございます。

また、インバウンド対応については、平成29年度も、八代港に入港する大型クルーズ船から、外国人観光客が、ツアーバスで水俣市を訪れることが予想されるため、水俣市に来ていただけるよう通訳の配置や、外国語の表示など、おもてなしの充実を図りながら、水俣の魅力をPRしてまいります。

このほかにも、近年、多くの観光客が訪れているエコパーク水俣バラ園での水俣ローズフェスタなど、各種イベントの実施、各種メディアを活用した観光PR活動などを、継続的に行いながら、観光入込客の獲得に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水俣は西南戦争の戦場になったが、史跡として扱われていない。「西郷どん」の影響で西南戦争に関心を持つ人がふえると予想されるが、水俣のかかわりが見える化し、観光客の誘致に生かす考えはないか、との御質問にお答えします。

NHKのホームページによりますと、NHK大河ドラマ「西郷どん」は、薩摩藩士で、明治維新の立て役者である西郷隆盛を主人公とし、平成30年1月から全50回が放送されると紹介されております。

新水俣市史においては、西郷隆盛が薩軍の指揮官として官軍と戦った西南戦争について、120ページにわたり紹介されており、深川地区など多くの地域が、薩軍と官軍の戦いの舞台になるなど、多くのエピソードが記載されております。今回、テレビの大河ドラマで西南戦争が紹介されることで、多くの観光客に、水俣への関心を持っていただければ、市としても歓迎するところですので、教育委員会等とも連携をとりながら、水俣市の観光パンフレットや、ホームページの更新に合わせて、「西郷どん」に関連する西南戦争の出来事などを、できる限り紹介できるようにしていきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 まず、平成29年度の観光施策についてお答えをいただきました。

交流人口をふやしたいという意欲は、市長の所信表明の中でも鮮明になっています。

来年度の重点施策として、湯の児でのマリンスポーツ、湯の鶴でのトレッキング、そして好調なエコパークばら園をさらに盛り上げる取り組み、そして大型クルーズ船観光客への対応を挙げられました。

温泉を温泉としてだけでなく、学び、楽しむ場所として新たな価値を見出し、若者を呼び込もうとしている努力がうかがえます。

昨年、水俣病公式確認60周年事業の一環として行われた湯の児海と夕焼けでのさかなクンの講演会に家族で参加させていただきましたけれども、湯の児では全国的にも珍しいタツノオトシゴ



の産卵が見られるということで、その映像を会場で見せていただきました。

これを撮影されたのは、ダイビングインストラクターの森下さんですけれども、夜中の2時から3時ごろにしか見られない光景だということで、さかなクン自身もまだ実際には見たことがないと言っていました。とても感動する光景でした。湯の児をダイビングスポットしてPRしていく試み、とても期待をしております。

湯の鶴温泉のほうも、継続的に集客増を意識した取り組みがされてきました。ことしの足湯の整備に続いて、来年度の予算には喜久屋旅館跡の公園化が挙げられています。これは多くの市民が歓迎するのではないのでしょうか。

そして、これに加えてということで、来年のNHK大河ドラマ「西郷どん」に照準を合わせた提案させていただきました。前向きに受けとめていただいたようで、非常にうれしく思っています。

西郷隆盛といえば、人望が厚くて、明治維新という大改革をなし遂げながら、最後は不平士族に担がれる形でみずからつくった明治政府に反旗を翻して、城山で自害をした人です。

この不平士族の反乱である西南戦争は士族による日本最大の内乱と言われています。薩摩軍は、各地から加わった党薩諸隊を含めると3万人が挙兵し、迎え撃つ政府軍は日本に徴兵制が初めて敷かれた戦争となっており、農民、商人出身者を多く含む6万人の兵士が動員されました。前線では、戦をいわば職業としてきた侍たちの突撃、振りおろす刀に、新米兵の官軍は震え上がって、逃げ出す者、動けなくなる者が大勢いて、陸軍大将山県有朋を大いに悩ませたといえます。田原坂がなかなか突破できずに、このままでは熊本で籠城している部隊が持ちこたえられないという危機が迫る中、急遽、士族出身者、中でも戊辰戦争で薩摩への恨みを強く持つ会津藩士を多く選び、100名ほどの切り込み部隊を組織しました。その決死の活躍によってようやく田原坂を越えることができました。この切り込み隊は抜刀隊と呼ばれ、その9割が戦死したそうです。

西南戦争全体での戦死者は1万4,000人に上り、戦費は、国家予算のほとんどを使い果たしました。また戦場では、敵が隠れる場所を奪うために、多くの民家が焼かれ、流れ弾に当たったり、人夫として徴用され亡くなった人も含めると、相当の犠牲が出ています。

実は、深川でも松崎安太さんという人が薩軍に切り殺されたという記録があります。地元の言い伝えによりますと、薩軍が家に火をつけたのを消そうとして殺されたのだそうです。また、下向の森内喜太郎という9歳の少年は官軍が手入れをしていた銃の暴発事故で亡くなっており、官軍の記録にもありますし、お墓も残っています。

なぜ西郷隆盛がこのような戦争を起こしたのかということについて、さまざま評価があります。

司馬遼太郎の小説「飛ぶが如く」が1990年に大河ドラマ化されたのには、やはり多くの人が関心を持つ題材だったからではないかと思えます。

来年放送の「西郷どん」の時代考証を担当される東川隆太郎さんという方がいて、一度、市長にも会っていただいたんですけども、この東川さんによりますと、今度のドラマでも西南戦争は当然重視され、数回にわたって描くことになるだろうとのことでした。西郷さんは部下とともに死ぬ覚悟で、熊本全域、そして宮崎、鹿児島へと移動していきます。放送を見てその足跡をたどりたいという人はたくさん出てくるはずです。

そこで水俣はどうだったかといいますと、先ほど答弁にもありましたように、水俣市史に120ページにわたって戦況が書かれるほどかかわりがありました。

まず、薩軍が熊本に向かって進軍する際に、陣内に延べ7,000名の兵士が宿泊しており、幹部が泊まった宿ではおもしろいエピソードが残っています。

その後、田原坂で敗退した西郷隆盛は本営を人吉に移して、1カ月にわたってそこから各地に兵を出します。中でも大口は鹿児島から人吉に人員や物資を運ぶために非常に重要な場所であったために、辺見十郎太率いる2,000名の部隊が出て、ここを死守しようとします。これを迎え撃ったのが川路利良が水俣から上陸させた別働第三旅団1,700名で、これらの部隊が深川、久木野、中尾山、矢筈岳などを舞台に1カ月にわたって激しい攻防を繰り返しています。その様子は水俣市史を初め、従軍した兵士の日記などに描かれています。

そこで、具体的な提案になります。

まず、市の観光パンフレットやホームページに西南戦争にかかわる出来事を紹介していきたいと御答弁がありました。これはまさに入り口になる場所ですので、ぜひともお願いします。

そしてホームページについてですけれども、鹿児島や熊本・植木・玉名など西郷さんにかかわる各記念館では、今後「西郷どん」を意識した多くの企画が発信されることになると思います。そうしたホームページに水俣の観光案内をリンクさせるお考えはないでしょうか。これが第1点目です。

そして、これを見て、水俣の西南戦争関連の場所を訪れた人がいたとして、そこに何の説明看板もなければがっかりさせてしまいます。戦いの激しかった場所を選定していただいて、案内看板を立てることを検討していただきたいと思います。

中でも、1つ、特にお願いしたいのが、湯の鶴温泉です。ちょっと時間が少なくなったので、ここを割愛しますが、東京の巡査で官軍として水俣に上陸した喜多平四郎という人が、日記にこの湯の鶴温泉に入った。そして入っている様子も全部挿絵にして残しているんですね。ぜひ、これを湯の鶴の観光にもプラスアルファで生かしていただきたいというふうに思っています。

この案内看板については、観光物産協会のほうからも、水俣は案内板が少ないという苦情を言って帰る人がいると聞いています。市内全域で一体どこがわかりにくいのかということを確認をしていただいて、より観光客に親切な案内をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがで

しょうか。

この2点、お願いいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、ホームページへのリンクについてなんですが、先ほど答弁しましたとおり、今回テレビの大河ドラマで多くの観光客に水俣へ関心を持っていただけると期待をしているところです。

リンクについては、各鹿児島、熊本、植木、玉名など、御相談をさせていただきたいと思っております。

次に、観光案内版の設置についてですが、現在、観光の案内版については、市内を初め近隣市町村にも市及び先ほど出ました観光物産協会に設置をいたしております。今後新たに西南戦争など、特に歴史に関する看板の設置に当たっては、歴史資源の調査とか、史実の確認等を行う必要がございますので、そのためには専門的知識を持った人を含め、人員や時間を要すると考えております。

また、今後の誘導サインや看板の新設等については、設置場所、土地の所有者の許可等の問題が出てまいりまして、そういったことに配慮をしながら、設置していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ホームページには、相談をしながら進めてもらう。看板については、今、御答弁あったように、やっぱり史実について、正確なことを書かなきゃいけないというのがあって、教育委員会と協力する必要があるということは私も理解しています。

もう一つ質問ですけれども、今までも何回かお願いしてきましたけど、教育委員会に学芸員という資格を持っていながら、一般職員で採用されている人が一人いますが、今、ひばりヶ丘の発掘調査などにかかっている非常に忙しい状態です。やはり、ぜひとももう一人、学芸員という資格で新たに雇用をお願いしたい、これが3回目の1点目の質問です。

そして、2013年のNHK大河ドラマ「八重の桜」が放映されたときに、徳富蘇峰・盧花生家を訪れた観光客が非常に多かったというお話をさせていただいたことがありました。テレビの影響は本当に大きくて、しかし、期間も限られています。やっぱりタイミングよく意識的に取り組むということが効果を生みますので、八重の桜のときには、心残りがありましたので、ぜひタイミングよく取り組んで、積極的にしていただきたいと思っております。

ちなみに、私、自分が読んでいないので恐縮ですけど、徳富盧花の短編小説に「灰燼」という作品があって、これは西南戦争の悲劇を描いた作品だそうです。ぜひ、徳富生家のほうでもドラマに合わせた特設コーナーの設置も可能ではないかと思っております。

そして、水俣西南戦争史研究会は、地元にある歴史を後世に伝えておきたい。また、観光にも生かしたいという思いで6年前から活動してきました。現在オリジナルのガイドブックを作製しておりまして、ツアーガイドの実践的な講習も何度か受けてきました。ぜひ水俣を盛り上げるために、協力を惜しまない覚悟でおりますので、市と連携した取り組みをお願いしたいと思えます。最後に市長からもお考えをお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 確認します。質問は、学芸員の件と。

○高岡朱美君 市長の御所見をいただきたいということです。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 新たな学芸員の雇用等についてなんですけれども、現在、本市には専門の学芸員として採用している職員はおりません。今、議員が言われた職員は大学で考古学を専攻した事務職採用の職員でございまして、その職員は市内の遺跡発掘等に当たっているところです。

しかしながら、事実の裏づけは必要だと考えておりますので、専門職員の配置や、また外部への委託など、さまざまな手法を今後検討していきたいと思えます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 大河ドラマへのかかわり方というか、市長の考え方なんですけど、当然30年から始まるというのはわかっていて、多分もう鹿児島県はそれでいろんな動きをやっていらっしゃるというふうに思えます。本市もできることに関しては、私みずからでも積極的にやりたいというふうに思っております。

もともと、水俣は資源が限られていて、観光も限られています。その中で、職員ともよく話しますが、ないものねだりはやめようと、あるものを探して、それをブラッシュアップして磨き上げて、世の中に出していこうというのが考えでございまして、その中で水俣西南戦争史研究会の方々もいらっしゃるかと思えますけど、そういった方々とお話できて、きちっと外に出せるものがあったら、積極的にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時41分 休憩

---

午前10時50分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

(小路貴紀君登壇)

○小路貴紀君 皆さん、こんにちは。

水進会の小路貴紀です。

新年度を迎える3月議会に当たり、本来であれば平成28年度の事業の成果や進捗状況を確認したいところではありますが、限りある時間の中では、新年度の事業に目を向けたいと思います。

全国市議会議長会のまとめによると、全国813市における平成27年度一般会計予算の原案可決及び平成26年度一般会計決算の原案認定はともに97%を超えております。これだけを見れば、議会による予算の統制がなされているとは言いがたい状況であり、一般的に執行部に対する追認機関とやゆされるゆえんがあるとの有識者の意見もあります。

ただ、一概に悪いという評価を下せるものではなく、審議結果よりもそこに至る過程において、議会からの政策提言などが活発に行われている事態が重要視されるとも補足しております。

今回の一般質問については、予算審議にかかわる事項をピックアップし、議会の一員として、しっかりとチェック機能の役割を果たすとともに、提言につなげられるべく臨みたいと考えております。

以下、通告に従い質問しますが、時間は限られておりますので、まずは簡潔に答弁をいただいた上で、必要があれば補足の説明をしていただくよう重ね重ねお願いいたします。

1、平成29年度施政方針及び予算について。

(1)観光振興について。

①、本市の観光振興やPRを目的とするそれぞれの事業名と、その金額は。また、総額に占める財源の内訳はどうなっているのか。

②、市長みずから周知するイベントの開催等が盛り込まれている水俣堂々推進事業の具体的な内容は何か。

(2)水俣病問題への取り組みについて。

①、水俣病教訓発信事業及び水俣病関係情報発信事業における具体的な事業の中身は何か。

②、平成28年12月28日付の熊本日日新聞に掲載された「たから箱」及び平成29年1月25日以降の各新聞に掲載された「水俣病不適切発言」に関して、市はどのように捉えているのか。

(3)水俣川河口臨海部振興構想事業について。

①、本事業による水産振興の促進について、市はどのように考えているのか。

2、再生可能エネルギーを中心とした電力の供給について。

①、官民連携による実証試験とは、どういう内容か。

②、実証後の将来ビジョンは、どのように描いているのか。

3、小中学校の現状と課題について。

①、平成29年2月24日付の熊本日日新聞に掲載された熊本市PTA会費訴訟について、市はどのように捉えているのか。

②、一小及び二小の図書司書補助員及び読書活動推進員について、どういった経緯があつて現状の体制になったのか。

③、学校における修繕料及び備品購入等に関して、PTA会費からの支出もあるようだが、どうか。

以上、本壇からの質問を終わります

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、平成29年度施政方針及び予算については私から、再生可能エネルギーを中心とした電力の供給については総合政策部長から、小中学校の現状と課題については教育長から、それぞれお答えいたします。

初めに、平成29年度施政方針及び予算について、順次お答えします。

まず、観光振興についてのうち、本市の観光振興やPRを目的とするそれぞれの事業名と、その金額は。また、総額に占める財源の内訳はどうなっているのか、との御質問にお答えします。

本市の観光振興やPRを目的とするそれぞれの事業名とその予算額については、初恋のまちづくり事業744万3,000円、水俣市地域ブランド構築事業142万7,000円、インターネット関係経費79万4,000円、一般事務経費（観光費）199万3,000円、観光振興団体助成事業619万5,000円、水俣観光PR事業605万5,000円、県南広域観光連携事業714万1,000円、観光アクティビティプロモーション事業318万6,000円、水俣堂々推進事業1,806万8,000円、総額5,230万2,000円を当初予算に計上しております。

総額に占める財源としましては、地方創生推進交付金159万3,000円、地域づくり夢チャレンジ推進補助金330万8,000円、環境首都水俣・芦北地域創造補助金1,076万7,000円、その他入場料収入として、300万円、残りは一般財源として、3,363万4,000円を見込んでおります。

次に、市長みずから周知するイベントの開催等が盛り込まれている水俣堂々推進事業の具体的な内容は何かとの御質問にお答えします。

水俣市では平成27年度から水俣観光誘客事業を実施しており、水俣のヒト・モノ・コト・ところをつないで風土を紹介するガイドブックの作成に取り組んでまいりました。

山から海にかけて市内のいろんな所やたくさんの人を取材して回り、平成28年度にガイドブック「水俣堂々」が完成しました。

平成29年度は、このガイドブックを補完するアイテムとして動画やリーフレットの作成を行う予定であります。撮影した動画はローカル局での放送も予定しております。

あわせて、水俣の食材を広く紹介するために、物産展への参加やWebの駅への登録を呼びかけて販路の拡大を目指します。食材の紹介にとどまらず、生産者の思いと一緒に伝えることで水俣ならではの安心安全や環境への配慮等を前面に出すことができると考えております。

また、この2年間の取り組みを紹介する場を設け、あわせてガイドブックで紹介されている水俣の風景を使いながら、水俣のよさを再認識するイベントを開催する予定であります。

次に、水俣病問題への取り組みについてのうち、水俣病教訓発信事業及び水俣病関係情報発信事業における具体的な事業の中身は何か、との御質問にお答えします。

まず、水俣病教訓発信事業とは、熊本県が行う水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業の中で行うものであります。水俣芦北地域全体を環境をテーマとしたミュージアムと位置づける中で、地域資源の磨き上げ、環境に関する先進的事例や水俣病の教訓と伝承の発信、それらに必要とされる人材育成など、さまざまな施策を一体的に実施することで、地域内及び地域間交流を目指すとともに、水俣病を教訓に環境先進地として発展する地域というこれまで築いてきた高次な地域イメージを国内外に発信するために行うという県の事業趣旨に基づき、水俣病資料館事業として、補助金額の枠内で実施しております。

平成28年度におきましては、10月に小学生を、11月には大学生を対象とした水俣病フィールドワークツアーを実施しております。事業費は170万円であり、水俣市内において環境学習や修学旅行に対して多くの受け入れ実績を持つ一般社団法人環不知火プランニングに運營業務の委託を行いました。

10月に参加した鹿児島県長島町の獅子島小学校21名の子どもたちの場合、日帰りでの参加でしたが、高学年とそれ以下の子どもたちに分かれ、水俣病学習だけではなく、ロウソクづくりやミカンゼリーづくりなど、地域資源を生かしたものづくりを体験しました。

11月に参加した宮崎県の宮崎国際大学の学生17名の場合、2泊3日のスケジュールでの参加でありました。水俣市内や水俣病に係る施設をフィールドワークで回り、水俣病患者と交流し、水俣の食や文化を通して環境を学ぶなど、水俣の地域と真剣に向き合っていただきました。

地域のマスコミにも取り上げていただく中、参加団体の評価も高く、また、これまでに来館実績のない鹿児島県や宮崎県の学校や団体から、問い合わせもあっておりますので、水俣への来訪者増加も含め、今後の展開に期待しております。

次年度につきましては、発信力の強い団体を対象にマスコミの協力も視野に入れ、同様の事業を行うよう予算を計上しております。

水俣の過去と現在を正しく理解し、水俣の未来を応援していただく人材の発掘、育成に結びつ

けられればと思っております。

水俣病関係情報発信事業につきましては、水俣病資料館の所蔵資料の充実と、適切な管理能力の強化を図るとともに、求められる情報発信機能を充実させるためのものです。

平成28年度におきましては、昨日、高岡議員の御質問の中で詳細をお答えいたしました。水俣病関係資料の調査収集業務に1,020万7,000円、資料整理等に関するコーディネート業務に958万6,000円、また、水俣病公式確認60年事業として行った市民フォーラムさかなクン講演会、環境学習交流会議、語り部の集い、富山市や四日市市などの公害資料館で開催した資料館サテライト展など、942万5,000円の事業費を計上し、実施いたしました。

なお、事業費総額は、2,921万8,000円となっております。

平成29年度におきましては、水俣病関係資料の調査収集業務に1,021万円、資料整理等に関するコーディネート業務に954万8,000円、保存設備購入等に356万9,000円、加えて、資料館で年2回行う企画展の開催と資料館サテライト展の継続開催に167万3,000円を計上し、資料館事業の充実を目指しております。これらの事業費の総額は、2,500万円となっております。

次に、平成28年12月28日付の熊本日日新聞に掲載された「たから箱」及び平成29年1月25日以降の各新聞に掲載された「水俣病不適切発言」に関して、市はどのように捉えているのか、との御質問にお答えします。

平成28年12月28日付の熊本日日新聞に掲載されたたから箱については、私も見させていただきました。この文章を読み、水俣市としては、今の市民の環境の取り組みや企業の地域振興等の取り組みも含め、引き続き情報発信に努めていかなければならないと思った次第であります。

また、平成29年1月25日以降の各新聞に掲載された水俣病不適切発言に関しても、記事を確認いたしました。

経緯等につきましては、教育委員会に確認したところ、1月22日の試合後、相手チーム児童間の雑談の中で、水俣病がうつるという不適切発言を本市連合チームの保護者が聞き、本市引率教員に連絡しました。本市引率教員らは、各学校で作成している差別対応マニュアルに基づき、それぞれ当該学校長へ報告するとともに、事後の指示を仰ぎました。その後、相手校引率者及び大会主催者に事実関係の確認を求めたところ、事実であると確認があり、相手チーム児童、引率者、保護者から本市引率教員に会場内で謝罪がありました。その際、本市引率教員は、水俣病で苦しんだ人や苦しんでいる人、亡くなった人たちへの思い等を考え、今後も学びを深めてほしいと相手方に伝えた、とのことでありました。

水俣病問題については、その歴史と現状を正しく認識し、悲惨な公害を再び繰り返してはいけないという思いで国、県、市などで連携して取り組んでおります。特に、県は水俣病資料館等と連携して「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施しております。これは、児童が水俣病に苦しむ人た



ちやその家族の思いや願いに触れながら人権や環境のことについて学び、差別や偏見を許さない心情や態度、環境保全活動への実践意欲や態度を身につけ、これを自分の生活に生かしながら、実践力へと発展させていくことを目的に実施されております。このような取り組みを行っている中で今回の発言ということであり、まことに残念に感じております。

今回、発言に対しての学校や教育関係機関の対応は、迅速かつ適切に行われたと思っております。今後も、引き続き関係機関との十分な連携により水俣病問題の啓発、情報発信の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について、本事業による水産振興の促進について、市はどのように考えているのか、との御質問にお答えします。

現在、水産振興の一環として平成26年度より開催された地元でとれた活魚鮮魚を販売する水俣漁師市が、加工施設の整備により平成29年度から未利用魚の加工品開発による6次産業化へ取り組みます。また、平成25年度から始まった水俣漁協カキ部会による恋路かき養殖事業がカキ小屋販売から販路開拓及び加工品開発によるブランド化の推進に重点的に取り組んでおり、これを県と市で支援しているところであります。丸島漁港を中心とした水産業振興と産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化を目的とした本事業について、水俣市漁業協同組合へ計画説明を行ったところ、魚場藻場を再生してほしいとの強い意見が出されたところであります。

これを受けて、市と水俣市漁協組合員で埋め立てによる魚場藻場再生を行った北九州市脇田漁港の先進地視察を行っています。

魚場藻場再生は、海藻の森を造成し、魚の産卵所、稚魚の隠れ家等の天然魚礁ができることで、藻場周辺に魚が増加すること目的とするものであります。

かつての豊穡の海を取り戻すことにより、漁獲高の増大を図ることは、水産振興の促進につながるかと考えており、市としても積極的に支援していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 まず、観光振興でございますけれども、平成29年度の総額が5,230万2,000円であり、うち水俣市の一般財源が3,363万4,000円との答弁がありました。観光入込客をふやす取り組みが必要であることは大いに理解しております。小額の投資で成果を生み出す方法、投資をふやしてより一層の成果を出す方法、ある程度の投資はするが成果が出ない、あるいは見えない状況、今の水俣市はどれに位置づけられるか、現状を捉えておく必要があるのではないかと思います。

水俣のPRについては、総合政策課及び経済観光課が主体で取り組むと思っておりますけれども、先ほどの答弁で挙げられただけでも、事業や経費の数は9つにも上ります。依然として縦割りの予算のイメージが強く、横串を入れた連携が見えにくいと思っております。そもそも総合政策課はそれぞれの課を横断した役割も期待されていたはずでございます。観光振興やPRに向けた投資

の成果が、まずは見えてこなくてははいけません。水俣への観光客、特に宿泊客は何を目的に宿泊しているか、そのリサーチはできているのでしょうか。

観光客は、初恋のまちづくりとか観光アクティビティプロポジションに魅力を感じて来るわけではなく、何か個別の目的を持って来られるわけでございます。

単に、宿泊客数であれば、ホテルや旅館に尋ねればわかります。せめて、宿泊者の目的などを行政側がリサーチできていなければ、PRの効果も広く浅くを繰り返すだけになってしまうのではないのでしょうか。

そこで、2点質問いたします。

水俣市への宿泊客が何を目的としているかなどのリサーチはできているのか。できていなければ、行政とホテル・旅館等が連携して、宿泊者へのアンケート実施による目的やニーズを把握することは、今後のPR活動の戦略に対して貴重なデータになると思うが、どうかお尋ねいたします。

2つ目に、本市への観光入込客あるいは観光による交流人口増について、市長は年間何万人を目指したいのか、お尋ねします。

今回、新規で水俣堂々推進事業が計上されております。

財源の内訳については、先ほどの答弁でありましたけれども、総額1,806万8,000円の新規事業でございます。そもそも、これまでの観光振興等に関するPRについての継続事業は市長が認めておられるわけでございます。新規の水俣堂々推進事業の1,806万8,000円を差し引いても3,423万4,000円が観光等に関する事業としての継続事業になっております。よって、わざわざ新たに水俣堂々推進事業を実施するということは、よほどの即効性ある効果を生み出すものと期待されるわけですが、事業説明には、水俣堂々について市長みずから市民向けに周知するイベントを開催するとあります。先ほどの具体的な内容は何かの質問に対して、水俣のよさを再認識するイベントの開催をする予定との答弁しかありませんでした。

そこで、3点目の質問をいたします。

水俣のよさを再認識するという市長みずからがかかわるイベントの具体的中身は何か、再度お尋ねします。

水俣病問題への取り組みにつきまして、たから箱の記事については、小学校名及び児童名が明らかになっております。この件について、個人等に対して事実を確認するための質問ではないことを、誤解がないようまずもって申し述べさせていただきます。水俣病フィールドワークツアーの事業費が170万円であり、運營業務を一般社団法人環不知火プランニングに委託しているとの答弁がありました。

獅子島小学校の児童21名は日帰り、宮崎国際大学の学生17名は2泊3日のスケジュールで実施

されたとのことですが、そこで4点目を質問いたします。

この委託料170万円の具体的な支出内訳をお尋ねします。

水俣病関係情報発信事業の平成29年度予算は2,500万円が計上されております。その中の水俣病関係資料の調査収集業務委託料等における約1,000万円については、平成27年度から継続事業となっております。昨日の高岡利治議員への答弁にもありましたが、平成28年度実績で、(株)ミナコレへ600万円の委託料、一般社団法人水俣病センター相思社へ400万円の委託料がそれぞれ支払われております。平成28年度と29年度では同規模の予算であることから、平成29年度も同様に委託料が支払われる前提での予算と推察いたします。そこで5点目、質問いたします。

一般社団法人環不知火プランニングと(株)ミナコレとはどういう会社で、この2社はこういった関係があるのか、お尋ねいたします。

「たから箱」にあった毒を流すという表現につきまして、児童には何ら責任があるとは思っておりません。水俣病の原因物質が有機水銀とされる事実に対して、小学5年生の児童がみずから、有機水銀を毒に置きかえられる発想ができるのか、大いに疑問を感じております。学校教育なのか、それとも県が実施する水俣に学ぶ肥後っ子教室における水俣病資料館での学習の場なのかわかりませんが、どこかで毒という表現に触れたのかもしれない。

水俣病がうつるという水俣病不適切発言も同様です。要は、正しい情報が発信されているのかということです。しかも、多感な小学校の児童に対しては、誤解につながらないよう細心の注意を払うべきことがいかに重要であるのか、今回の教訓といえます。

水俣に学ぶ肥後っ子教室、これは県の主導でございますけれども、以前もサッカー大会で水俣の子どもが不適切発言を受けて、それ以後県の主導で始まったのが、この水俣に学ぶ肥後っ子教室だと理解しております。その学習の場は水俣病資料館であり、児童に対しての情報発信の多くを水俣市が担っているという責任もあるわけです。

水俣病不適切発言については、関係者の対応は迅速かつ適切に行われたと思われているとの答弁がありましたが、そこで6点目、質問いたします。

本件について、行政・教育委員会・水俣病資料館・学校などの関係者が一堂に会して協議されたのか、お尋ねします。

水俣川河口臨海部振興構想事業についてです。

西回り南九州自動車道の工事で発生する排土は、その地域の自治体が責任をもって処理しなければならず、今回の排土は本事業に有効に利活用されると理解しております。九州新幹線の工事で発生した排土の一部は、当市での利活用がかなわず、他自治体へ処理をお願いした経緯があります。

環境首都や環境モデル都市をうたっている水俣市ではありますが、環境イコール水俣病あるい

は自然に手を出していけないというような結びつきに陥ってしまう傾向も見られます。自然を守るとか環境保全というのは、人間がある程度手を加えることで、環境と共生していく考え方を持つことが大事だと思います。

水俣川河口臨海部振興構想事業における水産振興等について、今議会に水俣市漁協から陳情書も出されております。恋路カキという新たなブランドづくりに取り組まれておりますが、現在の来客者の中には「水俣湾でとれたカキが食べられるのか」といった声もいまだあるようで、そういう声を聞くたびに漁業関係者は胸を痛められておると直接聞いております。

これまでも風評被害から脱却するために努力を重ねられ、また行政側からの支援もなされてきておりますが、水俣病公式確認の節目節目の報道等によって、この漁業者の取り組みも水の泡となってしまうことの繰り返しにさらされておられるのも現状ではないかと思っております。

今般、水俣市漁協が本事業による藻場や魚礁の整備によって、水産業の資源を後世に残していくとされる決議についても、新聞報道等の内容は違った視点で発信されており、大変残念です。

そこで7点目、質問いたします。

水産振興及び漁業従事者を支援していく上で、新聞報道等へ正確な情報提供はもとより、本市にとって有益性を欠く報道については、行政側もしっかりと対応していくべきと考えますが、どうかお尋ねいたします。

以上、7点です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 7点ございました。一部分けて答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

まず1つ目、観光について、宿泊される方のニーズ、そういったものを掘り下げるには、アンケート等が必要じゃないかというふうな御質問だったというふうに思っております。

やはり、この水俣に来られるお客様、ニーズの掘り起こしを行い、それを狙ったPRを行うこと、そして今後の観光客増加のために、重要なことだというふうに思っております。

水俣観光協会を通して、各宿泊施設とアンケートの実施、今後協議を行って、やっていきたいというふうに思っております。

来られる方の意見を聞くのは、商売の基礎だというふうに私も思っております。

水俣への入込客数、これはことしの最初の御挨拶等でも申し上げましたが、大体70万人を目指したいというのを各所で私も御挨拶の中で言っております。きのうも答弁の中でありましたが、大体50万前後だと思いますけど、1.4倍で70万人、インターが来るときには、人が入りやすくなりますので、まずは70万人を目指していきたい。それをクリアしたときに、次の100万人が見え

てくるのではないかというふうに思っております。

それと、3つ目の水俣堂々の中身についての御質問だったというふうに思います。

5月21日にガイドブック水俣堂々のお披露目会、それを予定しておりますが、その経費については、平成29年度、今回の当初予算に計上をさせていただいているところでございます。

内容につきましては、水俣市文化会館を会場に水俣の風土の豊かさと水俣に生きる人々の志を紹介したいというふうに思っております。

また、ガイドブックで紹介されている風景を使いながら、由紀さおりさん、安田祥子さん姉妹によります童謡のコンサートを予定しております。

あわせて、会場の前でガイドブックに登場する飲食店の方たちでマルシェ、そういったものを実施する予定でございます。

水俣の誇れるもの、そういったものを積極的に紹介していきたいということでございます。

4つ目の水俣病教訓発信事業と水俣フィールドワークツアーの内訳でございます。

この2つの団体でございますが、部長のほうから答弁をさせていただきます。

内容につきましては、今回、この2つの団体が来たわけですけど、所在地から水俣までの交通費は負担をいただいております。水俣市に到着後の対応を今回の事業の範囲としております。

10月7日の鹿児島県長島町立獅子島小学校におきましては、共通経費を除き、フィールドワークにおけるバス代及び案内人の謝金、水俣の食や文化の体験費用として、食事代や材料費など、合計で32万8,200円となっております。

11月2日、2泊3日の日程で参加しました宮崎国際大学につきましては、同じく共通経費を除きまして、フィールドワークにおけるバス代と漁船借り上げ料、語り部案内人への謝金、食や文化の体験費用、ワークショップ開催費用ほか、移動交通費、合計で63万5,050円となっております。

なお、今回の宿泊先は、湯の鶴温泉でありましたが、2泊分の宿泊費につきましては、参加団体の方から御負担をいただいているということでございます。

共通経費として、各団体の調整に係る旅費、説明資料等の消耗品費及び企画運営費で合計73万6,750円となっております。

5を飛ばして、6、7を私が言って、最後に5を答弁させていただきます。

今回のたから箱、また、水俣病不適切発言が出た際、市の対応を協議したかということでございますが、これがございましてから、県、資料館、そして教育委員会等と関係者で協議を行い、事実確認及び今後の対応について協議をしたところでございます。

7番のマスコミについてですけれども、これにつきましては、マスコミのほうは、事実を反したことがあったら私たちは抗議をするべきだというふうに思っております。あと、書き方によりましては、新聞のほうが適切という形で報道されているのかというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 小路議員の5番目の御質問にお答えをいたします。

株式会社ミナコレにつきましては、昨日御答弁の中でも申し上げましたとおり、水俣病に関する調査、資料の整理、人材育成・研修、こういったことを目的とした団体でございます。

また、環不知火プランニングにつきましては、水俣市内に訪れる環境学習や修学旅行に対する受け入れ等を主な業務とする団体でございます。

それぞれ団体の目的、業務内容等も違いますので、以前ミナコレの代表者の方がプランニングの設立に関与したということは伺っておりますけれども、現時点では特にこの2つの団体が何か関係があるということは承知しておりません。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 宿泊客の目的等についてリサーチはしておりませんので、今後アンケートを実施するというところでございます。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 まず、水俣川河口臨海部振興構想事業ですけれども、やはり現在の水俣の漁業を取り巻く環境はどうなんだろうかと。太刀魚といえば、芦北うたせ船のイメージが最近強くなってきておりますし、アジに至っては出水市の米ノ津に水揚げされれば、黄金アジというブランドになります。同じ海でとれる魚なのに、水俣だけが取り残されている感がずっと続いているような気がします。行政におかれても、今後もより一層の水産振興及び漁業従事者への力強い支援をお願いしたいというふうに思います。

観光振興でございますけれども、先ほど70万人を目指したいということですが、年間1週間で52週あります。70万人を目指すということになれば、単純平均で1日当たり約2,100人、1週間で考えると1万4,000人ということになります。文化会館で今度水俣堂々というのを企画されておりますけれども、1日に2,100人となるととても入れません、収容人数は倍になります。1週間に1万人超えるとなりますと、エコパークでやろうとしても、1万人ぐらい来るようになっても、とても車をとめられる状況じゃないと思います。

ですから、先ほどの宿泊者の目的のリサーチもですが、この観光入込客の目標を上げて取り組むのは非常に大事だと思いますけれども、まずは実態をしっかりと把握してから、観光振興、あるいはPRに関する予算づけ等もしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

あと、水俣堂々事業については、昨日中村議員が御質問されておりましたけれども、初恋のまちづくりについては、市長が非常に肝いりでやられておられるわけですが、構想自体がないというお話がございました。でも、既に3,600万円を超える事業費として費やされておしま

す。本年度も一部補助金の申請はされておりますけれども、一般財源740万円ほど計上されております。構想がないのに事業がどんどん進んでいくという実態があります。

この水俣堂々事業についても、由紀さおり、安田祥子姉妹というのがありましたけれども、水俣を発信するのであれば、思い切ってNHKの「おかあさんといっしょ」を呼んで、公開収録ぐらいできないかとか、そういうことも何か考えてもらえればと思います。

あと、水俣堂々のパンフもできているということですが、当市のPR活動を見ると、少し真面目過ぎるんじゃないかと、もう少し遊び心を持ってもいいんじゃないかと、遊び心を持ったPRをすることでメディアに取り上げてもらう戦略にもつながるんじゃないかと思います。

芦北のユーチューブにアップされているのは、少し金髪の女性を使って、非常におもしろいPRをされておりますので、水俣市もとにかくメディアに取り上げてもらいたいということであれば、そういう戦略を持ってしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

水俣病問題でございますけれども、先ほどフィールドワークの委託料170万円の内訳でありました小学生に32万8,000円、大学生については、2泊3日ということで63万5,050円、これは来てもらうだけで水俣市が負担しているお金でございます。こういった中身ももう少ししっかりと見ていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

特に、先ほど環不知火プランニングとミナコレへの事業についても御説明ありましたけれども、もともとそういうことを専門にやられておられるわけで、ノウハウがあるということで委託されておると理解しております。

そういった中で、企画と消耗品費等で70万円です。2つの団体しか来ていないのに、70万円です。どれぐらいの委託費というのを使っているのかということについては、本年度も事業はまた続いておりますし、予算審議の中でしっかりと確認させていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど水俣病の不適切発言については、関係者で協議して事実を確認したということでございます。まず、この件については、水俣の保護者の方がよく行動していただいたなということで感謝をしつつ共感するところでございます。事実を確認することと、肥後っ子教室については、基本的に県が主導しているということですが、水俣に住んでいる私たちが勘違いしてはいけないことは、今回の件で心配しているのは、実は水俣にいる児童や生徒の保護者であるということなんです。過去もサッカー大会でそういう不適切発言があったわけで、保護者の立場からすると、県の大会とかに行ったときに、今回表に出ましたけれども、実際はそういう目で見られているんじゃないんだろうかという心配を保護者はされているわけです。

ですから、事実を確認するのではなくて、資料館で勉強をしていただくなら、本当に資料館での情報発信が子どもたちに受けとめられる情報なのかということ、この水俣市が責任持ってやらないと、水俣市にいる子どもたちが被害を受けてしまうということをしつかりと肝に銘じて、

改めてこの対応策については、行政も入って、真剣にやっていただきたいということをお願いして質問を終わりにします。

○議長（福田 斉君） 次に、再生可能エネルギーを中心とした電力の供給について答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 若干、時間が押しております。少し早口になりますけれども、御了承ください。

次に、再生可能エネルギーを中心とした電力の供給について、順次お答えします。

まず、官民連携による実証試験とはどういう内容か、との御質問にお答えします。

水俣市はこれまで、環境モデル都市づくりを推進し、日本で唯一の環境首都の称号を得ております。これから、さらに環境モデル都市づくりの取り組みを進め、地球規模の課題である低炭素社会の実現に貢献するため、本事業に着手いたしました。

事業内容としましては、市役所庁舎の電気をできるだけ再生可能エネルギーで賄う取り組みとなります。事業の実施に際しては、東京都に本社を置く J F E エンジニアリング株式会社が発電する再生可能エネルギーをメインに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出せず、しかも、水という純国産のエネルギーである水力発電の電気を J N C 株式会社から、あわせて供給を受けることで、市役所庁舎の電気を賄いたいと考えております。

事業の実施に当たり、まずは、電気が安定的に供給されるのか、どの程度、電気料金が削減できるのか等を、実際に水俣市役所仮庁舎での電気供給を受けて検証したいと考えております。

次に、実証後の将来のビジョンはどのように描いているのか、との御質問にお答えします。

今回の検証事業により、電力供給の安定性、再生可能エネルギー比率向上による C O<sub>2</sub> 排出量削減や、料金削減などを確認し、効果が確認されましたら、議会の承認を得た上で、J F E エンジニアリング、J N C、そして水俣市による共同出資の地域エネルギー供給会社設立に関する協議を開始し、将来的には、この水俣の地に、水俣市が保有する施設全ての電力をカバーする地域新電力会社ないし地域エネルギー会社を設立し、さらなる低炭素社会の実現を推し進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 2回目に入ります。

J F E エンジニアリング株式会社でございますけれども、日本鋼管と川崎製鉄が経営で統合した J F E スチールを初め、J F E ホールディングス株式会社の傘下で事業活動を行っておられる



企業です。

J F Eホールディングスは、資本金1,471億円、連結ベースの従業員は5万9,000人強、時価総額に至っては1兆3,000億円を超える、まさに日本を代表する基幹産業の一つであります。

そういった企業と、この水俣市のような小さな規模の自治体が事業面で連携できることは、大変喜ばしい話題であると思っております。

また、チッソの事業会社であるJ N Cは、熊本県を初め鹿児島県及び宮崎県を含めて13カ所の水力発電所を保有しており、流れ込み式という環境負荷が少ない発電方法で行っております。

新しい目丸発電所で1964年（昭和39年）、最も古いものでは白川発電所の1914年（大正3年）の竣工であり、この白川発電所は熊本地震の被害で残念ながら現在も停止中であります。先人が残してくれた設備や技術が半世紀以上経った今も引き継がれております。

過去に社会問題を引き起こしてしまった事実に対して、その補償を継続していく責任はあるわけですが、私もJ N C株式会社に勤めている立場としては、同じ思いであります。

しかしながら、過去の物差しだけで物事を捉えるのではなく、自治体と地場企業が連携して環境や経済面で連携できる現在進行形にあつては、過去の問題と混同せずに行行政側からも進んで明るい話題を発信してもらおうよう期待しております。

先ほど、実証実験と実証後のビジョンについて、御説明がございました。

電力料金が削減できるという大きなメリットがあるわけですが、この削減によって生み出される財源を行政サイドがいかにして新たな事業に生かしていくかが大事であると思います。単に安くなったからよかったということではなく、事業に生かしていく。

例えば、市が保有する公共施設ということであれば、市の体育館に空調設備を設置して、施設利用者の環境をよくしてやるとか、プロ、アマチュア問わず、有名な選手やチームを誘致しやすい体育館設備として環境を整えていくべきではなかろうかと考えます。

また、空調設備の投資には、多額の費用が発生するわけですが、電力料金が削減できるということであれば、投資に対する減価償却見合い分と捉えれば、現状よりは財源の面でも負担は軽減できると考えます。

また、公共施設であれば小中学校の教室に早くエアコンを設置することを考えてもよいのではないかと思います。その際は、できる学校から少しずつという今までのやり方ではなくて、全学校を対象に一気に進めることで、購入台数による割引効果等の費用削減が大いに期待できます。

メンテナンスや更新時期についても計画しやすくなるということがございますので、そこで質問いたします。

官民連携の取り組みによる電力料金の削減から生み出される財源を、今、申し上げたような市体育館への空調設備の設置や小中学校へのエアコン設置などにつなげていくことを実証化の中で

検討されることは、大いに有益性があると考えますが、いかがかお尋ねします。

1点です。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 今回の実証事業で削減された予算を新たに使ったらどうかという  
ような御質問だったと思います。

単に電気料金を削減するだけでは、今回の事業、取り組みの効果が市民の方に享受できたとは言えないと私も思います。電気料金削減で浮いたお金を議員御指摘のような市外からのスポーツ合宿誘致とか、あるいは教育環境の整備などに使って、市民に還元していくということも重要だと私は考えております。

今後、この実証実験でどの程度電気料金が削減されるか、そのようなものを見ながら、市民に対してどのような還元ができるか、このようなものも一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 JNCの鹿児島にあります栗野発電所もリニューアルされております。今回の実証化においては、担当課においても机上で考えるのではなく、現場・現物・現実の三現主義で、もしよければ担当職員の方と一緒にJNCの発電所を見に行ければというふうに思いますので、今後、前向きな取り組みを期待して、この質問は終わりにいたします。

○議長（福田 斉君） 次に、小中学校の現状と課題について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、小中学校の現状と課題について、順次お答えします。

まず、平成29年2月24日付の熊本日日新聞に掲載された「熊本市PTA会費訴訟」について、市はどのように捉えているのか、との御質問にお答えします。

熊本市PTA会費訴訟につきましては、PTAに加入していないのに、会費が徴収されたとして、PTAに対して支払い済みの会費と慰謝料の支払いを求めた訴訟です。一審では請求が棄却され、控訴審の福岡高裁で和解が成立しました。

和解条項として、PTAが入退会自由な任意団体であることを相互に確認すること、PTAは、将来にわたって、保護者に対して、PTAが入退会自由な任意団体であることを十分に周知し、保護者がこれを知らぬままPTAに入会させられたり、退会を不当に妨げられたりすることがないように努めることが挙げられ、あわせて慰謝料等の請求は放棄することとされています。

PTAにつきましては、御承知のとおり、教育環境の向上や児童生徒の健全な育成などを目的

に、学校単位で組織された保護者と教職員による任意団体です。

各学校のPTAでは、児童生徒のために、学級・学年行事の実施、学校の美化作業等環境整備、通学路の安全点検、保護者の研修の実施など、保護者や教職員の方々の御尽力により、精力的な活動が行われております。その活動は高く評価されており、本年度は第一中学校親師会が文部大臣表彰を受けられたほか、近年では、久木野小学校PTA、緑東中学校PTA、湯出小学校PTA、第一小学校育友会がさまざまな表彰を受賞されております。

また、日本PTA全国協議会の教育助成事業では、福島県と水俣市の交流事業で水俣市の中学生が福島を訪問するなど、子どもたちが貴重な経験をすることができております。

裁判においては、PTAへの入会と会費徴収が争われましたが、PTAが児童の福祉と会員の教養を高めることを目的とする入退会自由の任意加入団体であることには争いはありませんでした。PTAは法令等を根拠とするものでなく、入会を強制されるものではありません。しかしながら、先に述べましたように、PTA活動は、子どもたちの健全育成に重要な役割を担っております。

各学校のPTA活動が全ての児童生徒に及ぶものであることを考慮しますと、PTAへの加入・未加入によって子どもの受益に差を生まないよう、また、全ての保護者と教職員が一体となってよりよい取り組みができるよう、全ての保護者に入会していただきたいと考えております。

次に、一小及び二小の図書司書補助員及び読書活動推進員について、どういった経緯があって現状の体制になったのか、との御質問にお答えします。

現在、第一小学校及び第二小学校に1名ずつおります図書司書補につきましては、以前の資料によりますと、学校図書館の運営と利用の振興を図るため、第一小学校には昭和36年から、第二小学校には昭和37年から配置されていたとの記録が残っております。図書司書補の雇用は各校のPTAが行っており、市はその賃金に対し補助を行ってきております。

読書活動推進員につきましては、図書司書補を配置していない9つの小中学校に対し、平成24年度に緊急雇用創出基金を活用し、2名の非常勤職員を雇用し、巡回訪問を開始しました。基金による事業が平成26年2月で終了したため、一旦事業を終了しましたが、学校図書館の環境整備等に大きな効果があったため、一般財源で予算化し、平成26年8月から2名体制で活動を再開しました。平成28年4月からはさらなる充実を図るため、1名増員し、3名体制で巡回訪問をしております。

次に、学校における修繕料及び備品購入等に関してPTA会費からの支出もあるようだが、どうか、との御質問にお答えします。

各学校のPTAは独立した団体であるため、詳細な財務資料を持っておりませんので、聞き取りした状況を申し上げますと、PTA会費を備品購入等に支出している事例は少なく、行事や活

動に必要な消耗品などへの支出が見受けられました。

なお、備品の購入につきましては、地域からの後援会費、リサイクル活動の収益金、また地元企業からの寄附などにより購入されている例が各PTAで見られ、地域の皆様や地元企業に御支援をいただいているところです。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 いつも目いっぱい時間を使わせていただいて、申しわけございません。

早口になりますけれども、現在のPTAを取り巻く環境は、私の子ども時代とは随分と変わってきているのかなと客観的に思います。現在、個人情報保護のもとで、フエジーな部分が明確になった反面、柔軟性に欠ける部分も大いにあるとあって、その一例がPTA会費訴訟などの事例が出てきているのではないかと考えられます。

もうすぐ新年度を迎えるわけですけれども、今後、PTAへの入会を望まない保護者が出てくるかもしれません。子どもの意思ではなく、保護者の責任でそういう選択がなされるわけです。入会を望まないごくわずかな意思決定が、実はPTA活動全体に影響を及ぼす懸念も考えられます。PTA活動を含めた学校自治ということに対して、どこまで教育委員会が関与できるのか難しい面もあると思います。

そこで、2点質問いたします。

今後PTAへの入会は100%が望ましいと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

2点目に、PTAへの入会を望まない保護者に対して、学校及びPTAが対処できない場合に、教育委員会としてとり得る対応策があるのか、お尋ねします。

続いて、一小及び二小の図書司書給与につきましては、市から半額を補助しているという考えになると思います。一方で、PTA側からすれば、現状では半額を負担しているという考えにもなっておるのではないかと思います。

市とPTAがそれぞれ、平成29年度予算でも88万9,928円、これが市とPTAがそれぞれ負担する額ということになります。

現在の制度に至った経緯は、先ほど昭和36年、37年という御説明がございましたけれども、これまでのPTA役員も世代が入れかわってきているわけで、時代ももう平成になっております。いわゆる世代間の認識の違い、そして制度疲労が出てきているのではないかとこのように思います。

現在、一小、二小のPTAの収支報告を見させてもらいますと、収入に占める図書司書の給与額は半分近くを占めているのが現状でございます。

このまま続けば、司書給与が減ることはない一方で、少子化の影響で会費収入は目減りしていくことが予想されます。そうであれば、PTA会費を値上げするのか、あるいは支出を減らす目

的でPTAの学年行事を縮小するかなどの選択を迫られることになります。

読書のまちづくりのよい影響もあってか、図書司書も図書館を開けるために早目に出勤して、子どもたちの読書環境に協力されていると聞いております。

ここで、少し視点を変えます。先ほどのPTAに入会するか否かの問題に起因するPTAへの入会を望まないケースが発生した場合です。

図書司書給与の半額はPTA運営費から支出されているわけですので、PTAに入会していない子どもが学校図書館を利用できるのか否か、またPTA主催の学年行事には参加できるのか否かといった問題を議論しなければならない必要性も考えられます。保護者の意思決定で、子どもには責任はなくとも、そういった問題が出てくる可能性があるわけです。

学校図書館の利用や本の貸し出しもふえている中であって、読書のまちづくりを推進する方策としても、一歩踏み出す取り組みを期待するところであります。

そこで、3点目、質問いたします。

学校司書がない小中学校に対する読書活動推進員とのバランスも必要ではございますけれども、今後のPTAを取り巻く環境の変化にいち早く対応するために、読書のまちづくりに寄与するためにも、一小及び二小の図書司書給与については全額市が負担する体制が望ましいと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

あと学校の修繕料、備品等に関しては、PTAからの支出は少ないという御答弁ございましたけれども、私が聞いているところでは、少しそこに乖離があるかなというような気もあります。

しかし、その中身についてはもうこの場では議論するつもりはありませんけれども、PTA側からすると、学校で必要な修繕であったり、備品購入というのは、そもそも市が負担してくれるんだろうという大前提の考えがあります。

PTA総会等で、決算報告をするときに、先ほどの図書司書給与も一緒ですけども、備品等の購入の支出があると、やっぱり保護者のほうから、なぜそういう支出があるんですかということになれば、PTAの役員側が非常に困惑するわけでございます。

そういうことで、修繕料や備品等の購入については、まずは学校と教育委員会、そこで対応できない部分について、学校とPTA、その際にはしっかりと対応できない理由の情報をPTA側にもフィードバックしてやることで、PTA側もしっかり学校運営に協力していく体制というのをつくってくれるんじゃないかというふうに思っております。

質問したいところですけども、まずはPTAと情報を共有化できるように関係を構築して、そういう現状の修繕料、備品等の購入についてもいま一步調査をしていただいて、また来年度以降の予算に生かすようなことでお願いしたいと思っております。

質問は、3点。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） P T Aの加入についてでございますけれども、先ほど答弁をいたしましたとおり、教育委員会としても全ての保護者にP T Aに加入していただきたいと、そのように考えております。

また、入会を望まない保護者の対応につきましては、P T Aが任意団体といたしますか、公の支配に属さない任意団体であるということで、教育委員会は直接関与することができません。ただ、社会教育法の規定に基づいて、P T Aの求めによりまして、いろいろな指導・助言ができると思いますので、保護者の理解が図られるようP T Aの対応などとともに考えてまいりたい。P T Aとの関係につきましては、より緊密な情報交換をやってこれまで以上に高めてまいりたいというぐあいに考えております。

それから、図書司書についての件ですが、第一小学校と第二小学校では、昭和36年、37年ぐらゐにそういう制度的に設けられたということで、以前から図書司書を雇用されていた経緯がございます。

答弁したように市はその費用を補助しておりますが、小中学校全校に図書司書を配置するというぐあいになりますと、非常勤職員等でも多額の費用が必要になってくる。そのため、第一小学校、第二小学校のほかの9つの小学校には読書活動推進員を派遣して、学校図書の充実と児童生徒の読書活動の活性化を進めております。

読書活動推進員の精力的な活動で、各学校の子どもたち、頻繁に図書館を利用するようになった。私も学校などを訪問いたしますと、休み時間に何十足という子どもたちのシューズがあって、図書館が活気を呈しているという状況でございます。

そういったことから、大きな成果が見られますので、現在の体制を基本として、さらなる充実を図ってまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時4分 休憩

---

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

私は、経済民主主義に関連して、昨年12月の国会で格差と貧困の問題を述べましたが、これをどのように解決するのかについて、日本を代表する経済団体の一つである経済同友会から昨年10月に政策が出されていました。

その税制改革提言は、高所得者層の実効税率の適正化を図るためにも、株式等譲渡所得及び配当所得への課税を強化する必要があるというものであります。現在の日本の格差と貧困の矛盾を解決する処方せんが、私たちだけでなく経済同友会からも出されていることに、私は驚きましたし、すごいことを提案されるもんだというふうに思ったところであります。

では、具体的な質問に入ります。

#### 1、水俣病について。

①、2016年12月31日の朝日新聞は、水俣病の原因企業チッソが、患者への補償で経営危機に陥り、それに対して1970年代に国は公的支援を決めた。これを決めるまでの詳しい経緯が、同社副社長の内部メモから明らかになったと報道しました。その内容はどのようなものか。

②、これらの経過を経て、環境省から出された昭和52年の判断条件と昭和53年の新事務次官通知はどのようなものか。

③、昭和48年3月の水俣病損害賠償請求訴訟の熊本地裁判決を受けて、患者団体とチッソとの間で補償協定が結ばれたが、それ以降の熊本、鹿児島及び国の認定審査会の認定数は年次ごとにどのようなになっているか。

#### 2、市庁舎建設について。

①、水俣市本庁舎建替検討委員会がつくられ、審議が進んでいるが、現在の進行状況とこれからの予定はどのようなになるのか。

②、新庁舎の建設に当たり、一つの大きな視点は、災害に対応する司令塔としての役割と考えられる。2月の建替検討会でも委員からこれまで水俣市で起きた災害について紹介されていた。水俣市が把握している現在までの災害の発生年、種類、被害規模はどのようなものになっているか。

③、これまで発生した災害に加え、新しく災害の危険性が指摘されているのは、日奈久活断層の地震と考えられる。この地震による揺れと津波による浸水はどれくらいが想定されているか。

④、旧庁舎地ではない、新しい場所に建設地を選定するとしたら、どのような手続と時間と費用が想定されるか。

⑤、新庁舎には、これまで別の建物の中にあつた教育委員会や水道局も入れるのか。

#### 3、水俣歴史民俗資料館の設置について。

①、これまで水俣市で確認している歴史的、民俗的資料はどこに保存されているか。

②、新庁舎建設に合わせて、歴史民俗資料館についても設置すべきと考えるがいかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病については私から、市庁舎建設については総務部長から、水俣歴史民俗資料館の設置については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣病についての御質問に順次お答えします。

まず、2016年12月31日の朝日新聞は、水俣病の原因企業チッソが、患者への補償で経営危機に陥り、それに対して1970年代に国は公的支援を決めた。決めるまでの詳しい経緯が、同社副社長の内部メモから明らかになったと報道した。その内容はどのようなものか、との御質問にお答えします。

朝日新聞に掲載された記事の内容については、私も確認をいたしました。

報道内容については、要約すると、まず1面では、チッソが1973年、患者家族による初の損害賠償請求訴訟で敗訴した後、患者認定を求める人の急増で補償費支出が拡大し、当時の副社長である久我正一氏らチッソ幹部が1974年以降に当時の環境庁幹部や自民党国会議員らに支援を要請、深刻な債務超過に陥った1977年以降は頻繁に陳情を重ねた。相談を受けた元環境庁事務次官は、逆に久我氏に世論工作の必要性を説くとともに、藤井裕久参議院議員にチッソ救済方法の検討を要請した。1978年6月、県が県債を発行して国などから資金を調達し、チッソに貸す救済策を閣議了解した。その2週間後に環境庁は患者の認定審査を厳格化する次官通知を出し、その結果、それ以降の水俣病の認定申請を棄却される人が急増したという内容でした。

また、3面の関連記事の内容については、認定患者数が1,348名となり、年間の補償支払い額が営業利益の4倍を超える52億円に達した。チッソ幹部は公的支援の要請を国に波動的に続けたが、関係省庁は、支援は至難との反応がほとんどだった。1977年10月には、当時の福田赴夫首相が国会で、政府が一企業の経営に肩入れはできないとの趣旨の答弁をしている。しかし、そのころ、官房副長官は、久我氏に政府内にも無為に放置できないという機運が出ている。しかし、政府が早く乗り出すと患者を増長させると伝えており、水面下でチッソ救済の検討が進められていた。ただし、チッソ救済の条件として、政府高官は補償協定の見直しにこだわった。補償対象となる患者の絞り込みも図られ、1978年3月には、官房副長官が熊本県知事に対し、患者認定に厳しい姿勢を求めた。同時に環境庁は、水俣病の新たな認定基準づくりに着手し、医学者でつくる検討会を設けていた。その内容は、1つの症状でも認定できるとした1971年の事務次官通知に対



し、新たな基準は複数の症状の組み合わせ要件とし、認定のハードルが高まったとのことでした。

また、3面補足記事によると、チッソ救済策の検討会を主催した藤井裕久元財務相が取材に経緯を語ったということで、内容は、検討会では、チッソをつぶしてはという意見も出たが、議論しなかった。つぶしたら国が直接補償をやらざるを得ず、大変なことになると腹の中では思っていた。県債は元環境庁事務次官の案だが、あくまでチッソの借金であり、説明がつく。水俣市幹部もチッソがなくなれば困ると言っており、水俣は企業城下町であり、つぶしたら地域経済も成り立たず被害者救済もできないと我々も認識していたという内容でした。

次に、これらの経過を経て、環境省から出された昭和52年の判断条件と昭和53年の新事務次官通知はどのようなものか、との御質問にお答えします。

52年の判断条件については、四肢末端の感覚障害や運動失調、求心性視野狭窄、歩行障害や構音障害といった水俣病にあらわれる症候は、それぞれ単独では一般に非特異的と考えられるので、水俣病と判断するには高度の学識と豊富な経験に基づく総合的な検討が必要であるが、魚介類に蓄積された有機水銀の暴露歴を有する者で、感覚障害を含めた複数の症候の組み合わせのある者については、通常水俣病の範囲に含めて考えられるとの内容でした。53年の新事務次官通知については、52年判断条件にのっとり、検討の対象とすべき申請者の全症候について、水俣病の範囲に含まれるかどうかを総合的に検討し、判断するという内容でした。

次に、昭和48年3月の水俣病損害賠償請求訴訟の熊本地裁判決を受けて、患者団体とチッソとの間で補償協定が結ばれたが、それ以降の熊本、鹿児島及び国の認定審査会の認定数は年次ごとにどのようなになっているか、との御質問にお答えします。

昭和48年度以降の年度別の認定の推移について熊本県、鹿児島県に確認したところ、熊本県については、昭和48年度が292人、49年度が29人、50年度が146人、51年度が109人、52年度が196人、53年度が125人、54年度が116人、55年度が48人、56年度が57人、57年度が76人、58年度が46人、59年度が41人、60年度が29人、61年度が44人、62年度が18人、63年度が7人となっており、以下一桁で推移しているとのことでした。

同じく鹿児島県については、昭和48年度が66人、49年度が15人、50年度が15人、51年度が39人、52年度が44人、53年度が50人、54年度が27人、55年度が23人、56年度が20人、57年度が19人、58年度が22人、59年度が26人、60年度が25人、61年度が16人、62年度が22人、63年度が12人、平成元年度が11人、2年度が11人、3年度が3人となっており、以下一桁で推移しているとのことでした。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 この報道は、本当に驚きました。去年の12月31日にあって、またことしになって、この資料を発掘された大学の先生が水俣にもおいでになって、話を聞く機会が研究会によって開

かれています、その関連の記事も新聞報道等になっています。

それで、中身について、こんな背景があったのかということが生々しく出てきたというのは驚きだったんですけども、国のほうで認定者を絞り込む動作がされたというのは、以前、これが出た当時から患者団体もあるいはお医者さんたちの集団も、あるいはたくさんの人たち、マスコミを含めて言われていたところでもあります。

それで、最初に誤解のないように言っておきますけれども、私ども日本共産党は、昭和52年、53年に県債が発行されるということについては、これは発行されるべきだという立場をとりました。

なぜならば、チッソがこの水俣にあって、あるいは周辺の地域にあって、大きな雇用を抱えているし、事業体として重要な企業であるという立場から県債を発行すべきだと。別の言い方をすると、加害者である国と県がもう少し前面に出て、被害者救済にも当たるべきだということそのときに私たちの先輩たちは主張しています。

そのことは、実は55年提訴の水俣病第3次訴訟にもつながってしまっていて、熊本地裁で昭和62年に判決もとりました。

国と熊本県に加害責任があるということを初めて認めさせた判決でしたけれども、実はこの裁判の過程で、私は患者会の事務局に11年いましたので、弁護士と一緒にこれらの論理を練り上げるところに参加させていただいて、それが今でも大きな財産となっているということをまず紹介しておきたいと思います。

その上で、2番目の質問をしたいと思うんですけども、今、市長から新聞記事、かなり丁寧に説明していただいたんですけども、ことしになってから報道された記事を改めてちょっと紹介しますと、新聞の見出しで言うと大変ショッキングな見出しがいっぱいついていまして、今、手元にあるのは、ことしの1月6日の熊日ですけども、「もっと地元は騒がせよ」という大きな横見出しの新聞記事であります。もう一つは、西日本新聞1月8日付ですけども、「水俣病補償金急増、政府協定破棄せよ、患者切り捨て詳細メモ」という大きな見出しがついています。もう一つ、ことしの1月8日付、毎日新聞、4段見出しですけども、「水俣病補償協定ざるに水」という見出しがついています。もう一つは、1月9日読売新聞「水俣病補償抑制めぐるメモ」というこれも3段見出しで出ているんですね。

いずれにしても、何を各紙書いているかということ、内閣官房を含めた行政の動きをかなり克明に久我メモには書いてあるということなんです。

ことしになって報道されているのを4つだけ紹介します。

熊日は1977年5月検討会の主要メンバーの鹿児島大学井形教授がチッソを訪問し、新基準がまとまった趣旨説明されたというふうに久我さんはメモされております。

もう一つ、1977年9月、道正邦彦という元内閣官房副長官が、財政支援は私企業救済で大義名分がないと。坂田代議士を担いで、もっと派手に地元を騒がせよというふうに言われているんですね。

もう一つ紹介します。1978年1月船後正道元環境庁事務次官が、水俣市の存亡にかかわるとして、社会的問題化しないと、容易ではないぞという発言を久我副社長にされています。

1978年1月、清水汪内閣官房審議官は、公費負担を少しでも減らすように補償協定の改定、あるいは破棄、今のままではざるに注ぐがごとしというふうに久我さんにおっしゃっているんですね。

このように政府を挙げて、どう被害者を救済するかということではなくて、その真逆のことをやられたというのは白日のもとにさらされて、やっぱりそうだったかということをも私も思いました。それで、市長にちょっとお伺いしたいと思います。

1つは、一連の経過は、県債を発行し、チツソを救済するかわりに、ざるのような認定基準と制度をかえて支払い額を少なくせよと迫っていると私は思います。このようなとんでもないことをされているんですけども、これについては、市長の立場としてどのように思われますか。

2番目、また、一連の流れからは、被害を受けた被害者の痛みが全く伝わってきません。このような行政をどのように思いますか。

3点目です。今回のメモには、官邸などの動きと連動して、環境省では水俣病の新たな基準づくりのために医学者を集めた検討会が進められていた。先ほど読み上げましたけれども1977年5月には、井形教授が来社され、新しい判断基準がまとまった趣旨説明を受けたというふうに久我さんのメモにはあります。そもそもチツソを訪問されて、認定者を絞り込むための新しい基準について説明する、これは全く驚きでした。医学者としての矜持だとか道義的責任については、どう考えればいいのかというふうに思います。市長はこういうことについて、どう思われますか。

4番目、52年と53年を境に認定されている患者が激減しています。広範な住民が汚染されているのにこのように激減するのは不自然というふうに思われませんか。

今、答弁あったように、熊本県、鹿児島県別々に言われたんで、総合形成が幾らなのかというのがわからないと思うんですけども、私も独自に調べました。

48年が両県で356人、50年が160人、51年が148人、52年が240人、53年175人、54年143人なんです。通知が52年判断条件と53年の新次官通知が出て、55年からは何と半分に減っているんです。54年の143人から55年は71人ですから、もう急激に減っている。ずっと減っていつています。だから、通知の影響だということも明らかだというふうに私は思うんですけども、先ほど言いましたように、こういうのを不自然と思われませんか。

以上、4点お願いします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点、御質問がございました。

まず1点目、ざるのような認定基準と制度をかえるというふうな発言について、どのように考えるか、どういった思いがあるかということでございますが、この県債の発行についての経緯につきましては、私も今回新聞では見させていただいたわけでございますが、個人的な思いはございますが、市長としてのコメントは差し控えたいというふうに思っております。

それと、2つ目の当時の行政のあり方について、どう思うかということであったというふうに思います。

新聞記事だけの情報だけで、限られた情報というふうに思いますので、これについても意見を述べるのは難しいというふうに考えております。

それと、3点目、当時の水俣病の基準については、井形教授等が来社され、その辺の経緯を含めてどう考えるかということでございますが、これについてももう一方的というか、私の情報としては新聞記事だけの情報でございますので、限られた情報ということでございますので、意見を述べるのは難しいというふうに考えております。

それと、4番目の数字が急に減ったことにつきまして、どう思うかということでございますが、認定患者数につきましても、急激な変化があったと言えるかどうかは判断は難しいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁は市長としては大変難しいだろうとは思いつつ、質問通告出したんですけれども、そして2回目の質問をしたんですけれども、いずれにしてもまだ被害者の問題は解決していませんし、そのほかいろいろなことがあるんですけれども、後世の人たちから見ても、あるいは今生きている人たちから見ても、やっぱり不条理なことは不条理だということで、どう認識して、その場面、場面で対応するかということが必要なんではないかなというふうに思います。

水俣病についての市長答弁は水俣市だけで対応できるものではないんだというふうに私は思っていましたので、当然、上級機関ではありませんけれども、熊本県だとかいろんなところの意向も踏まえながらの答弁だと思いますので、それはそれでいたし方ないという面もあるのかなと思いつつ、次の質問にいきたいと思います。

3回目の質問なんですけれども、現在の問題に戻ります。

1番目です。認定基準を初め、95年の政治解決でも、あるいは水俣病特措法でも、支払い額を絞るために被害者を絞り込む線引きがされてきたというふうに思っています。52年、53年の判断条件と同じように、95年の政治解決でも特措法でも同じように線引きがされたとは私は判断しています。これらについて、どのように判断しますかということです。今までの県債発行に絡むいろ

んなことと絡めて今もまだ続いているんだという意味で、これをどういうふうに思いますかというのが1つです。

それから2点目は、全ての被害者が救われないと水俣病は解決しないというふうに私は思うんですけども、基本的な認識として市長はどのようにお考えでしょうか。

以上、2点お伺いします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

水俣病に関しましての線引きと、また現状についてどのように考えるかということでございます。

水俣病特措法に基づく救済措置につきまして、救済対象の地域・年齢などにより、救済対象とならず、このため司法の場に救済を求められた方がおられることについては、十分認識をしているところでございます。

議員御指摘の線引き等に関することにつきましては、このような御意見があったことにつきまして、熊本県、そして国に伝えてまいりたいというふうに思っております。

そして、水俣病についての認識でございますが、水俣病問題の解決に関しましては、やはり救済されるべき全ての方が救済されることが考えられるというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、市庁舎建設について、答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 次に、市庁舎建設について、順次お答えします。

まず、水俣市本庁舎建替検討委員会がつくられ、審議が進んでいるが、現在の進行状況とこれからの予定はどのようになるのか、との御質問についてお答えします。

水俣市本庁舎建替検討委員会は、昨年12月21日に第1回を開催し、庁舎建てかえの必要性とこれまでの経緯などについて説明しました。本年2月3日に2回目を開催し、新庁舎建設の財源等について、説明したところであります。

今後、検討委員会におきまして、建設場所の絞り込み、新庁舎に求められる機能、規模等について検討いただくとともに、市民の皆様の御意見を伺いながら、平成29年秋までに基本構想をまとめる予定であります。

策定しました基本構想に基づき、平成31年秋ごろまでに、基本設計・実施設計書の作成を行った後、新庁舎の建設に着手することとし、平成33年中の完成を目指したいと考えております。

次に、新庁舎の建設に当たり、一つ大きな視点は、災害に対応する司令塔としての役割と考えられる。2月の建替検討委員会でも委員からこれまでの水俣市で起きた災害について紹介されて

いた。水俣市が把握している現在までの災害の発生年、種類、被害規模はどのようになっているか、との御質問についてお答えします。

水俣市におきまして、過去に災害救助法の適用になった災害は3件あります。まず、昭和40年6月に発生した台風15号で、全壊家屋が63戸、半壊家屋が133戸、被災世帯8,994世帯の被害がっております。次に、昭和46年7月に発生した水害で、全壊家屋5戸、半壊家屋4戸、市内各所の排水溝から雨水があふれ、床上浸水309戸、床下浸水1,800戸の被害がっております。また、平成15年7月に発生した土砂災害で、死者19名、負傷者7名、全壊家屋20戸、半壊家屋5戸、床上浸水121戸、床下浸水271戸といった大きな被害を受けた災害が発生しております。

なお、災害救助法の適用は受けておりませんが、過去に大きな被害をもたらしたものとして、昭和34年7月に発生した水害があります。これは湯出地区において、死者6名、流出家屋1戸、床上浸水33戸の被害を受けております。

次に、これまで発生した災害に加え、新しく災害の危険性が指摘されているのは、日奈久活断層の地震と考えられる。この地震による揺れと津波による浸水はどれくらいが想定されるか、との御質問についてお答えします。

本市の地域防災計画では、布田川・日奈久断層帯の地震による揺れの想定は、マグニチュード7.9、震度6強で、津波波高は1メートルを想定しており、津波による浸水想定は、白浜町、梅戸町、湯堂地区の一部で、浸水を想定しております。この想定は、平成24年度に熊本県が発表しました地震・津波被害想定調査結果をもとにしております。

このほか、本市では土砂災害、洪水、高潮のハザードマップを作成しており、洪水によって水俣川が氾濫した場合、医療センターなどがあります水俣川左岸の市街地の大部分が浸水するという想定をしております。

次に、旧庁舎地ではない、新しい場所に建設地を選定するとしたら、どのような手続と時間と費用が想定されるか、との御質問についてお答えします。

新庁舎を新しい場所に建設する場合、民有地であるならば、用地を取得しなければなりません。用地の取得には、地権者との交渉が必要になり、用地取得に係る費用のほか、造成費、既存施設の移転・除却費、インフラ整備等の費用がかかる可能性があります。

また、市有地、民有地を問わず、建築基準法の規定に基づき、開発行為の申請を行い、知事の許可を受けることが必要になります。

さらに、一般単独災害復旧事業債を活用するならば、原則、旧庁舎の敷地に建てることが求められますので、新しい場所を選定するとしたら、その理由を国等に認めてもらう必要があります。

次に、新庁舎には、これまで別の建物の中にあつた教育委員会や水道局も入れるのかとの御質問にお答えします。

教育委員会や水道局が同じ庁舎内にあると、市民の利便性の向上が図られますので、検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 33年までの大まかな予定は今、答弁いただいたとおりで、そのようにこれまでも説明いただいておりますので、理解しています。

それで、これまでに起きた災害について、図書館に行って、この年代の災害等をずっと調べましたら、新聞記事が残っております。40年も46年も残っております。

46年の水害は「戻り梅雨」という見出しがついていまして、昭和町あたりがひざ上まで水につかるというような写真も入ったりしていました。40年は台風被害ですよ。34年の湯出地区の水害は、何が原因で水害になったかというのは書いていなくて、ちょっとわかりませんでしたけれども、梅雨関係の大雨だったのかもしれない。

いずれにしても、これまで起きた昭和30年代以降の大きな災害は、台風の風もありますけれども、主に水による災害、土砂崩れだとか浸水だとかが広範であるというのが特徴かなというふうに思いました。特に40年は、今、答弁ありましたように被災された世帯が8,900世帯ですから、特に水俣市の左岸、川は左岸とか右岸とかどっちを左岸というのか、どっちを右岸というのかちょっとわかりにくいんですけども、河口に向かって左側が左岸、河口に向かって右側が右岸というふうに言うんだと思いますけれども、今で言うと体育館、あるいは江南町から平町、その辺がみんな水につかって、市内のほうの水につかるというのが、この40年の災害だったのかなと思います。46年も同じような形で市街地が1,800戸床下浸水していますので、そういう被害だったのかなというふうに思います。

ですから、こういうことからこれから水俣で想定する被害というのはどういうものかというのと、先ほど答弁もありましたし、あるいは私も指摘しましたけれども、地震だとか水害が中心なのかなというふうに思ったりしています。

それから、もう一点、2回目の質問に入る前に、申し述べますけれども、教育委員会と水道局については、検討するというのが結論でしたので、この災害復旧事業債を使えるのであれば、使って建物をつくって、これが中に入れるのであれば、ぜひ入れたほうがいいのではないかなと私は思っています。

その上で2回目の質問をします。

1番目の質問です。おおむね5年という計画を今述べられたんですけども、これが万が一、延びればどのようなことが想定されるのでしょうか。

2番目です。平成15年の災害で、水俣市役所は1階部分が浸水しました。これは鶴田橋に流木がかかって堰ができ、また陣内2丁目の水路の川への出口に車が挟まってやはり堰ができて、陣

内方面が浸水し、市役所1階も浸水しています。この事実は、東日本大震災で多くの自治体が津波被害を受けましたけれども、これをもとにして市庁舎などが高台に移転していることと同じように扱われるのでしょうか。それとも、災害復旧事業債は適用になるのでしょうか。これが2点目であります。

3点目、水俣で起きる災害は、これから確率が高いのは水害と地震と津波というふうに答弁されたんですけれども、基本的には今申し上げたように、これから想定しなければいけない災害は、水害と地震ということで間違いないかどうかという2点、確認したいと思います。

○議長（福田 斉君） ちょっと確認しますね。

3点目は。

○野中重男君 3点目は、これから想定される災害は、水害と津波による2つというふうに考えていいかという。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） まず、新庁舎の建設まで5年間で計画しているが、この計画が延びた場合、どのようなことが起きるかということについてお答えいたします。

まず、現在の仮庁舎は、建築基準法第85条第5項の規定に基づき、5年間の建築許可をいただいております。原則、その延長はできないことになっております。

仮に期間が延びた場合、プレハブリース料として1カ月当たり約97万円の費用が生じてきます。

また、文化会館駐車場を仮庁舎用地として、また第一小学校の大運動場の一部を仮庁舎の駐車場用地としてそれぞれ借用しておりますので、文化会館を利用される方々、または第一小学校に御迷惑をおかけすることになるかと思っております。

さらに、熊本地震で被災した庁舎建てかえの財源として予定しております一般単独災害普及事業債は、長期の計画では認められない可能性があります。そこで現在、この地方債の活用を予定している他の市町においても、おおむね5年以内に建てかえ、移転する計画と伺っております。

次に、東日本大震災で多くの自治体が津波被害を受けたが、これをもとにして、市庁舎などが高台に移転していることと同じように扱われ、災害復旧事業債は適用になるのかとの御質問でございますけれども、一般単独災害復旧事業債での事例ではございませんが、東日本大震災では、津波により庁舎が被災し、もとの庁舎があった場所に建てかえることが不可能な場合は、他の場所への移転が認められているようです。

したがって、熊本地震の場合にあっても、同程度の理由が認められるのではないかとこのように考えております。

以上です。



○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 第3点目、お答えいたします。

水俣で考えられる災害、議員がお示しになりました、まず水害、そしてそれに伴う土砂災害、そして地震・津波が主だと考えております。

したがって、防災を考えるに当たっても、これらのことを十分に考慮に入れて対策を講じる必要があると、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 庁舎の建てかえに当たっては、それこそ1年前とか2年前とか、3年前だとか議会で話題になりましたのは、早く庁舎を建てかえないといけないんじゃないかということが随分話題になりました。そして、その財源をどうするんだというときに、公共建築物建てかえのための基金を積み立てていっているという答弁がずっとあっていて、それはまだ10億にも満たってなくて、新たに建てかえたとしたら、30億、40億かかるだろう。残りの財源どうするんだという、合併した市町村は特例債があって使えますけれども、そうじゃないところはそういう起債もないと。単独で起債を起こすと、それなりに実施負担を30年、40年元利償還でしなきゃいけないという。もう財源的にどうなるんだということが大きな課題だったというふうに思います。

出水をこの前、私どもも視察させていただきましたけれども、これはこれで将来にいっぱい負債を残すんだらうなということを思いながら、よく思い切って建てかえされたというふうにも思ったりしました。

今回は、地震関連で市長もずっとおっしゃったように、災害復旧事業債が使えるということで、これが使えれば、これを最大限に使って、後世に新たな負担はつくらないということで、この起債が使えるところで、どう上手につくっていくかということが一つの焦点でもあるんだらうなというふうに思っています。

それで、最後に3点目に、市長の考え方を聞きたいと思えますけれども、今、市長がつくられた庁舎建替検討委員会があります。ここの答申が出て、あるいは市民の意見を聞いた上で、市長として場所はどういうふうにするのか、基本的な考え方はどうするのか、そういうのを表明される予定なんですか。その前に市長の考え方をどこかで表明されるということもあるんでしょうか。この辺の今後の市長の対応について、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） この庁舎建てかえにつきましては、今回、建てかえに踏み切ったわけですが、やはり50年使う庁舎でございます。強い頑丈な庁舎をつくるというのは1つ大きな目標だというふうに思いますし、それとやはり次の世代に負債を残さない、そういった建て方を

やりたいというのを非常に考えているところでございます。

そんな中で、建てかえにつきましては、今、水俣市本庁舎建替検討委員会で検討をいただいているところでございます。こういった委員会から意見を述べていただきますとともに、パブリックコメントで市民の意見を伺いましたその後に御答申いただくこととなりますが、それらを参考にしまして、最終的には基本構想という形で明らかにさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣歴史民俗資料館の設置について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、水俣歴史民俗資料館の設置について順次お答えします。

これまで水俣市で確認している歴史的、民俗的資料はどこに保存されているのか、との御質問についてお答えします。

現在、農具や生活用具などの民俗的資料の多くを第一小学校空き教室に保存しています。そのほか、水俣城跡を初めとする近年の発掘調査による出土品や、市民の方々から提供いただいた石器や土器などの考古学的資料、古文書などの資料は、石坂川生涯学習センター及び公民館4階資料室に保存しています。

次に、新庁舎建設に合わせて、歴史民俗資料館についても設置すべきと考えるのがいかがか、との御質問にお答えします。

教育委員会としましても、さきに述べたような資料は、水俣市の歴史や文化を如実に語る貴重なもので、保存して後の時代に伝えていくことも重要であり、同様に活用することも重要だと考えております。特に近年では本格的な発掘調査の事例がふえています、成果を公開することがなかなかできておりません。

今後、資料を保存するだけでなく、資料を展示して歴史・文化を紹介し、また、資料が水俣の歴史の調査研究に活用されるようにするために、歴史民俗資料館は必要であると考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 教育長から歴史民俗資料館は必要であるという答弁が出ました。

これまで私は議会に出させていただいて、17年、18年になりますけれども、延々と言い続けてきたことでした。教育長からこういう答弁が出て、本当にうれしく思います。

最近発掘されたのは、ひばりヶ丘ですよ。北園上原遺跡で、あそこは熊本県が調査したところと、水俣市が調査したところと2つあったというふうに聞いています。

熊本県が調査したところについては、水俣だとか北薩地区だとか、あるいは八代の南のほうだ

とか、天草まで広がっている地下式板石積石室墓というのが十数基出たという話ですし、その中から銅鏃も出ています。銅鏃というのは、矢じりの先につける鋭利な刺さるものですよね。こういう発見は大きいというふうに新聞記事にも出ておりましたけれども、教育委員会の担当者に聞きましたら、もう本当に珍しいことで、それが贈り物として贈られて、死者の棺といえますか墓場に入れられたのか、あるいは何らかの戦闘行為があって、体に刺さって亡くなってそのまま埋葬したから、それがそのままあったのかというのはよくわからないと言っていました。

今後、県として銅の成分を分析して、これがどこでつくられたものか、近畿なのか、あるいは北九州及び九州の北部なのか、それは銅を分析することによってわかるんだそうです。そういうことを分析することによって、私たちの水俣に先祖から住んでいた人たちが、どういう営々とした営みの中で今に至っているのかというのがわかってくるのではないかなと思うですね。

もう一つ、今、教育委員会の担当者が直接担当し、調査されているのは、偽琉球銅銭ですよ。これもまだわかっていないんですよ。どういうものかよくわかっていないのがあります。

それこそ、何度も言ったことあるんですけども、旧石器時代から随分連続的な遺跡が残っているのが水俣なんです。実は、私はふるさとは天草ですけども、旧石器時代の遺跡はありません。九州本土だとか中心なんだろうと思うんです。長島も出水高校の池見先生たちが発掘されているんですけども、旧石器時代のものはいくらも見つかっていないんですよ。古墳時代からなんですよね。あるいは、そのちょっと前からなんです。そういう意味では、水俣は歴史的遺物の宝庫なんです。これを公開することが大変重要なんじゃないかなというふうに思っています。

それで、教育長に端的にお伺いします。

これまで資料館を建築するとしたら、新築だと3億、4億、5億のお金がかかって、そんな財源はとても確保できないというふうに言われていました。

私は、今回、市庁舎の建てかえが一つの機会だろうというふうに考えているんです。それは、教育委員会が市庁舎の横に入っておられた建物は耐震構造もできていますよね。今、水道局が入っておられますけれども、教育委員会、水道局が本庁舎のほうに移転すれば、教育委員会がもと入っておられたところがあくことになるんです。ここを内部改装等にして、資料館にする、洪水文庫と一緒に、それこそ歴史資料を市役所周辺に集めるという方法もあるんだろうと思います。

あるいはもう一つは、今、教育委員会が入っておられる公民館分館の2階部分ですけども、以前あそこを使われていた方たちとの関係はあると思うんですけども、支障がなければ、あそこを歴史民俗資料館として整備するという方法もあるんじゃないかなというふうに思います。

どこが一番水俣らしくて、合理的なのかということを含めて、今、庁舎の建てかえ等の検討が始まっていますから、それに合わせてこれもどうするかということを検討されたらいかがでしょうかというふうに思います。

それから、2点目は、午前中の質問で高岡議員も質問で提案していましたが、教育委員会の生涯学習課の学芸員がやっぱり不足していると思います。水俣市政が文化政策にもきちっと力を入れているんだということを確認していくためには、専門家の力をかりる必要があると思います。コンサルタントだとか、あるいは専門家集団に調査してもらって、それで答申もらって、整備するという方法もあるですけども、蓄積をしなきゃいけないと思うですよ。水俣市役所として学術的なものを蓄積するという意味では、内部に人を抱えるという方法が一番いいのではないかなと思うんですけども、以上2点についていかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 歴史民俗資料館の件に関しまして、議員のほうからの御提案もありましたように旧庁舎、今現在水道局のほうで使っておりますが、庁舎建てかえに伴いまして、旧庁舎ないしは公民館の分館も含めて、新庁舎が建てかえられた後、どういう形になるのか、具体的な構想づくりが今からですので、構想づくりの中に入っていくかと思いますが、歴史民俗資料館そのものの必要性は先ほど申しましたように認識をいたしております。今後、それらも含めて検討していくことになろうかと思っております。

それから、学芸員につきましては、この点、教育委員会としても常々その必要性は強く要請をしているところです。専門的な知識を要した人材を確保するというところでございますので、非常に困難な部分もございますが、かねてより言っておりますように、人事担当のほうとも十分打ち合わせしながら、人材の確保には努めていきたいというぐあいに考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 庁舎の建てかえに合わせて、ぜひ検討していただきたいと思っておりますし、人の確保についても教育委員会だけではできませんので、市長サイドが人員配置をどうするかということが大切だと思いますから、その辺を受けとめていただいて、対応していただければと思います。

最後に、教育委員会にちょっと要望しておきたいと思っております。

教育とか学問だとか科学技術は、すぐ目先で何か利益が出るかというとならないですよ。しかし、先人が切り開いてきた知識を学ぶということ、それから自然現象を解明して学ぶということ、こういうことが今、人間社会の基礎になって、現在があるんだというふうに私は思っています。

地域と人間の歴史の学習も同じでして、営々と続いてきた地域の歴史の中でその一断面に今がある。私たちが長い歴史の中で今、ここに生きているということ、子どもたちが学び、そして大人も学び、そういう中で人が育っていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひ力を発揮していただいて、資料館を含めた行政が進むことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議長（福田 齊君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明9日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時29分 散会

平成29年3月9日

平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成29年3月9日（木曜日）

午前9時29分 開議

午後2時27分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第4号

平成29年3月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 桑原一知君 1 平成29年度施政方針及び当初予算について  
(1) 市政運営の基本方針について  
(2) 地方創生について  
(3) 水俣病問題への取り組みについて  
(4) スポーツ振興について  
2 農業政策について
- 2 谷口明弘君 1 企業版ふるさと納税活用事業について  
2 キャリア教育の取り組みについて  
3 市内一円市道維持補修費について
- 3 牧下恭之君 1 地方創生と空き家対策について  
2 高校生までの医療費無料化について

(付託委員会)

- 第2 議第1号 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第3 議第2号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務産業)
- 第4 議第3号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務産業)
- 第5 議第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第6 議第5号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第7 議第6号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第8 議第7号 平成29年度水俣市一般会計予算 (各委)
- 第9 議第8号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 (厚生文教)
- 第10 議第9号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 (厚生文教)
- 第11 議第10号 平成29年度水俣市介護保険特別会計予算 (厚生文教)
- 第12 議第11号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 (総務産業)
- 第13 議第12号 平成29年度水俣市病院事業会計予算 (厚生文教)
- 第14 議第13号 平成29年度水俣市水道事業会計予算 (総務産業)
- 第15 議第20号 第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について  
(総務産業)



- 第16 議第21号 工事請負契約の変更について (総務産業)
- 第17 議第22号 指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター) (総務産業)
- 第18 議第23号 指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター) (総務産業)
- 第19 議第24号 指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり) (総務産業)
- 第20 議第25号 指定管理者の指定について (水俣市立総合体育館等) (厚生文教)
- 第21 議第26号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について (総務産業)

平成29年3月第1回水俣市議会定例会陳情文書表 (追加)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第2号	水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情について	水俣市月浦247番地96 永野 隆文		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長 (福田 斉君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長 (福田 斉君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件及び地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、陳情文書表記載のとおり総務産業委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長 (福田 斉君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、桑原一知議員に許します。

(桑原一知君登壇)

○桑原一知君 皆さん、おはようございます。

真志会の桑原一知です。

まず、今回の議場設営や機器設定など、議会事務局の皆様には心より感謝いたします。ありがとうございます。

それでは、朝一番ということで、元気に質問に入りたいと思います。

1、平成29年度施政方針及び当初予算について。

(1)、市政運営の基本方針について。

①、水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略においてさまざまな事業を掲げているが、PDC Aサイクルを通じて効果・検証は実施されたのか。

(2)、地方創生について。

①、初恋のまちづくり事業での評価と今後の取り組みはどのように進めるのか。

②、観光地水俣として、新たなイメージづくりのために引き続き取り組む事業とは、具体的にどのような事業か。

(3)、水俣病問題への取り組みについて。

①、平成28年度12月28日の熊日新聞に掲載された「たから箱」の記事について、また平成29年1月25日の各新聞に掲載された運動競技大会での「水俣病不適切発言」について、市としてどのように捉えているか。

(4)、スポーツ振興について。

①、各種スポーツ大会団体等運営補助金の具体的な内容はどのようになっているか。

2、農業政策について。

①、農地基盤整備事業の進捗はどのようになっているか。

②、農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割と現在までの応募状況はどのようになっているか。

③、農業担い手支援事業のメリットは何か。

④、将来を見据えて、地域農業を担う支援が必要と思うが、本市の取り組みはあるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 桑原一知議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、平成29年度施政方針及び当初予算については私から、農業政策については産業建設部長からそれぞれお答えします。

初めに、平成29年度施政方針及び当初予算について、順次お答えします。

まず、市政運営の基本方針について、水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、さまざまな事業を掲げているが、PDCAサイクルを通じて効果・検証は実施されたのか、との御質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、本市では、平成27年10月に水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少に歯どめをかけ、地域活力を高める、真の豊かさを実感できるまちづくりという基本的な考え方のもと、水俣を支える産業づくり・安定した雇用の確保、水俣で夢をかなえる人材を育てる・呼び込む、水俣で結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誇れるふるさと・みなまたをつくるという4つの基本目標を掲げて、さまざまな事業に取り組んでおります。

地方創生総合戦略では、基本目標の実現のために取り組む具体的な施策について、事業の成果をあらゆる客観的な指標、いわゆるKPIを設定し、これを用いて施策の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を見直していくこととされています。

本市では、現在進行中の第5次水俣市総合計画に合わせる毎年の実施計画の見直し作業とあわせて、総合戦略に掲げた事業の実施状況やKPIの状況を確認することとしており、これまでに、平成28年度実施計画の取りまとめとあわせて、総合戦略に掲げた施策についての検証作業を実施しております。

この結果を踏まえ、今後、事業の実施手法や目標設定などの再検討を行うとともに、総合戦略の見直しも含め、施策の方向性の再確認、実施手法、目標設定の見直し等を進めることでPDCAサイクルの確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方創生について、初恋のまちづくり事業での評価と今後の取り組みはどのように進めるのか、との御質問にお答えします。

先ほど申しあげましたように、初恋のまちづくり事業につきましても、実施計画の見直し作業において、評価を行っております。平成27年度には、水俣高校の生徒さんに御参加いただいた初恋のまちづくり事業のほか、恋路島の利活用に関する検討、そして、初恋ポッドキャストの番組制作、配信などを実施したところですが、高校生と市民が参加してのまちづくりイベントや、未活用の観光資源に光を当てる取り組み、自治体を実施するのは全国初とされるポッドキャストでのドラマ配信など、本市の資源と特性を生かした特色ある取り組みとなったと評価しております。

平成28年度には、これらの取り組みを継続するとともに、水俣高校生や市民有志で組織した初恋のまちづくり実行委員会を中心に、新たにエコパーク水俣での初恋イルミネーション、恋フェスなどを実施しました。

平成29年度当初予算においても、引き続き初恋のまちづくりを進めていくためのさまざまな事業に係る経費を上げております。

具体的に申し上げますと、初恋のまちづくり実行委員会への補助金、初恋イルミネーション、

恋路島の体験イベント等の実施を支援するための経費、金額にして、合計約740万円を計上しております。

なお、事業の実施に当たっては、引き続き、水俣高校の生徒さんや市民有志の皆さんに御参加いただく実行委員会を組織して進めていくことで、地域の活力を呼び覚ますための取り組みの中で、多くの市民と一緒に達成感を味わう場になってほしいと考えております。

次に、観光地水俣として、新たなイメージづくりのために、引き続き取り組む事業とは、具体的にどのような事業かとの御質問にお答えします。

水俣市の従来観光イメージといえば、温泉地のイメージでしたが、平成28年度は、湯の児の海を生かしたマリンスポーツ、湯の鶴の山を生かしたトレッキングなどのアクティビティのイメージをこれにプラスし、PR映像の作成を行いました。

平成29年度は、引き続きこのイメージを定着させるため、アクティビティや温泉に興味がある人にターゲットを絞って、これらのPR映像を配信し、また、それに合わせたキャンペーンを行うことにより、観光客増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成28年12月28日の熊本日日新聞に掲載されたたから箱の記事について、また平成29年1月25日の各新聞に掲載された運動競技大会での水俣病不適切発言について、市としてどのように捉えているか、との御質問にお答えします。

まず、平成28年12月28日の熊本日日新聞に掲載されたたから箱の記事についてですが、先日の小路議員の御質問に答弁させていただきましたが、水俣市としましては、現在の市民や企業の取り組みも含め、引き続き情報発信に努めていかなければならないと思った次第です。

また、平成29年1月25日以降の各新聞に掲載された水俣病不適切発言に関しても、記事を確認しました。

こちらの質問についても、先日の小路議員の御質問に答弁させていただきましたが、水俣病学習を通じて、人権や環境について学ぶことを目的とした取り組みを行っている中での今回の発言ということで、まことに残念に感じております。

今回、発言に対しての学校や教育関係機関の対応は、迅速かつ適切に行われたと思っております。

今後も、引き続き関係機関と十分な連携により水俣病問題の啓発、情報発信の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、各種スポーツ大会団体等運営費補助金の具体的な内容はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

水俣市では、水俣市スポーツ振興基金運営及び補助金要綱に基づき、全国大会等に出場する際の費用負担軽減を図るため、旅費等の一部を補助しております。また、市民に広く周知し、出場

者のさらなる競技意欲の向上を図るため、看板設置費等の一部についても補助を行っております。

具体的な内容につきましては、全国大会出場の際の旅費の補助が個人1人当たり1万円で、団体の場合は上限を10万円と定め、予算の範囲内で補助をしております。

ただし全国大会であっても、熊本県内で開催される場合は補助の対象とならず、沖縄県を除く九州内で開催される場合には、2分の1、沖縄県の場合には、通常年全国大会と同額としています。また、西日本大会の場合は、個人1人当たり5,000円で、団体の場合は上限を5万円としており、県内及び九州内で開催される場合は、全国大会の場合と同じ考え方になります。

なお、九州大会は対象にはなりません、沖縄県で開催される場合には、西日本大会に準じて補助を行っております。

その他に、予選等がなく推薦その他で出場する場合、地方公共団体や日本体育協会加盟団体以外が主催する大会の場合には、基準額の2分の1の補助となります。看板作製等に係る顕彰広報事業につきましては、個人・団体に関係なく、1件当たり1万円を補助しております。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 平成29年施策方針及び当初予算ということで、平成28年3月議会でも質問をさせていただいたんですけども、PDCAサイクルの重要性を取り上げました。

計画・実行・評価・改善、この流れを頭に入れて、今回の予算説明書などを確認させていただいた次第です。

まず、KPIというのは、よく企業が目標達成のために設定して、非常に重要視をされております。営業の現場では、新規顧客獲得数とか、もしくは新規受注獲得数というので使われますし、サポート部門とか保守の部門では、顧客満足度、また従業員満足度など、そういうふうな形でKPIを導入されている企業もあります。

行政で例えると、観光入込客数だとか、住民サービス満足度など、さまざまだと思います。やっぱり行政で設定する場合には、事業目標を実現・達成するために、具体的な過程や進捗状況を把握して評価・改善していくということが必要で、現実的で実現可能であるものに設定するというのが、私は成功の一番だと思っております。

そこで、継続事業と新規事業で私が気になった点を質問したいと思います。

まず、継続事業ですが、平成27年度新規事業で行われた新事業創出・事業化支援事業というのがあります。平成28年3月議会でも質問しまして、答弁をそのときにいただきました。その中で、現在は、実になる案件もなく、課題だけ山積みされており、実施に向けた体制及び支援体制の構築を行うことを中心に取り組み、平成28年度には何らかの結果が出ると期待しているということで、前の産建部長から答弁をいただきました。今年度、平成29年度も継続事業として予定しております。

そこで1点目の質問ですけれども、新事業創出・事業化支援事業で平成27年度の事業の効果の中に目標が記載されておりました。平成28年度事業化案件2件とありますが、実績はどうだったのか。また、平成29年度事業化案件2件に対して対策はあるのか、1点目の質問をします。

次に、新規事業です。

水俣堂々推進事業というものが新たに新規事業で上がってきていました。平成27年度から28年度に水俣観光誘客事業をもとに事業化されているというふうにお聞きしております。平成27年度の水俣観光誘客事業の内容というところを見させてもらいました。そこには、メディアを活用した水俣のPRやガイドブックの作成などで、28年度は水俣病のイメージを払拭するため、テレビ番組の放映や新聞でのPR、そしてDVD作成とあります。

今までの事業効果を検証し改善されたのが、水俣堂々推進事業なのかと思いますが、そこに書いてあった事業内容は完成したガイド本を周知するため、各種メディアへの呼び水としてDVDを作成し、単純に私は、まだDVDつくってなかったのかなと思ったんですけれども、これまでの取り組みを紹介するリーフレットとともに配布をされるということだと思んですけど、また、イベント等を開催し、メディアに取り上げてもらうとあります。主な財源は27年度、28年度、29年度も環境首都水俣・芦北地域創造補助金であり、29年度では入場料とあります。

そこで、2点目の質問ですけど、水俣観光誘客事業も水俣堂々推進事業も水俣をPRするのが目的で継続事業でも私はよいと思うんですけれども、事業名を変更して新規事業で行う理由は何があるのか。また、イベントを開催とありますが、具体的な内容は何か質問します。

次に、初恋のまちづくり事業ですが、恋路島利活用推進事業や水俣高校の生徒さんも参加し、イルミネーション設置や恋フェス、ポッドキャストと、いろいろ事業を実施されております。

効果としてメディア・マスコミなどに発信し、入込客数の増加などを挙げられております。

市民の方々と一緒に取り組み、水俣の元気を発信することは、私も非常に重要だと思います。ですが、昨日の中村議員の質問では、初恋のまちづくりの構想はないということでした。寂しい気持ちでした。やはり事業化しているのであれば、成功するためにどのような方法で実施するかとか、あと目標は何かを決めてほしいと私は思います。私は一過性ではなく、継続していく事業内容があれば、さらにインパクトのある情報発信ができると考えています。

そこで、せっかく「恋」というテーマがありますので、この前の答弁でも約50万人の交流人口があったのであれば、婚活イベントやカップルイベントというのを行い、結婚されたとき、水俣市に定住などを条件に家の購入、もしくはリフォーム代の補助金を支給するとか、実際にそういう事業化をされている自治体もありますので、またさらには、建築や家電・家具購入があれば、市内で購入していただければ、経済効果も期待できるのではないかと思いますし、少子化対策にもなります。私はインパクトが結構あると思いますが、このような取り組みを検討してはいかが

でしょうかというお尋ねをします。

恋路島利活用の推進ですが、検討委員会で提言が出されていると思います。私も会議録や提言を見させてもらいまして、皆さんの意見は、島には入ってほしくないという意見が私は多くあるように思いました。議会でもさまざまな活用方法の意見が出ていると思うんですけども、私は島に手を加えるより景観を重視し、「恋」というシンボリックな存在で、商品名で活用されるのがよいのかと思っております。実際、恋路カキというのを現在推進されていますし、ただ体験イベントとありますので、その体験イベントというのがどのようなイベントなのか、1点お尋ねをします。

次に、観光地水俣として展開されている事業として観光アクティビティプロモーション事業というのがあると思うんですけど、新たなイメージづくりとして、マリンスポーツやトレッキングなど、ある程度ターゲットを絞って観光客増加に努める事業だと思います。

水俣は山あり海ありと自然豊かで、活動するには非常によい条件がそろっていると私も思います。今までこの自然を生かしたアクティビティがなかったのがちょっと残念ですけども、湯の鶴・湯の児温泉とリンクさせながら、この事業の推移を見守りたいと思いますので、今後の結果を楽しみしております。

次に、水俣病問題への取り組みですが、これは議長も新年祝賀会などで、お話をされました。私もそのときに非常に悔しいとか悲しい思いをしたんですけども、熊日新聞に掲載されたたから箱の記事や、ことしの1月に行われた運動競技大会での水俣病不適切発言など、子どもたちや、市民の方々にとっては悲痛の思いであったのではないかと思います。これは、やっぱり水俣市にとっても重要な出来事だと私は感じています。

実は私はこの運動競技大会で、女子のほうに応援に行っておりました。この件を知ったのは大会が2日あるんですけども、終わった後に保護者の方からお聞きして、次の日に新聞で記事を確認したところでした。保護者の方々の話では、引率された先生が迅速に対応されたということをお聞きして安心したところでした。私は、この水俣病の問題は、やっぱり正しい歴史とか事実、そして現在の水俣を正しく伝えていくことが重要だと考えています。

今回のたから箱記事は私も非常に残念で、多分、水俣病学習ということで、県内の小学5年生が水俣に来て、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」というものもちゃんと聞いていたと思うんですけども、この事業の目的というところを私は見てみました。環境問題への関心や、水俣病への正しい理解を図り、差別や偏見を許さない心情や態度を育むのが目的ですと書いてあります。

ですが、掲載内容では、チッソ工場が許せないと書いてあります。従業員も水俣市民であり、子ども、もしくはお孫さんもおられます。差別や偏見を許さない目的で水俣に学習に来た子どもさんが、逆に差別的な表現をされて、偏見を持たれているというところに私は非常に残念に思い

ます。

私はこの子どもさんを責めようという思いはないんです。子どもは純粹で多感であり、さまざまなことを吸収し、学びます。やはり、学び方や教わり方に問題はなかったのかと疑問に思いました。

そこで、質問です。

水俣病学習で、教える側の研修などを行われているか。もしくは話の内容など検証しているのかお尋ねします。

また、答弁で、現在の市民や企業の取り組みも含め、引き続き情報発信に努めるということでした。これは小学生が持っていたのですが、「こどもと学ぶ水俣病」という冊子があります。内容を見てみますと、歴史背景や過去の出来事が多く書かれています。食物連鎖のことだったりとか、そういうのも含めて書いてあるんですけども、ただ思ったのは、過去のことは書いてあるんですけども、現在のことというのが余り書いてありません。やはり、現在のこと、そして水俣が目指す将来性みたいな、明るいものも書いてあることが必要だと思うんですけども、これは、全部平仮名がふってありますので、子どもたちが見る冊子なんですけど、補償のことや、チツとの交渉のこと、また一時金のこと、金額まで書いてあります。

そこで質問なんですけど、この冊子はどこが作成しているのか。また、どのようなときに配布されているのかお尋ねします。

次に、スポーツ振興ですが、この補助金は各自治体でまちまちです。全く補助金がない自治体もありますけれども、力を入れている自治体もあります。私は補助金は誰にでも、何に対しても出すということは考えていないんですけども、子どもたちのスポーツ支援にはもっと力を入れるべきと考えています。

先ほども答弁でありました全国大会、もしくは西日本大会で1万円とか5,000円とかあります。遠方での試合の場合、例えば、関東・関西、もしくはそれ以上遠いところで子どもたちが大会に行く場合には、1人じゃなくて、やはり保護者もついて行かないといけません。そういった場合に旅費の負担を考えると、相当かかると思います。これがサッカーだとか野球だとか、そういった団体競技であればなおさら負担がふえてくるというふうに思います。ぜひ子どもたちの支援という部分で、有意義な支援をできれば関係団体、小体連、中体連、体協さんも含め、協議をしていただきたいと思いますが、見解をお尋ねします。

以上です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 桑原議員の第2の質問にお答えさせていただきます。



8点、こちらでメモした分にはあったかと思いますが、抜けておりましたら、またその都度御指摘いただければというふうに思っております。多岐にわたりますので、各部長に答弁もさせたいというふうにも思っております。

私のほうからは、まず初恋のまちづくりの御質問が4番目にごさいました。一過性のものではなく継続をしたもの、また結婚とか移住・定住につながるような「恋」、そういったものにつなげたらどうかというふうな御質問だったというふうに聞いております。

今、ライフスタイル、価値観の変化によりまして、地方を目指す、住んでみようかなという若者がふえているというふうに言われております。そんな中、移住・定住を志す人に対しまして、生活の場としての活気や温かさを感じられる地域をつくること、移住者を行政が支援するという、そういった姿勢を示すことは大切だというふうに思っております。

また、いろんな施策の中で、こういった初恋のまちづくりを通して、水俣のイメージを新しいイメージをつくり出して、水俣に来ていただく、遊びに来ていただく、また住んでいただく、そういったものにつなげていきたいというふうに思っております。

今、桑原議員から御提案がありましたように取り組みの幅を広げ、水俣市の施策につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 桑原議員の2回目の質問のうち、水俣病関係についての御質問にお答えいたします。

6番目の教える側の研修とか学習とかはなされているのか、ということですが、これは当然教育委員会とか学校サイドのほうでなされていると思いますし、また先生方も事前に資料館のほうにお見えになったりして、事前学習もされておりますので、当然きちんとされているというふうに理解をしております。

それから、子どもと学ぶ水俣病という冊子は、どこで作成して、どのようなときに配られているのか、という御質問についてですけれども、この冊子は水俣病資料館で作成し、配布をしております水俣病関係資料の1つです。配布対象につきましては、資料館を訪れる小学生から中学生までとしております。初めて水俣病を学習する子どもたちにわかりやすいように内容や項目を絞って写真や絵を多用して、読みやすく見やすい構成といたしております。

水俣に学ぶ肥後っ子教室で訪れる小学5年生の子どもたちに対しては学校への事前配布、または当日引率の先生を通しまして、配布をしております。そして、学校での事前学習あるいは事後の学習の資料として活用をいただいております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 桑原議員の1番目と2番目の御質問にお答えいたします。

新事業創出・事業化支援事業の成果は、また、今後の見通しは、という質問だったと思います。この事業は主に技術開発や科学的研究調査を伴う新規事業に取り組もうとする事業者等を対象に専門機関、あるいは大学関係者との連携や調整を行う伴走型の事業化コーディネートを目的といたしまして、(株)水俣環境テクノセンターを中核に、平成27年度から実施をさせていただいております。

実施といたしましては、平成27年度には4件の事業化案件を発掘し、28年度にはこれらを深掘りする支援とともに、さらに新たに2件の事業にも着手をいたしております。

また、経営的側面での支援強化やさらなる新規案件発掘のため、商工会議所との連携も深めてまいりました。この事業で取り扱う案件は、その成果が見えるまで技術的課題の解決に加え、関係者間の利害調整、あるいは販路探索、マーケティング等、さまざまなプロセスが必要でございまして、事業化するまで結構な時間を要する性質のものがほとんどでございます。このため、来年度、平成29年度には、現在継続中の案件の早期事業化を優先的に取り組みまして、商工会議所とも連携して支援を進めてまいりたいと思います。

それから、2番目が水俣観光誘客事業と水俣堂々推進事業についてですが、こちらのほうは昨日の小路議員にもお答えしましたとおり、27年度は1年を通して水俣の各地を取材してまいりました。28年度には、ガイドブックを監修して作成を行っております。来年度29年度は、このガイドブックを補完するアイテムの作成、あるいはリーフレット、ポスターあたりでいよいよ水俣のアクティビティ、それから水俣に生きるすばらしい人々の紹介をしていただきたいと思います。そのために必要なのが、コンサート及びマルシェ等で人を集めながらPRに努めてきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 私のほうから2点、恋路島の件とスポーツ大会への支援ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、第1点目の恋路島の活用なんですけれども、本年度検討してまいりました恋路島は非常に貴重な自然がありますので、考え方としては全く使わずに自然を保護するという、そういう考え方も一方ではあります。しかし、議員から御指摘があったように、恋路島という水俣の資源を生かしながら、景観を重視しながら、活用していくと、こういう方向は、私は大切かなと思っております。

では、そのような観点で、どのような体験イベントを考えているか、ということなんです、例えばカヌーとか、あるいは恋路島周辺のクルージングとか、あるいは自然観察といった水俣の

美しい海や恋路島のすばらしい自然、このようなものを感じていただく、そのような体験イベントを予定しているところであります。

続きまして、子どもたちのスポーツ全国大会への出場に関する支援についてですが、議員御指摘のとおりいろんな支援方法を関係団体と協議しながら、子どもたちの支援をしていくことが重要だと考えます。加えて、若干私のほうから全国大会への参加する際の補助金について、そのいきさつとか、状況を御説明したいと思います。

現在、全国大会へ参加する際の補助金につきましては、スポーツ振興基金を取り崩して行っております。スポーツ振興基金に積み立てる財源というのは、これまで預金利子だけでした。当然、預金利子だけなので、年々減少していくと。以前は九州大会も補助の対象としておりましたが、申請額も増加したところから、将来長い期間にわたって制度を維持するという理由で九州大会は対象外とされた経緯があったとお聞きしております。ただ、水俣市でも本年度からふるさと大好き基金、いわゆるふるさと納税なんです、ふるさと納税の寄附金制度を導入して、スポーツ振興基金のほうにも積み立てさせていただいております。

子どもたちの頑張りというのは、議員から御指摘があったように多くの市民にとって明るい話となります。そして、水俣市民に元気を与えてくれるものと思います。今後も、例えばふるさと納税の寄附金の使い道とか、それをスポーツ振興という項目を選択肢に挙げるとかいったふるさと大好き寄附金、いわゆるふるさと納税の活用についても今後検討していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 桑原議員、答弁漏れはありますか。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 答弁とニュアンスが違ったというか、水俣観光誘客事業、そして水俣堂々はどう違うか、どう流れているのかというふうな感じで御質問されたかというふうに思っております。

先ほど、中身については部長のほうから話させていただきましたが、基本的には水俣のあるものを磨き上げながら、それを観光につなげていくということでは同じでございます。水俣堂々事業は、ガイドブックをつくりました。これは人とか水俣の物語というものに非常にスポットを当てたものになっておりますので、そういったものを発信して、水俣のファンをつくりたいということでは、一緒でございます。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入りたいと思います。

いろんな事業がある中で、やはり議員になって27年度の予算書からいただいております、中

身を見る上で、本当に検証されて、継続をされたのかというところも含めていろいろ気になるところも多くあります。やっぱりちょっと難しいので断念するという決断は非常に難しく、重要なところかもしれませんけれども、また似たような事業もある中で、事業名をふやすということだけではなくて、評価や改善をして、必要な事業だとか、伸びてきている事業などに統合する、もしくは予算を振り分けるなど、柔軟な対応というのにも必要だと私は思います。

もう一点が、先ほどの水俣病の問題ですけれども、資料館のほうで作成をされていて、肥後っ子教室だとか、そういったもので配布されているというふうにお聞きしました。

このほかにも、資料館にも多分あると思うんですけど、初めて学ぶ水俣病とか、水俣病を学ぼうとか、こういった県がつくっている部分もあります。中身も遜色ない、本当に詳しく書いてあります。私、1点思うのは、何で県で主導されている事業で、この県のパンフレット、ちゃんとした資料があるのに、何でこちらのほうも配られるのか、2つ配る意味が何かあるのかというのを1点質問します。

もう一点は、私も球磨郡の人間でして、やはり水俣病を学習したという記憶が余りないんですよ。多分、教科書の上で学習はしたと思うんですけども、余り詳しく子どもたちに大人の事情の裁判だとか、交渉ごととか、そういう救済金とか、そういったのを子どもたちに教える必要があるのかなというのが少しあります。

私のように無知な人間が大人になっても、水俣病を偏見だとか差別とか、そういったこともしたこともありませんし、学習をちゃんとしないといけないということであれば、そういう大人の事情というのは、ぜひ少し省いていただきたいと。水俣病の本当の歴史、そういった真実、そういうのを教えていただいて、今からの水俣というのをぜひ子どもたちには教えていただきたいと思います。

最後、1点質問です。

先ほど、スポーツ振興のお話をさせていただきました。全国大会、西日本大会とか補助金を出していただいています。私が何で子どもたちに支援をしてほしいかという、水俣を今後背負っていただくというところと、やっぱり子どもたちが新聞で全国大会、もしくは県の大会で活躍すると、地域の方々が喜ばれるというのがもう一つの大きな理由です。地元水俣に元気をもたらす、地域にも元気をもたらすと、そういった部分でやはり明るい話題というのが子どもたちのスポーツでの活躍というところもありますので、1点質問は、今、スクールバスがありますけれども、このようなスポーツ大会で、スクールバスが活用できないか、最後2点質問します。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 桑原議員の3回目の御質問にお答えいたします。

資料館でつくっている冊子につきまして、県の資料もある中で、2つ、3つ配る意味は何かという御質問だったかと思えます。

県で作成しております資料につきましては、これは主に県内を対象にして、しかも肥後っ子教室という小学5年生を主に対象として作成をされております。

水俣市の資料館のほうで作成しております資料につきましては、これは小学生から中学生までを対象として、そして県内に限らず、全国の子どもたちを対象ということで考えておりますので、これはそういう意味で対象が資料館のほうは少し広く全国の子どもたちを対象にということで考えておりますので、それぞれ意味があるというふうに理解をしております。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 小学校のスポーツ大会への参加について、スクールバスの活用の質問がございましたけれども、現在、小学校の部活動の社会体育移行について、アンケート調査をやりまして、いろいろとその分析をしております。アンケートの結果からは、部活動を社会体育に移行した際に、送迎できる家庭というか、子どもたちを会場地へ運ぶことができる家庭はということで、調査をしましたら、全体の5割に満たない状況となっております。そういった現状から踏まえますと、非常に交通手段の確保というのに苦慮されているのかなという状況が見えてきます。

また、スポーツ大会でスクールバスを活用するということになれば、広範な利用になりますので、その辺も含めて検討をしたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、農業政策について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に農業政策について、順次お答えをいたします。

まず、農地基盤整備事業の進捗はどのようになっているか、との御質問にお答えをいたします。

本市は、土地の面積の75%を山林が占め、耕地面積は約6%で、中山間地域に属する狭く未整備の耕地が多いのが現状でございます。耕作機械の制約や作業効率の問題等があり、圃場を整備してほしいとの地元要望が数多く寄せられております。

本市といたしましては、地元からの要望を受け、地元負担がなるべく少ない事業を県と協議を交えながら選択し、さらに国に事業申請を行い、その採択を受けて、事業を実施しているところでございます。このような事務手続を経て、国から交付金を受けて行う県営土地改良事業により、農地基盤整備を実施しております。

現在、この県営事業は、中山間地域総合整備事業により、七浦地区と芦水地区の2つの事業を行っております。この中山間地域総合整備事業は、水俣市、芦北町、津奈木町の1市2町の広域

連携型で行っております。このうち七浦地区は、平成21年度から平成29年度までの9カ年で、本市の事業は、桜野工区、深川工区の圃場整備、湯出工区の排水路改良の計3工区が主な事業でございます。既に2工区が完了し、現在実施中の深川工区についても本年度、事業が完了する予定となっております。また、もう一つの芦水地区は、平成27年度から平成33年度までの7カ年の予定で行います。本市の事業は、中小場工区、仁王木工区、南袋工区の圃場整備、それから桜野上場工区の茶園地整備、小田代工区の農道整備の計5工区を実施する予定にしております。

本年度末で中小場工区、南袋工区は、実施設計業務、換地原案作成業務が終わり、来年度から工事に着工する予定としております。仁王木工区、桜野上場工区は、平成30年度以降に実施設計業務に着手する予定です。また、市渡瀬元向地区、久木野山上地区、越小場一本木地区・大川地区の4つの地区でも新たに農地基盤整備事業の要望があり、事業採択に向けて、基礎調査、地元関係者の同意の手続等を行っているところです。

今後も、地元農家の要望をお聞きしながら、熊本県、水俣市、地元が一体となり、農地整備に努めてまいります。

次に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割と現在までの応募状況はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

農業委員会等に関する法律が改正され、昨年4月から施行されております。これまで、農地の売買や賃貸借などについての許認可等が農業委員会業務の中核でございました。しかし、当改正後では、①認定農業者等担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規就農・新規参入の促進による農地利用の最適化業務が農業委員会の中で最も重要なものとして位置づけられ、農地利用最適化推進委員が設置されました。

農業委員の役割は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針策定等、委員会に出席し審議して、最終的に合議体として決定することが主体で、農地利用最適化推進委員は、担当地域において農地利用最適化の推進のための現場活動を行うことが主体となっております。

その応募状況につきましては、既にホームページにも挙げておりますが、農業委員と推進委員の双方への応募は可能となっており、農業委員は定数14名に対して32名、農地利用最適化推進委員は、市街地区域の定数4名に対して9名、袋・月浦区域の定数3名に対して4名、湯出・長崎区域の定数2名に対して3名、東部区域の定数3名に対して8名、久木野区域の定数2名に対して5名の方が応募をされております。

次に、農業担い手支援事業のメリットは何か、との御質問にお答えします。

本市農業の特徴として、平たん地が少ないことから、中山間地域を中心に農業が営まれております。また、農地については、未整備で狭い農地が多いことから、農業の大規模経営が行いにくい地形的な制限がございます。

そのようなことから、特に水稻などの土地利用型農業では、農業機械を導入する際に国・県の補助要件である受益面積を満たすことが難しく、補助事業を活用できない状況が見られます。

このような現状を踏まえ、当事業は、市独自の支援策として平成26年度から実施してきたがんばる農家支援事業を継続する事業として、新たに事業を組みかえ、今回、平成29年度一般会計当初予算で御提案させていただいている事業です。

具体的には、人・農地プランの中心となる農業者や認定農業者など多様な農業担い手が行う国・県の補助要件に該当しない農業機械やビニールハウスなど農業施設の導入に係る経費の一部を市が直接支援することで、農業振興につなげていこうと考えております。

本事業を実施し、地域農業を支える農業者等の農業経営の拡大や合理化の取り組み、ハウス栽培など農業高度化の取り組み、さらには農産加工・販売など高付加価値の取り組みなど総合的に支援することで、本市のような中山間地域を主体とした農業にあった、きめ細かい支援が可能となり、農業振興につなげられるところが本事業のメリットであると考えております。

次に、将来を見据えて、地域農業を担う支援が必要と思うが、本市の取り組みはあるか、との御質問にお答えします。

本市を含めた地域農業の大きな課題の一つとして、農業者の高齢化と担い手不足の問題がありますが、今後は、さらに高齢化と農業者の減少が進み、耕作放棄地の拡大や地域農業の衰退につながらないかと心配をしているところです。このような現状を踏まえ、地域農業を支えている農業担い手の育成確保と支援がさらに重要になってくると考えております。

具体的な取り組みといたしましては、一つは、中山間地域の農地の維持保全や農地の多面的機能の発揮につなげていくため、国の制度を活用して、集落等に直接交付金を交付する取り組みを行っております。また、集落ごとに農業者等と話し合いを行いながら、守るべき農地や中心となる農業担い手等を明確化し、地域農業の将来のあり方等を記載した人・農地プランの作成を積極的に推進しているほか、耕作しやすい農地を拡大していくための農地の基盤整備事業や、農地集積等の取り組みを推進しているところです。

さらに、将来の農業担い手を育成・確保していくため、国の農業次世代人材投資事業を活用しながら若い新規就農者への支援を継続していくとともに、国・県の補助事業を活用し、地域農業の担い手が行う農業機械、施設等の導入支援や稼げる農業づくりを目指して、サラたまちゃん、かんきつ類、お茶等の基幹作物の振興及び和紅茶、太秋柿など新たなブランドづくりへの支援など、中山間地域の農業を守る総合的な支援にも取り組んでおります。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 大変長らく答弁をいただきまして、ありがとうございます。時間がちょっと迫っていますので、早口になるかもしれませんが。

本市農業の厳しい立地条件というのは、皆さんも御存じのとおりだと思います。

答弁にもありましたが、狭く未整備の耕地が多く作業効率の問題や農業者の高齢化、また担い手不足の問題などさまざまです。ですが、私は今後農業が成長してくると考えています。農家人口は毎年減って、高齢化で、後継者も不足しているというふうに思われるかもしれませんが、私は誰もやらないことがチャンスと考えています。

農林水産省の予算ポイントを見てもみますと、農業農村整備や農地耕作条件改善などの基盤づくり、農地集積や農地の大区画化の推進、農業委員会の活動による農地最適化の推進など昨年度に比べて予算もふえております。政府も注力していると私は考えています。

水俣市は老朽化している水路や水田の基盤整備など他市町村に比べておくれています。私は基盤整備や農道、水路等の整備を実施することで、機械の導入、作業効率の向上、また転作にも対応できるのではないかと考えています。また高齢化で農作業の不安や、所有農地の将来的な不安というのも考え、貸したくても借り手もつかないなどの問題も解決できるものと考えています。

1点目の質問です。水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略で水田の基盤整備の目標値を56ヘクタールとありますが、現在の達成率をお願いします。

次に、農業委員と農地利用最適化推進委員ですけれども、今回の改正では農地利用の最適化を進めていくということを重点に置かれています。答弁の中でも、定数を超えるほどの方が応募されており、熱意が伝わってきます。

そこで、2点目の質問です。定数を超えた場合は、どのような過程で任命されるのかお尋ねします。

3点目です。農業担い手支援事業は平成28年度まで進められてきたがんばる農家支援事業の継続事業ということで、農家からも要望も多かったものと考えます。また、本市は兼業農家も多いので、利用しやすい支援だと思いますので、今後も継続していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、3点目の質問です。

4点目です。将来の本市農業を考えたとき、大規模な区画化や立地条件がよい地域のような農業経営は残念ながらできません。ですから、収量でなく品質と地域での協力、また助け合いのもとで仕組みをつくっていく、これで勝負していくしかないとは考えています。その中でも、農地環境を改善することがまず必要です。今の代で農業を諦めている方や高齢化で作業ができない方、農業をやりたいけど農地の環境が悪く、一步踏み出せない若い方などさまざまですから、今回の農業委員や農地利用最適化推進委員に期待するところでもあります。個人ではなく、地域や行政、また関係団体と力を合わせて、本市農業を守っていく必要があると考えています。

八代市坂本町の鶴喰地区が農事組合法人を発足されました。農地約8ヘクタールを集積し、地元産米のブランド化と加工品づくりをされるということです。この地区は65歳以上の高齢化率が



6割、農業従事者は平均70歳を超えています。将来的に農地や農村機能の維持が難しくなると懸念があり、この県農地集積加速化事業の重点地区の指定を受けられました。代表の方は、高齢化する中で農業ができ、若者が戻って定住する環境にしたいと言われております。前向きで熱意があり、感心します。集積農地も約8ヘクタールとそこまで大きくはなく、地元産の米のブランド化という点では、本市にも当てはまる、もしくは使える事業だと思いますけれども、4点目の質問は、この県農地集積加速化事業の重点地区指定は本市にはあるのか、お尋ねします。

以上、4点です。

○議長（福田 齊君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） ありがとうございます。4点の御質問だったかと思えます。

まず、最初は農地基盤整備の目標の達成状況だったと思えます。

本市の水田の耕地面積は370ヘクタールでございますが、総合戦略の中では桑原議員が言われましたとおり、31年度末で56ヘクタールになるように設定をしております。これまでの進捗状況といたしましては、本年度末での基盤整備面積は、約47ヘクタールとなっております。おおむね目標どおりでございます。また、平成31年度末では、事業計画どおりに国の予算が配分されれば、おおむね目標を達成できるものと考えております。

次の2番目の質問が農業委員等の任命についてでございます。

農業委員は、水俣市農業委員候補者選定委員会において、認定農業者であるか、あるいは認定農業者等に準ずる者であるか、中立な立場の人も入れること。それから、年齢、性別に偏りがなやか。あるいは、農業に関する識見を持っていらっしゃる方であるか。それと農業委員会の事務も適切にこなせる人であるかと、いろいろな要件がございまして、最終的には将来性、地域バランス等を考慮した上で評価し、候補者を市長へ報告し、議会の同意を得て、最終的には市長が任命することになっております。

また、もう一つの農地利用最適化推進員は、地域の農地所有者や農業者の信頼を得て、長年農業に携わり、担当区域の農業者や農地等に詳しいかなどの実績を考慮し、最終的には農業委員会が委嘱をすることになっております。こういった方法で選定することになっております。

3番目の質問といたしましては、がんばる農家支援についてでございます。

こちらもちろん継続していく考えでございますけど、農業者からも農家の金銭的な負担軽減につながって、大変ありがたい制度である、今後もぜひ継続していただきたいという声をいただいております。

このような要望を踏まえまして、今回新たに事業を組みかえまして、農業担い手支援事業として予算計上をしたところでございます。

今後とも事業効果についても検証しながら、効果的な事業の推進が図れるように努めてまいり

たいと思います。

それから最後の質問が農地集積加速化事業の話でして、この前、市渡瀬、深川地区の方々が鶴喰地区だったですかね、あそこを視察研修に行かれたということで聞いております。研修で水稻の新品種を特別栽培農産物として有利的に販売を行う取り組みなどについて、大きな関心を持たれ、質疑応答も活発に行われております。

済みません、間違えておりました。農地集積加速化事業の重点地区についてですね、申しわけありません。

平成28年度からは、一部事業の見直しが行われまして、従来の県が重点地区の指定を行うことから、市が県の同意を経て、集積促進地区を指定することとなっております。本年度は東部地区の市渡瀬、深川地区が地区指定されております。また、新たに創設された果樹園の農地集積に取り組む事業の重点地区として、袋地区が地区指定をされております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 それでは、最後の質問をしたいと思います。

農地の整備や農業者の支援は少しずつですが、本市農業も未来に向けて進んでいるように感じます。農地基盤整備では、目標達成がもうすぐ目に見えているというところまで来ておりました。今後より多くの水田が整備されるよう頑張っていたきたいと思います。担当職員の方々も熱心に取り組んでいると聞いておりますので、ぜひ農業委員、推進委員の方々とともに、本市農業のほうを推進をしていただきたいと思います。

先ほど、鶴喰地区の話をしましたけれども、先ほどの話だと、市渡瀬・宝川内地区の農業の代表者で農地集積加速化事業の視察に行かれたというお話でした。実際見られて、どうだったのかというのを1点質問します。

もう一点は、私は東部地区に住んでおまして、周りの方も農業を一生懸命取り組む方も多くおられて、すばらしい農産物をつくっておられます。石坂川地区でも議長も来られますけれども、ふるさと祭では、いい野菜がたくさん並んでおります。そういうふうな形であそこではかつさい市場で販売をされておりますけれども、加工品も多く、市内の方や近隣住民、伊佐方面からも多く来られます。鶴喰地区の農事組合法人をモデルに、かつさい市場を中心に事業化できるのではないかと感じています。見解をお尋ねして終わります。

○議長（福田 斉君） 時間がありませんので、答弁を打ち切りたいと思います。

以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

---

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。

真志会の谷口明弘です。

あと2日で3月11日、東日本大震災から6年目を迎えます。テレビに映る津波の生々しい映像がとても現実に行っていることとは思えなくて、底知れぬ恐怖感を抱いたことを鮮明に覚えております。

また、熊本地震が起きたのは昨年4月のことでした。けたたましく鳴り響く携帯電話の警報音に気が動転したあの日から、もう1年がたとうとしています。国難とも言える天災後の被災者の姿は、阪神淡路大震災のときもそうでしたが、整然と列をなして弱者をいたわりながら、あるいは支援者に感謝の言葉を述べながら、配給を待たれるその姿に世界中の人々が驚きました。また全国からボランティアに駆けつける人々の姿にも感動すら覚えました。この水俣からも現在でもボランティア活動に取り組まれる方々がいらっしゃることを誇りに思います。

これらのことは、日本人として過去から培われてきた高い精神性、思いやりや共助の精神がどれだけ大切なことか世界中の多くの人々に示したと思います。復興にはまだまだたくさん問題が残っております。日がたつごとにこの事件が風化していかないように、今の被災地の状況に関心を持ち、どんな問題が残っているかを知り、自分にできる範囲で手助けする、これが大事ではないかと思えます。

5年前、南三陸の復興の様子を視察に行ったときに説明者をしてくださった二瓶さんが「テレビで取り上げられる回数も少なくなってきました。国民の関心がなくなるのが一番怖い。ぜひ、自分たちのことをいつまでも忘れないでください」とおっしゃったことが今でも耳に残っています。

さて、水俣市も熊本地震の影響で、このもやい館をお借りして議会を開くことになりましたが、当館を管理される振興公社の皆さん、また市民の皆様には大変御迷惑や御不便をおかけしていることと思えます。また、会場設営から議会のスムーズな進行を陰で支えてくれる議会事務局の皆さんにも心から感謝します。

それでは、通告に従って以下質問します。

1、企業版ふるさと納税活用事業について。

①、この制度の仕組み、特に企業、本市にとってのメリットや現在の他市の取り組み状況についてお尋ねします。

②、水俣高校・水俣環境アカデミアで、地球規模問題等解決研究活動事業、地域人材育成事業、国際人材育成事業の3事業を行うということだが、予算額550万円の振り分けは幾らか。

③、2社の企業から既に寄附の申し出があると聞かすが、どのような業種の企業で寄附額は幾らか。また、今後目標とする寄附金額は幾らか。

④、コーディネート委託料予算200万円はどのような仕事をしてもらうのか。委託先の選定方法はどのように行うのか。

次に、大項目2、キャリア教育の取り組みについて2点お尋ねします。

①、小中学校における職場体験の実態はどのようになっているか。

②、富山県が実施している「14歳の挑戦」という取り組みを水俣市も導入してはどうか。

最後に、大項目3、市内一円市道維持補修費について以下質問します。

①、市道維持補修費は昨年の予算と比べて大幅に増額されたが、これまで寄せられた市民の要望の何割くらい完了できる予定なのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、企業版ふるさと納税活用事業については私から、キャリア教育の取り組みについては教育長から、市内一円市道維持補修費については産業建設部長からそれぞれお答えします。

初めに、企業版ふるさと納税活用事業について、順次お答えします。

まず、この制度の仕組み、特に企業、本市にとってのメリットや現在の他市の取り組みの状況についての御質問にお答えいたします。

この制度は、地方公共団体が実施する地方創生のプロジェクトに対して、当該地方公共団体以外に本社を有する民間企業から寄附をいただき、当該プロジェクトを実現していくものであります。寄附をした企業には税額控除の優遇措置があり、社会貢献に積極的な企業であるというイメージアップにもつながるなどの効果があります。

一方、自治体にとっては、プロジェクト実施の財源の確保、地域外の民間企業との連携による新たな視点でのプロジェクトの実施や、市の取り組みの地域外への発信という効果があります。

なお、企業版ふるさと納税を活用した事業の実施に当たっては、その事業内容について地域再生計画として国に申請を行い、認定を受ける必要があります。本市においては、現在この申請を行っているところであります。

次に、他市の取り組み状況についてお答えします。

現在、企業版ふるさと納税を活用した事業を実施している全国の地方公共団体は、都道府県で19カ所、事業数26件、市町村では109カ所、事業数は131件となっています。

なお、熊本県内の市町村では、現在のところ企業版ふるさと納税を活用した事業を実施している自治体はございませんが、鹿児島県出水市では、観光客誘致の促進・安定化を図るため、戦争遺跡を観光資源として活用していく戦争遺跡保存活用プロジェクトを実施されています。

次に、水俣高校・水俣環境アカデミアで、地球規模問題等解決研究活動事業、地域人材育成事業、国際人材育成事業の3事業を行うということだが、予算額550万円の振り分けは幾らか、との御質問にお答えします。

まず、地球規模問題等解決研究活動事業は、地域の環境をテーマに、水俣高校生が基礎的な科学研究や調査の手法・視点を学ぶことを通して、国内外の他地域との比較や調査結果等がどのように活用されるのかを具体的に学ぶというものであります。

これによって、研究と課題解決の関連性、あらゆる視点からの課題発見能力とその解決に向かう主体性を身につけた人材を育成することを目指しています。

経費としては、調査研究に関する講師への謝金、調査研究に関する機器の購入費、大学や研究所へ高校生を派遣する旅費等、約205万円程度を見込んでおります。

次に、地域人材育成事業については、高校生が地域の企業で実際に行われている研究・開発等について講義を受けたり、可能であれば実際に研究等に参加するものであります。この事業を通して地域の企業への理解を深め、仕事の社会的価値を学ぶことにより、地域での雇用につなげていくことを目指しています。

本プログラムについては、講師の謝金や、備品の購入費等約43万円程度を計上しております。

国際人材育成事業は、海外都市や大学、留学生との交流を行い、広範囲・多分野にわたる人的ネットワークを構築し、世界に目を向け、世界から水俣を見る視点を持った人材を育成することを目的としたプログラムです。具体的には、水俣環境アカデミアの遠隔会議システムを活用した海外の大学や国内大学の留学生とのディスカッション、高校生が英語で水俣を伝え、案内するフィールドワークの実施などを通じて、高校生の英語力、コミュニケーション能力の向上を図るものであります。

経費としましては、指導者の謝金や高校生の国内大学の留学生との交流のための派遣旅費等約100万円を考えているところです。このほか、事業全体及び企業との連携促進のためのコーディネート委託料として200万円を計上しております。

次に、2社の企業から既に寄附の申し出があると聞かすが、どのような業種の企業で、寄附額は幾らか。また、今後目標とする寄附金額は幾らか、との御質問にお答えします。

現在、本事業の実施に当たり、関東圏を中心に企業を訪問しているところであります。

既に2社の寄附のお申し出をいただいておりますが、1社は、不動産関連の事業を行われている会社で10万円の寄附を、もう1社は環境分析関連のサービス業を行われている会社で、こちらも10万円の寄附のお申し出をいただいております。なお、寄附総額としては、200万円を目標としており、今後、企業の社会的責任として、教育活動や次世代育成に力を入れている企業などを中心に訪問してまいりたいと考えております。

次に、コーディネート委託料予算200万円はどのような仕事をしてもらうのか。委託先の選定方法はどのように行うのか、との御質問にお答えします。

本事業は全体を通して、さまざまな企業や大学との協力・連携のみならず、プログラムの内容等に係る検討などが必要となります。

そのため、コーディネートを行う事業者の業務としては、本事業に協力いただける企業を探すとともに、実際の事業実施に際して、企業や国内外の大学や研究者との連携のコーディネート、教育研究等に関する指導等を考えております。事業者の選定に関しては、先ほど申したように、企業や大学とのつながりを持ち、かつ教育研究に関する知見やノウハウを持つ事業者について、プロポーザル方式等、企画提案型の審査において選定したいと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 水俣市がいわゆるふるさと納税制度に取り組んで、ことしで2年目になります。

平成27年6月議会で、水俣市もこの制度に取り組んではどうかと、先進地平戸市への職員派遣やふるさとチョイスの活用を検討してはどうかと質問したときには、私に、谷口議員が視察に行ってみてはどうかと切り返されたのが懐かしく思われます。

同年12月議会には、ふるさと納税推進へと方針転換され、平成28年度導入となったわけですが、昨年度のふるさと納税寄附額は、現時点で2,348万550円と、取り組み前と比べるとかなりの伸びとはなっておりますが、例えば近隣自治体の芦北町では1億円近くの寄附を集めているというふうにお聞きしております。来年度はさらなる寄附を額の確保を目指して知恵を絞っていただきたいと思えます。

そもそも個人が利用するふるさと納税制度と今回の企業版ふるさと納税制度、一番の狙いは都市と地方の税収格差をならすという狙いがあると思えます。一部報道では首都圏の自治体の税収が減収になり、問題であるというふうに騒いでおられますが、もともとそれが目的であり、地方から優秀な人材、あるいは労働力を提供し続けてきたことへの見返りとして、自主財源に乏しい我々のような自治体には当然の権利であると考えております。また、地域間格差、東京一極集中の是正の意味でも、多少の問題はあれ、こうした制度をつくって、それが見事に国民のニーズにマッチした珍しい政府の事業の一例ではないかと思えます。

最近では企業版ふるさと納税制度について大手家具メーカーのニトリが夕張市に4年間で総額

5億円を寄附する方針を明らかにしました。北海道東川町の冬季観光誘客による地方創生推進プロジェクトを応援するために、アウトドア用品メーカーのモンベルがアルペンスノーボード国際大会の開催事業に寄附を予定しているといったニュースが大きく報道されております。

さて、この水俣市が新たに取り組もうとしている企業版ふるさと納税制度、今、市長の答弁があったとおり、水俣高校支援の一環となる事業を旗印に掲げている点、さらに県内では初めての取り組みとなるということで私も大いに期待しているところです。

そこで、2点質問します。

1点目、企業版ふるさと納税活用事業を実施するに当たり、なぜアカデミアの事業を組み立てられたのか。また、アカデミアと水俣高校が連携するこの事業がどのように水俣高校の進学率向上につながるのかをお尋ねします。

2つ目、地球規模問題等解決研究活動事業とは、かなり壮大なテーマとなっておりますが、具体的な研究内容はどのようなものかをお尋ねします。

以上です。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点、ございました。

1点目は私から、内容の説明については、部長のほうから答弁させていただきます。

水俣高校とアカデミアの連携するその意味合いと、また進学率につながるかということだったというふうに思っております。本市において、地域を支えていく次世代人材育成は、大変重要なことであるというふうに考えております。そのため、教育環境の充実、特に水俣唯一の高校であります水俣高校の支援を行うことが必要不可欠だというふうに考えているところでございます。

産学官民の連携拠点として、国内外の大学や企業等と連携して、水俣での人づくりなどに資する事業を実施する水俣環境アカデミアと連携し、この事業を行うことで、地域に根差し、かつ世界とつながり、広範な視点や主体性を身につけ、将来への可能性を開くことのできる他の地域や高校で見られない水俣ならではのプログラムが実施できるというふうに考えております。

このことで、水俣高校の教育環境の充実と魅力向上につながり、地域の次世代の人材育成だけでなく、水俣高校に進学したい、させたいという小中学生の保護者の方、これは水俣市、また水俣市外の方にもぜひ水俣高校に進学したいというふうな思いを持っていただけるようにつなげていければというふうに思っているところでございます。

○議長（福田 齊君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 続きまして、地球規模の問題解決とあるが、具体的な研究内容は何か、との御質問にお答えします。

個別の研究内容につきましては、寄附をいただく企業の意向なども踏まえ、今後決定していき

たいと思います。

なお、方向性につきましては、地球温暖化問題、あるいは環境保全、世界に共通する課題などを選定して、他地域と比較しながら、世界とのつながり、あるいは地域を見詰め直す、さらに課題解決に関して、思考を深めていく、このようなテーマにしていきたいと考えております。

なお、水俣環境アカデミアにお招きしている古賀所長は、環境分析、特に水分析の権威でありまして、この高い知見を活用していただき、水俣市が有する豊富な水に関して、それぞれの地域の水の味とか、水の成分分析とか、これらの分析を踏まえて、他地域と比較するという、そのようなプログラムも可能ではないか、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 昨年、3月議会だったかと思いますが、要は水俣高校の支援に対しても、ぜひ積極的にかかわってほしいと、そのきっかけとなったのが、ちょうど今の時期でしたかね、高校の定員割れのニュースを新聞で読んだときに、ちょっと衝撃を覚えて、そういったことを取り上げさせていただきましたが、いろんな支援の方法があると思いますけれども、今、取り組まれているこのアカデミアを使ったSGH絡みの支援方法というのが、すぐに功を奏しないかもしれませんが、少なくともことし中学3年生が水俣高校を受験される中に、それまでその中学校でトップクラスにいる学生たちが水俣高校に進学を希望しているというような話も聞きまして、その理由の1つがSGHに認定されたことがかなり大きいんじゃないかというふうな先生のお話もお聞きしまして、非常に期待もしているところです。すぐすぐ効果はあらわれないかもしれませんが、ぜひ水俣高校の魅力を高める事業に市も一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと話は変わりますが、水俣市が水俣病を経験したまちだから、という何の事業をするにしてもこのようなまくら言葉を使われ続けてまいりました。

昨年は公式確認から60周年ということでメディアに取り上げられる回数も例年より多くなりました。はっきり言って現在でも市民の間には水俣病に対してさまざまな思いや考え方があります。これまで水俣市が環境モデル都市を目指したのもそういった背景があったことは否めません。とは言え、これから50年も60年も先の未来がある若者には、科学的分析結果や客観的な事実に基づいて物を考える判断力、中立公平に物を見る目を養っていただきたいと思います。

アカデミアと水俣高校が連携するに当たっては、メディアの報じる内容についてもさまざまな視点から自分の考えをしっかりと持ち、意見を言えるそういう教育を進めてもらいたいと思っております。

ふるさと納税にしても今回の企業版ふるさと納税にしても、水俣市の取り組みが全国からの多くの人々に共感してもらえるよう私もできるだけことは広報したいと思っております。全国の知



り合いに伝えたいという決意を申し上げて、この質問は終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、キャリア教育の取り組みについて、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、キャリア教育の取り組みについて、順次お答えします。

まず、小中学校の職場体験の実態はどのようになっているのか、との御質問についてお答えします。

キャリア教育とは、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育であり、就学前から義務教育9年間、高等学校等を通して、児童生徒が将来自立した社会人、職業人として生きていくために必要な能力や態度、資質を育成していくものであります。その中で、中学2年生を対象に興味ある仕事に従事することを通して、働くことの意義を学ぶとともに今後の生活に役立てることを目的として、市内4中学校が同一期日で職場体験学習を実施しています。

本年度は、9月7日からの2日間で、市内各保育園・幼稚園、病院、介護福祉施設、美容室等、75カ所の事業所に協力を得て実施しました。参加生徒の感想には、仕事をするということは、今までお金をもらうことだと思っていたけど、職場体験を通してお金をもらうだけでなく、社会に貢献することであることを知った。この職場体験をして学んだことは、お客様とのコミュニケーションです。理由は、お客様が来てよかったと思われるような接客が大切だと思ったからです。これからは、このことを忘れないように頑張りたいですという学びを記しています。関連して、中学校2、3年生では、職業講話を実施し、進路についての学習につなげています。

また、小学校では、PTAと共催で市内18の事業所を招いての職業体験を実施したり、生活科や総合的な学習の時間に職場訪問をしたり、道徳でゲストティーチャーとして招き、話を聞いたりとしているところもあります。

このように、地域に出かけたり、地元で働く人から直接学んだりする体験活動は、児童生徒の適切な勤労観や社会性を醸成することに有意義であり、ふるさと水俣を愛する児童・生徒の育成にもつながります。

今後とも、職場体験学習を核としながら、9年間のつながりを明確にして、発達段階に応じたキャリア教育の推進を行ってまいります。

次に、富山県が実施している14歳の挑戦という取り組みを本市も導入してはどうか、との質問にお答えします。

富山県の14歳の挑戦は、平成16年から中学2年生全員に5日間の職場体験を通して、地域の人の働く姿から、自身の適性や可能性を考える機会として実施されており、同県高校生の地元就職率が例年全国トップクラスであるという成果の一助になっていると認識しています。

本市での職場体験学習は、毎年約200人の生徒が市内75カ所の事業所に協力をいただき実施しています。体験日数をふやすことと成果の深まりはおおむね比例しますが、参加生徒や受け入れ事業所の負担も同時に比例します。また、学校現場では各教科等の授業時数確保も懸念されます。

これらのことから、体験学習は現状の2日間で実施し、事前・事後の学習内容を工夫するなど、カリキュラムの充実を図りたいと考えています。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 キャリア教育とは、今、教育長の答弁にもございましたように子どもたちに勤労観や職業観を育てる教育であります。これは義務教育9年間と高等学校などを通して育成していくと今、答弁されたかと思います。もしそうであるならば、小学校、中学校、高校を通してお互いの連携、あるいは役割分担がなされてしかるべきであるというふうに今の答弁を聞いて感じました。

そこで、まず1点目ですが、果たしてそういった小中高の連携みたいなものがあるのか、ないのか。まずはこれについてお尋ねします。

そして今回、私がこの質問をするに当たり、水俣市内の小中学校のキャリア教育について数校の小中学校を訪問し、現状についてお話を伺ってまいりました。

まず、小学校についてですが、第一小学校で2年ほど前から、もともとは育友会、そちらのほうで企画されて、市内の事業所を招いて1年生から6年生までを対象に職業体験を柱とした取り組みをされ始め、本年度2年目、本年度は学校行事として取り組まれたというふうにお聞きしています。警察署のブースとかでは、警察犬に児童のにおいをかがせて、その児童が隠れているところを警察犬が素早く見つけにいくとか、または訓練士の股の間を警察犬がすり抜けて歩いていくとか、そういったパフォーマンスに大いに子どもたちが興味、関心を示していたという話を聞きしました。

そこでなんですけれども、ぜひ私この第一小学校の取り組み、素晴らしいなと思っておりまして、この取り組みを我々が住む東部地域とか、葛渡小学校であったり、久木野小学校であったり、湯出小学校であったり、そういった小規模校ではとても実施するには厳しい現状がございますので、大規模校、小規模校関係なく、公平にこういった経験ができるよう、全小学校を対象に実施できないか、教育委員会の見解をお伺いします。

中学校ですけれども、ヒアリングを行ったときに、校長先生が訪問企業先が82社もあるんですよというふうに自信ありげに私におっしゃいました。今の教育委員会の答弁でも75社の参加協力企業があるというふうな答弁でございましたが、私も最初それを聞いて、それだけ協力企業があるこの水俣市はすごいなと、市内の企業さんはすごいなと思いました。

そこで、どんな事業者が協力してくださっているのか興味がありまして、リストを見せていた

だけませんかとお伺いしました。そしたら、校長先生が奥に取りに行かれて、持って来られたんですけれども、82社に及ぶ名前が、ここにあるんですけど、びっしり書かれていまして、最近これを見るために老眼鏡というものを生まれて初めて買いました。そのリストをこの老眼鏡でしっかり見るとよく見えるんですね。

そしたら、ちょっと私はこのリストを通して違和感を感じました。その違和感については、また後ほど申したいと思うんですが、教育長はこの82社の載っているリストについて、見られたことがあられるか、もし見られたとすれば、どのような感想をお持ちになったかという率直な感想をお尋ねします。

次に、14歳の挑戦の取り組みということですが、水俣市も導入してみてもどうかということなんですが、現状を維持するという回答であったというふうに理解しました。でも、私は簡単には引き下がりません。2次質問、3次質問で、私の思いを伝えて、教育委員会と議論を深めたいと思います。

まず、富山県が実施している、この14歳の挑戦という取り組みは、今、答弁にもありましており、中学2年生の全員が5日間の職場体験を通して、地元企業に赴き、働きがいや地域への貢献度を実感するという体験で、事実、富山県の高校生の地元就職率が全国でもトップクラスであるという結果を導き出しています。また、地元就職率がトップクラスである要因として、この富山県では、14歳の挑戦という取り組みの成果であるというふうな分析もしております。

先ほど答弁の中でも、体験日数をふやすことと成果の深まりはおおむね比例すると答弁されました。つまり、効果については教育委員会も理解されているというふうに判断いたしました。

今、水俣の雇用の現状を教育委員会はどの程度理解されているでしょうか。ハローワーク水俣の統計によりますと、全体の有効求人倍率は1.33です。医療介護、サービス業全般、土木建設業においては2.31とか2.63という、そういう状況があり、人手不足が常態化しております。それに対して、水俣高校を卒業後、就職する子どもたちの7割が地域外に就職している現実があります。

職場体験の日数をふやすことによって、生徒や企業の負担がふえるとか、授業時数の確保が懸念されるとできない理由の答弁が先ほどございましたけれども、結果の伴っていない取り組みはそこに改善の余地があるはずです。若い労働力が欲しい企業に本気で働きかければ、協力を惜しまない企業はたくさんあると思います。

そこで、いま一度、いきなり富山県のように5日間にしてくれとは言いませんが、せめて津奈木町とか、県内にも3日間で実施する自治体もございまして、1日ふやして3日間にするというものを検討してもらえないか。

また、地元企業に就職したいと思うような内容にするにはどうしたらよいか検討してもらえないかということをお尋ねします。

以上です。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 4点ほど、第2の質問があったかと思えます。

小・中・高校を通して、キャリア教育を行うことについて、連携とか役割分担があるのかという点でございましたけれども、本市におきまして、キャリア教育に特に焦点化した連携、あるいは役割分担は、現時点ではとっておりません。

ただ、職場体験に当たっては、仕事につくということに焦点化して、実際の行動としてあらわれるという観点から考えますと、人間形成能力であるとか、人間関係をつくる能力とか、社会性を高めていく能力、あるいはその中で自己管理を果たしていく、そういった能力がございますけれども、平たく言いますと、基礎的、あるいは汎用的能力という言葉で専門的には言いあらわされております。これらを育成するために、文部科学省が現在示してございますキャリア教育の手引、そういった資料を参考にしながら、小学校、中学校のそれぞれの発達段階に応じた目標や取り組み、内容等を設定して、児童生徒や地域の実態に即した実践を行っているというのが実情でございます。

それから、第一小学校の育友会を中心に取り組まれています内容について、同校独自のものですけれども、ほかの小学校にもできないのかというようなお尋ねであったかと思えます。

水俣第一小学校の職業体験の取り組み、これはとても素晴らしい内容であると、そのように私も受けとめています。PTAが主体となりまして、企画、運営をされ、今年度で2回目であるとお聞きいたしております。これを他の小学校に広げることにはできないかということですが、水俣第一小学校と同様の職業体験を行うためには、各小学校より保護者の機運を高めるということからスタートする必要があると思えます。

また、各学校では、生活科や社会科の校区内等にあるお店を訪ねて、仕事の工夫ややりがい等を聞き取る学習を行い、子どもたちの勤労観の素地を養っているところでございます。

さらに、他の小学校での実施となりますと、回数もふえ、参加事業者の負担も懸念されるのが1つにはございます。

これらのことから、水俣第一小学校の取り組みを他の小学校にお知らせし、各小学校の職業体験への機運を高めるとともに、各小学校の特徴に応じた取り組みの充実を指導していきたいと考えております。

受け入れ事業所のことでお尋ねがございましたが、受け入れ事業所のリストは確認をいたしております。今、手元にも置いてありますが、市内75社の受け入れ事業所には、中学生の職場体験学習の趣旨を御理解いただいて、生徒を受け入れ、御協力いただいております。そのことには、大変感謝をしております。

また、各事業所の関係者の方々の、未来の水俣を担う中学生を育てようとする熱意や姿勢に深く敬意を表しますとともに、少しずつ受け入れ事業所の拡大を図ってきた各小中学校の先生方の御尽力にも御礼を申し上げたいと、そのように思います。

地域の教育力が低下してきているといわれる昨今ではありますけれども、このように受け入れ事業所が75社に及んだことについては、水俣の地域の教育力の底力を感じている、率直にそのように思います。

それから、富山県で行われております14歳の挑戦について、期間をそれに倣って水俣のほうも3日間ぐらいに延ばしてはどうかとい御提案であったかと思いますが、職場体験学習については、市のキャリア教育担当者研修会、そういった組織がございます。担当校長の指揮のもとに、企画、運営、それから調整を行って、体験学習の推進を図っているところですが、まずはそういった担当者研修会に3日間実施した場合におけるメリット、あるいはデメリット、先ほど言われました課題等を含めて、改善の余地はないか検討をするように働きかけていきたいと考えています。その検討内容を精査した上で、受け入れ事業所の意向等も確認し、持続可能なシステム、方法を考えてまいりたいと思います。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 先ほど私が述べた82社のリストを見て感じた違和感、それは、このリストの中に、JNCあるいはその関連企業、新栄合板さんや川村電機さん、または産業団地内の地元企業といったところのお名前が挙がっておりません。それに、ハローワークに求人を出している事業所の名前という観点からも余りこのリストの中にお名前を見ることができません。そういった違和感を私はこのリストを見て感じたところでございます。

水俣市の経済基盤を支え、子どもたちの保護者の多くが勤めているであろうこういった地元の大手企業や求人を出してもなかなか働く人が見つからない企業の職場体験をどうしてしていないんだろうという気持ちを抱いております。

そこで1点目ですが、教育長、これらの企業が職場体験先になっていないことに対して、どのようなお考えをお持ちか、それが1点目ですね。

私がなぜこれらの企業がリストに入っていないのかというふうに疑問に思って、どのように受け入れ先をお願いしていらっしゃるんですかと校長先生にお尋ねしました。そうすると、各中学校の2年生担任の代表の先生がお一人ずつ計4名、さらに先ほど教育長が答弁されたように、統括の校長先生がお一人、この5人の先生方で組織するキャリア教育担当者会という組織をつくられて、毎年受け入れていただく企業に対して、現場でヒアリングしたので間違いのないと思いますが、基本的には、昨年度、このリストに載っている企業さんにお声をおかけして、受け入れオーケーか否かという問い合わせをし、それで受け入れ先を決めていますという御返答でした。

これらの企業から言えることですが、受け入れ企業のリストがふえるはずがないということでございます。中学校の先生といっても地元の企業に人脈やつてもほとんどないと思います。若い先生もいらっしゃいますし、水俣市外の若手の先生もたくさんいらっしゃいますので、校長先生も同様に、そういった状況にあるのではないのでしょうか。進路指導の先生ということになっても、今、ほぼ高校に全入するという時代となった昨今では、地元企業とのつながりが希薄になっているのが実情ではないかと、そういった状況を懸念します。

この状況を改善する方法として、私は1つ提案がございます。教育委員会が今、主導で進められている大きな3つのプロジェクトのうちの1つ、水俣科を推進するというメニューがあると思いますが、そちらに職場体験という、これを位置づけて、地域コーディネーターなどを活用して、教育委員会と各学校と一体となってキャリア教育担当者会の組織を見直してみてもどうか、人員をつくり直してもどうか。もしくは、何ら商工会議所さんであったりとか、ハローワークさんに協力を仰いでみてはどうかという提案をいたします。教育長のお考えはいかがでしょうか。

これは追加の情報ですが、3月21日には、水俣高校へ水俣・芦北地域内の高校3校が連携して、1、2年生の全学科の生徒を対象に仕事発見塾という企画をされるそうですけれども、これはたしか経済観光課も深く携わっている事業かと思えます。

このように水俣市のほうも真剣に地元就職とかそういったところに取り組んでいる中で、教育委員会だけ自分たちは与えられたことをやっているんだと、地域の実情とはそこまでというような態度ではいかんと思いますので、ぜひ協力体制を密にしてやっていただきたいという思いから、今、2つの質問をさせていただきます。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 受け入れ事業所のリストの中に、JNCさんであるとか新栄合板さんであるとか、あるいは川村電機さん等、大きな事業所が入っていないがというお尋ねでございました。

受け入れ事業所の選定に当たって、事業所を拡大することは参加する中学生の将来の可能性を拡大することにもつながります。子どもたちの夢や希望の実現のためにも、そういった選択肢を広げるということはとても大切なことだと思います。

ただ、今、議員のほうからもありましたようなJNCあるいは新栄合板、川村電機産業等は水俣市における非常に大きな中核となる大企業でございます。事業内容を見ますと、専門的の場合によっては危険を伴うような高度な技術等を要する工場でもございます。中学生の受け入れに当たって、そういった点を慎重に配慮する部分もあるのではないかと思います。そういったことで、大きな企業については判断に迷うところがあるんじゃないかと思っています。可能であれば、それを実現するような方向で努力させていただきたいと思っています。

事業所選定につきまして、過去に受け入れていただいた事業所を中心に職場体験が終了した時点で次年度の受け入れが可能かどうかお尋ねして、職場体験の狙いがございます体験を通した学びができる、それから中学生段階として感じるやりがいを実感させてもらえるような事業所、そういった内容で選定できるように、毎年見直しを行っています。

今、御提案のあった事業所等についても、そのリストに搭載できるのかどうかを含めて、検討してまいりたいと思います。

それから、現在企画・運営を行っている組織、キャリア教育担当の研修会でございますけれども、少人数で非常に選定等に苦慮しているんじゃないかというところがございます。そういった中で教育委員会で進めております学校教育改革プロジェクトとの一環として、取り組んではどうかという御提案であったかと思えます。

御指摘のとおり、企画運営・連絡調整を行っている組織は、校長1人、それから担当先生が4人ということで5名で当たっております。事業所等のやりとりや生徒の希望調査、決定等の調整作業に非常に長時間を要すると、苦労が多いということも承っております。

今、御提案がありました市学校教育改革プロジェクトの1つとしてどうかという御提案でございますけれども、次年度のプロジェクト委員会は現時点では別の内容における教育課題と解決に向けた委員会設置を予定をしているというところがございます。

今後において、議員から新たな提案もございましたので、プロジェクト委員会における研究協議、必要であろうかと思えますので、検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（福田 斉君） 次に、市内一円市道維持補修費について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 先ほどの轍を踏まえて、なるべく短く、わかりやすく答弁をしたいと思えます。

次に、市内一円市道維持補修費について、市道維持補修費は昨年の予算と比べて大幅に増額されたが、これまで寄せられた市民からの要望の何割くらい完了できる予定なのか、との御質問にお答えします。

市道に関する苦情や要望のうち、軽微な補修で済むものについては、直営の作業班で対応しております。また、建設機械を必要とする中規模程度の補修は、修繕業務として年間900万円程度を委託しております。また、本格的な改修が必要となるものは、請負工事として実施をいたしております。

この請負工事費につきましては、ここ数年は4,000万円程度の予算でございましたが、来年度は、倍の8,000万円を計上させていただいております。平成29年1月末時点で積み残している工

事の要望は、強化舗装工事が23件、側溝改良工事が39件、その他（局部改良等）が6件の合計68件で、総額は概算で2億9,000万円でございます。新年度の予算で、このうち3割程度が解消できると思われますが、依然、積み残しが2億円程度残る見込みとなります。

また、さらに毎年2,000万円から5,000万程度の要望がございまして、今後も限られた予算の中で、緊急性や安全性を考慮しつつ、実施してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 まずは、昨年12月議会で、市道の維持補修費について、増額して対応しなければ補修箇所はふえるばかりであると主張しましたところ、新年度予算におきまして、早速倍増していただきましたことには、率直に高く評価させていただきたいと思っております。

答弁でもありましたように積み残している工事の要望のうち、3割程度解消できるということですが、依然2億円程度の積み残しがあると、さらには毎年新たに追加で2,000万円から5,000万円程度の要望があるということを今後とも執行部におかれましてはしっかりと受けとめていただきたいと思っております。

住民の要望の中でも、道路に関するものは特に優先度が高い課題であることもあわせて認識していただきたいものでございます。

さて、例年の倍の市道維持補修予算を計上されたことで、市民からの要望に例年以上の対応が期待されますけれども、補修工事を請け負う業者の受注時期が集中しないよう計画的な発注業務も必要と思われれます。

業務量の増加と計画的な発注を現在の職員体制で進められるのか、という点をお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、業務量が増加したことで、職員体制等に問題はないのかと御心配していただいております。

市道維持補修に係る職員といたしましては、現在4名おります。主に市民からの要望調査や補修工事の発注等の業務を行っております。

また、そのほかに職員1名と非常勤職員4名の5名が現場において軽微な補修業務を行っております。

年々増加する市民からの要望に対する調査業務や、各種申請に係る業務と並行して、議員御指摘の計画的な補修工事の発注業務を行うことにつきましては、これからも考えてやっていきたいと思っております。

しかし、人員的に非常に厳しいところもございまして、せつかく増額分の予算をいただ



いたものですから、これらの予算も十分に生かしまして、市民からの要望に少しでも多く対応できるように努力していきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 年々ふえ続けております市民の要望を解消していくために、市道維持補修費は市の単独予算だけではなかなか難しいと思われまます。そこで、財政的に有利な交付金事業を積極的に活用すべきと思いますけれども、単独予算以外にこういった事業が計画されているかというのをお尋ねして、私の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、交付金事業を活用していくべきという御質問についてですが、これまで市道の維持補修につきましては、交付金事業は認められておりませんでした。しかし近年、道路及び附属施設の維持補修については、まず点検を実施しまして、補修計画を定めることを条件に交付金事業による舗装、橋梁、それから擁壁等の補修が実施できるようになっております。

本市におきましても、この交付金を活用いたしまして、平成25年から橋梁の補修事業を進めており、舗装につきましても平成26年度に実施した点検結果をもとに、27年度から舗装補修工事を交付金で実施をいたしております。

このように非常に有利な交付金事業でございますが、近年では点検結果による採択基準が設けられていること、加えて、交付金事業の県内の配分も年々減ってきておりまして、交付金事業による十分な予算確保が余り期待できない状況になってきております。

しかし、市民の要望解消には欠かせない事業でございますので、今後も引き続き市単独予算と組み合わせて、交付金事業を活用してまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時54分 休憩

---

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

市政発展と市民の安全・安心の向上を願い、通告に従い、順次質問したいと思います。

我が国の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っています。平成27年国勢調査によると、我が国の総人口は1億2,709万人であり、平成22年の前回の国勢調査に比べて96万2,607人減少しております。国勢調査においては、大正9年の開始以来、初めて減少を記録したことになります。

平成26年に1.42となり9年ぶりの低下を記録した合計特殊出生率は、平成27年に1.46となり、上昇がみられますが、平成27年の年間出生数は明治32年の統計開始以来、初めて100万人を割り、98万1,000人となる見通しであることが昨年末の12月22日、厚生労働省がまとめた人口動態統計の年間推計でわかりました。一昨年の100万5,656人から2万人以上減っており、少子化に歯どめがかからない状況が改めて浮き彫りになりました。

さらに我が国の経済情勢は、全体的に雇用・所得環境の改善が続く中で、生産性、所得水準、消費活動などさまざまな側面から地方と大都市の格差が見られています。人口減少に加え、若年層が東京圏を初めとする大都市に流出する中で、地方では人手不足が深刻化し、地方は大都市に比べて労働生産性が低く、それが賃金水準の格差に結びついており、若年層の流出の一因となっているとの指摘もあります。

こうした地方創生をめぐる現状認識を踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を柱にした2016改訂版を昨年末に発表しています。

それによれば、地方創生の進化に向けた施策の推進として、政策パッケージを示し、地方の平均所得の向上による「しごと」と「ひと」の好循環づくりを基本目標に掲げています。

政策パッケージでは、①地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする。②地方への新しい人の流れをつくる。③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。④さらには好循環を支えるまちの活性化として、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、主要施策と重要業績評価指標を示しています。

地方創生は、平成26、27年度の国及び地方の戦略策定を経て、平成28年度から本格的な事業展開に取り組む段階となってきて、平成29年度には平成31年度までの成果指標の折り返し点となります。国においても地方版総合戦略に基づいて、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取り組みに対し、地方創生推進交付金にて支援することにより、地方創生のさらなる進化を推進するとして、平成29年度からは交付上限額の引き上げなど、運用面を弾力化し、地方創生のさらなる進化を推進しようとしています。

そこで、質問いたします。

①、地方創生の本格展開に向け、総合戦略に位置づけられた各種施策の重要業績評価指標達成状況の検証を行い、短期あるいは中長期の観点から必要な見直しの実施を促している。総合戦略

の各種施策の達成状況の検証及び必要な見直しについての取り組みについてお尋ねいたします。

②、国の新年度予算では、地方への移住促進につながる空き家の有効活用策として、全国の空き家バンクの情報を一元化し、閲覧できるサイトを立ち上げ、空き家を低所得者向け賃貸住宅改修する費用を国が補助する一方、入居世帯に家賃を補助する新たな住宅セーフティネット制度を始めるとしています。水俣市の取り組みについてお尋ねいたします。

③、空き家対策総合窓口は怎么样了。

④、市内全域の空き家実態調査は怎么样了。

⑤、危険家屋解体の取り組みは怎么样了。

⑥、空き家の所有者に対するアンケート調査はどこまで実施できたのか。

以上、6点についてお尋ねいたします。

次に、高校生までの医療費無料化について。

全国の市町村に広がった子ども医療費への独自助成、これに対し、政府は、独自助成が医療費の増大を招くとして、実施した市町村に国民健康保険に対する補助金から差し引く減額調整を昭和59年以降30年以上にわたって行ってきました。

その総額は2014年度、全国で110億円超に上り、地方から廃止を求める声が上がっていました。

そうした要請を踏まえ、公明党の山口代表は2015年2月の参院本会議で、各自治体に人口減少問題への意欲的・自発的取り組みを促す観点から、こうしたペナルティーは見直すべきと主張したほか、党内に子どもの医療費等検討委員会を設置し、厚労省に見直しを強く促してきました。

これを受けて、厚労省は検討会を設置し、制度見直しに着手。2016年3月には、減額調整措置を早急に見直すべきとの見解をまとめ、政府のニッポン一億総活躍プランにも見直しを含め検討し、年末までに結論を得ると明記されました。

未就学児まで30年度から減額調整廃止となりました。地方3団体は一步前進と評価しつつも、年齢にかかわらず減額調整を完全撤廃するように求めています。

以下、3点質問いたします。

①、未就学児まで減額調整廃止した場合の金額は幾らになるか。

②、高校生を医療費助成した場合の金額は幾らか。

③、平成27年4月時点では、高校3年生までを対象に無料化を実施している市町村は9市町村でありました。現在では14市町村が実施しております。高校生まで医療費無料化を実施できないか、お尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、地方創生と空き家対策については私から、高校生までの医療費無料化については福祉環境部長からそれぞれお答えします。

初めに、地方創生と空き家対策について、順次お答えします。

まず、地方創生の本格展開に向け、総合戦略に位置づけられた各種施策の重要業績評価指標達成状況の検証を行い、短期あるいは中長期の観点から必要な見直しの実施を促している。総合戦略の各種施策の達成状況の検証及び必要な見直しについての取り組みについてお尋ねいたします、との御質問にお答えします。

本市では、平成27年10月に水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、水俣を支える産業づくり・安定した雇用の確保、水俣で夢をかなえる人材を育てる・呼び込む、水俣で結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誇れるふるさと・みなまたをつくるという4つの基本目標に沿って、各種の事業に取り組んでおります。

議員の御指摘のとおり、水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、4つの基本目標の実現のために取り組む具体的な施策について、取り組みの成果をあらゆる客観的な指標として、重要業績評価指標いわゆるKPIを設定しており、これにより施策の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を見直していくこととしております。

作業に当たっては、現在進行中の水俣市第5次総合計画における毎年の実施計画の見直し作業と合わせ、総合戦略に掲げた事業の実施状況や、KPIの状況を確認することとしており、これまでに、平成28年度実施計画の取りまとめ作業と合わせて、状況の把握を行っております。

今後、この結果を踏まえて、事業の実施手法が適切か、目標設定が妥当なものかなどの検討を実施することとしており、あわせて総合戦略自体の見直しについても検討してまいります。

また、平成29年度には、現在の第5次水俣市総合計画に続く次期・水俣市総合計画の策定に向けた作業も予定しておりますので、これらと合わせて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、国の新年度予算では、地方への移住定住促進につながる空き家の有効活用策として、全国の空き家バンクの情報を一元化し、閲覧できるサイトを立ち上げ、空き家を低所得者向け賃貸住宅に改修する費用を国が補助する一方、入居世帯に家賃を補助する新たな住宅セーフティネット制度を始めるとしているが、水俣市の取り組みは、との御質問にお答えします。

現在、水俣市では空き家の有効活用としましては、市外から本市への移住・定住等を促進し、地域の活性化を図ることを目的としました空き家バンク制度を、本年3月1日から運用を開始しましたので、これから熊本県宅地建物取引業協会の力をおかりしながら、本格的に進めてまいります。

市におきまして、空き家を有効的に活用するとなりますと、何らかの施策の中で活用していくことが前提となりますが、例えば、先ほどの国の低所得者向け賃貸住宅のようなものであれば、空き家対応部門以外にも福祉部門や住宅部門の部署での施策として必要かどうか等の検討、部署を越えた横断的な対応も必要となります。場合によっては不動産団体等、関係団体との協力も必要となることも考えられます。

また、空き家につきましては、有効活用のみならず、空き家の管理等につきましても関係団体の協力・連携が必要と考えております。

そのようなことから、来年度におきまして、空家等対策計画の策定並びに空家等対策協議会を設置し、庁内関係部署、関係団体との協力・連携促進を図りながら、さらに空き家対策について、進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、空き家対策総合窓口はどうか、との御質問にお答えします。

現在、空き家対策につきましては、市民課市民生活係で行っております。空き家については市民からの相談及び相談に対する所有者との交渉、空き家バンクへの登録等、空き家に関する全ての対応につきまして、総合的に市民生活係で行っているところであります。

先ほども申し上げましたが、来年度からは、空家等対策協議会も設置する予定です。その場合、協議会の事務局も市民生活係で行い、庁内関連部署や関係団体との連携・協力も図ることができますので、総合窓口としての機能がさらに強化されると考えております。

次に、市内全域の空き家実態調査はどうか、との御質問にお答えします。

空き家の実態調査につきましては、平成27年度に実施いたしました調査により1,171件の空き家が確認できております。空き家の状態ごとの内訳としまして、利用可能な物件が466件、若干の整備を要する物件が460件、風・雨を防ぐことが困難と判断された物件が172件、倒壊中の物件が62件、完全に崩落・倒壊している物件が11件となっております。

次に、危険家屋解体の取り組みについてはどうか、との御質問にお答えします。

危険性のある家屋につきましては、所有者に対しまして粘り強く交渉を続けながら、対応をお願いしているところであります。

その交渉の中、以前から懸案となっていた案件で危険部分の除去や解体に至ったもの、現在、解体について見積もりを業者に依頼するという段階までたどり着いた案件もあります。今後につきましても、根気強く対応していきたいと思っております。

次に、空き家の所有者に対してアンケート調査はどこまで実施できたのか、との御質問にお答えします。

アンケート調査につきましては、27年度実施しました空き家実態調査時に空き家バンク登録意向調査として、実施しております。これは、先ほど申し上げました空き家1,171件のうち、利用

可能と判断された空き家で、住所が特定できた141件に対してアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の内容としましては、空き家バンク制度に対する興味や利用の意思の確認のほか、空き家の維持管理上の問題や今後の空き家の利用方法等について調査を行っています。

なお、アンケート調査で22名の方が空き家バンク制度に関する資料送付を希望されておりますので、資料送付とともに空き家バンクへの物件の登録をお願いしていきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣市総合戦略の中で、4つの基本目標である水俣で結婚・出産・子育ての希望をかなえるとありますが、重要業績評価指標にて効果・見直しは具体的にどうなっているか、お尋ねいたします。

新たな住宅セーフティネット制度は、高齢者や障がい者、子育て世帯の住宅を確保することが困難な人たちを支援する制度であります。

増加する民間の空き家を活用し、家賃補助や家賃債務保証の支援を通じて、円滑な入居を促すもので、今国会で関連法案などを成立させ、秋ごろから実施する見通しとなっております。人口減少や高齢化に伴う世帯数の減少で全国の空き家は約820万戸を数え、そのうち賃貸住宅は約429万戸あります。一方で地方自治体の公営住宅については応募倍率が高く、全国平均で5.8倍、東京都では22.8倍、水俣市では3.4倍に達するなど、公営住宅に入居できない世帯が多い現状があります。

新たな住宅セーフティネット制度は、地方自治体に専用住宅として登録された空き家・空き室に高齢者らが入居する際、国などが最大月4万円を家賃補助する内容で、対象は月収15万8,000円以下、賃貸契約の際に必要な家賃の債務保証料も最大6万円補助し、家賃の半額程度とされる保証料の負担を軽減します。また、円滑な入居を促す支援策として、NPO法人や自治体、不動産関係団体らで構成する居住支援協議会の機能を拡充し、NPO法人などを居住支援法人として、新たに指定し、住宅情報の提供や入居相談とともに、家賃の債務保証を支援いたします。受け入れる家主に対しては、耐震化・バリアフリー化に向けた改修などで1戸当たり最大200万円を補助、住宅金融支援機構の融資も受けられるようにします。

新たな住宅セーフティネット制度では、居住支援協議会の設置が必要となりますが、空家等対策協議会がそれに相当するのか、お尋ねします。

居住支援法人をどこにしようと考えているか、お尋ねいたします。

空き家対策総合窓口は、市民課の市民生活係ということでした。市民からの相談・空き家所有者との交渉、空き家バンク登録、危険家屋の対応とアンケート調査等、数多くの業務内容となっておりますが、市民生活係で何名が対応しているのか。また、新たな住宅セーフティネット制度に今の人員で対応できるのか、お尋ねいたします。

空き家の事態調査が実施され、やっと実態が見えてきたと思います。その中で、通行者に危険と思われる物件及び早急に対応しなければいけない物件は何件あるのか、お尋ねいたします。

市民の安全のために、解体補助金に対してどう考えているか、お尋ねいたします。

アンケート調査では、利用可能な住宅に空き家バンクに対して実施されています。かなり進んでいると思います。

しかし、私は、空き家対策で平成23年3月より、今回で5回目の質問となります。その中で、危険家屋で市民の皆様より、たくさんの相談を受けてまいりました。アンケート調査では、全部の空き家を対象にやるべきだ、売りたいのか、貸したいのか、市に寄附できるのか、寄附したい空き家で利用価値があれば市が取得し、解体ができる。または解体後売却もできる。危険家屋の解体を進め、市民の切なる希望に応えることができるからであります。特に危険家屋に対するアンケート調査を進めるべきと思いますが、どうするのか、お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） K P I 関連、お尋ねの基本目標3番目、結婚・出産・子育ての希望をかなえるに関するK P I、20件について申し上げますと、目標値を達しているものが5件、内容は病後児保育の実施、子育て世帯の経済支援の実施、児童発達支援の実施などです。

次に、想定どおり進捗しているものが14件です。主な内容は乳幼児、児童施設の備品、遊具等の充実、公営住宅の適切な維持保全とバリアフリーの推進、特別教育支援員の増員、小中学校施設の非構造部材耐震化の推進などです。

次に、指標の把握が困難であるものが1件、これは子どもを持つ女性の就業率に関するもので、国勢調査などの国の統計調査によらなければ把握ができない指標であります。このような指標については、市で独自に算定できる別の指標と置きかえを検討するなど、今後成果を適時・的確に検証できるよう見直していかなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 牧下議員の空き家対策に対する2回目の御質問にお答えします。

全部で6点あったかと思えます。

まず1点目は、新たな住宅セーフティネット制度では、居住支援協議会の設置が必要となるが、空家等対策協議会がそれに相当するのか、という御質問でございます。

居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づくものでありまして、空家等対策協議会のほうは空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づくものでございます。別々の法律に基づく協議会でございます。したがって、空家等対策協議会は居住支援協議会には該当はいたしません。

2点目です。居住支援法人はどこにしようと考えているのか、というお尋ねです。

居住支援法人につきましても、今後、居住支援協議会の設置と合わせまして、検討していきたいと考えております。

3点目ですけれども、市民生活係で何名が対応しているのか。また新たな住宅セーフティネット制度に今の人員で対応できるのかというお尋ねございました。

市民生活係は現在2名の職員で業務を行っておりまして、空き家に関する業務につきましても、そのうち1名が担当をしております。

なお、新たな住宅セーフティネット制度につきましても、高齢者や子育て世帯、低所得者等に対する住宅政策でありますことから、住宅部局や福祉部局で調整をしながら、対応していくことになると考えております。

次の早急に対応しなければいけない物件は何件ぐらいあるのか、というお尋ねでございます。

周囲へ何らかの影響を与える可能性があると思われ、特に今後対応と注意が必要と考えられる空き家はおよそ50件程度というふうに認識しております。

解体補助金に対しては、どう考えているのか、というお尋ねでございます。

解体補助金につきましても、県内各市町村の状況を確認しながら、また空家等対策協議会の中でも意見をお聞きしながら、検討していきたいと考えております。

最後に、危険家屋に対するアンケート調査を進めるべきであるがいかかがか、というお尋ねですけれども、危険家屋につきましても、所有者を調査しながら個別に相談・交渉等を行っており、現在15件程度はそのような取り組みを既に行っております。

そのような中で相手方の意向等も確認しながら、市民の安心安全への理解と協力をお願いしていきたい、個別に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 危険家屋の解体は一刻を争う状況であります。市民からの苦情はたくさん来ていると思います。何かあってからでは遅いと思います。国の補助金もあります、市民の安全を守るために、なぜ国の補助金を活用しないのか、お尋ねいたします。

空き家対策総合窓口について調査をしてきました。

空き家対策総合窓口の市民生活係は、①市民相談に関する事、②防犯及び防犯灯に関する事、③犯罪被害者の支援に関する事、④消費者行政に関する事、⑤交通安全の指導及び教育に関する事、⑥ふれあいセンターに関する事、⑦空き家等の適正管理に関する事、⑧空き家バンク等の空き家の活用に関する事が業務となっております。

数多くの業務を抱え、緊急を要する危険家屋解体の所有者50件に粘り強く交渉を続けるという



ことでありましたが、現在の人員では到底できない業務の内容であります。

さらに、空き家の活用においては、新たな住宅セーフティネット制度が秋ごろから始まろうとしています。準備を遅滞なく開始する必要があります。

居住支援協議会の設置、相談体制、NPO法人などの居住支援法人の決定など、数多くの業務がこれから出てまいります。何人体制で対応しようと思っているのか、お尋ねいたします。

また、市民生活係だけでなく、他の部署も検討する必要があるか、調査が必要と思うが、いかがか、お尋ねしてこの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 空き家の問題、大変大きく受けとめております。議員もたくさん御相談も受けておられるというふうに思います。私も議員時代にこの空き家の問題、また危険家屋の問題、非常に多く相談を受けたところでございます。

この解体の国の補助金の件でございますが、国の補助金につきましては、家屋等対策計画を策定することで活用できるものでありますので、これらにつきましても検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、何人の体制でやっていくか。また、他の部署も検討する必要があるのではないかとというふうな御質問でございました。

人員の体制につきましては、業務量を把握しながら対応を検討していきたいというふうに思っております。

この人員の問題、非常にうちの市役所としても今、限られた人数の中で非常に仕事が多くって、残業が多い部署もございます。そういったところでやりくりをしながらやっているところなんですけど、今、国の働き方改革もございますが、民間はブラック企業というふうに指定もされたりします。行政がそういうふうにならないようにうまく人の配置をやりながら、考えていきたいというふうに思っているところでございますが、合併していない水俣市役所としては、非常に人員のことは頭を悩ましてるところでございます。

また、先ほどの他の部署の件でございますが、住宅セーフティネット制度への対応といたしましては、住宅部門、また福祉部門も関係いたしますので、それらの部門とも調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、高校生までの医療費無料化について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、高校生までの医療費無料化についての御質問に順次お答えします。

まず、未就学児まで減額調整を廃止した場合の金額は幾らか、との御質問について、お答えします。

国が示した試算によりますと、この減額調整措置の廃止により、国民健康保険に対する国からの負担金が約158万円増額される見込みでございます。

次に、高校生を医療費助成した場合の金額は幾らか、との御質問にお答えします。

平成27年度の国保医療費データから、本市の高校生682人を対象に試算しますと、約836万円になる見込みです。

次に、高校生まで医療費無料化を実施できないか、との御質問にお答えします。

子ども医療費につきましては、熊本県が補助する制度がありますが、その対象者は4歳未満と就学前までの多子世帯であり、医療費が3,000円を超える部分に対し、その2分の1が補助対象となっております。

水俣市では、中学3年生までを対象に医療費無料化を実施しておりますが、平成27年度の子ども医療費の総額は約8,700万円で、そのうち県補助は927万円となっております。残りの約7,773万円は一般財源で賄っております。したがって、高校生まで医療費無料化を実施した場合、さらに財源が必要となります。

本市におきましては、毎年、熊本県都市財政課長会議等を通じまして、県に対し、補助対象年齢の引き上げについて、議題を提出しております。その反応を注意深く見守るとともに、年間の医療費助成総額の推移を見ながら、高校生までの医療費の無料化について、慎重に判断したいと考えております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 山鹿市では、平成27年1月より高校生までの医療費無料化を実施しておりますが、山鹿市長は、高齢化と過疎化が進み、中山間地域を中心に限界集落・準限界集落が増加の傾向にあり、また、子どもの出生数の減少に加え、転出者が転入者を上回る人口流出の状況が続いております。そのような中、若者の定住促進を踏まえた子育て支援及び少子化の対策は、重要な課題となっております。安心して子どもを産み育てることができる環境整備が求められております。私は、引き続き「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」を将来像に掲げ、市民の皆様がふるさとの地に愛情と誇りを持ち、将来への可能性を実感できるような山鹿市づくりを目指します。若者世代、子育て世代を中心に長く住み続けてもらうための定住促進策に積極的に取り組み、人口減少・人口流出に歯どめをかけていきたいと考えております。そのようなことから、高校生までの医療費無料化を実施されています。

県下45市町村においては、平成22年10月時点では、高校生までの医療費無料化は1自治体でありました。平成28年10月には、高校生までの医療費無料化は14自治体になっています。6年間で

1 自治体から14自治体が高校生までの医療費無料化を実施している状況をどう考えているか、お尋ねいたします。

定住促進・人口減少・少子化対策・子育て支援に大きく貢献すると思わないのか。総合的に判断するときに来ていると思うがいかがか、お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、県内で45市町村のうち14自治体が既に高校生まで医療費の無料化を実施しているが、どうか、という御質問でございました。

この背景としましては、本市に限らず県内各地において人口減少・少子化が進んでおり、高校生までの医療費無料化を実施することで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、安心して医療を受けることができ、子育て支援の充実等につながっていると考えております。

次に、総合的に判断するときに来ていると思うがいかがか、ということでございます。

未就学児までの減額調整が廃止されることに伴い、国からの負担金が約158万円増額されますが、一方では、高校生まで医療費無料化をした場合には、高校生分の助成額に対して、国からの負担金が新たに減額されるということになります。さらに、医療費無料化を高校生まで拡大することになりますと、当然一般財源の持ち出しがふえるということになります。高校生までの医療費無料化につきましては、このように財源の調整や確保が必要になってきますので、国・県の動向を見ながら慎重に判断していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 今、できない理由を淡々と述べられたように聞こえてまいりました。

毎年、熊本県都市財政課長会議が県に補助対象年齢の引き上げを要望しております。国においては、未就学児まで30年度から減額調整廃止となり、さらに、全国知事会・全国市長会・全国町村会の地方3団体も年齢にかかわらず減額調整を完全撤廃するように求めている状況であります。全国の自治体が希望しております。都市圏と比べてまだまだ賃金水準の格差があります。定住促進・人口減少・少子化対策・子育て支援の充実・強化のために高校生までの医療費無料化を実施するべきと思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 高校生までの医療費の無料化、議員のお気持ちはよくわかるところでございます。先ほども答弁しましたように高校生まで医療費無料化を実施することで、子育て支援等につながると十分わかっているつもりでございます。

福祉環境部長が申し上げましたとおり、財源の確保が大きな課題というふうに思っております。

本市の厳しい財政状況を鑑みますと、ここは単費をつぎ込むわけでございますので、やはり慎

重に判断する必要があるのかなというふうに思っております。

議員の皆様、いろんな形で高校生の医療費無料化、また道に使われたらどうかと言われる方、また教育関係に使ったらどうかと、いろんな御提言がございます。その中で、やはり限られた財源の中で次の世代にそういった負担のかからないような財政をきちっと管理していくことも必要かというふうに思っておりますので、少し慎重に判断していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時11分 休憩

---

午後 2 時18分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第 1 号 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第 2、議第 1 号水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 3 議第 2 号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第 3、議第 2 号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 4 議第 3 号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第 4、議第 3 号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

**日程第5 議第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について**

○議長(福田 斉君) 日程第5、議第4号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

**日程第6 議第5号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長(福田 斉君) 日程第6、議第5号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

**日程第7 議第6号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長(福田 斉君) 日程第7、議第6号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

---

**日程第8 議第7号 平成29年度水俣市一般会計予算**

○議長(福田 斉君) 日程第8、議第7号平成29年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的にお願いします。

それでは予算書46ページから48ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

48ページから76ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

77ページから91ページ、第3款民生費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

92ページから109ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

109ページから122ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

123ページから129ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

130ページから144ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

145ページから148ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

148ページから174ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、次に移ります。

174ページから176ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

12ページから17ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

17ページから22ページまで、第8款地方特例交付金、第9款地方交付税、第10款交通安全対策特別交付金、第11款分担金及び負担金、第12款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

23ページから32ページまで、第13款国庫支出金、第14款県支出金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

32ページから45ページまで、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

これで議第7号平成29年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

---

#### 日程第9 議第8号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第9、議第8号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第10 議第9号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第10、議第9号平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第11 議第10号 平成29年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第11、議第10号平成29年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第12 議第11号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第11号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第13 議第12号 平成29年度水俣市病院事業会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第13、議第12号平成29年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第14 議第13号 平成29年度水俣市水道事業会計予算

○議長（福田 斉君） 日程第14、議第13号平成29年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第15 議第20号 第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について

○議長（福田 斉君） 日程第15、議第20号第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---



## 日程第16 議第21号 工事請負契約の変更について

○議長（福田 斉君） 日程第16、議第21号工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

## 日程第17 議第22号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）

## 日程第18 議第23号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）

## 日程第19 議第24号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）

## 日程第20 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第22号指定管理者の指定についてから、日程第20、議第25号指定管理者の指定についてまで、4件を一括して議題とします。

本4件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

---

## 日程第21 議第26号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第21、議第26号水俣市人権擁護に関する条例の制定についてを議題とします。

---

### 議第26号

#### 水俣市人権擁護に関する条例の制定について

水俣市人権擁護に関する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月9日提出

水俣市長 西 田 弘 志

#### 水俣市人権擁護に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念に基づき、障害、性別等のあらゆる差別（以下「差別」という。）をなくし、人権擁護の意識を高め、もって市民一人ひとりが活力に満ち、心豊かに暮らすことができる平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 前条の目的を達成するため、市は、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権擁護意識の高揚に努めるものとする。

（市民の責務）

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、それぞれの責任と自覚をもって人権擁護意識の形成に努

かし、差別をなくすよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、差別をなくすために必要な社会福祉の向上、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民と共に推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権擁護意識の高揚を図るため、市民と共にあらゆる機会をとらえて人権教育の推進と啓発活動の充実努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、第4条による諸施策をより効果的に推進するため、国、県及び近隣市町村と連携を図り、推進体制の充実努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市民の人権擁護意識の高揚を図り、差別のない平和で明るい地域社会を実現するため、本案のように制定しようとするものである。

---

○議長(福田 斉君) 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第26号水俣市人権擁護に関する条例の制定について申し上げます。

市民の人権擁護意識の高揚を図り、差別のない平和で明るい地域社会を実現するため、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第26号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(福田 斉君) 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時25分 休憩

---

午後2時26分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第26号水俣市人権擁護に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号から議第26号まで議案20件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、16日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、15日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時27分 散会

平成29年3月16日

平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 平成29年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成29年3月16日（木曜日）

午前9時59分 開議

午前10時58分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

---

○議事日程 第5号

平成29年3月16日 午前10時開議

- 第1 議第1号 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第2号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第3号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第5号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第6号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第7号 平成29年度水俣市一般会計予算
- 第8 議第8号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第9 議第9号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議第10号 平成29年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第11 議第11号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第12 議第12号 平成29年度水俣市病院事業会計予算
- 第13 議第13号 平成29年度水俣市水道事業会計予算
- 第14 議第20号 第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について
- 第15 議第21号 工事請負契約の変更について
- 第16 議第22号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第17 議第23号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第18 議第24号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まっぼっくり）
- 第19 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）
- 第20 議第26号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について
- 第21 陳第1号 「水俣川河口臨海部振興構想事業」の早期実現と水産業振興促進事業の支援の陳情について
- 第22 陳第2号 水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情について
- 第23 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
総務産業委員会
  - 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について厚生文教委員会
  - 1 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について（平成

28年6月)

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について  
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時59分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 議第1号 水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第2号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第3号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第5号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第6号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第7号 平成29年度水俣市一般会計予算

日程第8 議第8号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

日程第9 議第9号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議第10号 平成29年度水俣市介護保険特別会計予算

日程第11 議第11号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

日程第12 議第12号 平成29年度水俣市病院事業会計予算

日程第13 議第13号 平成29年度水俣市水道事業会計予算

- 日程第14 議第20号 第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について
- 日程第15 議第21号 工事請負契約の変更について
- 日程第16 議第22号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第17 議第23号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第18 議第24号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第19 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）
- 日程第20 議第26号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について
- 日程第21 陳第1号 「水俣川河口臨海部振興構想事業」の早期実現と水産業振興促進事業の支援の陳情について
- 日程第22 陳第2号 水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情について

○議長（福田 斉君） 日程第1、議第1号水俣市個人情報条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第22、陳第2号水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情についてまで、22件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文君登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第1号水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部規定が平成29年5月30日から施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、特定個人情報の利用により連携が可能となる法定事務と独自事務とはどういったものかとただしたのに対し、法定事務は福祉、税、災害対策の3分野に限られた法で定められた事務であり、生活保護の事務や保育所事務などである。独自事務は、法に規定はないが、法定事務に準じる事務であり、子ども医療費助成事業や重度心身障がい者の医療など、これらの事務についても条例で定めれば独自で使用できるとされているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第2号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、職員の育児休業について



必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、職員の扶養手当について、国家公務員の給与改定に準じ、本案のように制定しようとするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、扶養手当の対象となっている配偶者や父母について、配偶者であれば受給できるのか、また父母等は年金額が関係するのとただしたのに対し、いずれも収入要件があり、年額130万円以下が対象となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税の税率引き上げ延期に伴う地方税法の改正等により、水俣市税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、法人市民税の税率が改正後に8.4%となるが、今回の改正により、課税は平成31年10月1日以後に適用されるのかとただしたのに対し、改正後の税率8.4%が適用されるのは平成32年11月申告分からになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地の一部住宅の廃止に伴う除却により、本案のように制定しようとするものであるとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号平成29年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとして、第2款総務費に、地方バス路線維持対策事業、水俣環境アカデミア管理運営経費、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、初恋のまちづくり事業、企業版ふるさと納税活用事業、さくらサイエンスプラン研修事業、地域おこし協力隊支援事業、電算システム新規開発事業、市庁舎建替事業、第4款衛生費に、合併処理浄化槽設置整備事業、第5款農林水産業費に、農業人材力強化総合支援事業、中山間地域等直接支払事業、中山間地域総合整備事業、農業競争力強化基盤整備事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、市町村営林道開設事業、恋路ブランド推進事業、第6款商工費に、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、水俣堂々推進事業、道の駅・海の駅整備事業、商工業資金貸付・出資事業、戸建住宅リフォーム事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、第7款土木費に、公共下水

道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地整備事業、牧ノ内・大迫線道路改良事業、市内一円市道改良及び維持補修費、道路ストック総点検事業、水俣花の名所再生事業、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団関係経費、消防防災施設整備事業、防災関係経費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当している。

債務負担行為として、牧ノ内団地5号棟建設事業外4件を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業債外5件を計上しているとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣環境アカデミアにおける研究者招聘事業委託料はどういったものかとただしたのに対し、水俣環境アカデミアを活用し、教育普及、新事業創出等により地域振興につなげるため、ベンチャーの誘致及び各種分野への研究者招聘あるいは中高生等の次世代育成の支援等を行うものであるとの答弁がありました。

また、初恋イルミネーション設置委託料について、今年度エコパーク水俣に設置されたが、ライトアップされていることが国道3号からわかりにくかった。来年度の設置も同じ場所で考えているのか、また、その場合の国道からわかりやすいような対策があるのかとただしたのに対し、来年度も同じ場所で考えている。国道を通る方から見えるような工夫をするなど検討していきたいとの答弁がありました。

また、移住定住推進事業の実施による本市の状況はどうかとただしたのに対し、県が主催して東京圏内で移住定住相談会に2回参加したが、毎回市のブースを訪れるのは10件から20件ほどである。過去のマイナスのイメージにとらわれず、現在の水俣市の状況を理解していただくために、今後も積極的な宣伝が必要であるとの答弁がありました。

また、現在、各部署において、それぞれ市のPR等が行われているが、市として1つの大きな予算で東京や大阪等にポスター掲示やテレビCM等を活用するなど、水俣の新しいイメージを発信するために、庁内で連携するべきではないかとただしたのに対し、今後庁内で検討したいとの答弁がありました。

また、災害時の備蓄用品はどこに保管しており、どういった災害時に利用するのか。道路の寸断に対応できるよう保管場所の分散が必要であると考えますがどうかとただしたのに対し、保管場所は旧深川小学校であり、大災害時だけでなく、台風等でも避難指示を行った際などには利用することもある。保管場所の分散については、保管スペースの問題もあるが、必要と考えており、今後検討してまいりたいとの答弁がありました。

また、和紅茶ブランド推進事業について、和紅茶の生産者が何名おられるのか。テレビ番組で紹介され、すでに生産量が不足していると聞くが、今後全国地紅茶サミットが水俣市で開催されることで、ますます不足が予想されるが、今後の生産者の拡大について考えているのかとただし

たのに対し、お茶の生産者は19名おられ、そのうち4名の方が和紅茶の販売を行っている。テレビ放送後は、市担当課への問い合わせも多く、反響が大きかった。市としては、今後さらに生産拡大ができるよう推進していきたいとの答弁がありました。

また、牧ノ内・大迫線道路改良事業について、工事の完了予定はいつごろになるかとただしたのに対し、平成30年度に開通予定の高速道路の工事が、牧ノ内・大迫線と工事箇所が重なっており、工事ができない箇所がある。平成30年度の開通後から本格的に整備に入るため、その後3年ほどかかると思われるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ12億950万5,000円を計上している。

歳出においては、第1款公共下水道事業、第2款公債費、第3款予備費を計上している。

第1款公共下水道事業費の主な事業として、浄化センター運転管理業務委託料、白浜雨水ポンプ場改築更新工事委託料等を計上している。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金から第7款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、債務負担行為として、公共下水道事業法適化支援業務委託料外2件を計上している。

また、地方債として、公共下水道事業及び過疎対策事業を計上しているとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、今後機器の更新についての投資がどれくらいかかるのかとただしたのに対し、機器設置後35年経過している雨水ポンプ場もあり、浄化センターとあわせて年間約2億円から3億円機器更新にかかる。今後想定される費用について40年先まで見越した上で長期的な維持管理計画を作成し、事業費の平準化を図っていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号平成29年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に5億2,289万6,000円、収益的支出に4億1,380万1,000円、資本的収入に231万1,000円、資本的支出に2億1,783万4,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をしているとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、管路整備工事が行われるわらび野地区は消火栓が未設置であるが、来年度予定されている消火栓の設置と関連性があるかとただしたのに対し、管路整備にあわせて、わらび野地

区へも消火栓の設置を行うものである。当地区への管路整備については、水圧を確保するため、初野地区から水を配水することとした。それに伴い、わらび野地区まで管路を国道3号に埋設する必要があることや、高速道路の整備工事にあわせて管路の埋設工事ができるよう、これまで長い期間をかけて国土交通省と協議してきた。その結果、今年度から事業を実施し、消火栓については、今年度すでに1基設置し、来年度2基を設置する予定であるとの答弁がありました。

また、水圧不足の解消を目的とした管路整備工事が予定されている江添・浦上町地区について、地区で水をくみ上げている家庭と、市の上水道を利用している家庭があるが、水をくみ上げている家庭が、上水道へ変更することに伴う工事ではないのかとただしたのに対し、あくまでも市の上水道の水圧の確保のための工事であり、もし、新たに上水道の利用を希望される家庭は、個人負担が発生するが、水道局に申請いただき、協議が可能であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について申し上げます。

本案は、第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更を行うため、水俣市議会基本条例第7条の規定に基づき、本案のように提案するものであるとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、水俣市防災行政無線整備工事請負契約について、防災行政無線設備の親局、中継局、再送信局、屋外拡声子局、戸別受信機の数量等に変更が生じたため、本案のように提案するものであるとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号から議第24号まで指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明がありました。

いずれも特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号水俣市人権擁護に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、市民の人権擁護意識の高揚を図り、差別のない平和で明るい地域社会を実現するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、市は、本条例を制定することで、人権擁護に関する活動に対して団体等から支援を求められた場合に答えなければいけないということも想定しているのかとただしたのに対し、

現在取り組んでいるため、今よりさらにということは現在のところ考えておらず、市としての基本姿勢を示すための制定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第1号「水俣川河口臨海部振興構想事業」の早期実現と水産業振興促進事業の支援の陳情について申し上げます。

水産業の振興のため、水俣市漁業協同組合が漁師市やカキ小屋などで独自に頑張っておられる中で、今回の事業に対し、前向きに考えていただいております。地場企業を応援することは当然であるとの意見や、市の漁業が厳しい現状であることは理解できるが、環境影響評価が終わっていない段階であり、埋め立てることによる環境負荷が全国でも発生しているため、もう少し考えたいとの意見がありました。

本件は討論があり、水俣市漁業協同組合のお気持ちもわかるが、環境影響評価を確認した上で判断したいと思っております。反対という意見がありました。一方、水俣市漁業協同組合が漁場、藻場を育成してほしいと強く望んでおられ賛成であるとの意見が出され、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

最後に、陳第2号水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情について申し上げます。

防災会議に本議会から2名を委員として選出しており採択する必要はないとの意見や、市は原子力災害対策について足踏み状態であり、議会として投げかけることで行政に一步踏み出してもらいたいなどの意見が出されました。

本件は討論があり、川内原子力発電所が再稼働しており、原子力対策について意思を一致させたいと思うので賛成であるとの意見がありました。一方、あくまでも市長が自ら判断することであるため反対であるという意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第5号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税率の引き上げが延期されたことに伴い、現行の第1段階の第1号保険料の軽減措置を継続する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、第2条第2項中、平成28年度を平成29年度に改めるということだが、今後は、そ

の都度、条例を改正していくことになるのかとただしたのに対し、今回の主な改正理由は、消費税率の引き上げが延期されたことに伴うものであるが、平成29年度に介護保険料の計画を策定し、平成30年度から実施する予定であるため、今後はそれにあわせて調整を行っていききたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号平成29年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

主な内容として、第3款民生費に、自立支援給付費、子どものための教育・保育給付負担金、明水園施設整備事業、生活保護費、児童手当、子ども・子育て世帯応援事業、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、子ども医療費助成事業、家庭部門低炭素総合事業、第9款教育費に、小・中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの施設管理運営経費、小・中学校施設耐震化推進事業、埋蔵文化財発掘調査事業、文化会館整備事業、みなまた環境絵本大賞事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上している。

財源としては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、繰越明許費として、子ども・子育て世帯応援事業を計上している。

債務負担行為として、松本眞一同朋奨学金を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業債等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、教育費の発掘調査業務委託料の中で、発掘整理の作業内容についてただしたのに対し、平成28年度までに発掘された約5,000点の出土品を1点ずつ洗浄、分類して、復元や分析等の整理を行うものである。主な作業内容としては、現場でとった測量図面、実測図面等のデジタル化も含み、出土品の科学的分析や土壌や遺物等に含まれる成分も調べ、産地や種類を特定する作業等も行う予定であるが、調査は市外の文化財調査の請負業者へ委託予定であるとの答弁がありました。

また、災害時避難行動要支援者管理システムの整備事業に関し、情報提供の範囲についてただしたのに対し、要支援者の支援については、行政だけでは手が届かない部分もあり、今後は民生委員、自治会、地区消防団、自主防災組織等との情報の共有化を進め、地域ぐるみの支援を行っていききたいとの答弁がありました。

また、水俣病資料館の事業のうち、水俣病に関する資料の調査・業務委託料の中で、委託先である相思社の資料のデジタル化の内容及び予算についてただしたのに対し、具体的には、相思社が保存する水俣病に関する蓄積された有意義な資料を1枚ずつPDF形式で電子データ化し、資料のリストの納品を受け、最終的にはCDとして保存を行う。また、事業は、平成27年度からの3カ年計画で行っている継続事業であるが、平成29年度においても、電子データ1点当たり

1,000円の4,000点分の400万円の委託料の予算を計上しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億7,450万円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上している。

財源としては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、一般被保険者療養給付費について、前年度に比べて、今年度が大きく減額になっている理由についてただしたのに対し、平成27年度はC型肝炎の新型治療薬であるハーボニーが医療給付の対象になり、水俣市においても使用件数が急激にふえ、年度途中で補正予算等に対応したため、前年度の予算は大きく伸びた。しかし、その後に薬価が減額改定されたため、今年度は大きく減額した予算となっているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億8,887万9,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款諸支出金を計上している。

財源としては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号平成29年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億5,236万9,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

財源としては、第1款保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金、第6款繰入金等をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新しく始まる介護予防・生活支援サービス事業の中で、訪問型サービスと通所型サービスの事業所の受け手があるのかとただしたのに対し、予防給付のうちの通所と訪問については、今までどおりのサービスが利用できるようにしているが、事業所によっては、通所は大丈夫であるが、訪問については、ケアマネージャーとの調整が必要な現状もある。今後、訪問型サービスについては、シルバーサポート等を活用しながら、運用していきたいとの答弁がありま

した。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号平成29年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に71億9,710万円、収益的支出に71億6,846万5,000円、資本的収入に3億860万4,000円、資本的支出に8億2,177万円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

次に、資本的支出の主な内容については、西館前駐車場ゲート式駐車場機器の更新等の建設工事費や超音波診断装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業それぞれの病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、看護学生奨学金貸付金について、何名分の予算であるかただしたのに対し、18名分の予算であると答弁がありました。

また、奨学金受給者の現在までの市立総合医療センターへの採用数についてただしたのに対し、平成29年4月までの採用者は11名であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第25号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

---

## 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年3月13日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文



記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第1号	水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第2号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第3号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	平成29年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第11号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第13号	平成29年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第20号	第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について	原案可決	全員賛成
議第21号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成
議第22号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	原案可決	全員賛成
議第23号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	原案可決	全員賛成
議第24号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	原案可決	全員賛成
議第26号	水俣市人権擁護に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
陳第1号	「水俣川河口臨海部振興構想事業」の早期実現と水産業振興促進事業の支援の陳情について	採 択	賛成多数
陳第2号	水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情について	採 択	賛成多数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年3月10日

厚生文教常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第5号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	平成29年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第8号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第9号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第10号	平成29年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第12号	平成29年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第25号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、旧第三中学校運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室）	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

小路貴紀議員、藤本壽子議員から陳第1号について、藤本壽子議員、高岡利治議員から陳第2号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 陳第1号「水俣川河口臨海部振興構想事業」の早期実現と水産業促進事業の支援の陳情について、反対の立場で討論いたします。

提出された陳情の中身については、この半世紀にわたる漁業者の苦しい思いが伝わってきて、理解することができます。水俣病の発生とともに、汚染魚の漁獲自粛、魚類販売自粛など本当に苦しい思いをされてきたこと、また、魚をとっても水俣の魚は敬遠されてきたことも苦しい事実であると思っています。そのため、陳情の趣旨については、概ね賛成です。

ただ、趣旨の1番にある水俣川河口臨海部振興構想事業の早期着手については、異論があります。どのように着手し、水産業に本当に影響がないのかについては、まだ環境影響評価の結果も出ていない中であり、多くの懸念が残っています。

2003年から水俣の海に潜り、海岸の状況を見てこられた海藻研究所の新井章吾さんという方がおられます。前の水俣市漁業協働組合長さんとも知己であったと聞いております。この方は、この八幡プール沖にも潜り、海底の様子を見てこられています。

新井章吾さんによると、この埋め立ての予定地には、幾つか湧水があり、干潟、砂地の自然海岸が残る数少ない水俣の海岸である。もし、仮に沖まで埋め立てられるとすると、海底湧水が面上に湧き出し、滞留する場所がなくなり、ヒジキや魚介類の生育・生息に影響します。瀬戸内海では、このような地下水脈の破壊と海底湧水の滞留する場所が失われたため、養殖ノリやカキの餌の植物プランクトンが育ちにくい環境になり、水産業の衰退を招いている。何も無いように見える遠浅の砂浜や干潟が、水産業にとって重要な機能を果たしていることを認識すべきだと思います。海は、生物のゆりかごなのです。できれば埋め立てないほうがいい。このように述べられています。

今、水俣では、ヒジキ、アオサノリなどが復活してきており、水俣川の河口周辺の水環境というのは、これらにも大きな影響を与えていると思います。

拙速な埋め立ての計画が、水俣の漁業関係者にとって、真の発展になるのか、私は、今の段階では懸念が残っていると思っています。

現在、環境影響評価の調査段階であり、これをもとにした漁業関係者、市民への説明も行われていない段階であり、この陳情については、趣旨の1番において拙速であり、了承することはできないと考えます。

以上、陳第1号についての反対討論を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、小路貴紀議員。

○小路貴紀君 水進会の小路貴紀です。

陳第1号「水俣川河口臨海部振興構想事業」の早期実現と水産業振興促進事業の支援の陳情について、賛成の立場から討論します。

水俣川河口臨海部振興構想事業について、市の見解は、丸島漁港を中心とした水産業振興と産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化を目的に、南九州西回り自動車道建設で排出される残土による埋め立てにより、護岸の補強及びアクセス道路の整備をあわせて行う旨、これまでの一般質問で答弁されております。

自然に手をかけることが、自然を壊すとか、環境の破壊につながるという意見に対しては、安易に賛同できません。私たちの先人は、山々を含む自然を開墾して田畑をつくり、木を切って家をつくり、山や海の恵みを得て生活をしてきました。そして、技術の開発や進歩によって今の生活があるわけですが、例えば、高潮等の被害を防ぐために築かれた堤防等は環境破壊でしょうか。私たちが命をつないでいくためには、環境と共存・共生していくという捉え方が大事であると考えます。

水俣市漁業協同組合からの陳情内容を見ますと、漁場・藻場の再生及び栽培漁業振興に寄与するよう本事業の早期実現を求められております。通常、大規模な公共事業においては、利害関係者等との調整に時間と労力を要することもあります。水俣市漁業協同組合においては、共同漁業権の補償を求めることもなく、漁業従事者にとって何が大切かを思慮深く判断されたことと推察する次第です。本事業の工期は数年に及ぶものと思われる中で、漁場・藻場の育成が重要と判断される背景には、後世に水俣の漁業と水産資源を残すことが、いかに大切であるかという強い思いを感じます。

護岸道路の早急な整備は、丸島新港を中心とした活性化につながるよう来客者往来の利便性を高めるだけでなく、日奈久断層帯の活動による地震発生の懸念に対しても対策が講じられることとなります。また、丸島地区の火災等の発生に際しては、消防車等の進入路が新たに確保されるなど、被害を最小限に抑えられる意味でも住民の安全・安心につながることも大いに期待されます。

風評被害に対しては、水俣市漁業協同組合を中心とした不断の努力や取り組み、継続的な行政の支援が行われているにもかかわらず、いまだ払拭できていない実態があることは周知の事実で

す。先の総務産業常任委員会の場で、定住・移住の実績が上がらない理由として、海が汚れている、水が汚いといった、現状とはあまりにもかけ離れたイメージを、いまだ持たれているという担当課からの説明も受けました。市民・行政・議会等の関係者が連携して風評被害への払拭に努めることで、未来ある子どもたちに誇りある町を残してあげなければならないことを改めて痛感しました。

以上、漁業従事者の生活の安定及び本市の水産業振興に尽力いただく方々への支援は、積極的になされるべきであり、風評被害を払拭するためには、現状の理解と関係者の連携が重要であるとの理由によりまして、本陳情に関する賛成討論とさせていただきます。

議員皆様方の御賛同をお願いいたします。

○議長（福田 齊君） 次に、高岡利治議員。

○高岡利治君 真志会の高岡利治です。

私は、陳第2号水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情について、反対の立場で討論をします。

この陳情につきましては、過去2回にわたり同趣旨の陳情が提出されてきました。1回目の陳情は、平成28年9月5日「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情として提出され、9月市議会定例会の総務産業委員会において議論がなされましたが、継続審査となり、この陳情については、11月25日に陳情者から撤回の申し出がありました。

その後2回目の陳情は、平成28年12月5日に原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情として提出がなされて、12月市議会定例会において総務産業委員会での議論を経て、そのときも継続審査となっております。

そして、年が明けた平成29年2月22日に再び陳情者から、陳情撤回の申し出があり、今回3回目の陳情として平成29年3月6日に提出がなされております。

過去2回の陳情について、総務産業委員会で議論がなされたときも、避難計画の策定委員会の設置や専門部会の設置といったことに賛同する意見と、独自にそれだけを特化した組織をつくるのではなく、市の防災会議という組織があるのだから、そこで議論すべきという意見等が出されました。

今回の陳情についても、水俣市防災会議において、原子力災害対策を実効性のあるものにするための早急な議論の開始を求めるという趣旨のものです。原発災害対策における議論の必要性は、総務産業委員会の中でも共通した意見であると認識しております。

しかしながら、水俣市防災会議において、早急な議論を求めるという陳情であるならば、水俣市防災会議の会長である市長に対して陳情すべきものであり、我々議会からは議長と総務産業委員長を議会の代表として、水俣市防災会議10団体42名のメンバーの中に名前を連ねております。

議会の総意として出席をお願いしている2名の議員に、水俣市防災会議の中で意見を出してもらうことが、議会の代表として2人を信頼し、選んだ我々議員の本来の姿勢であり、そこに改めて議会で陳情を採択することは、我々議員が選んだ議会の代表である2名の議員に対する信頼も損ないかねず、水俣市防災会議における議論の必要性は十分認めており、陳情採択までの必要性は感じられないことから、この陳情に対しては反対であります。

議員各位の良識ある御判断をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

陳第2号水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情について、賛成の立場から討論します。

川内原子力発電所に事故があった場合どうなるか、薩摩川内市の山林の地権者に頼まれ、東京の環境総合研究所というところが行った川内原発事故時シミュレーションによると、鹿児島県出水市、水俣市では、福島県の飯館村、浪江町などより、さらに高い値で放射能に汚染されると発表しています。

最も心配されているのは地震です。陳情者が述べられているように、昨年4月の熊本地震から、既に1年になりますが、この地震により家屋の崩壊や交通網の寸断等、私たちは避難の困難さを目の当たりにしています。川内原子力発電所は、基準値震動620ガルで審査を通過していますが、益城町では1,580ガルでした。想像したくないのですが、事故が起こらないと言い切れるでしょうか。しかも、地震という災害に加え、放射能汚染が加わった場合、どのような事態になるか、その困難さを身をもって経験したのが、福島県の人々でした。

市民には何より、市民が自らの被爆を最小限にするためには、放射能防護のための知識や対策を知る。また、地域での協力体制をつくっておくことが必要であります。

水俣市は、御存知のとおり、水俣市地域防災計画の中に、原子力災害対策計画を持っております。総則に、放射性物質の異常放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等を想定し、市民の生命・財産を原子力災害から保護することを目的とするとあります。

防災会議の中で話し合う指針は、細かく述べられていると思います。川内原子力発電所が再稼働した今、一刻も早く、防災会議の中での議論を始めてもらいたいと思います。

陳情者の切なる思いを受けとめ、そしてまた、水俣の子どもたちの命を守るために、全会一致での採択をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第1号水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議第26号水俣市人権擁護に関する条例の制定についてまで、20件を一括して採決します。

本20件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本20件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本20件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(福田 斉君) 次に、陳第1号「水俣川河口臨海部振興構想事業」の早期実現と水産業振興促進事業の支援の陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長(福田 斉君) 次に、陳第2号水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

日程第23 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について  
(平成28年6月)

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第23、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年3月13日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

---

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年3月10日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年3月9日

議会運営委員長 野中重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成29年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時58分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 斉

署名議員 塩崎 達朗

署名議員 谷口 眞次

## 平成29年3月第1回水俣市議会定例会（2月22日～3月16日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第1号	水俣市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第2号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第3号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第4号	水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第5号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第6号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第7号	平成29年度水俣市一般会計予算	2月22日	各 委	3月16日 原案可決	
議第8号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第9号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第10号	平成29年度水俣市介護保険特別会計予算	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第11号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第12号	平成29年度水俣市病院事業会計予算	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第13号	平成29年度水俣市水道事業会計予算	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第14号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	2月22日	各 委	2月22日 原案可決	
議第15号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	2月22日	厚生文教	2月22日 原案可決	
議第16号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	2月22日	厚生文教	2月22日 原案可決	
議第17号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	2月22日	厚生文教	2月22日 原案可決	
議第18号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	2月22日	総務産業	2月22日 原案可決	
議第19号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	2月22日	総務産業	2月22日 原案可決	
議第20号	第5次水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の変更について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	

議第21号	工事請負契約の変更について	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第22号	指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター)	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第23号	指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター)	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第24号	指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり)	2月22日	総務産業	3月16日 原案可決	
議第25号	指定管理者の指定について (水俣市立総合体育館等)	2月22日	厚生文教	3月16日 原案可決	
議第26号	水俣市人権擁護に関する条例の制定について	3月9日	総務産業	3月16日 原案可決	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第83号	水俣市人権擁護に関する条例の制定について	平成28年 11月25日	総務産業	2月22日 撤回承認	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第1号	陳情の処理の経過及び結果について	2月22日
報告第2号	専決処分の報告について	3月9日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月16日	総務産業	3月16日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月16日	厚生文教	3月16日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月16日	議会運営	3月16日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	「水俣川河口臨海部振興構想事業」の早期実現と水産業振興促進事業の支援の陳情について	水俣市丸島町 2丁目8-1 前田 和昭 外6人	総務産業	2月22日	3月16日 採 択

陳第2号	水俣市防災会議において、原子力災害対策に係る議論の開始を求める陳情について	水俣市月浦 247番地96 永野 隆文	総務産業	3月9日	3月16日 採 択
------	---------------------------------------	---------------------------	------	------	--------------

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員3 月16日 継続審査会	提案月日	結 末
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	水俣市洗切町 18-17 廣田 孝	厚生文教	平成28年 6月10日	3月16日 継続審査
陳第8号	原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情について	水俣市月浦 247番地96 永野 隆文	総務産業	平成28年 12月8日	2月22日 撤回承認